第 編 本会発足から五十年の歩み

第一章 制度改正等についての本会の主な活

第一節 公選知事と本会

昭和二十二年度~三十一年度)

れた。

新し

い自治制

昭 和二十二年五月三日、 新しい 地 方自治の基本法とも 1 うべ き 地 方自 治 法 が 日 本 国 憲 法 と同 時 に 施 行

事が公選によって選ばれることになったことである。

度において最も重要なことの一つは、

都道府

県が完全自治体となり、

それを裏付けるもの

知

た。 新 わ 制度による都 そのため 0) 玉 れ、 の 機関 匹 十六 É 新 カコ 5 L 名 道府県知事の選挙 ば \mathcal{O} 11 独 知 公選知事 事 立した機関として、 は 共同 が誕生した。 \mathcal{O} (第一回統一 目的 達 中央政府に対し住民の この新制 成 のため 地方選挙) 都 度によって選ば 道 府 は、 県 相 地方自治法の施行に先立つ昭和二十二年 互. 利益を擁護する積極的 0) れ 連絡提携を持 た知 事 は、 官選. つ必要が生じてきた 知 事とは な役割を持つことになっ 異な ŋ 应 内 務 月 Ŧi. 日

に あった「地方自治連盟」 「全国地方自治協議会連合会」 当初各地方ブロ は本会の ック別に が 知 発足によって廃止された。) 結成され 事の 協 全国的 議機関としての 組織となった。 「地方自治協議会」 (なお、 別に 都 が結成され、 道府 県の 連 絡 昭和二十二年 機関として内務省 + 甪

そ の後名実ともに全国 の 知 事 Ď 組 織としての性格を明らかにするため、 昭 和二十五年十月十 日 [名称を 全 玉 知

第二節 地方制度改革

地方制度改正の動き

) 各種の勧告・答申と制度改正(昭和二十二年度〜三十一年度)

よる教育委員会の設置を規定した「教育委員会法」、地方財政運営の基本原則を定めた「地方財政法」、自治体 あ る。 和二十二年五月に「地方自治法」が施行されてから約三年間は、 主なものとしては、 国家地方警察と自治体警察の二本立制を規定したいわゆる「新警察法」、委員公選に 地方自治関係法が次々に整備された時期で

消防の発足をみた「消防組織法」などがある。

月に地方財政委員会が設置されるなど、国の機構面でも大きな改革が進められた。 多年地方行政上に大きな影響力を行使してきた内務省が昭和二十二年十二月に廃止され、 翌二十三年

見合う財源の手当が十分でなかった上に、 かし、次々と打ち出される新制度の下に新しい仕事が増大していくにもかかわらず、 戦後のインフレーションはとどまるところを知らず、 財政面 におい 地方財政は窮迫 てこれ

の度を深めていった。

Þ

لح

趣旨 政 勧 九 月 地 務再配 を踏まえ、 E 方 自 基 行 治 づ 政 分に V 責 0 立 7 任 翌二十五年十二月 場 関する勧告」 同 \mathcal{O} カ 年 明 十二月 確 ら見てこの 化 「能率化」「市 (第二 地方行 時 期で最も重要であるのはシャウプ勧告である。 行 次 政 :政事務| を行い 調 查委員会議」 町 村優先」 再配分に関する勧告」 内 閣及び の (議 国会に提出 原 則を掲げて、 長神戸正 第一 雄 氏 地方税制 次)、 が :設 また、 監され、 改革 シャ ・ウプ に 昭 関 和二十 同 す 会 使 る勧告 節 議 は 寸 五. 年 シ は 九 ヤ を 昭 行 ウ 和二十 月には プ 勧 告 兀 年 \mathcal{O} \mathcal{O}

また、 政令 諮 問委員会の答申によって設置された「地方制 度調査会」 は、 昭 和二十七年十二月 7 六 日 iz 発

その後今日

にまで

地

方

制

度の

改

正は殆ど地

方制度調

査

会の

答申によって行わ

れてきている。

年

度

Ź

最 地 申 方 重 財 \mathcal{O} 政に対 期 要なものとして昭和二十八年 昭三〇・一二・ 間 す 行 る措置に関する答申」 わ 'n た答申 七)、 としては、 「地方財政に関する当面の措置についての答申」 \mathcal{O} (昭三〇・一一・一)、「昭和三十一年 地 地方制度改革に関する答申」 方制 |度の改革に関する答申」(昭二八・一○・一六)、 をあげなければ 度地方行財政に対する措 (昭三一・一二・二 なら な 四 昭 置 が 和 あ 関す る

方 0 制 度 革 -など地 答申 が 次 は、 方 改 地方 税 É 財 され 公共 政 改革 団 た に 体 関 \mathcal{O} Ļ 種 類、 地 方 性 制 格、 度上極めて重要な事項に 規 模など \mathcal{O} 地 方 行 政 制 っい 度 \mathcal{O} 改革、 て提言しており、 また、 地 方 財 0 源 答 \mathcal{O} 申 確 に 保 基 地 方 7 税 地 制

再 建 そ $\tilde{\mathcal{O}}$ 運 促 主な 営 進 \mathcal{O} 特 簡 别 ŧ 素 措 \mathcal{O} 化 置 は 法 能 市 率 \mathcal{O} 町 化 制 村 0 定 自 ため 治 体 地 0 方 警 改 財 察 正 政 \mathcal{O} などであ 平 廃 衡 止 交付 と都 0 金 道 た 制 府 度 県警察 \mathcal{O} 地 方交付 \tilde{o} 発足、 税 制 教育委員会の 度 0) 改正をはじ 委員公 め 選 制 地 廃 方 屯 寸 体 地 0 行 方 財 政 組 政

そ 市 町 村 都 道 府 県 \mathcal{O} 地 位 及び 機 能 0 明 確 化 議 会運 営 D 簡 素 合 玾 化 執 行 機 関 0 機 構 0 簡 素 合 玾

化を内容とする、 昭和三十一年六月の地方自治法改正はその「まとめ」ともいうべきものであって、これによっ

て懸案とされた諸問題の手直しは一応終わったということが言える。

制度改正の動きに対する本会の活

動

シャウプ使節団に対しては、 以上のような地方制度改正の動きに対して、本会はそのつど主張を明らかにし、その実現に努めてきた。 租税制度、 平衡交付金、 起債制度等に関し昭和二十五年八月「地方税財政改革に

する意見書」を提出した。 また、シャウプ勧告によって設置された地方行政調査委員会議に対しても「行政事務再配分に関する意見」(昭

二五・七)を提出し、昭和二十六年一月には らかにした。なお、 方団体の自主性、自律性を画期的に強化し、 政府に対しても同会議の勧告実施を強く要望した。 自治の本旨を具現するものとして全面的にこれを支持することを明 「地方行政調査委員会議の勧告に関する意見」を発表 同 |勧告が

地

地方制度調査会に対しても本会は積極的に働きかけた。すなわち、同調査会の発足に先立つ昭

と地方団体の事務配分」「国と地方団体との税源配分」の三項目にわたり詳細に本会の考え方を明らかに きに対応しながら各種の意見をまとめ提出した。この間、 年五月、 のとして「地方制度改革に関する意見」(昭二七・一一・一 本会に 「地方制度調査委員会」を設けて自主的に諸制度の検討を進めるとともに、 地方制度改革に関する本会の基本的な態度を示したも 五 がある。この意見書は 「府県の地位と機能 地方 制 度調 国

する意見」(昭二九・一一・一〇)を発表した。 の である。 また、 道州制問題については、本会は当初から反対の立場を明らかにし、「府県制度、 道 州 制 関

したも

方行財政制度改正のうち主要なものについてみると、 警察制度については、 市町村自治体警察を廃止 して 国

年

 \mathcal{O}

秋

部

修

正

 \mathcal{O}

上

成

立.

L

ŧ 体 に 家 警察 対 \mathcal{O} で 察 あ 0 的 る 廃 な 自 が、 止 ŧ 治 は の とす 警察 体 政 警 府 財 Ź 察 は 源 を与 改 \mathcal{O} 玉 正 \mathcal{O} 本 家 旨 警 えずに \mathcal{O} 察 定 に 動 反 \mathcal{O} き · 警 が L 復 な 察 活 あ を V 行 0 た 都 打 政 を市 ち 道 が 府 出 これ 県 Ļ 町 警 村 察 法 に に 律 移 対 \mathcal{O} 組 \mathcal{O} 譲 L 織 全 本 L たた とそ 슾 面 改 は ħ 強 め 正 に要す を 力 Œ L 市 ば 町 反 ź 村 対 L 経 ば \mathcal{O} 渾 費 提 財 動 案し E 政 を 行 が 0 た。 V 窮乏したことに 0 た。 て \mathcal{O} L もとも 財 か 源 L 保 本 会は 障 端 を 市 町 \mathcal{O} 発 村 分す 改 自 る 治 正

定 た 育 制 地 度の 方教 改 育 正 に 行 政 0 \mathcal{O} V 7 組 Ŕ 織 お 本会は ょ び 運 営に 教育委員 関 7 る法 公 選 律 制 案 \mathcal{O} 廃 止 昭 等 \mathcal{O} 実 年 7現を要 制 定 に 請 0 てきたが V 7 は 他 \mathcal{O} 教 育 地 委 方 員 引 体 \mathcal{O} \mathcal{O} 任 連 合 等 体 を 規

そ

結

果

日

0

制

度

制

を

4

る

に

至

0

た

とい は、 ŧ 結 ま Š た 東して 地 反 方 \mathcal{O} 対 地 意見 行 自 方 財 治 動 権 が 政 Ļ を 強 \mathcal{O} く審 尊 赤 そ 字対 \mathcal{O} 重 成 し 議 た 7 は 策 立 規 難 として提案された \mathcal{O} 航 定することなど、 実現に寄与 したが、 本会は した。 地 法 部 方 案の 修 財 政 正 趣旨に を要望し 再 建 促 賛 進 た。 成す 特 别 本法 Ź 措 置 案は としな 法 案 が は 度廃案となっ 6 į 自 治 再 権 建 を 不当 た 4 が 体 \mathcal{O} 昭 玉 圧 和 \mathcal{O} 迫 監 す Ź

う 正 小 \mathcal{O} す \mathcal{O} 昭 1和三十 上 ることを中心とし 部 を改 であっ 昭 和三 に 年 正 た。 基 \mp ,る法: 月 V 本会はこ 玉 年三月 会に 律 て て地 地 案 方 提 に 方 行 出され 成 関 \mathcal{O} 改正 立 寸 財 する要望」 L 体 政 た に \mathcal{O} た が \mathcal{O} 合 0 制 ٧ì 理 地 本 限 化 方 7 昭三〇 슾 を強化する事 自 都 0 能 治 要望し 率 道 法 化 府 \mathcal{O} 六 を 県 7 図ろうとするも \mathcal{O} 部 項が 七 11 部 改 た 局 正 多か 案 の を求め 特 数 0 别 0 は、 たため 市 制 たが 制 限 \mathcal{O} 地 で \mathcal{O} 方 規 廃案となった。 などの改 制 こ の 法 定 度 律 \mathcal{O} 調 改 削 の全般に 査 近案は、 除 会の 正 事 以 項 第 その 外 わたって一大改 の 地 0) 修正 次答 方議 要望 後、 单 ()地 は 本 会 (昭二 \bar{o} 実 改 現 正 権 方 八 自 正 案 限 な は を 治 修 縮 カ 法

った。

(三) 町村合併

それに続く新市町 なった。この合併は予期以上の成果をもたらしたが、 村合併促進法」 市 町村の規模の 制定により、 対建設を推進する責任のある立場から、 適正化は、 これが国の施策として強力に進められることになり町村の合併が促進されることと 地方行政調査委員会議の勧告以来クローズアップされてきたが、昭和二十八年の「町 政 府 しばしば政府に対し合併市町村の育成に関する要望を の援助措置が不十分であったため、 本会も町村合併と

一 府県制度改革の動き

行ってきた。

・地方制・府県合併(昭和三十二年度〜四十一年度)

す ものとすること。」との答申が行われ、 る答申」において、「府県の規模の合理化については、 昭和二十七年に設置された地方制度調査会は、当初から府県制度改革に論議が集中し、「地方制度の改革に関 和三十一年十月に発足した第四次地方制度調 以来、この問題は同調査会の最重要問題として議論が続けられてきた。 査会は、 この その実態に即応し、道州制等の 問 題に結論を出すため、 캪 問 年三月、 題と併り 特 せて考慮する 別委員会を

設置

して現行府県制度の問題点について検討を進めたが、

同年七月の総会での

「府県制度は根本的改革を行う必

8

員

(n)

同

調

を得

たとして、

自

民党の

選

挙 口

,制度調

査会、

地

方

行

政部会、

また、

与 野

党

0)

玉

[会対策委員長

0) 多

間 数

昭

和四十一

年の第五十一

国会で自民党有志議

員が知事

九

選

禁止

 \mathcal{O}

署

名運

動

を実

施

Ļ

 \mathcal{O}

会

議

要が あ 3 لح の 結 論 ち越されることになった。 0 下 に 小委員会を設け、 答申 Ď 作成に入っ たが、 地 方 制 案と府県統合案との 整が カコ

まま

総会に

決

が

. 持

局 和三十二 最終 総会に 月十八 お いて採 日 決 地方制: \mathcal{O} 結 果、 度の改革に関する答申」として内 僅差で 地 方 制 案 が 採 | 択され 閣 た 総理 が 一大臣に 府 県 統 提出され 合案」 を併 記

口 玉 統 \mathcal{O} 総 方 地 合出先 制 方選 案は 機 挙までに改革 都道 関とし 府 県を て \mathcal{O} 廃 を行っておくことを含みとして急が 止 地方府」 して全国を七から九ブ \mathcal{O} 長を兼任する。」という構 口 ツ クに分け ñ た もの 想であり、 地 であ 方 0 を置き、 この答 たが 一申は、 本会を 玉 家 公務員 は 昭 ľ 和 三十 8 の 各 界 炖 地 有 方 識 \mathcal{O} 長

第

及

が 兀

知 事多選 止 問 題

び

世

論

 \mathcal{O}

反発と与党である自民党の党内事情もあり実現をみるに至らなかった。

法として提出 翌三十八年秋 に入った。 禁止 知 その後、 らであっ 事 する法 多 選 昭 禁 昭 案が されるところ 和三十九年五 15 止 和三十七年十一月衆院地方行政委員会で篠田自治大臣 は 問 篠 昭 議 題 田氏 員立 和二十 が 最 を会長とする 一法として 初 ま 月 九年の E には 表 で V 面 第十-四選を禁止するため 提出され 0 化 た L た が 九回国会に 「知事多 の 本 たが、このときは は、 会の 選問 昭 おい 強 和 題懇 三十 力 て、 な \mathcal{O} 心談会」 车 運 「公職 動 高級公務 \mathcal{O} B 第 が 自 選挙 憲法上疑 自民党 民 口 党内 員の 法 統 が \mathcal{O} 内 立候 \mathcal{O} 義が、 地 「知事の 部改正 に結 事 方 情 ある」 補を制限するとともに、 選 等 挙で三 成 四選は好ましくない」 Ė 案 ź として審 れ あ が ŋ 選 第四十 本格 提 知 出 事 的 が に 査 にこ **未**了、 至 六 誕 生す 5 口 な 玉 \mathcal{O} ると 会 カコ 問 廃 知 と発言 E 題 議 0 . うこ 員 討 立.

見」を決議し、 問 題 が取り上げられることとなった。このため本会は昭和三十九年五月二十八日 法制定に反対を表明し、 昭和四十一年六月二十日に再度同趣旨の 「知事多選禁止問 「法律による知事 0 題に関する意 四 [選禁止

対する反対意見」を決議した。

執行部に一任する。」という自民党総務会での了承事項は提案されるに至らなかった。

このような本会の動きや自民党内の事情もあって「知事の連続四選禁止を認める。

立法化の時期については党

て再び議員提案されたが、 その後、 昭和四十二年の第六回統一地方選挙の終了後の第五十五回国会に「公職選挙法 継続審査となり、第五十六、五十七回国会を経て、 第五十八回国会において審査未了、 の 一 部改正法案」とし

(昭 (和四十二年度~五十一年度)

廃案となった。

(三)

府県合併・道州

制

道 経 府県の合併 |済界からも合併促進の提案がしばしば行われた。政府はこれらを受けて昭和四十一年四月第五十一回国会に「都 九、 十次 特例に関する法律案」 の 地方 制 度調査会において、 を提出 府県合併の必要性とその具体的手続きについて答申が行われ、 したが、継続審査となり、 その後五十四 五十五、五十七、五十八回

て経済界から強く打ち出された。 地方制、 道 州 制 \mathcal{O} 問 題 に関しては、「府県合併特例法案」 すなわち、 関西経済連合会 が審議されていた昭和四十四年か (昭四四・一〇 · 二 七 地方制度 ら四十 0 根本的 亩 改革に 年 に カ け 関

となった。 国会及び昭

和

四十四年の第六十一回国会に提出されたが、いずれも審査未了となり、

同年八月五日衆議院で廃案

なった。

(昭

和三十二年度

5 法

十一 改

年

度

川法

道

路

0 应

īF.

た事 地 的 する意見」)、 域 住 務、 経済的、 民の盛り上がる世論を背景として行われなければならない。」などの意見が出された。 現行 都 自然的 日本 道府県事 商 見地から全国を数ブロックに区分した 工会議 務のうち、 所 昭 四五 市町村に移譲できない事務を行う。 <u>.</u> 「道州制 で新しい国づくりを」 「道」又は 道州 州 制実現は、 等 を置き、 から 道 現行都道 国の主導によることなく、 州 は 府 県を 玉 カコ 5 廃 止 し社会

こともあり、 林 調査会の (昭四七 また、 漁業地域を一 か かし、 地方制 「広域市 道 \mathcal{O} 体とした地 度調査会の第十二次 州 時 町村圏 0 制 期は、 答申は、 問 題は |および地方公共 府 あ 域 県合併特例法案が国会に提案されており、 V まり 振興対策の確立」という観点から、 ず れも広域市町村圏及び都市問題等に係るものに重点が置 反響を呼ばなかった。 (昭四三・八)、十三次 団 体 \mathcal{O} 連 合に関する答申」を受けて広域市町村圏 (昭四四・一〇)、十四次 広域市町村圏 また、「中心となるべき都 |の整備に強い (昭四五 構想が実現することと か 'n く関心がな · ---) 芾 特に、第十三次 もたれ とそ Ō 十 五 てい 周 辺 次 た 農

第三節 中央集権化 \mathcal{O} 動き

昭 和三十年代に入り、 我 が 国 経 済 ば ようやく戦後の混 乱を脱し 安定 と向 かうが、 三十年代の 半 -ば 頃 か 5

11

は

済 開 発 が 玉 1を挙げ ć の 政 治課題として登場することとなっ た。 それ は、 また地域開発あるい は広 [城行政 کے 11 0

池

田

内

閣

 \mathcal{O}

V

わゆる

玉

民

所得倍増計

画

に象徴される経済発展

観 点 河 カコ 넲 年にその 6 法 \mathcal{O} は、 河 剘 特 明治二十九年以来知事に河川管理権を委ね 例 道 法とも 路 などの管理権等をめぐり中央集権化 いうべ き「水資 (源開 発促 進 法 てい へ の によって管理 たが、 動きに発展 その当時 権 してい の 建 'の実情に合わな 設 大 0 臣 た \sim の 一 部引 V) き揚 ため、 げ まず が 行

昭

和

わ

れ

た。

を行 正 級河川を大臣管 制 これに対し、 度 の 基本が また、 本会は・ 固 広く世論にも強く訴えるなど強力な 理。 8 6 れ、 部を知事に委任。 全国 新 知事会議等で要望を重ねるとともに、 河 Ш 法が昭和三十九年六月の第四十六回国会で成立した。これによって知 経費は国 庫負担。 反対運 動を行っ ただし受益者負担三分の一」という裁定案に 時 たが には 知 昭 事、 和三十八年 都 道 府 県 、議会議 应 月 池 長合同 田 総 理 大 会 事 臣 議 で決 \mathcal{O} \mathcal{O} 河 改 Ш 議

を廃止し て 一 道路 般 法 国 \mathcal{O} |道と改称し、 改正は昭 和三十 旧二級 九 年 玉 に 道 河 の管理権 川 法 と同 を 時 知事 に行 から建設大臣に移そうとするも わ れ た が、 その 内 容は、 従 来 の のであった。 級、 級 玉 道 0 区 别

管

理

権

は著しく

縮小され

置として に る 地 本会は お を改正する法律案について要望」) 方的性 て整備 当 格 分 級 \mathcal{O} 強い の 玉 間 道 管理を行うべきものであって、 もの は 知事も新設、 であり、 府 県 または 府県の行う産業、 改築ができるように定められ、 口 1 等の意見を明らかにしこれに反対したが、 力 ル 線が 大部 玉 観光、 の直轄に移す理由 分で 民生に関する行政や総合開発計 あ 0 て、 新道 地 域 はない。」(昭三九・三・一 0 路法は昭 産業及び住民 和三十九年六 その結果、二 生活 画等との総合的 に 月 密 級 接 0 第四 八 な関 玉 道 道 Ŧ 係 \mathcal{O} 六 経 路 を な 関 法 有 口 過 連 玉 措 \mathcal{O} す

 $(\underline{})$ 会で成っ 玉 \mathcal{O} 地 寸. 方 出 꽢 先 機 年 度 関 \mathcal{O} カ 6 権 施 限 だ行され 強 化

議 慎 \mathcal{O} 設 地 月三 強力な反対 L 重 置 た。 一に検討され 務 \mathcal{O} 央 提 期 日 局 集 案が を改 で最 L 権 重 カコ 化 に 行 要 組 初 \mathcal{O} な農林 b たい。」として反対を表明する わ L に 表 か れ て 行 れ かわ ることは 地 わ \mathcal{O} 林省設置 行 方 れ いらず、 農 つ 政 た とし 0 \mathcal{O} 林 が は 地 局 昭和三十七年 法 方第一 な を て、 \mathcal{O} は 新 農 だ遺 設 林 中 部 線 L 省 央 改 憾 てその 各 0 \mathcal{O} 正 にであ 省 責に任じ 地 末の 案 方 H農 農 り、 権 は、 先 第四 限 政 機 林省 てい 農 を 局 関 十二 第四 林 強 \mathcal{O} \mathcal{O} る \mathcal{O} 省 新 化 新 口 + 機 地 設 \mathcal{O} L 設 国会にお 口 方団 構改革に であ 立. ようと企 国会、 場 権 体 る。 カコ 限 の 6 強 いて成立し、 兀 伴う 農林 意見を十分徴することなく、 \mathcal{O} 画 化 Iした。 + 4 \mathcal{O} 地 省 でなく地 動 口 方 は き これ 農 国会で継 が 林 あ 翌三十八年五月地方農政 局 方団 に れ げ \mathcal{O} 対 まで 6 続審議とな 設 体 し本会は れ 置に \mathcal{O} \mathcal{O} 寸. 出先 つい 場を・ 機 ったが、 7 + 地 昭 関 -分考 要望」 方 で 和 農 慮 林 0 局 を

本

決 会

局 七 た

 \mathcal{O} 年

0

上

害が 対 初 な す 案では地 ŋ る要望」) 年十二月 あるとの 建 地 方農 方 設 省 建 強 \mathcal{O} が 第四 設 V t 林 実り 启 局 指 地 十三回 摘 域 で 廃案となった。 \mathcal{O} と慎 あっ 的 本 な 省 |国会に た。) 重 企 事 審 画 務 議 が 0 統 を期 「建設省 発足した。 大幅 制を含む また四十年六月 す × 移 設置: 譲 きであるとの 総 構 合的 法 想 は の 取 な \mathcal{O} 部改正 ŋ 出 第四十二 卞 要望 ... げ 機 関とす とな 案」 昭 八回 を提出 \equiv 0 国会に 八 た ベ <• たが ŧ 地 再 方 度 建 提 本会 設 案され 建 局 設省 の \mathcal{O} 強 たが 設 重 化 を行っ 行政 置 法 審 \mathcal{O} う た 查 重 未 部 め 了 改 監 督 昭 正 案 廃 \mathcal{O} 和 弊

設 を 企 生省も 画 L た 地 方厚生 が 実現 (Z 局 至ら とい な 0 た総 カコ 0 合出 た。 先機 関 0 新 設 Þ 社会保険庁 \mathcal{O} 所掌 事 務を処 理させるため \mathcal{O} 地 方 保 険 局

0

新

第四節 行政改革・分権改革

行政改革

(昭和四十二年度~五十一年度)

改革 昭 九)、 ·論議が活発に行われ政府も積極的にその具体化を図った。 和三十年代から四十年代にかけては、 行政事務再配分に伴う財 源再配分等に関する地方制 行政事務の再配分に関する改革意見を述べた臨時行政調査会意見 度調査会の数次にわたる答申 が 行 わ れるなど、 (昭三 行政

提出することを決めるとともに、 容とする「今後における行政改革の推進 「行政閣僚改革協議会」と改称)を発足させ、 政 次 府 で昭和四十三年二月には、 は昭和四十年七月、 行政監理委員会を設置し、 地方団体に対してもこれに準じた改革を行うよう求めた。 行政事務の整理簡素化、 につい 臨時行政調査会意見の具体化及び行政改革の推 . て を閣議決定し、 昭和四十二年 行政機関の簡素化及び定員の再配分 各省庁の具体的な改革計画案を行政改革 七月には 臨時行政改革閣 僚協議会 進 法 体 制を強化 人の整理等を内 (昭 匹 本部に した。 兀

ともに行政事 また 政 府 は昭 昭 和 和四 務 四十五 σ 十三年十月第一次行政 合理化などを決めたが、 年十一月には ーブロ 改革 ツ ク 計 地方事務官については 画にお 機 関 0 いて、 下 に更に府県単 許 認可、 「廃止する方向で検討」することとした 位 報告等につい 機 関 が設置されているものは、 て廃止、 統合等の措 置を講 原則として五 ずると

な 間 か にこれ を廃 止 するものとする。」との 決定をみたが、 結 局 は 各省 0 強 VI 抵 抗 により 具体的 な 前 進 をみ る

内 次 閣 佐 設置され に 藤 政 改 内 対 閣 L 革 兀 に に + た 0 対 す 1 五. 臨 年 Ź て 時 は、 月、 地 新 本会 方 内 行 兀 閣 は 財 + に 常 政 七 関 基 以する 年 に 本問 九 重 月、 大 要 題研 望」 な 兀 関 究会」 一八年 心 (昭四三・ を 持ちそ 十二 は、 一 二 : 三 四 発足 月に \mathcal{O} 推 以 ŧ 進 来毎 を要望 同 趣 年、 旨 に \mathcal{O} してきた。 お 要望 詳 いて行 細 を行 に わ 政 たる調査結 昭 0 改革 た。 和 兀 ま 0 十三 た、 断 果 行 年 を に 兀 + 基づり 干 迫 六 り 月 き、 年 成 そ 寸. 具 月 \mathcal{O} た第 体 に 後 的 は 提 本 新

一 地方事務官制度

案を

行

ってきて

い

る

残 保 歴 見 方 務 つされ 代 自 が 険 に 地 法 治 従 方 \mathcal{O} 出 たも 法 さ 事 関 事 務 係 れ す ź 官 大臣間等 の 施 職 ま 行 制 が 都 業 た 安定 度は、 に 道 地 ょ 府 でこの 方事務 昭 法 ŋ 県 地 和 昭 \mathcal{O} 匹 方 和 職 制 十三年 官である。 道路 公務員とされたが 員 <u>+</u> 度の は 運 廃 年 十月 ……当 送 止 法 地方自 に 八 日 0 地 等 分 決 V 方事務官制度に \mathcal{O} ての 治 定 間 部 法 \mathcal{O} 機 \mathcal{O} 検 政 関委任事務のうち、 事 なお、これを官吏とする。」とされた。 が 討 府 務を処 が 制定された際、 \mathcal{O} 第 進 つい \emptyset 理するた 次行 6 、ては、 れ たが 政 改 8 革 玉 その附則 に、 健康保険法」、 の 結 計 各 局 画 玉 廃 に 種 家 第八条によっ 止 調 お 公務 査会、 に V . つ い ても 員 厚 ての 廃 審 \mathcal{O} 生年 止 議 身 都 合意 分 て 会等 \mathcal{O} 道 金 方 \mathcal{O} 政 府 保険 は 向 カュ ま 県 得 6 ま 令で定め が 職 以法」、「 都 は 6 決 員 道 n X 廃 は な 6 止 府 失 る カコ れ \mathcal{O} 県 意 地

強 V 意 見 が 述 べ 6 れ た の を受けて、 + 爿 九 日 \mathcal{O} 関 係 閣 僚会議 で は 「速や か に決着をつけ る。 旨 \mathcal{O} 合 意 が 行

11

て昭

和

兀

+

八

年

九

月

に

開

催

z

れた政

府

主

催

全

玉

都

道

府

県知

事

숲

議

 \mathcal{O}

席

Ě

代

表

知

事

カコ

6

地

方事

務

官

制

度

廃

止

に

1

めら 五. わ + れ れたが、 年三月三十一日を目途として地方公務員とするように努めること。」との付帯決議が衆参両院に 翌四十 最終的 九年五月の第七十二回国会での な検討において、 統一見解を出すに至らず、三木総理大臣、 「地方自治法の一部を改正する法律案」 松沢行政管理庁長官が の審議に当たって、「昭 協 おお 議 7 \mathcal{O} 和 結 決

定年 制問

引き続き政府部内で検討する。」ということで制度の廃止は見送られた。

続審査となり、 とができる。」こととした「地方公務員法の一部改正案」を提出したが、 制 度調査会などの提言があり、 年制問題については、 結局審査未了、 第一次、 廃案となった。 政府は昭和三十一年の第二十四回国会に 第三次地方制度調査会、 その後、 昭和四十三年の第五十八回国会、 公務員制度調查会、 において 昭和三十二年の第二十六回 「条例をもって定年制を設けるこ 臨時行政調査会、 昭和四 干 地方公営企業 应 年 国会まで継 Ď 第六 +

回国会にも提案されたがいずれも審査未了、 廃案となった。

+ する法律」 歳 そ 定年制が導入され σ 後、 が 昭 和五十六年十一月の第九十五回国会において六十歳定年制を導入する 制定され 般 職 0 国家公務員とともに、 昭和六十年三月三十一日から一 地地 般 方公務員法 職 \mathcal{O} 地 方公務員にも六 の 部 を改正

(昭 和 五十二年度~六十一 年 度

 (Ξ)

行政改革推

進

本 部

ŧ 同 年四月に行政改革推進 会は行政改革推進本 部 特別委員会を設置し、 (本部長 鈴木会長) を昭和 行政改革に積極的 五十六年七月に設置し、 な取組みを行 また、 0 た 同年五 地方自治確立 月二十三日 対策協議会

政

た。

(四)

臨

時

行

政

調

査会答

亩

転 る 主 け よう要望 以 催 嫁 住 事務 下 全 は容認できない。」 民 に身近 た 玉 臨 L 配分等重要事項の 都 調 事 道 務 なところで民 府 という) 事 県 業 知 事会議 の整理合理化 等の意見を述べ、また同 に 改革の お 主 が 的 V 例 7 か 年 地 意見を主 を前 0 \mathcal{O} 方六 能 開 率 提とした国 催 寸 的 時 に処 期を 張 体 から Ļ 繰り上 理することが 月二十五 臨 \mathcal{O} 庫 意 調 補 見聴 げ \mathcal{O} 助 Ć 審議に際 金 l 日 取 開 \mathcal{O} が 臨時 整理合理化を行うべきで できるよう大幅な事 カ 行 れ しては、 わ 行 れ 鈴木会長が 政 調 鈴 査会 これらをしん酌 木会長が、 (会長 務と権 住 民に 地 あ 土 方分 身近 限 光敏 り、 した答申を提 \mathcal{O} 権に な 美経! 地方 移譲を行うべ 行 基 政 寸 連 0 は、 < 単 名誉会長 -なる負 出され 玉 できるだ [と地方 きであ

手当 本 厚 等 会は 生省は \mathcal{O} か 部 ねてか を都道 昭 和 五. 5 府県に 十七 年 11 わ 肩 -度予算 ゆる 代わ 概 地方への りさせようとし、 算 要 求 に際 負 担 して、 転 嫁 がは絶対 臨 調もこの 玉 民 に行うべきでないと主張し、 健 康保 問 題 険 を取り (以下 上げて論 玉 保」とい 議が 始 Ž 強力な反対 8 給付費及び 6 ń 運 動 兇 を 童 展 開 扶 養

及 れていることが ぼ また、 す ので、 公 共 容認できないとして 事 伝えられた 業 に お け Ź の 地 で、 域 特 これ 強 例 力 \mathcal{O} な は 補 反 制 助 対 度本 率 渾 に 動 来 0 を 0 W 展 目 て Ŕ 開 的 を失わ L その た 嵩 せ 上 げ 関 率 係 地 を 方 大 公 幅 共 に 団 引 体 き下 の 財 げ 政に ようとす も重大なる影響 る 検 が 行 わ

は 7 は 昭 極 何ら言及さ 和 \otimes 五. で不 + 六 満 年 \mathcal{O} れ 七 ず、 月 あ $\hat{+}$ る内容で 反 日 面 \mathcal{O} 臨 あ 玉 調 0 保 \mathcal{O} 給 た。 行行 付費 政 等 改 \mathcal{O} 革 に 関 部 ける \mathcal{O} 都 第 道 府 次答申」 県 への負担 で [転嫁を示唆するなど、 は 玉 لح 地 方との あ n 地方 方 \mathcal{O} 公共団体 見 直 に 0

17

0 るにすぎず、 地 域 のため、 特例 E 本会は 行政改革の つ いては、 国 保給 この 趣旨に反するものであり絶対に承服できない。 付費等の一 制 度の趣旨を踏まえた取扱いがなされるべきである。」との会長談話 部を都道 府 県の負担とするとの提言は、 また、 公共事業に係る国 巨 額の負担を都道 庫 [を発表 補 府 助、 県に 負担 転嫁 す 引

的 が な改善事 「行政改革に関する意見」を述べた。 和 五. + 六 例を掲げた提言であっ 年 十月十六日臨 調第三部 た。 会に その内容は行政改革推進 おお い て地 方六団体 \mathcal{O} 意見聴取が 特別委員会において取りまとめたもので、 あ ŋ 地 方六 団 体 を代 表 して鈴 木会長

き続

き反対

運

動を展開した。

民 0 理 大臣に直 本会は同年十二月二日に臨 その 保 険等に関する要望」、「地方財政対策に関する要望」 接 結果国保問題は、 本会の考え方を述べるとともに、 昭和五十七年度予算編成において本会の要望どおり撤回されることとなり決着をみ 時の全国知事会議を開催 国保給付費等の一部を都道府県の負担としないよう強く求 Ļ 国保問題を中心に行政改革の を決議し、 政府等関係 方面に強力に要望 あり方等につい 、て鈴 運 動 木 玉 総

措 盛りこんだ「行政改革を推 上 置 率 方、 に関する法 を引き下 調 \mathcal{O} 第 律 げること。」については都道府県と指 が昭和 次答申において提言された「公共事業の補助負担率 五十六年の第九十五回国会で成立した。 進するため当 面 講ずべき措置の一環としての 定 都 市 \mathcal{O} 嵩上げ 率 が 国 'n 引き下 地域 0 補助金等の縮減その他 特 げら 例 \mathcal{O} 見直 ħ ることとな 一しと財 政 再建 0 ŋ 臨 期 れ 間 0 例 嵩

整 理 昭 合 和 五十 理 化 を積 Ł 年七月 極 的 の に 進 臨 調 め、 の第三次答申(基本答申)では「国の関与及び必置規制につい 更に機関委任事務については、 二年間に全体として少なくとも ては、 割程度の 計 画 的 に 整 見直 理

化を図ること」等地方自治にかかわる重要事項が多く提言された。

会長 に 価する。 身 昭 近 7 が の答申に対し 和 な行 は 五. 地 しか + 凣 政 方に対する権限 具 体 \mathcal{O} 年二月三日、 権 的改革案 限 て、 地 方 \mathcal{O} へ の 地 本 会は 方 \mathcal{O} 移 臨 権 提示 \mathcal{O} 移譲 譲に 調 限 が に 移 国と 0 お な 譲、 き思 関 11 い 地方との 与 7 \mathcal{O} 玉 再 1 0) 0 で、 整理 度 関 切 地 思い 与 0 機能 及び た改革案を示され こについ 方六 切った具体案の 分担についての 寸 機 ては、 体 構 からの 人員等 先の 意見聴取が た の 基本答申で示された基本 提示を期待する。 基本的 い。 必 置 規 などの意見陳述を行 提 行わ 制 言 \mathcal{O} に 緩 れ、 和、 0 v) 地 旨の ては、 方六 玉 庫 会長談 的視点に立っ 団 補 適 体 助 0 を代 讱 金 話 で 制 [を発 度 表 り L \mathcal{O} 表 改 善 高 た く 評

きで 制 度 昭 あ \mathcal{O} の答申に 和 改善等 五 るとの提言が 十八 に 対 年三月十 0 Ļ ては 行われ 本 会は 应 本 日 会の 7 「許認 臨 V 調 るが、 主張が十分反映されていない。」との会長談話を発表した。 0 可 「行政改革に関する第五次答申」(最終答申) 等 この程度ではまだ十分でない。 \mathcal{O} 整理 の 一環として二十件程度の また、 許認可 地方事 権 が 限 内 務 を 都 閣 官制 総理 道 度 府 大臣に \mathcal{O} 県 知 廃 事 止 等に 提 出 庫 移 Z れ 補 譲 助 す た

余

五 新行革大綱

た 所 要 の 調 法 は 律 昭 を 和 制 五十 定 するとともに、 六年三月に設置されて以来五次にわたり答申を政府に提 11 わ ゆる 「行政 改革 大綱 新 行 革 大綱」 出 を 閣 議 政 決 府 定す は、 るなどの これら Ō 対 応 を行

され 分な点が多くみられるとし 昭 るよう 和 $\pm i$ + 凣 「 行 年六月二十九 政改革の 推進に関する緊急要望」、 て、 日本会は この 際 行 政 改革 か ね 推 て から 進 本 部 の 地 本会 会議 方 財 を開催 の基本的 政に 関する緊急要望」 Ļ な考え方に基づ 政 府 \mathcal{O} V わ ゅ を V Ź 決議 た行 新 1政改革 行 革 大 政 府 が 綱 等 速 関 É は 係 か な 方 に お 実現 面 不

強 力 ĺŽ 甚だ残念である」と述べ、 行革大綱』 運 動 を展開した。また、 においてもかねてからの 中曽根総理大臣をはじめ各省庁大臣に対し、 同 年九月二日の政 地方公共団体の意見と主張が必ずしも十分に反映されていな 府主催全国 都道· 旧府県知事会議において、 行政事務の再配分と地方の 鈴木会長が しい 自 嫌 主 わ が ゅ Ź あ

強 化 地方への 負担転嫁問題等について要望を行った。

方を通ずる行 和五 同年十月三日地方六団体からの意見聴取があり、 十八 年 Ė 政 月 の減 日 量 発足した臨時 化 と簡素効率 行 化 "政改革推進審議会 を図ることが基本であ 鈴木会長が (会長 ŋ, 「行政改革と財政再建を実現するためには 土光敏夫) かねて地方が主張してきた方向で行政 (以 下 「行革 審」 とい . う に お

が 推進され、 許 認可. 事務、 機関委任事務の整理合理化等を図るべき。」旨の要望を行った。 昭 和 五. +

また、行革審 の機関委任 事務等に関する小委員会において、 機関委任事務のあり方について、

意見聴取が行われたので鈴木会長が本問題に対する基本的な考え方と整

理 九

年三

和 五. おける行政改革 + 九 年 ·五月十 'n 应 推進方策」 旦 行革審 を行革審に報告した。 には 地方行革推 進小委員会」 を設置し、 同 小委員会は、 同 年 Ł 月 地 方

化の方策を提言した。

月二十八日に、

地方六団体からの

同 転嫁することには反対である旨を内容とした「地方財政対策に関する緊急要望」を決議し、 検 会は昭和五十九年六月二十五日に緊急役員会を開き、 年七月二日には、 .内容は、主として国庫補助負担率を引き下げ財政負担を地方団体へしわ寄せしようとするものであったため 和 Ξ. 十九 年 地方自治確立対策協議会が 五. 月 行革審に 「昭和六十年度行財政改革小委員会」 「地方財政対策に関する緊急要望」を決議し、 国庫補助負担率を引下げ地方団体へ一方的に財 が設置されたが、 関係先に要望を 同 政府等関係方面に 小委員会に 政負担を おけ

具

体

:的

方策を提案しその

改革を求めた。

要望を行 った。

7 |革審 面 \mathcal{O} は 昭 行 財 和 政 五. 改革 一十九年七月二十五 推進方: 策に 関 する意見」 日地方行 革推進. を取 小委員会と昭 り まとめ 内 閣 和六十年 総 理大臣 ·度行 に 提 財 出 政改革 た 小 委員会の

脚し、

地

実態を無視

た

ŧ

あ

だ

+

年

度予

算 方の

編

成

E

お

V

て

地 L

方

 \mathcal{O} \mathcal{O}

負 で

担

転 り

嫁

が 甚

行

遺 で れに対し、 あ るとい 本会は わざるをえな 「この意見は 旨 玉 の会長談話を発 \mathcal{O} 財 放再建 の見 表 地 Ļ の みに立 昭 和 六

わ

ない

よう強く訴えた。

会 また、 (同十・三一)、本会の緊急役員会 本会及び地方六団体は 地 方自 (同十二・十七) 等を開催し強力な反対運動を展 治確 立対: 策協議 会 昭 五. 九 八・二九)、 地 方 \sim 開 の した。 負担 転 嫁 反 対 総 決 起 大

L たが 行革審は昭 本会はこの答申に関し機関委任事 和六十年七月二十二日に 「行政改革の推進方策に関する答申」を取りまとめ、 務 \mathcal{O} あり方等についての地方側 \mathcal{O} かね てからの 基本 内閣 的 考え方に 総 理 大 臣 基 に 提 き 出

革 審 は、 昭 和 六 + 年六月十日、 「今後に、 お け る 行 財 政 改革 \mathcal{O} 基 本 方 向 لح 題 ず る答申 を 取 V) まと 内 閣

総 本 理 大臣 は に提 行 革 出 審 した。 \mathcal{O} 審 議 過 程 に お 11 て 「国と地 方 \mathcal{O} 機 能 分 担 \mathcal{O} 見 直 L は 財 源 配 分 \mathcal{O} 見 直 しと合 わ . せ

単 本 的 に きであること。」等を強く主張した。 見 地 直 方 へ負 を 行 担を転嫁することは極めて不適当である。 医 療給付と負担 の公平 化 を図ること。 玉 市 保 町 \mathcal{O} 健 村 全育成 合 併 は を推 あ くまで 進 す 住 るため、 民 \mathcal{O} 自 主 玉 性 は に 医 療保険 基 て行う。 づ VI 7 制 行 度 ま わ 0 抜 n

E お いては、 更に行政改革を進めるため、 い わ ゅ る 新 行 ユ革審」 (会長 大槻· 文平 日経 連 名誉会長) を設

玉

することとなり、 昭和六十一年十二月十九日「臨時行政改革推進審議会設置法」が成立した。

六 機関委任事務等の整理合理化

関委任事 務について本会は 「地方公共団体の行政になじむものは、 全てこれを地方公共団体の事務とするな

ど、整理合理化を推進すべきである」と主張してきた。

調 の第三次答申では、 地方側の意見もしん酌され、「計 画 的に見直 l, 整理合理化を積極的 に進め る。」と

具体的には、「二年間に全体として少なくとも

割程度の整理合理化を図る」とされ、「新

たな審議機関」を設置して検討を行うべきことも併せて提言され た \mathcal{O}

方向が示された。

なり、 る法律」によって措置された。 十八年九月六日 この第三次答申を受け、 この中で法律改正を要するものは、 「機関委任事務の整理合理化計画」 政府は昭和五十七年九月二十四日にいわゆる「行政改革大綱」を閣議決定し、 第百回国会において成立した「行政事務の簡素合理化及び整理に関す が閣議決定され、 五五事項の整理合理化が進められることと 昭 和五

て改善措置 昭 和 五. 十八 年現在において、 がとられた。 機関委任事務の根拠となる法律は、 三九八を数えたが、 そのうち四 四 の 法

1

を国 おい 施する事務、 また、 て昭和五十九年三月二十八日鈴木会長が、 の事務であ 行革審 地方の自主的 るが は機関委任事務等に関する小委員会 地方公共団体が取扱うことが適当であると認められる事務、 運用に委ねるべき事務、 本問題に関する基本的な考え方を述べるとともに、 廃止すべき事務、 (後に地方行革推進小委員会に改組) 国が直接すべき事務に類型分類して整理合 国と地方公共団 を設け、 体が 機関 同 協力 小 委任事務 委員会に んて実

理

化

. の

以具体的-

方策を提言した。

る 機 本 関 会 同 告 委 は 小 ·委員 書 任 を取 事 地 方 会 務 行 カ りまと 三六 財 6 政 地 \bigcirc め、 基 方 件 iż 本 六 問 寸 昭 0 和 体 題 V : に 対 六十年二月十 7 研究会に 類型 分 こ の お 類を 1 应 て 提 行 約 言に 日 V 年 基 同 機 に づ 小 関 き 委員会に わ 委 現 た 任 ŋ 行 事 の 提 務 機 知 出 事 \mathcal{O} 関 在 等 委 任 た n が 方 管 事 \mathcal{O} 理 務 見 L を 及び 直 整 しと 理 執 整 行 分 理 類するよう L 分 な 類 け É れ 0 ば なら い 要 て 請 な が لح あ 現行 題 ŋ

制 を 行 度を見直 革 た 同 提 年 出 七 主 月 務 目 この 大 臣 等 報告で 同 に 小 事 委員会は 務 は \mathcal{O} 代行 機 関 権 機 委任事 を認め 関 委任 る。 」 務 事 の 務 適正 及び ことが提言され 執 玉 行 を担保する手 地 方 を通ず た。 る 段として 許 認 可 て、 権 限 現 \mathcal{O} 行 在 0 ŋ 方 職 務 上 執 行 題 7 令 る 報 訟

後ともな 基 本 的 れに対 な在り お 慎 Ļ 重に 方 本会 に 検 . 関 ける問 討 は すべ 同 年 きものである。」 題 Ė 月十 であるとともに地方自治 Ė 日 \mathcal{O} 全 玉 と の 知 事会議 職 務 の本旨にか において「この 執行命令 訴 カコ 訟制 わ 問 る 度に関する要望」 蕳 題 題 は で 機 あ 関 ŋ 委 任 そ 事 $\tilde{\mathcal{O}}$ 務 を決議し 取 に 関す 扱 に る た。 玉 0 لح 地 方と 今 \mathcal{O}

出 革 審 は 同 年 Ł 月二十二日に 小委員会と同 趣 旨 \mathcal{O} 行 政改革 \mathcal{O} 推 進 力策 に 関する答申」 を内 閣 総 理 大 臣 に 提

事 任 あ 7 n 柄 務 方 でも る れに対 等 に 現 関 に あ 行 係 る \mathcal{O} L る当 本会は 7 玉 の は、 l と 地 で、 面 第二十 0 我 方 この 措 との 々として 置 E ような 次 関 0 地 係 V は 方 \mathcal{O} 職 て 制 基 に 務 の 度 本 わ 答 調 的 執 カュ 申 查 な に 行 会に あ 命 賛成 としてまとめ 令 ŋ 方 お 訴 L į١ に 訟 が 制 7 た 触 度に ŧ れ V 調 る 6 查 ŧ 関 旨 れ \mathcal{O} する考え方は、 内 審 \mathcal{O} で 会長談話 あ 閣 議 が るととも 総理大臣に提 なさ を発 れ に 地 表 方 昭 出さ した。 地 自 和 治 六 方 + n 自 \mathcal{O} た その 治 本 年二 制 旨 後、 度 に 月 基 \mathcal{O} 機 根 づ 目 関 幹 V 委 に て 定 任 カコ 機 事 カコ 8 関 務 6 わ \mathcal{O} る n

0 答 申 \mathcal{O} 中 で、 機 関 委任 事 務 0) 見 直 L に 関し しては、 「基本的 な考え方とし 機 関 委任 事 務 \mathcal{O} 概 念を 廃 止

 \mathcal{O} 務 玉 いとすべ 保に 責任に うい きであ おいて処理すべ ては、 る。 わが国 当面、 き事 に 職 務 おける国と地方公共団 務 執行命令訴 は 玉 \mathcal{O} 事 務、 訟制度の改革に 地 方 公共団: 体 \mathcal{O} 関係全般に つい 体 \mathcal{O} ては、 責任において処理すべ 係る問 本来、 題であることにか 機関委任事務 き事 務 の んが 執行に関す は 地 方 み 公 共 制 る実 度 寸 \mathcal{O} 体 効 見 性 直

L に当たっては極め て慎重 な 配慮が 必要である。」 と提言している。

委任事務を整 方 公 (共団: お、 \mathcal{O} 関与及 体 行革 上の執 び 審 理合理化するよう提言し、 必 行 に 置 機 規 関 先 制 が の に を図るべきであると主張してきた。 国 「行政改革 ついて、本会は地方公共団体の事 の機関として行う事 Ď 推進方策に関する答申」(昭六〇 このうち五〇事項につい 務の整理及び合理 務処 理 化 て、 に関する法律」により団 昭和六十一年第百七回国会で成立した 組 |織運営等の自主性の ・七・二三) に お 11 |体事務化が実現 確保 て、 八 簡素効率化 \bigcirc 事 項 \mathcal{O} 機 地 関

 \mathcal{O}

見

地

からそ

の

整理

縮

小

対 7 地 行 方に 革 る国の 報告をまとめ 審 おける権 \mathcal{O} 関 地方行革 与、 行 限 必 置 推 革 \mathcal{O} 一審に 規 移 進小委員会は、 制 譲 提 \mathcal{O} 整理合理化に関する答申」をまとめ、 出 関与の整理につい Ļ 行革審はその趣旨に 本会等から出されてい て (昭五七 、基づ (V た要望事 兀 て、 · 昭 内閣総理大臣に提出し 四 項 和 五 の 等をしん酌して、 十九年十二月十八 現地実態 調 查、 た 地方 そ 日 の 子 具体 地 寸 方 体 公 化 が 共 方 提 寸 策 出 体 に L た

する法 院 内閣 この答申を受けて法 律」 申に 委員会で本会の石見事務総長が (昭 お V 和六十年の第百二回国会に ては 関与 律改正を要する五十 兀 九 項 目 必 「法律案の内容は、 置 お 規 制 て成立) -事項が 三六項 目に に 地 より措置 こつい 本会の要望にはほど遠く、 方公共団 て、 され それ 体の 事務 た ぞ が れ E 廃 係 同 止 る国の 法 案 緩 引き続き改善が \mathcal{O} 和、 審 関与等の整理 改善等 議 0 過 程 を行う に 合 図られるよ お んよう提 理 7 化 衆議 に 関

Ž

の

意見を述べ

た

処

理

する

 \mathcal{O}

が、

最

t

簡

素

効

率

的

で

あ

る

カコ

 \mathcal{O}

視

点に

<u>寸</u>

0

て

事

務

配分を行うべ

きで

あ

旨申

入れ

(七) 地 方 方 事 事 務 務 官 制 制 度に 度 の

廃

īŀ.

れ ŧ 基 木 会長 て の 具 は 針 が 体 納 に は 的 得 地 な事 賛成するが、 方事 か 務 ね 務 つい 配分の内容等については、 る。 官 制 て本会は従来よりその廃止を要望してきたが 旨の 度を 具体的な事務再配分案によると、 廃 意見を述べ 止 Ļ 関 たが 係 事 本会が、 務に 臨 調 つ \mathcal{O} 11 最 て見直しを行 カコ 終 ねてより 答 その 申に 大部分が お 強く要望してきたものとは異なる方 って い 臨 て は 国 調 玉 논 に \mathcal{O} 事 地 同 お 方との 制 務とされ V · て 昭 度 を 事 和 廃 務 て 五. お 止 配 十八年二月三 す ŋ 分を行う』 る」こととし 都道· 府 が 知 う

 \mathcal{O} あ 旨 Iを表 また本会は、 その \mathcal{O} ため、 明し再 体的 旨の会長談話を発表した。 際特 な事 に 考を求めていたところであるが、 昭 務配 同 和 地 年六 五. 方事 十八年三月十 分案については、 月二十 務 官 制 九 日 度 行 应 \mathcal{O} 廃 政 改 長年これら 止 だ当 革 部会報告に \mathcal{O} 「たって 推 我々 進等 Ō は、 事 \mathcal{O} お に 意見 け 務 0 廃 0 Ź VI 止 が 執 地 て 後に 行に 方事 鈴 採択されるに至らなかったことは、 木 当たってきた 務 お 会長等代 官制 1 て、 度廃 関 表 係 知 止 事 都 事 0) 務を国と が 道 手 府県 中 法 曽 に 知 根 0 地 事 総 V 方の ては 理 大 まことに て納 い 臣 異 等 ず 議 得 れ に は 直 な に 遺 得 お 接 11 な \mathcal{O}

日

ŧ

岩 方 事 \mathcal{O} 後 務 口 官を 国会で成立した。 地 方事 渾 輸事 務 官制 務官とすることを規定 度 L 問 かし 題に ひながら、 つい て は、 地 L 方事 た 関係 道 務 省 上 庁間 官 路 \mathcal{O} 運 事 送 で 法等 調整が 務 を厚 \mathcal{O} 生事 行 部を改 わ 務官 れ 正す 陸運 \mathcal{O} 事 うる法な 務とすることを規定 事 務 律 所 案 を 運 が 輸 省の 昭 和 出 五 した 先機 + 九 年 関 厚生 八 月 \mathcal{O}

金 第 地

法

0)

部

を改正する法

律

案

及び

地方事

務

官

の

事

務

がを労働

事

務

官

0

事

務とすることを規定し

た

職

業安定法

等 め 部を改正する法律案」 は閣議決定され、 第百一 回国会に提出されたが、 審査未了、 廃案となり本会の要望

は 実らなかった。

地方分権への動き

ぞれ おり、 地方分権については、 「地方分権 本会をはじめ地方六団体も地方分権の推進について再三にわたり要望、 特に地方分権推進の気運が高まり、 \mathcal{O} 推進に関する決議」 古くは昭和二十年代のシャウプ勧告や神戸委員会報告以来、 が採択され、 平成五年六月三日衆議院において、また六月四日参議院においてそれ 地方分権に向けての本格的な動きが始 意見等を行ってきたところである。 数々の提言や意見がなされて まっ た

方六団体は平成六年九月二十六日内閣、 国会への初の意見具申として、 内閣総理大臣、 自治大臣、 衆 • 参 両 議

院議長に対し「地方分権の推進に関する意見書-新時代の地方自治―」を提出 į 地方分権 の推進を訴えた

·府は平成六年十二月二十五日「地方分権の推進に関する大綱方針」を閣議決定し、この大綱方針を踏まえ、

平

政

公布、七月三日施行された。 成七年二月二十八日「地方分権推進法案」を閣議決定し、 また、 施行日の七月三日地方分権推進委員会(委員長 同日国会に提出され、 同年五月十五日成立、 諸井虔日! 経 連 特 别 五月十九日 顧 問 が 発

地方分権 推 進 法 では、 強力な権限を持つ地方分権推進委員会が地方分権 推進の具体的 指 針 を 勧 告 これに

従

って政府は 権限移譲、 国の 関与、補助金等の整理などを盛り込んだ地方分権推進計画を作成することとしており、 阳阳

和三十二年

度

5

应

+

年

度

同法は五年間の時限立法であった。

たな 地 助 中 げるため、 方行 蕳 地 負 地 本 子会及び 担 報 関 方 方分権改革に 政体 告で指 係 分権 金 \mathcal{O} 全国各 地 税 樹 制 推 方六 財 立 0 摘 進 を目 整 源 ï 委員会は平成八年三月二十 た機関が 地 0 寸 備等を柱とする「第二次勧告— に に 体 関 指した抜本的な改革を提言した「中 い いする中 ては、 おい は 委任 7 地 第三 間とり 事 方分権推進特 「地方分権推進フォーラム」(地方六団 務の廃止及び見直しを柱とする 編 まとめ」 「地方分権改革と本会の活動」 別委員会、 九 を、 日機関委任事務 分権型社会の創造―」 また、 地方分権 -間報告-翌平成 の廃止及びこれに伴う原則自治事務化、 推進 九年七 第一 分権型社会の で詳述してい 本 [体等主催) 月 次勧告-部を設置 八旦 を取りまとめ、 補 創 を開催 分権型社会の 助 る。 造 金 ー」をまとめ、 ま \mathcal{O} 整理 た、 Ļ 橋 広く国 その 本 合 創造-総理大臣 理 化 実現を強く訴えた。 民 同 税 的 年 及び 国と に 財 運 十二月に 提 動 源 地 を 畄 \mathcal{O} した。 方 玉 充 り上 [庫補 実 0 は 新

第五節 地方税財政

| 国庫補助負担金等の改善合理化

上 地 運 方 営 射 政収 王 カュ 入 6 \mathcal{O} b 柱 改正されなくてはならな 位は、 地方税、 地 方交付税、 い 多くの 玉 庫 問 補 題 助 点が 金などからなっているが ある。 これら Ō V ず ħ iz っい ても制

度

助 金内 玉 容 庫 補 \mathcal{O} 補 合理: 莇 助 金 金については、これが地方団体の自主性を失わせ中央集権の手段に使われているとの 化の は 昭 和三十 観点から地方団 年代以降の経済成長とそれに伴う地方財 体 \mathcal{O} 超過負担の廃止、 零細補 助 政の 金 0 伸びとともに増大し、 整理などが地方制度調査会から度々答申 補 助 金 批 0) 判も多い 合 には

補助 改善合 このため、 金 \mathcal{O} 統 理化 合が 昭 !をはかるための 提案された。 和三十七年五 答申」 月 政 府 が に 行われ、 補 助 金等合理 その中で当面 化審議 会」 の策として零細 が設置され、 補 翌三十八 助 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 廃 年 止 十二 補 月 助 金 補 0 助 般 金 制 度に 源

見るべきも

0

が

なかっ

た。

見」の中で、 臨時 行 補 助金についての抜本的 政調査会(会長 佐 藤 喜 検討と大幅な整理を図るべきであると述べ 郎三井銀行会長) も昭和三十九 年 九月の て V 「行政事務の る。 再配分に関する意

本会も超過 負担 \mathcal{O} 解 消と零 細 補 助 金の 整 理に関しては 「地方制度調査会で検討を行い 改善を図ることが急務

る。」との要望を再三行った。

一 超過負担の解消

担 繰 六 ŋ 返し 過負担 制 頃 度の から 行ったが、 改 ぞ 問 ある。 題は 善 I に 関 従 是正が 本会は 来 する意見」 小から 図られ あ 物 価 ったが、 を関係 \mathcal{O} Ŀ ず、このため三十八年七 昇 これ 方 に伴う基 面 に提出 が地方財 一礎単 した。 価 政に重大な影響を与え大きな問題になってきたのは \mathcal{O} 引 き上げ 月には補助負担金制度の根本的改善を求め に関する要望を三十六年六月、 九 月、 É + 昭 和三十 助 月 負

営 住宅、 ま た 警察 昭 和 施設等 四十年六月には Ö 建 設 整 一備費補 地方超過負担に 助 等 \mathcal{O} 八 、項目に. 関する要望」 わたり改善要望を行 で保 健 所職 員 さら 農業改良普及員等の 同 年七月に は 人 件 地 方超 過 助 負 担 公

る 解 消 \mathcal{O} \mathcal{O} 実 た 態 8 を \mathcal{O} 明 補 6 助 金改善に カコ に Ļ 関 政 府 する要望」 に その 解 \mathcal{O} 消 中で を求 8 地 方超過 負 担 額 は 昭 和 九 年 -度に は 約 四三 億円

ŧ

の

ぼ

二 零細補助金の整理

果、 昭 助 和 金 兀 \mathcal{O} + 中 で最も 年十二月 弊害 \mathcal{O} _ 零 多 細 い 零 補 細 助 金等 補 助 金 \mathcal{O} 合 等 理 \mathcal{O} 整 化 に 理 関 を進めるため、 する 要望」 を 本会は 決 議 l 零細 関 係 補 方 面 助 金整 に 提 出 理 L \mathcal{O} 具体

る。」とし、また、 を達しているもの、 れ Ė そ V の中で補 . るもの に 助 金合 0 V 具体的事項としては改善すべ てはそ 理 相当期間 化 0 の 基本的考え方として 対果が 細 目 の 廃 あがってい 止 府県段階で五 「奨励 ない き補助金 もの、 補 + 莇 の件数、 -万円未 金 及び実情に合致しなくなったも \mathcal{O} 整 満 펄 補助 \mathcal{O} 統合及び t 金総額を示した。 $\tilde{\mathcal{O}}$ は メニ 原 則 廃 ユ 1 止 化。 五. + 貝 \mathcal{O} 万 は 円 細 廃 超 目 止 で が すべ 多 補 岐 きで 12 助 目 分 あ 的 カコ

の本会の要望については、 反響も大きく、 また支持も多かったが、 中央各省庁の抵抗も激しくその 実 現 は 相

当厳しかった。

(昭和四十二年度~五十一年度)

光 (三)地方超過負担解消運動

府 は 昭 和 四十 年代に入ってようやく本問題 に 取 ŋ 組 む姿勢をみせ、 わ ず か ながら前 進 \mathcal{O} 兆 が . 見ら

解 消 昭 を 和 要望 兀 + 年 (昭 t 月本会は 四 \bigcirc 七 保 健 所 九 職 員費等 地 方超 八項目に 過 負担 解 っい 消 0 て実 ため 態 Ò 調 補 査を実施 助金改善に関する要望」) 超 過 負 担 0 状 L 況を明ら た が、 これ か に 対 そ 玉 $\bar{\mathcal{O}}$

職員等八項目について調査を行い、 昭和四十一年度 三三一億円 (定期昇給、 給与改定、 物価 騰 貴分を含

りにも少額であり、 そこで昭和四十二年には、 四十二年度 二六六億円と二年度にわたり解消措置を講じたが、 超過負担の解消にはほど遠いものであった。 自治、 大蔵両省のほか関係省庁も交え実態調査を行うこととなり、 その 額は本会の調査した結果に その 調 比 あ

八)され、その後昭和四十三、 四十四、 四十五の各年にわたり解消措置が講じられた。

の解消を図る。」ことが自治、

大蔵両大臣の間で合意

(昭四三・一・一

もとに、「今後三カ年において超過負担

他方、 行政整 理の一環として保健所職員の補助定数の一 方的削減など新たな超過負担 の発生も あり、 昭 和 四 +

五年度には超過負担額が府県、 市町村合わせて 二千億円を超える事態となった。

昭和四十九年中途までは本会の独自の調査によって進められていたが、

昭和四十八、

四

超過負担解

消運動は、

来に 0 地方自治確立 十九年の狂乱 協力を得て各省庁との協議、 も増して強く認識されたため、本会だけでなく地方六団体が一致結束してこの問題の打開を図ることとなり、 物 対 価、 策協議会の中に 経済不況による景気低迷が地方財政を極度に悪化させたことにより超過負担問 要望内容の徹底等、 「地方超過負担解消対策特別委員会」を設置 超過負担解消運動を一層強力に進めることとなった。 (昭四九・一一・二九)し、 題の存在が 従

方自治 確 $\frac{1}{2}$ 対策協議会は、 昭和 五十年超過負担 に関する全面的な調査を行 V 地方超過負担総額六、

億 地 | 方超過負 の存在を明らかに 担 の実態ー Ļ 昭和四十九年度-」) その内訳として単価差、 地方超過負担の実態を明らかにすることにより、 数量差、 対象差の度合いと額とを公表した。 この問題に対す (昭五〇

る認識 が高 昭 和 められ、それが国会等で論議を呼び、その後補助金の質的改善が大きく前進する一つの契機となった。 五十一 年度には警察行政費ほか七項目について超過負担発生原因等の補完調査を行 その結果を

ま

体案を示した。 公表するとともに、 昭 五一・一一・二九 警察署及び 保育所 「主要超過負担の解消に関する緊急要望」) の 両 .施設について当面望まし V 施設水準とし ての 標 進 設 計 標準 住 様

0

具

た 設 が 0 政 単 府 その 価 は 改 正 五.十 B 保育 長年 年 所 度 \mathcal{O} 懸 ŧ 0 案で 面 前年に行った警察施設費等三 l 積 基 準 あ 0 た学 'n 引上げ、 校、 警察署、 公営住宅 保育 事 \mathcal{O} 業費 所 面 等 積 につ \mathcal{O} \mathcal{O} 拡 門、 大を行 V 栅 ての 塀 調 を 査に基づ 昭 初 和 8 T 五十二年度か 補 き、 助 対 引 き続 象 に 5 き 加 は 解 え 廃 消 ま 棄 措 物 置 処 を

(四) 昭 和 Ŧī. 十二 年 度 5 六 +年 度

玉

庫

補

助

負

担

率

 \mathcal{O}

削

減

問

題

職

員

 \mathcal{O}

補

助

対

象

人件

-費の

範

囲

 \mathcal{O}

拡

大

補

助

基

準

 \mathcal{O}

部

改善

措

置

を講

じた。

補 理

助

施

整 備 費や は 昭 失業 和 六 + 対策事業費などに ·年度予 算の概: 算要 うい 求 ĸ て、 お 玉 V て生活 庫 補 助 負 保 担 護 率 費、 を 児 律に引き下 童 葆 護 費等 げ、 \mathcal{O} 社 !会保障: 方 的 に 費をはじ 地 方 財 め 政 K 公立 わ 学 寄 せ 校 \mathcal{O} 施 設

決議 財 開 政 方、 このような K 催 Ļ 地 反対 ゎ 方 自 寄せすることは 玉 運 治 国 動を展り 地 確 \mathcal{O} 立 動 方 きに 間 対 開 策協 \mathcal{O} 機 対 î 反対であるとの 議 能 昭 会を 分担 和五十九年十月三十一日、 本 開 0 会は、 あ 催 ŋ 方を見直すことなく、 韶 緊急役員会 「国庫: 五. 九 八 補 助負担率引き下げによる地方負担 (昭五九・六~一二)、 地方六団 玉 庫 補 玉 助 庫 体 補 負担 主催 助 負担 率 0 \mathcal{O} 全国 率 地方 引 を 下 げ 知 事 律 (T) 反 会議 転嫁 対 に 負 . 引 の 担 反対に 要望等 き下げ、 転嫁反対総決起 昭 五 関 を 九 再三に んる決 七 方 的 に 大会」 わ 地方 た 開 を

採 択 要望 活 動 がを展開 た

L

す

般 歳 出 かし を前年度以下に圧縮しなけれ ながら、 玉 (T) 射 ?政も極めて厳しい状況にあって、 ばならないという情勢の中で、 公債発行額を前年度より一 地方としては、 やむを得ず今回の 兆円減額するとともに、 非 公共事業

に係 け入れざるを得ない る 補助率 \mathcal{O} 引下 結果となった。 げ は昭 和六十年 度限りの暫定措置とすること等を前提として国庫補助負. 担 率 <u>。</u> 律 削 減を受

び最大の焦点となった。 和六十一 年 皮の 玉 (D) 予 算 編成にお V 、ても、 前年 度に引き続き地方に 対する国 |庫補 助 負担率 ற் 引 下 ゖ゙ 問 題 が 再

とする最終報告書を補助金問題関係閣僚会議に提出 問 本宮城県知事 題 関係閣 は 昭 僚会議を設置、 が 和六十年五月二十四日の 画 が設けられ、 同月二十七日には同 同年十二月二十日に国 厚生、 .閣僚会議の下に有識者からなる補助金問 「した。 自治三大臣の覚書 庫 補助 負担金の 昭 見直し及び補助負担率 題検討会 に \mathcal{O} (本会か あ ŋ 方 7 を内 6 は 容 Ш

府

大蔵、

五九・一二・二三)

基

づ

V

補

助

金

なる地 このような国の 対 方 の要望活動を行った。 へ の 負担 転 動きに対し、 「嫁であ り 本会は、 国と地方を通ずる行政改革の本旨に反するものであるとして、 事務事業を何ら見直すことなく国庫補助負担率を引き下げることは、 従前 にも 強 単

をされ 自治 閣 官房長官、 大臣は十分の八を主張し、 和 たが、 六十年 報告書において両論併記された生活保護費 大蔵、 十二月二十日に補助 文部、 厚生、 結論には至らなかった。 農林水産、 金問 題検討会の報告が出され、この報告を受け 建設、 自治の各大臣)では、 \mathcal{O} 国庫負担率については、 玉 庫補 た補品 助負担 大蔵、 助 ,金の 金問 厚 生画 あり方について論議 題 関 大臣 係 閣 は三分の二、 僚 会 內

六十年十二月再度補 助 金問 題 関 係閣僚会議が開催され、 「生活保護費等 Ó 玉 庫 補 助負担 率 に っいい 、ては、 当

和

よう

自 面 ることが決定され 治 -目 に .. 三 昭 和 大臣 六 提 + 出 さ が 年 ñ 協議して定めること。 -度から た補 助 昭 金問 和六十三年度までの三 題 検討 会の 昭和六十 報告を最大限に尊重すること。」とし、 一年 年 間 度以 は十分の七とし、 降 の補助負担率 その後のあり方については、 のあり方につい その 趣旨を踏まえ予算 ては、 昭 和六十年 大蔵 を 十二月 厚

引 財 方 射 上 政 政対 局 げ、 \mathcal{O} 影 策 最 地方交付税 響 終 は 額 的 補助 に は 兆 負担率 前 \mathcal{O} 特 年 度 例 七 \bigcirc E を引き下げ 加 ○億円 引 算 き続 建 設 き に な 地 0 玉 方 V V 庫 ・場合に 債 7 補 は \mathcal{O} 助 増 負 発等 地 お 担 V 率 方 ては を更に \mathcal{O} \mathcal{O} 措 財 置が 政運 収 支が 引き下 営 講じられた。 に 均 支障 衡するため、 げることとな が生じ な V 補 0 よう地 助 た 結 負担 果 方 率 たば 昭 \mathcal{O} 引 和 六 下 消 げ + 費 ĺ 税 ょ 年 る \mathcal{O} 度 税 地 \mathcal{O} 方 地

(五) 玉 庫 補 助 負 担 率 Ď 再 引下 げ

 \mathcal{O}

昭

和

六

<u>+</u>

年

度の

玉

0

予

算

編

成

に当

た

0

て

は

税

制

 \mathcal{O}

抜

本改革

た伴

う

国

لح

地

方

間

0

税

源

配

分と

玉

庫

補

助

負

率

再 引 は 財 下 ゖ゙ 政 等 再 建 よる と公 地 共 事 方 業 \mathcal{O} \mathcal{O} 負担 事 業 費 転 嫁 拡 大 \mathcal{O} を 問 図 題 る が ため、 地 方 財 政に 玉 民 とっ 健 康保 て最大の 険 に お け 焦点となっ る 都 道 府 県 た 負 担 導 入 公共 事 業 費 \mathcal{O} 玉

庫 補 助 0 担 な 率 玉 \mathcal{O} 引下 \mathcal{O} 動 きに -げ等国 対 庫 補 地 助 負担 方六 , 金 に 寸 体 つい は 税 て、 制 再び 0 抜 地 本 的 方 見 \sim 直 財 政 L に当 負担を転 た 0 7 嫁する提案をしてきた。 地 方税 財 源 \mathcal{O} 確 保 を図 ること。

民 康 保険における都道府県負担 を最重点に取 声三 導入に反対であること。 一強力な要望 動を行っ 公共 事 業費の 玉 庫 補 助 負 担 ||率 \mathcal{O} 引 下 げ 措 置 K 反対で

り上

げ

活

層 また、 強くなることが懸念されたため、 方におい て、 V . わゆる「 「地方財 地 方自治 政余裕 確 ₩. 論 対 策協 が 根強く叫 議会は 昭 ば 和六十 れ てお り、 年 九 地方 月「危機に 財 政 0) 面 玉 L カコ た地 5 の 方 L 寸 わ 体 寄 0 せ 財 が 政

m 現状についての正 子)を作成 Ļ 政 L 府や国会、 い理解を求めるとともに、 財界等に配布し、 代表が直接面談するなど、 地 方財 政余裕論」といった誤っ 地 方財政の た認識 を払しょくするため おかれている極めて厳

要望活動と併行して、一大キャンペーンを展開した。

玉

庫

補

莇

負

担率

の引下げ等について、

国保制度における都道府県負担の導入、

義務教育関係

の事務

員

栄

それ 玉 にも 庫 補助 か か 負 わ 担率の再引下 6 ず、 国は 昭 げ等による地方への負担転嫁問題について、 和六十二年 一度に お いても、 引き続い てこの 本会は反対の要望活動を行ってきたが 問 題を持ち 出 経常経費及び

業を対象に、 職 員等 \mathcal{O} 人件 補助事業で概ね十%、 費 \hat{o} 般財 源 化 公共事 直轄事業で概ね二十%の補助負担率の引下げ等の提案をしてきた 業費 (補助と直轄) については、 二分の一 を超える 玉 庫 補 助 負 担 率 \mathcal{O}

0) 導入反対に関する申入れ」と「公共事 具体的な反対理由をまとめたPR資料を作成 のため、 地 方自治確立対協議会は昭和六十一年十一月二十七日、「国民健康保険制度に対する都道 業費の国 し、 .庫補助負担率の引下げ措置に関する申入れ」を決議するととも 政府や国会等関係方面に対し要望活動を行った。 府県負 担

さらに昭和六十一 これ と同 年十二月二十日に開 趣旨 . の 緊急要望が、 かれた全国知事会議において決議された。 昭和六十一年十二月十六日に 開 か れ た地方 自 治 確立 一対策協 議会に お て、

下 止 あ り方に 問題 局、 を得ずその 12 つい 玉 ·う 保 ての V iz 引下げが行われたが、 て 対する都道 は、 検討 玉 \mathcal{O} 場が翌昭和六十二年に設けられることになった。 0 財 府 県負担 政再建と事業費拡大という矛盾した要請を満たすために、 0 地方財政運営に実質的影響を及ぼさないよう財政措置がとられたことでも 導入は見送られることとなったが、 また、 医療保 公共事業 険制 度全体 緊急 \mathcal{O} 澼 玉 に 難 お 庫 的 け 補 な措 る国 助 負 担 保 率 制 \mathcal{O} 引

あ

B

むを得ない

ものとして受けとめられた。

原

則

きし

て

割

 \mathcal{O}

削

減

を

実

施

することとした。

(六) 玉 玉 庫 庫 補 補 助 助 負 負 担 担 金 金 等 制 度 \mathcal{O} 改 \mathcal{O} 改 善 合

理

化

負 助 年 等 担 に 方 は に 式 0 V 本 \mathcal{O} 会 合 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 理 地 化 般 方 財 行 (4) 源 財 補 政 化 助 基 善 負 2 合 本 担 類 問 理 率 伮 化 題 \mathcal{O} に な 研 整合 い 究 0 会が L V 性 同 7 \mathcal{O} は 玉 確 目 庫 保 的 補 本 会 \mathcal{O} 助 (5) 補 負 は 都 助 担 か 道 金等 金 ね 府 てよ に 県 っつ \mathcal{O} \mathcal{O} V n あ 補 ての 繰 ŋ 助 方 1) を 統 É 返 条件 合メ 0 L 要望 11 とす _ 7 ユ 検 してきたが、 る 討] 玉 化 Ļ 庫 補 総合化 1 助 人 件 金 特 0 に 費 改 3 補 事 莾 昭 助 務 和 費 零 に 五. 補 細 + 0 助 補 兀

ま た地 方 子 寸 体は 玉 庫 補 助 負 担 金 制 度 の 改 発に 0 1 てその 具 (体的 事 例 を掲 げ た 行 政 改革 に 関 す ^る意 見 昭

て、

体的

な

提言を

行

0

た

Ξī.

0

をまとめ

臨

調

提

示

L

た

理 ま を 昭 合 た、 に 理 和 0 れに対し 化 五十四四 V 方針 て、 財 政 そ 政 が 年十二月二十 改 \mathcal{O} 示され 府 小は、 革 侔 に 数 関 た事 \mathcal{O} 逐年 す 少 んる当 九日に なくとも 整 項に係るも 理合理化を行ってきたが、 面 · 閣 \mathcal{O} 四 基 議決定 本 分の一を整理するため、 \mathcal{O} 方 以 į 外 針 \mathcal{O} これに基づい 玉 昭 庫 五. 補 六 · 助 負 特 八 担 に 金等 て、 昭 和 昭 五. に 玉 和 五. 閣 っい 庫 +五. 議 補 十五 五. 決 ても、 莇 年 定 負担 ·度以 年 -度以 に 金 生 降 基 活 等 四 降 づ .保護: \mathcal{O} 年 \mathcal{O} き 整 行 間 費等 펄 に 政 臨 を 既 改 進 調 革 定 を 除 \mathcal{O} 8 \mathcal{O} \mathcal{O} き各 答 ることとし 玉 実 申 庫 施 省 で 補 に 個 助 負 别 11 た 担 に て 整 金

そ 策 超 \mathcal{O} 過 特 玉 解 負 别 庫 委員会 消 担 補 措 \mathcal{O} 助 実 置 負 を 担 を 態 強 調 中 事 Ś 査 業 心 ・要望し を実施 に に そ 係 る \mathcal{O} た 地 解 方超 消 運 過 れ 動 に基づ 負担に を 展 開 つい L て てきた。 て、 単 本会は 価 差」、 特に カコ 数量 昭 ね 和 7 差 ょ 五. \pm ŋ 及び 地 年 方 度と 六 「対象差」 寸 昭 体 和 で 五. 構 による超過 士 成 ず 年 る 度に 地 方 負担 お 超 過 11 につい 7 負 担 解 7 地 消 方 対

また、 こて前向きの姿勢を示すようになってきたが、 これに対して、政府は毎年関係省庁による共同実態調査を行うこととし、主に単価の改善等を行ってきてい 昭和五十三年度には警察施設、 保育所施設の整備に係る標準仕様を設定するなど、 まだ地方超過負担は解消されていなかった。 国も地方超過負担に対 る。

(七) 和 六十二年 度~平 成 八年

玉

庫

|補助負

担

率

 \dot{O}

恒

|人化

助 政 税 負担率の引下げ等 再建と公共事業の事業費拡大等を図るため、 れに対し、 減税とその 和 六十二年度予算編成 補てん財源としての売上げ税 本会をはじめ 」国庫 補 K 助負担金の地方への負担転嫁について提案をしてきた。 地方六団体は、 お V て国は、 玉 ①税制 \mathcal{O} • 地 玉 導入及び 民健康保険における都道府県負担 方を通づる税制の抜本改正を行うため、 の抜本的見直しに当たって地方税財 非 課税貯蓄制度の見直し等について検討され、 の導入、公共事業費 源 個 \mathcal{O} 確保 人所得課税、 を図ること また、 の国 庫 人課 財 補

下げ等について、 ところが 国 は 提案してきた。 昭 和六十二年度の予算編成においても引き続き経常経費及び 公共事業費 0 玉 庫 補 助 負 担 率 \mathcal{O} 引

対であることを最重点に取り上げ数次にわたり強力な要望活動を行った。

健

康

保険に

おける都道

府

:県負担

 \mathcal{O}

導入に反対で

あること

③公共事業費

0

玉 |庫補

助 負

担

率

 \dot{o}

引下げ

措

反

公共事業の補助負担 年十二月十六日に のため、 地方自治 率 「地方団 の 確立対策協議会にお 引 下 一体は国 ゖ゙ E 断 民健 「固反対する」という具体的な反対理由をまとめたPR資料を作成。 康保険に都道府県負担を導入する案に断固 いては、 こ の 問 題の地方に与える影響 \bar{o} 重要性にか 反対する」及び W が み、 「地方団体は 昭 政 和 府 +

成

元

年

度

 \mathcal{O}

玉

 \mathcal{O}

概

算

要

求

に

先

立

0

て、

地

方

自

治

確

立

対

策

協

議

会は、

昭

和

六

十三

年

六

月

+

五.

日

に

協

議

会

を

開

催

た 態 玉 会 庫 補 it 助 関 負 係 ΙĿ 担 方 8 率 面 \mathcal{O} + \mathcal{O} 引 理 二月二十二 解 下 げ を 求 措 Ø 置 に る要望 日 関 に す 活 る緊急要望」として決議するなど、 玉 動を行 民 健 康保険 った。 制度に対する都 また、 本会は、 道 玉 府 県負. 数次に 地 方 担 \mathcal{O} に 信 わたって強 関 頼 する緊急要望 関 係 を損 力 な なう容易な 反 対 運 公 動 共 を らざる 事 開 \mathcal{O}

割 本 た 置 \mathcal{O} て、 引 的 1) そうし 度 な 本会が 切 下 医 あ \mathcal{O} ŋ れ 7 げ 検 療 た 地 な 止 問 討 保 中 題 を 方 Þ む 険 強 ŧ を 制 < で、 財 む に 行うことに 得ず 反対 政 を \mathcal{O} 0 度 を 全 対 得 政 その ては、 要望 策 残 般 な 府 V す に 与 \mathcal{O} を行 な 党 決 結 引 お ŧ 着をみた。 り、 け 果となったが、 連 \mathcal{O} 下 玉 として受け げ に る 0 絡 てきた国 が お 玉 会 行 保 11 \mathcal{O} 議 わ て財 ため 制 自 れ 度 た。 政 \mathcal{O} \mathcal{O} 民 民 止 場 党四 健 め 地 再 あ 6 建 康保険 が ŋ 方 翌年 と事 れ 財 れ 方 役 た。 に に 政 ,業費: 運 設 官 0 0 に これ 営に 11 け 対 房 V 拡 す 7 6 て 長 実質的 大とい は れ は Ź に 官 より、 都 ることになっ 昭 玉 道 大 , う矛盾-ح 影響を及ぼ 府 和 蔵 自 六十 地 県 負担 治 方 自 \mathcal{O} 治 L た要 た。 役割 大 年 \mathcal{O} 3 導 厚 蔵 度 な また、 請 分担等 \mathcal{O} 生 両 入 を満 大 V 経 は 見送ら ょ 臣 緯 建 を含め う たす 公共事 \mathcal{O} ŧ 設 射 あ 折 \mathcal{O} 政 ŋ た ħ 各 衝 8 業 大臣 措 地 ることに が 方 É 速 持 置 \mathcal{O} が 団 玉 B 等 た とら 体 緊 庫 カコ れ 出 急 な に 補 に 席 昭 れ لح 澼 助 幅 0 たこと 負 和 0 難 広 に 7 的 担 お は 基 措 ま +率 い

を 九 急 年 度 開 玉 に 0 六 お 等 + け また、 を決 应 る 玉 年 - 度予 議 庫 地 Ļ 補 算 助 概 会 負 治 算 議 担 要 確 終 率 (求に当た 立 了 \mathcal{O} 後 水 策 準 地 に 方 0 議 よって、 会 関 7 係 は は 六 寸 概 同 然 年 体 算 七 要 のことなが \mathcal{O} 求 代 . 表者 を行うことを強 + は 5 政 府 段 会館 n (く) 求 自 5 \mathcal{O} 由 民主 8 引 お る 下 一党等に げ 玉 措 国 置 \mathcal{O} 庫 対 予 が 補 Ļ 算 講 榳 助 ぜ 強 算 5 担 力 要 れ な 求 率 る 実 に 前 行 関 元 \mathcal{O} 総 五. 渾 す る 決 動 +

展

L

方

自

対

協

月

日

九

12

7

負

復

されてきたもの」 起大会」を開き、 「補助負担率については、 であり、 概算要求に当たっては、「これらの引下げ措置が講ぜられる前の 国の 財 政上の都合により昭和六十三年度までの暫定措置として実施 昭和五十九年度にお

算編 例等に関する法律に基づき、 ける国庫補助負担率の水準に復元」すべきことを内容とする「国庫補助負担率の復元に関する決議」を採択した。 成過程においてその取扱いを検討するものとする。」ことが明記され、 |和六十三年七月十五日閣議了解された昭和六十四年度の概算要求方針においては、「国の補助金等の臨時特 昭和六十三年度まで暫定措置が講じられてきた事業に係る補 概算要求上、 仮に、 助率等に 暫定補 っい 助負担 ては、 予

国庫補助負担率を昭和五十九年度の水準に復元することなどを内容とする「国庫補助負担率の復元に関する決 地方自治確立対策協議会は、同年十二月五日に再び「国庫補助負担率復元緊急総決起大会」を開 催

、要求する場合には、

復元に要する差額を別記することとされた。

を採択し、 大会終了後、 関係者は国会議員等に対して強力な要請行動を行った。

止すべきものである。」との答申を内閣総理大臣に行った。 また、 ついて、従来の 政府の地方制度調査会においても、 経緯、 本措置の性格にかんがみ、 十二月二十日、 国と地-方の 国庫補助負担率のあり方について 信頼関係を損なわないためにも、 「暫定引下げ措置 本年 度 りで

補 協 助負担率を昭 |議会を開催し、「国と地方との間の財政秩序を回復し、 -成元年 協議会終了後、 -度の予 和五十九年度の水準に復元するよう」強く求める 算編成は五年振りの越年編成となった。 自民党三役、 大蔵大臣、自治大臣等関係 平成元年一月十二日に地 相 互の信頼関係の確 方面に要望活動を展開した。 「国庫補助負担 立を図るため 率 の復元に関 方六団体は 地 する緊急決 明 年度以 方自 治 確 寸. 0 玉 対 庫 策

同 年 月十八日に決着した平成元年度以降における国庫補助 負担率 0 取 扱 い 0) 概 要は、 次のとおりである。

- 1 カコ 方 交付 6 昭 玉 和 庫 税 六 に 十三年度までの 補 助 加算するなど 負 担 率 $\dot{\mathcal{O}}$ 見 直 玉 玉 から しを行うこと。 庫 補 地 助 方 負 ^ 担 率 の 恒 \mathcal{O} 動 動 定 措 思 久 財 源 置 \mathcal{O} 移 が終了することに伴 譲 による地方一 般 財 V) 源 新たに \mathcal{O} 充実を 玉 図 のたばこ税 ŋ つつ、 総合的 の 二 五. な % を 地 地
- 2 とすべ 生活 きも 保 護 の 費等につい であ るの で、 ては、 暫定負担率 玉 0) 責任の極 $\dot{+}$ 分 一めて重 の七を引 V 行政分野であ 上 げ、 十分の 七 ŋ 社会福 五. で 恒 祉 久 化を行うこと。 \mathcal{O} 玉 庫負. 担 率 'n 中 で 最 ŧ 高
- 3 児童福 庭奉仕員派遣事業に係る国庫補助率を三分の一から二分の一に引き上げること。 事 務 \mathcal{O} 祉、 見 直 しを 老人福祉、 進めることとし、 身体障害者福祉等については、 負担率二分の一で恒久化を行うこと。 昭和六十一年度における事務の見直しに. なお、 在宅老-人 福 祉 対 策 加 充実 え、 の ため
- 4 三)、恩給費は一 義務教育費については、 般財源化することとするが、 その 費用の性格に基づき、 追加費用等については今後二年間暫定措置を講じること。 共済長期負担金は二分の一に復元 (平成元年度は 八 分 \mathcal{O}
- (5) ること。 その他の 経常経費については、 経費の性格に応じ、 原則として、それぞれ適正な補助負担率により 恒 久 化
- 6 昭 討 投資的 和六十二年度の する必要が 暫定期間 経費については、 あることか 終了後 引下げ分に 5 の取扱につい 事業量 うい 今後二年 ては、 確 保 ては、 間 \mathcal{O} 暫定 平 要請 成 関係 措 三年 もあり、 置 省庁 度 を講じること。 から また、 間 復 の検討会を設置 元する。 公共事業に係る国 して総合的に検討を行う。 |庫負担 率 の あ ŋ 方を総 の 場合、 的 検

大蔵 また、 省 平 自 成 治 元年度の予算編成時 省 建設省 農 水省 (平成元年一 運輸省等関係十一省庁をメンバ 月 に決定された国 庫 補 とする 助 負担 率 「公共事業等 -の 取 扱に基づ \mathcal{O} 補 き平 助 率 成 · 等 に 元 年 関する $\dot{+}$ 户

関 係省庁検討会」 が設置され、 暫定措置となっている補助率の取扱についての協議が開始されたが、 各省庁間

での意見の対立が大きく膠着状態に陥

った。

から た 資本整備 に る最終報告がとりまとめられる予定であること、 脱却が Ġ のような中で、 成三 \mathcal{O} 国庫 促 図られた現在、 進並びに国庫補助負担率の復元に関する緊急要望」を決定し、政府関係各省庁並びに国会に要望し 補助負担率 度以降に 地方自治確立対策協議会は、 お の暫定引下げについては、平成二年度で終了するも 国と地方との財政秩序を回復し、信頼関係に基づいた社会資本整備 V ては、 昭和五· 十九年度の国庫 平 また、 成二年六月十五日、 間もなく予算概算要求基準が決定される見込であるこ 補助 負担率に復元すること。」等を内容とする 六月末に日米構造会議で公共投資等に のであ ŋ, 玉 が 特 の促進を図 例 公債 依 [るため 存体質 「社会 闡

公共投資を行う \mathcal{O} にまで高められることになった。 日 上に重点を置いた公共投資の拡大を図るべき……とされ、 構造協 議 に 「公共投資基本計 お V て、 わが国の経常収支の黒字を圧縮するためには内需 画 が閣議了解された。この結果、 平成二年六月二十八日に今後十年間 事業量 の拡大が \mathcal{O} 拡大を図 い わ り … ば 玉 際 特 的 に 公約 で四三兆円 玉 民 生 活 \mathcal{O} 質

ことに伴う影響額を加算する」というように定められた。 このような情勢下で、平成三年度予算に係る概算要求! 基 準 は、 昭 和六十一 年度に お け ごる補 助 率等で 要求す

ては 業 の 促 成二年十二月十七日、 進を図るため 国の財政上の都合から緊急避 平 成 三年 地方自治 度以降に 難的に行われてきた措置であり、 確立 対策協議会は、「公共事業等に係る国庫 おいては、 昭和五十九年度の国庫補助負担率に復元すること。」等を内 速やかに国と地方の財政秩序を回復 補助 負担率 . О 暫定引下 につい

げ

ŋ

た 容とする 同 平 年 十二月二十一 成三年度地 方 目 財 政 次の (対策に関する緊急要望」を決議 ような覚書の決着をみた。 Ļ 大蔵 大臣、 自 治 大臣、 自民党三役等に

覚

書

1 る。 公共 カ 6 論を得るよう最大限 な 逐 お、 子業等に 次 実 行 施 革 E 審 係 ぶる補 答申 移 - 等 莇 努力し、 を 率等に 踏 ま え、 つい その上で経済 ては、 体 系 化 昭 簡 和 素 六 財 + 化 政 等 事 \dot{o} 年 情 観 度 点 \mathcal{O} 各 か 水 5 準 公共施設 関 まで復元した上、 係 省庁間で総合的 の整 備 状況等を踏 今後三年 検 討 まえつつ、 を 蕳 進 \Diamond 0 暫定 暫 可 定 能 期 置 な 間 ₽ 内

な 昭 っ お、 和六 八十一年 暫定 期 ・度に適用さ 間 終 了 後 \mathcal{O} 取 れ た率 扱 11 は今後引き続き検 (三分の 一とし、 計す 今後三. ź。 年 蕳 \mathcal{O} 暫定措置 置とする。

2

義

務教育

費

のうち共済

追

加費用

及び

退

職

年

· •

退

職

時

金に

要する経

費に係る負担

率

に

0

V

て

は、

引

き続

取 11 7 平 暫定 成 一げられ Ŧi. 期 年 間 度 の予算 た。 を 兀 年 残 編 年 成 十二月十九 L た に ŧ お \mathcal{O} VI ては、 \mathcal{O} 日 に 五. は、 年 五年度までの暫定措置とされ 度 関 0 係 玉 七大臣 \mathcal{O} 予 算 \mathcal{O} 編 折 成 心と地 衝が 行 方 わ 財 れ てい 政 対 次 策 た に 公 \mathcal{O} とお 共 お 事 11 業等 7 恒 重 要 久 に 化 課 . る国 措 題 置 \mathcal{O} 庫 [案が覚書としてと

ŋ

補

助

負

担

率

0

として大きく

らとめ 6 ħ

ま

覚

系

化

簡

素

化

等

0)

観点か

5

直

轄事業に

あっては三分の二、

補

助

事

業に

あ

0

ては二

一分の一

を基本として恒久化

平 平 成 成五 五. 年 -度 年 - 度まで 算 É の お 暫定措置とされている公共事 V 7 公共 事 業等 に 係 ぶる補 助 率 等 業等に係る補 \mathcal{O} 恒 久 化措 助 置 率 を講ずるに当たり、次の 下等に っい ては、 行革審答申等を踏まえ、 とおり 申 -し合わ せ 体

することとし、 平 成五 年 度から適用する。

. よう、

適

切 な

財

前項の 補 助率 等 政措置 の恒久化に伴う地方公共団 を講ずること。 体 の負担に こつい ては、 事 子業の 핅 1滑な執行に支障を生じることの な

なお、 今 回 0 措 置は、 国及び地方公共団体以外 \mathcal{O} 者の費用負担に影響を及ぼすものではな

恒 | 久化され平 成 五. 年 度から適 用されることになった補 助 率 等 \mathcal{O} 見 直 Ĺ 措 置 . の 概要は、 次 のとおりであ

1

直轄事業に係る国の

負担率は原則三分の二とし、

河川、

道路等

部の大規模な事業についてのみ十分の

2 と考えられるものに 補 例 的 助事業に係る国の な負担率 を設定すること。 つい 補 ては十分の五・五 助率は原則二分の一とし、 の特例的な補助率を設定すること。 河川、 道路、 下水道等に係る一部の事業で国の 但し漁港整備事 ・業の一部で修築 責任 が 重

|種及び れにより補 特定三種並びに流域下水道 助率等は、 原 削二 種 類の \mathcal{O} 極 処理場については、 めて簡素にして体系化されたものとなった。 直轄事業に準じるものとして三分の二とすること。 暫定措置 一の下に おける補

と考えられる直轄事業にあっては、 原則として昭和 五十九年度水準まで復元が図られてい 助

率等と比

較すると、

補助

事

業にあ

っては

据置きあ

る

V

は引き下

げられたもの

が大半であ

るが、

玉

0

責 任

が

補

助

率

-等に

お、 特例的 な 補 助率等 が 適用され てい 、る地域 かさ上げ分につい ては、 暫定 措 置 0 下における基 本

対するかさ上げ幅を維持することを基本として見直しのうえ恒久化措置を講じることになった。

済 5費追 また、 加費用 平 ·成二年十二月二十 及び 退 職年 金・退職 一日の覚書の中で、残され 時金に係る国庫負担金等については一般財源化等がなされることになり、 た課題 の一つであった義務教育費国庫負担 金等 のうち 所

要

の

地

方

財

政

措

置

が

講じられることになった。

42

二 地方財源不足と補てん対

策

(昭和四十二年度~五十一年度

石

油

シ

日

ツ

クに

.伴う大幅

な

歳

入

欠陥

二となり、 度 方 府 る 芪 の を 県 昭 不 示 税 生 和 況 す 制 関 兀 ŧ に が 係 + 陥 昭 のと言える。 高 経 年 和 度成長を反映して伸長を示したことと、 り、 費 代 五. \mathcal{O} \mathcal{O} Ŧ 国 都 構 -年度に 道 成 割 地方ともに 府 県 合 は 財 L が 政に か 年 L 貫 -度途中 なが 極 して上 お らめて困 い なら、 て顕著なことは、 |昇していったことを挙げ に **|難な状** 昭 お 和四 V 7 È 況 + 額 に 九 昭和 \mathcal{O} 直 年 以 歳 税 面 四十年: 降 入中に占め 収 Ļ 不 は、 足 昭 を 和 代における地方団体 V ることが 招 四十 わ る府 き ゆ 九 る 年 年 石 県 できる。 度当 税収 度に赤字となっ 油 シ 初 入 日 見込 ツ \mathcal{O} 割 \mathcal{O} れ ク を契 額 合が上 社会福祉 は、 12 た地 機 . 対 し 事 業税 Ê 昇 大 方 に わ 幅 寸 対 が を 中 体 す な 玉 歳 歳 は 経 る Ш 心 取 入 済 に 欠 百 は 組 お 陥 + 極 4 る け

二 地方財政緊急対策特別委員会

が

生ずることとな

0

た

 \mathcal{O} 充 \mathcal{O} 月二十 対 \mathcal{O} 策を強 ょ 率 うな \mathcal{O} 引 五. き上 力に 状 日 当 況 げ 推 に 面 対 \mathcal{O} 進することとした。 地 地 処するため、 方 方超 財 過負 政 危 担 機 本会は \mathcal{O} 打 完全. 開 また、 を図 解消 昭 るた 和 地 Ŧi. め、 給 方六 + 年 与 財 地 寸 七 |体で構 月二十 方交付税 源 \mathcal{O} 追 成 加 五. す 措 総 日 置等 る 額 \mathcal{O} 地 を内 確 地 方 方自 保、 財 容とする 政 緊 地 治 方 確 急 税 立 対 対 \mathcal{O} 策 昭 策協 減 特 和 収 別 議会」 五. 補 委 + 貟 7 年 W 措 度 $\widehat{\mathcal{O}}$ を 置 地 昭 設 方 地 和 財 五. 方 債 政 +

危機打開に関する要望」を決議し、政府等に強く要請した。

億円と臨時 は 交付税特 政 O 府)億円 は 特 別会計で借入れ、②地方税の 昭 和 例交付金二二〇億円 計一兆三、八一二億円は起債、 五十年度補正予算の編成に当たり地方財政対策として、 計 四一五億円の 減収見込み一兆六三二億円及び公共事業等の追加に伴う地方負担の ③その他給与改定等に要する経費分として特別会計の借入れ一九五 財 源措 置を講じた。 ①地方交付税の減収一 兆一、 五〇〇億円 増三、

れらの措置によって、 五十年度の財政危機は 応避けられたが、 昭和 五十一 年度の地 方財政はさらに厳

なるものと予想され、 本会は昭和 五十年度補正予算対策に引き続き、五十一年度地方財政対策についても強力な運 約三兆円を超える財 源 不足 が 出 るも のと危惧され た 動を展開

昭

Ŧī.

 \bigcirc

地 日「地方財政危機突破大会」を開催し、 方交付税率 五. \dot{O} 「昭和五十一年度地 引上げ、 地方税の充実、 方税財政に関する緊急要望」)し、 未曾有の地方財政の危機を打開するため、 強化などを決議し、 その実現に向けて強力な運 また地方六団体は 国 地 動を展開した。 方 昭 \mathcal{O} 和五十年十二月十六 財 源 再配 分 (D) 断

窮 迫 ĩ 赤字 国は 玉 財 債を発行せざるを得ない 源 不足 見込 額 が 昭 和 兀 十一 状況であるので、 年度当時と比べて巨額であり、 交付税の引上げのような恒久的 玉 庫 財 政 \mathcal{O} 事 情 な制度改正に も当 時 に比べ て は 強く反 極 Ė

題として残され 局、 面 \mathcal{O} 財 源 不足額を完全に埋め 合わせるということに重点が置かれ、

恒

人的、

抜本的対策は

後

年

度

 \mathcal{O}

問

対

した。

昭 和 $\overline{\pm}$ 十二年度予算 編 成を迎える時期となっても、 経済 の好転 は見られず五十二年度の 地方財 政は 引き続き巨

額

D

財

源

不足が

避けられ

ない見通しとなった。

44

1

とどまり、

大幅 を 五 決議し、また、 そこで本会は な交付税率の 昭 引き上げを断行すべき」ことを柱とする「昭和五十二年度国 再三に 和 昭 五 十 一 和 五. わ 十二年度地 たり強力な 年七月「交付税制 方税財政に関する緊急要望」) 運 動を展開 度 本 した。 来 の 機 能を 韶 五・八 口 復 所 要 兀 \mathcal{O} 0 般 地 施 方行 策ならびに 財 源 財 を安定的 政に 予算 関 す に 確 る緊急 ĺ 保するため 関する要望

引上 こ 十 꽢 は行うべ は 五 地 応じられず、 十二二 力六 ・年来の れに対い 地方団 年一月十一 団 きでな 慣 体 ŧ 行 また、 体 昭 が V 玉 ,と強 金 和 破 には れ、 融 日 五 赤 公庫 く反対 現 字国: + 「地方 在 自 一年十二月二十四 治、 の創設を決議し、 のような異常な経済状態におい 債を含め 財政対策緊急協議会」 Ļ 大蔵両省対立のまま予算案が内示されるという緊迫した事態となっ **弄**. 十二年 歳 入の -度予算 日 約 その実現に向けて活発な運 三〇% 「地方財政対策に関する緊急要望」を決議して強力な運 \hat{o} を開 大蔵 を国 催 原 債に依存 案内示 て交付 Ļ 地方財 すまでに 税 L 率 て 政危 \mathcal{O} い .動を行った。 地 引 る 方財 上げ 状 機 打開 況 に 政 0 ような のため、 対 あ 策 り、 は 決 財 到 地方交付税率 着 源 底 をつ 交付 配 分 け \mathcal{O} 税 る 恒 率 動 久 \mathcal{O} を の大幅な لح 的 引 展 な変更 上 開 . うこ げ

翌十八日ようやく政 置 こうし たな カ で、 抜 同 本的 府案の決定をみたが、 年 な 月十七日与党の自民党か 解 決までには至らなか それはあくまでも補てん対策であり、 0 6 た 調整案が 示され、これに基づき更に 公庫 創 設 折 問 衝 題 が ŧ 重 臨 ね 6 れ 応急的 .結

丽 和 五. 十二 年 度 5 六 + 年 度

 (Ξ) 昭 巨 和 額 五. 0 地 方 年 財 度 源 かか 不 ら昭 足 借 和 入金 五. 十六 残 年 高 一度に 累 積 お 問 け 題

+

る

地

方

財

政

は

巨

額

 \mathcal{O}

財

源

不

足となり、

厳

11

財

政

営を余儀

地方交付税制度本 本会はこの数年間 来 の機 能 を回復し、 における異常事態によって地方交付税制度にひずみが生じてきたことから、 所要一 般財源を安定的に確保するため、 地方交付税率の大幅な引上げを この 際

るなど地方財 政 制 度 を抜本 的に改正 Ļ 地方 \mathcal{O})財政! 危機打開策を講ずるよう国に対し要望した。

これに対し 玉 は、 これ ら毎年度の地方財源不足額を補てんするため、交付税特別会計の借入れと地方債

0

の臨時応急:

的

な地

方 財

源

補

こてん措

置に

終始した。

が 還金に対する国の 当たっては、 の二分の一に相当する額を臨時地方特例交付金として交付することを法定するなど、交付税特別会計 額 E るものとなったので前進した措置として一応評価された。 こつい てん措置 、ては、 昭和五十三年度以降当分の の 中で注目すべき点は、 玉 負担の [が元利償 恒 還 久的措置としてのルール化が図られた。これは、 額を将 来にわたって負担することとなった。 昭和五十二年度において、 間、 毎年度交付税特別会計で借り入れた借入金については、 当該年度における交付税特別会計 また、 地方交付税率の実質的引上げに 昭 和五十三年 ・度の 補 0 の借 借 そ 7 σ h 入 償 入 措 金 金貨 還 置 \mathcal{O} 金 半

地 てきた。 い不均衡、 0 共同 本会は、 このため、 発 更に大量の 行 機 か 1の要望 関 ね 昭 0 てより 創 和 を行ってきた。 五.十 設 国債発行との競合により、 に 地域における資金量の差異による資 つい 年以来公営企業金融公庫を改組 て繰り返し 提言 昭 縁故地方債 和 匹 十六 年 金 の円滑な消 して「地方団体金融公庫 0 確保の 臨 時 地 困難性及び金 方行 化が阻害される事態に対処するため 財 政 《基本問 利、 手数料符 (仮称)」 題 研 究 会報 等発行 を創 以 する

宅 設 は、 事 業及び 昭和 五十二年度の予算編成において、 産業廃棄物 処理事 業を新たに 加え、 差し当たり現行法 更に昭 和五十三年 の範囲 - 度の予算編 内 で融資対象を最大限に 成 にお 普 1通会計 拡 張し、 σ 事業で 公営住

ことが必要であ

る旨

あ る 臨 時 地 方 道 備 事 業 臨 時 河 Ш 整 備 事 業 臨 時 高 等学 校整備 事 業 の 事 業が 新 たに 融資対象とされ、 地 方

寸

体

金

融

公

庫

 \mathcal{O}

創

設

は

なら

な

か

0

た

す 結 部 \mathcal{O} 交 付 ることとさ 負 都 昭 担 合 金 和 に 臨 に 0 五. よっ 時 打 + 0 地 11 切 七 て 方 ŋ n 7 年 Ŕ 度予 は 特 例 方 玉 交付 的 保 昭 算 に 給 和 編 五 金 地 付 成 に 1費等 +方 に 七 0 \sim お V 年 \mathcal{O} \mathcal{O} 11 -度予算 ては、 負 7 担 部 玉 都 を は、 交付税特別会計 に 道 転 お 嫁 府 地 1 す 県 方 る も 負 て導 財 担等 政 入 対 \mathcal{O} は で に 策 が 行 あ 0 \mathcal{O} 資 る V わ 折 て協 金運 な \mathcal{O} 衝 V で、 渦 力を求 が 用 程 部 地 で、 こから 今 方 後 は \Diamond 厳 借 7 L きた 医 入 致 11 れることとし、 協 療 財 保 力 が 政 険 L 事 これ 制 て反対 情 度 を \mathcal{O} 6 玾 あ 運 \mathcal{O} 由 n 玉 動 提 に 保給 方 な 案 展 は 臨 に 開 0 付 時 費 玉 地 等 7 \mathcal{O} 方 そ 財 特 \mathcal{O} \mathcal{O} 政 例

ず、 は で \mathcal{O} 絶 大きな負 昭 対 地 和 とるべきでないこと。」等を特に 方 V 五. ため、 財 + 政 担となっ 九 を不 年 - 度の 適切 当 な税 て に 玉 悪 V \mathcal{O} 財 . るうえ、 予 化さ 政対策 算 せ、 編 成 国と地 永を講ず 内 に当たっ 外の 重点的 ること。 経 方 て、 相 済 環 互. に 境 本会 間 取り また、 から \mathcal{O} は 信 Ĺ L 頼 げ 関 7 地 地 要望した。 係 昭 方 方 を 和 債 \sim 著 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 負 + 増 L 担 九 発 転 年 阻 لح 嫁 度 地 害することとなる E 方 は 交 何 お 分 6 11 問 て 税 題 b \mathcal{O} 大幅 借 \mathcal{O} 解決に 入 の な 金 で、 自 等 になら 然 \mathcal{O} 増 償 \mathcal{O} な 収 還 よう は が \mathcal{O} 到 地 な 4 底 方 な 期 財 待 置 6 政

(昭和六十二年度~平成八年度

(四)

地

方

財

源

不

足

補

て

W

対

政 平 成 府 は 年 我 兀 月 が 玉 \mathcal{O} 経 バ ブ 済 が ル 消 崩 費 壊 需 \mathcal{O} 要 影 を中 響 が 心 地 方 に · 停 財 政 滞 に 暗 調 V 整 影 を 過 落 程 に L あ 始 0 8 た る ため 0 は \equiv 亚 月 成 E 兀 経 年 に 済 対 入 策 0 て 閣 僚 か 会議 6 で に あ お 0 た。

公共事業等の大幅な前倒し等を中心とする「緊急経済対策」を決定した。

等を含む補正予算の編 年七月二十 Ė 地方自治確立対策協議会は、 成 地方単 独事業の 追 加等の早期実施及びそのための適切な財政措置」を内容とする 「現下の経済情勢にかんがみ、 公共投資の拡大、 中小企業対 策

年八月二十 八 日 経済 対策閣僚会議は、 総額規 模十 ・兆七千億円にの Œ る財 政 措置を中 心とした 総総 合

経

済

妆

策」を決定した。

急経

済対策に関する緊急要望」を行った。

てん び 集して「地方交付税確保緊急総決起大会」を開催し、「景気を振興するとともに地方公共団 正 地 置 に自主性の強化を図るため、 案の早期成立に関する緊急要望」を行った。 方単独事業等 このため、 だ措置が 充 同年十二月十日には補正予算案と「地方交付税法の一部を改正する法律 実強化 き講じら 地方自治確立対策協議会では、 を図ること。」を内容とする「地方交付税の \dot{O} れることになった。 円滑な執行を図り、 ①地方交付税率堅持及び総額の確保を図ること。 総合経済対策の実効を期するため、 同年十一 また、 月五日に 同年十二月四日、 確保に関する決議」 「現下の景気動 玉 同協議会は、 (案)」 を行い、 向 の補正予算並 ②地方単独事業に対 から、 は成立し、 直ち 早期に 地 方公共 に、 体 び \mathcal{O} に 追 役割の 要望活 団体 加 地方交付 地方交付 \mathcal{O} \mathcal{O} 公共 する財源 重 総意を結 要性 税法改 事業 税 を の 行 補 措 並 0

下回 に達した。 0 方財政は、 たの は 昭 平成四年度決算ベースで道府県税収が前年度比八・三%減となり、道府県税の決算額 和 五. 十年度以来十七年ぶりのことであり、 この っため、 財 源不足額は、 二兆二、 八八二億 が 円 前 年 0 -度を 多 額

平 成 五年 度 の 我 がが . 国経済 ば、 依然として低迷状態が続き、 予断を許さな V 状況にあった。 その ため 政 府 は 経

済 日 に 対 をそれ 策 対策 緊 閣 急経 僚会 ぞ が 図ら 「議 済 れ 決 対 に 定 ń 策」 お V 総総 て、 内 額六兆千五百億円規 需を中心とするインフレ 同 年 应 月十三日 に 模)、 「総合的 なき持続 平 成六年二月八日に な経済 可 対策」 能など 成長路: (総 額 「総合経済対策」 線 十三兆二千 \sim の 移行に向 · 億 円 け (総額 規 て、 (模)、 Ť 切 れ Ħ. 同 兆 年 目 \mathcal{O} 千 九 億 な 月 7 円 11 規 六 景

亚. 成 Ŧī. 年 度 に お け る地 方 財 政 \mathcal{O} 財 源 不 足 額 は 兆 七 三九 億 円 が 2見込ま れ た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 地 方 交 付 税 法 附 則 第

三条に基づく交付税 催 このような 景気 \hat{o} 早 状 期回復及び豊 況 下で、 総額 同 0 特 年 例措 かな住民生活 十二月三 置 額と交付税特別会計に 目 の実現を図るため、 地 方自 治 確 ₫. 対 おける借入金により 策協 その裏づけとなる地 議会は 地 方 税 全額 財 方税財 補 源 確 てんされ 保 緊急 源 を 確 総 決 保することが 起 大会」

を

開

平 欠である」 成 Ŧī. 年 度 남 \mathcal{O} 地方 \mathcal{O} 財 地 政は、 方税 財 我が 源 \mathcal{O} 玉 確保に関する決議」を行い、 の景気動向を反映して決算ベースで地方税収が対前年 直ちに要望活動を行った。 度比 八 % 減

続 けて前 年 -度を下[回っ たの は戦後初めてのことである。

年 亚 度予算は 成 六 年 度 \equiv \mathcal{O} 月 玉 应 \mathcal{O} 日 予 に国 算は、 会に提出され、 越 年 編 成となり、 六月二十三日に成立した。 平 成六年二 一月十五 日 に平 成 六年 度予算案が 決 定され、 \mathcal{O} 平 成 六

立 並. びに 0 ような 平 成 六 状 八年度国 況 下で、 \mathcal{O} 予 地 算 方自 \mathcal{O} 早 治 期 確 成 立 <u>寸</u> 対 に 策 関す 協 議会は る緊急要望」 同 年三月 を行った。 十七 目、 地 方 税 法 改 正 案等 日 切 れ 法 案 \mathcal{O} 年 度 内 成

用 自 亚 動 成 車 六 年 に 係 度 る 0 消 地 費税 方 財 率 政 計 \mathcal{O} 特 画 例 に 0 お 廃 V 止等 7 は が 行 当 わ 面 れ \mathcal{O} ることに 経 済 \mathcal{O} 低 な 迷 を打 つ た 開 するため、 所 得 税 及び 住 民 税 D 減 税 诵

亚. 成 六 年 - 度に お V ても、 景 気 低 迷 \mathcal{O} 継 続 12 ょ ŋ 地 方 財 政 は S 0 迫 0) 度を高 め 平 成 七 年 度 の 地 方 財 政 に お

乗

分権 保を図ることなどを内容とする、「地方分権推進・ ても多額 推 進 Ō 税 財 源 財 源 不足が生じることが予測されたため、 [確保総決起大会」を開催し、 地方行財政の運営に必要な地方税の充実、 地方税財 平成六年十二月二日、 源確保に関する決議」を採択し、 地方自治確立対策協議会は、「 地方交付税の 直ちに実行 額 地方 \mathcal{O} 確

行

事業の つ に ○○億円) 提出 また、 追加等に伴う財政需要の増加等が見込まれることになったため、 平 に基づく関連施策等を実施するため、 成 同 六年十 百年二月-月二十 九 日に成立した。 五日に決定された「ウルグァイ・ラウンド農業合意関連対策大 この補正予算に 政府は平成六年度補正予算 におい ては 国税の 地方財政補 減収に伴う地方交付税 (第一号)を七年一月二十 正措置が講じられることにな 綱 0 減 総 額 事 業 自 費 般公共 に国会 六 兆

正 平成七 ・算が成 平成六年度補正 年一月十七日に発生した阪 立 予算 (第二号)を平成七年二月二十四日に閣議 神 • 淡路大震災等につい ては、 政府に 決定し国会に提出され、 におい て必要な対策を速や 同 月二十八日 か に 講 じるた に

込まれる一方、 方 い 地 が税に 方交付 第二次補正予算にお 置 うい 税の 減収 て、 補 総 当面緊急に必要となる災害救助等関係経費等の 阪 7 額 ん債 神 (特別交付税) の 淡路大震災による被害を受けた地 いては、 発行、 歳入欠かん債 地方財政についても、 の三百 1億円 \mathcal{O} \mathcal{O} 増額、 発行等により、 国税 方 般会計から交付税特別会計 団 の減収に伴い 体等 追 補 に 正措置等が講じられることになっ 加等に伴う財 お V て地 地方交付税 方 が税等 政需 要の の減 \mathcal{O} \sim 0) 減 繰 増 免 額が生じるととも 入れ 加が 措 置等に 金 見込まれ の 減 よる 額 るため 行 収 わ が な 見

平

年

兀

月十

应

日

に

高

経済対策」

を決定した。

策

% を上 回 るとともに、 三年連 続 して前年度を下 口 った . の も戦 後 初 8 てのことである。

税 税 減 E \mathcal{O} 税 平 による地 成 減 が 税に 六 七 年 年 に伴う減 - 度に 一度にご 方 交付税 お 引き続き実施されることによ 収 見込 ては、 \mathcal{O} 額 は 六 ね 兆四、 年 返り 皮の 影 響 兀 税 額 九六億円に 制改革に基づく所得税 兆二、 り 四二 うい 地 方財 、ては前り 九 億 政 円 は につ 年 -度と同 兆 住民税 六、 V ては、 様減 九二五 0 制 度減 前 税 補 年 億 度と 税及び当面 てん債により 円 \mathcal{O} 減 同 様交付 収 が 見込ま \mathcal{O} が補てん 景気に配 税 特 ħ 别 会計 るため、 慮 所得税 \mathcal{O} 7 借 住 入 莂 民 n 減

た通 年 対 一度に 亚 常常 倩 成 三収支に 0 お 七 増 年 け á 度 発により 財 お \mathcal{O} 源不 V 地 ても四 方 財 補てんされた。 足額を上回る過去最大 政 兆二、 計 画 は 五七二億円 地 方税や地 の規模とな \mathcal{O} 財 方交付 源不足額が生じることとなった。 税 った。 \mathcal{O} 伸 び この 悩 み、 財 さらに 源 不足額につ は 公債 ۲ い 費 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 累増 は 財 源不 地 方 等 交付 足 か 36, 額 税 は \mathcal{O} 減 増 昭 税 和 分 額 を 五. 財 + 除 兀 源

に

ょ

ŋ

、措置さ

た

亚 急 成 激 六 か 年 - 度に 0 大幅 おい な 「緊急円 円高 ては、 が 襲 累次にわたる経 い 口 復 過 程に ある景気に大きな影響を与えることが懸念された。 |済対策の効果等もあっ て景気回 復 \mathcal{O} 兆 しが ,見ら れたが、 こ の ため、 七 年三 政 一月に 府

経 に 済 なってきたが 亚 対 成 策閣 七 年 僚会 九 月 議 八 経 に 日 済は依然として厳しい状況が続く中で、 お \mathcal{O} 第九 V 7 次 「経済対策 \mathcal{O} 公定歩合引下げや累次の 景気回 [復を確実にするために-] 経 済 景気回復を着実なものにするため、 対策などに ょ を決定 ŋ 明 した。 るい 兆 候 ŧ 部 同 で見ら 年 九月二十日 れ るよう

立 亚 忟 成 策 協 八 年 議会は - 度に お いても地方財政が 地 方分権実現 地 ひっ迫することが確実視されたため、 方税財 源確保総決起大会」 を開 催 Ļ 平 固 成七年十一 |定資産 税 月二十 事 業 税 凣 をは 日 じめとする 地 方 自 治 確

52

方 地 方税 、分権実現・地方税財源確保に関する決議」を採択し、 源 の 充実確保、地方交付税率の引上げ等により地方交付税の所要総額を確保することなどを内容とする「地 強力な要望行動を行った。

0 大きく上回る五兆七、 平成八年 財 源不 度 の 地方 足額につい 財 五三三億円に 政は、 ては、 地方税の伸び悩みと地方交付税の落ち込み等により、 地 方交付税の増額措 \mathcal{O} ぼり、 地方交付税法第六条の三第二項の 置と建設地方債の増 発により補 規定に該当する事態となった。 通常収 てんすることになった。 支の 不 足 額が 前 年度 を

継続することとし、 平成八年度においては、 平成七 所得税 年度と同 住民税の制度減税の先行実施に加え、 規模の減税を実施することとされ たった。 当 面の景気に特に配慮して特 別減

ってい となったが ついては、 お、平成六年度に決定した税制改革では、 九年度から実施される地方消費税の 六年度の決定時に実施が不確定であった八年度の特別減税の財源措置がなされておらず、 創設、 平成六年度から八年度の所得税 消費税に係る交付税率の 引上げにより 住民税の先行減税 財源措置され \mathcal{O} 償 問 還 題とな 財 源 に

策協 保することなどを内容とする、 直 議会は Ā 、地方単 産税をはじめとする地方税源の充実確保、 平 独事 成 八年十二月三日、「 ・業の重点化等を行っても、 地方分権実現 地方分権実現 なお多額 地 交付税率の引上げ等により地方交付税の所要総額を安定的 方税 地 方税財 の財源不足が生じる見通しとなったため、 財 源 充実確 源 充実確保総決起大会」を開 保に関する決議」 を採択 催 L 地方自 実 地 行 方法 確立 を に 行 税 確 忲

平成八年

·度

の

地

方

財

政の大幅な財

源不足、

最近の景気動

向

等

か

, 6

平成

九年

皮の

地

方財

政が

徹

底

L

歳

出

 \mathcal{O}

見

平成 九年 - 度の 地 方財政につい ては、 経済 の見通 税制 改正 の 、概要、 玉 の 予算の状況などがとりまとめら

ような

認

識

 \mathcal{O}

下

政

府

は

成

八

九

月、

[1]00

Ĭ.

年

十度まで

のできるだけ

早.

期

に

及

てド

地

方

中 · で地 方 財 政 \mathcal{O} 健 全 化 行 財 政 改 革 の 推進 が 現下 の最重要課 題であるとの観点に立って、 経費全般 に 0 V 7

底

L

た節

减

合理

化

を

推

進す

ることになっ

方 が W 債 見 亚 対 策 込 \mathcal{O} \mathcal{O} 成 カ 増額に ま 九 目標としている以上、 が 年 れ 課題とされ 度 徹 九年 ょ 底 地 ŋ 方 L - 度にお 補 財 た たが、 政 経 てんすることとされ \mathcal{O} 費 通 V 0 常 その 節 ても地方交付 地方財政についても、 減合 収支の財 場 %合に、 理 化に 源不足 税法六 一努め 平 成 額四 九 t 、条の三 年 ŧ -度が、 兆 な 相当 天 お 第二 通 額 常 五. 玉 \mathcal{O} 兀 に 項 収 借入金の圧 支だ 兀 お 0 億円につい 規定に該当することとなり、 V 、て財政 け で四 縮を図ることが求められることとな 構造改革元年として公債 兆 ては、 天、 五. 00 地 方交付税 億円 余 この 0 ŋ 増 $\hat{\mathcal{O}}$ 額 発 財 巨 措 行 源 額 置 額 不 \mathcal{O} 足 財 \mathcal{O} 建 減 0 源 0 補 額 不 た 足

地 が 続 方 今 け 後 が ば 体とな 我 が 経 済 玉 は、 0 た 玉 財 民 世 政 生 界に類を見な 健 活 全 \mathcal{O} 破綻 化 \mathcal{O} 取 を招くことは 組みが V 高齢化社会を迎えるとともに、 急務となってい 必至 \mathcal{O} 状況 であ た。 ŋ 現 のような事 在 \mathcal{O} 財 政 |態を| 構 造を放 口 避するため 置 Ļ 財 に 政 は 赤 字 玉 \mathcal{O} 拡 及 大

 \mathcal{O} を 財 内 政 容 赤字額 とす る 対 G 財 D 政 Ρ 健 茈 全化 を三%以 につ ٧١ 亚 下とし、 て を 年十二月十 閣 公的 議 決 債務残高 定 した。 0) 対 G D P 比が上昇しない 財政体質を実現する。」こと

さら 平 成 九 年三月 $\hat{+}$ 八 目 政 府 \mathcal{O} 財 政構 造改革会議は、 財 政 構 造 改 革 \mathcal{O} 目 標 を二〇 ○三年とする。 (2)

を決 公 歳 共 出 定 寸 の改革と 体 した。 が 自 5 そ 縮 強 \mathcal{O} 減 中 い は 自 で、 覚 を 地 切 持 方財 \mathcal{O} 聖域 って事 対政につ な 務事業の しとする。」こと等を内容とす V 、ては、 合理 「地方財 化 組 政は 織 機 玉 構 0 \mathcal{O} 財 る 見 直 政と並 財 政 ぶ 構 定数や給与 公経 造 改 済 革 \mathcal{O} 五. Ď 車 原 適 \mathcal{O} 則 両 及 正 化 輪 び 1等徹底 基本的考え方」 で あ る。 た行 各 地方 財

政改革を行うことが強く求められており、その方策について検討する。」等の記述がなされている。

中で、「国・地方とも極めて厳しい財政環境の下にあるが、地方分権の観点から見直しを行うことにより、 また、地方分権推進委員会が平成八年十二月二十日に発表した「国庫負担金・税財源に関する中間とりまとめ

の

地方を通ずる行政の簡素・効率化や財政資金の効率的な使用に資するものと考えられる。」としている。 のような地方行財政を巡る様々な改革の動きを背景として、地方公共団体は、行財政改革を強力に

経費 実効ある地方分権の実現をすることが極めて重要な課題である。 した行政サービスを遂行しつつ財政の健全化を図るためには、 の抑制と借入金の縮減に努め、 歳出面から財政の健全化に努める一方、 地 方税及び地方交付税の一 今後の経済社会の変化に的 般財 源を充実 強 確に対応

地方税源 確保対策

和四十二年度~五十一年 法人事業税外形標準課税

おり、 主張してきた。 .た外形標準を加味することが適当である。」(昭三五・一・二九「地方税財政制度改革に関する意見」)ことを 本会は、 景気の好不況を敏感に反映するため、安定性に乏しく、 事業 事業税は府県税収入の約二分の一を占め、 税 制の 改善について昭和三十年代から「その課税標準については、 法人、個人事業の各事 特に不況時には地 方財政に大きな影響を及ぼして 業年度の所得を課税標準として 付加価値的な要素をも取り入

玉

V

題 する要望 の ため、 \mathcal{O} 中 本会は で、 各 外 形 都 課 道 府 税 \mathcal{O} 県 導 0 強 入を提言 V 意向を受けて昭和三十 Ļ その後再三に わたり 六年 九 月十 要望を行 应 日 0 てきた。 問 題 点 \mathcal{O} 残 É ħ _ る 府 県 税 لح

に ることが れを受け て より 事 て政 適 業 お引き続き検討すべきこととされ 切である。」と述べているが、 税 の 府 税 あ ŋ 制 方に 調 査会は、 0 Ń て基本的 昭 和三十 に 九、 はその課税 その実施については、 四十三、四十六年に行った「 標準 4 は、 所得金額 時 期 \mathcal{O} 方法 ほ 長期税制 か、 あ る 収 V 入金 \mathcal{O} は税 あ 額 ŋ 体 等 方 系 \mathcal{O} ĨŽ Ė 外 0 \mathcal{O} 形 諸 標 7 準 題 を 用 \mathcal{O}

関

E

お

V

てな

た

0 に で \mathcal{O} は 本会 許 不 対 ある。」 そ 応す 均 容する範 \mathcal{O} 後 衡 0 る地 臨 0 時 是正と都 外 囲 方 地 形 に 行 方 課税につい おお 行 財政に関する今後 対象業 道府県 財 V て、 政 基 種、 税収の 本 ては具体的 問 斉に実施に踏み切るべ 課税標準、 題 研究会が 安定化を期するため、 \mathcal{O} が措置に 進展をみないまま推 税率について具体 事 つい 業税 ての報 く別途専門的に検討 \mathcal{O} 性格 その 告 を明 移 的 課 L \mathcal{O} 方策を提言 税標準に 確にするとともに、 た なか が、 で、「も 本会は続けて要望を 外形 てい Ļ しこ 基準 る。」 昭 れ 和五 -を導 その が との報告を行った。 実現 十一年 入することは 機 L 能 行 な 七月 を回 い · 場 \mathcal{O} 復 昭 合は せ 和 新 緊 L 五. 急 + 8 現 VI \mathcal{O} 年 要 行 時 以 課 代 税 降 法

望 わ 議 ħ に 地 な てい お 方 そ V V 財 \mathcal{O} ・場合に 7 た 政 ため、 が、 協 \mathcal{O} 危 議 は、 \mathcal{O} 政 機 法 府 下 結 人事業税外 遅くとも昭和五十三年度から条例によって実施することを目途に、 果 \mathcal{O} 態度 都道 法 は 府 人事 明 県 形 確でなく、 税 課税実施問 業税に外 収 \mathcal{O} 安 定 形標準 実現の 確保 題研究会を設置 が 課税を導入するよう強く 急務 めどが立たないところか であ るところから、 Ļ 経過 措 置 要請 5 本会はこ 課税 するも 昭 手続きの 和 五十一 れ \mathcal{O} 6 であ 諸 Ō 細 速や 年十二月 般 目 る 0 準 か が 徴 な実現 備 税 を整えること 法 \mathcal{O} 体 全 律 制 改 玉 を 0 強 正 知 整 事 が 会 要 行

企業等に対するPR等について更に具体的検討を進めることとする。」旨の決議を行った。

山崎福岡県副 これを受けて、 法改正によらず、条例により外形課税を実施することが可能であり、その準備が整ったことを明らかにした。 知事) 昭和五十二年二月二十四日本会に設置された「法人事業税外形課税実施問題研究会」(委員長 は、 昭和五十二年十一月三十日に「法人事業税の外形課税の実施に関する報告」を取りまと

(昭和五十二年度~六十一年度)

地方税源の確

三年度からの条例による外形課税の実施は、一応延期することもやむを得ない。」との決定を行った。 府 ところが、一般消費税の導入問題を掲げて行われた昭和五十四年十月の総選挙において与党が敗北を喫したた 税制調査会の答申で提案されている新税 本会は、 政府税制 昭 和五十三年一月二十日に全国知事会議を開催し、外形課税問題の取扱いについて協議した結 調査会は、 昭和五十 四年十二月二十日の「昭和五十五年度の税制改正に関する答申」において、一 (一般消費税)との関連を考慮する必要があることから、 昭 和五 政

となった。本会は、この他租税特別措置等の整理合理化、 してきた。 して「社会福祉譲与税 の結果、 本会が要望してきた事業税における外形課税の導入問題は、 (仮称)」及び公害対策の目的 財源として「重油消 地方道 |路目的税源の充実強化、 引き続き懸案事項として残されること 費税 (仮称)」 0) 社会福祉 創 設等に 0 目的 ついて要望 財 源と

般消費税導入見送りを答申した。

昭 和五十九年度の税制改正では、 減税問題とそれに対する財源補 てんをめぐり、 活発な議 論がなされた。

ょ 地 地 方 方 自 議 財 治 政 確 立 0 運 対 策 営 協 に 支障 議 会 !を生ず は 昭 和 ること 五. + 八 の 年 ない 九 月 ょ う 地 方 所 財 得 政 税 \mathcal{O} 厳 住 L 民 VI 税 現 状 \mathcal{O} 減 に 税 カ に W 伴 が ٠<u>٠</u> み、 地 方 減 射 税 源 に 伴う 確 保 地 に 関 方 す 税 る \mathcal{O} 減 収

望

を決

L

た

を に 動 11 決 て緊急 ょ 車 議 0 税 0 税 本会 減 政 望 率 税に 府 を は 調 等 伴 関 い 昭 事業税 係 和 減 更に 方 五. 収 面 + 額 に に 昭 八 を完全補 おけ 強 和 年 力 五. 九 Œ る社会保 + 月 働 九 三十 てんすることを内 きか 年 日 けた 険診 月 に + 住 療報 日 民 に 税 酬 は \mathcal{O} 0 減 容とする 非 地 税財 課 方六! 税措 源 寸 として 住 体 置 連名で法 \mathcal{O} 民 廃 税 自 止 減 税 動 自 人 に 車 住 動 伴 運 民 車 'う財 転 運 税 免許 均 転 源 免許 等 確 税 割 保 税 及 に 仮 Ű 関 仮 自 す 称) 動 る 車 \mathcal{O} 創 \mathcal{O} 創 設 設 軽 に 望 自 1

凍 保 7 昭 Ź 和 \mathcal{O} た 六 れ 問 8 題 + そ 年 \mathcal{O} は 度 有 \mathcal{O} 効な 凍 昭 税 結 和 制 方 期 五. 改 間 +正 策として 茁 \mathcal{O} 昭 最 年 度 六 大 制 \mathcal{O} \bigcirc \mathcal{O} 税 焦 度化され 制 点とな 改正 たグリー に 0 たの お まで) い は、 て、 と の 力 課 利 Ĩ 税 子、 関 F. 貯 蓄及 配 連 制 当 度が か 課 6 び 早 諸 非 税 急 般 課 税 非 に \mathcal{O} 結 事 貯 課 論 情 蓄 税 を 貯 カコ \mathcal{O} 潜を含 得 6 双 る 昭 方 を 必 和 通ず 要 五. む が + 八 る \mathcal{O} あ 年 課 見 0 た 度 税 直 \mathcal{O} \mathcal{O} で 税 適 制 ΤF 改 化 を 正 で 確

お 11 選 7 択 政 は 7 課 府 検 全 税 税 廃 討 制 \mathcal{O} 論 併 対 調 用 查 象 カコ 会は を 6 を 存 現 行 続 限 度管 させ 制 昭 度 和 理 る \mathcal{O} 五. + \mathcal{O} 方 強 九 部 向 年 を打 化 手 直 九 لح L ち 月二日 案などを中 出 低 す 率 利子配当 方、 分離 課 間 焦 所得に対 税 報 点 告とし、 \mathcal{O} の 二 7 ル ず 案 優 íz Ź 同 絞 年 郵 課 $\dot{+}$ 0 便 税 た 貯 方 式とし 金 月 など 九 日 $\bar{\mathcal{O}}$ て、 \mathcal{O} 政 非 課税 現 府 及び 行 貯 \mathcal{O} 自 蓄 総 合 民 制 党 度 課 税 税 \mathcal{O} 制 改 と 革 源 調 查 泉 会に 分

税 できるようにするため \mathcal{O} ため、 地 方 自 治 確立 \mathcal{O} 制 対 度を 策 協 確 議 立す 会 は ること。 昭 和 五 + また、 九 年 + 現 行 月二十 \mathcal{O} 非 六 課 税 日 に 貯 一番に 利 0 子、 V 配 て 当 低 所 得 率 分離 に 対 課 L 税 て、 \mathcal{O} 住 方 民 式 税 が 住 課

民税に おいても課税できるような措置が講じられるよう。」緊急要望を行った。

以上の 経過を経て昭和六十年度の税制改正においては、 本人の確認の強化等 限度管理 の 適正化を図ること」

凍結 中 \mathcal{O} グリー ・ンカ Î F 制度は廃止されることとなった。

見 また本会は、 しの ほ か、 事業税に 昭和六十年 おお け 度の `る新 税制改正に当たり、 聞 放送、 出版業等 税負担の公平を期する見地から前述の利子、 0 非 :課税措

係る特例措置

の合理化について要望活動を展開

した。

置

. の

廃止、

事

,業税にお

ける社会保

険

診

報

配当所

得 療

税

コミ七事業」 解を求めるなど活動を行った。 に は、「新聞、 方六団体 に係る事業税の非課税措置は昭和六十年度の税制改正におい は 放送、 地 方税制 出版業等に対する事業税について」を取りまとめ、 改善研究委員会 その結果、長年の懸案であった新聞業、 (地方公共団 体 の税務担当者等で構成) 新聞送達業、 幅広くPRを行 て、 廃止されることにな を設置し、 出版業等の V 関 昭 係 和 V った。 わ 方 五. ゅ + 面 九 対 年 7 L 八 月 ス 理

和六十年 な り、 同調 九月二十日政 **酒会内** に三つ 府税制調査会は、 の 特 莂 部会及び専 内 閣 菛 総理大臣 小 委員会を設 の諮問を受け、 置 した。 税制全般について抜本的見直しを行う

す る中 調 查会内 間報告を公表し、 の第二、 第三 方、 特別部会は昭和六十一 税 制 0 抜 (本的見直しについて検討を進めてきた自民党税制 年四 月二十五日、 個人所得課税、 法 人課 調 税 査 \mathcal{O} 会 減 税 実施 同 を内容と 月二

兀 本会は、 日 また、 同 様 の 昭 尳 \mathcal{O} 利子、 和六十一 趣旨 程 お の改革方針を決定した。 配当課税の見直しに当たって、 年九 . T 地 月三日 方は国に比べ余裕がある。 開 催 0 政 府主催全 住民税課税は検討する必要がない。」等の 国都道 減税に伴う財源については、 府 県知 事会議に お いて、 鈴木会長が 地方は 意見が 地 「減税に伴う地方税 方独 自で考 強かったため、 えればよ

そ 地 決 方 更に、 議 交付 部 地 を 税 地 方六 政 \mathcal{O} 完全補 府 方 寸 税とし、 体 玉 |会を 7 は W は 昭 玉 の ほ ľ 税部 和 か、 8 六 + 分に 政 新 府 税 年 つい VI 制 九 タイ 月 . ては地-調 7 查会委員 ブ 日 \mathcal{O} 方交付税の 間 抜本的 接 及 税 び の 見 財 導入及び 界 直 対 関 しに当たっ 象税目とする。」 係 者 利 等に 子、 個 て 配当 別 \mathcal{O} に 地 課 よう、 方 面 税 税 談 の す 財 見 内 るなど 源 直 確 閣 L 保 総 が 繰 に 理 行 関 大 ŋ わ 返 す れ る緊 る 要望 要 場合に 活 望 た

展

開

た

変 1 本 大 ·ブ 的 動 臣 政 考え方に E \mathcal{O} に 府 税 間 ょ 提 接 0 出 制 税 7 調 L た 立 国 查 \mathcal{O} 導 0 숲 入 7 地 同 は لح 約 答 方 昭 7 兀 申 \mathcal{O} 和 兆 ル 財 で 六 優 + 八 は 政 等 千 運 営に 非 年 億 玉 課 円 + 月二 税 地 \mathcal{O} 基本 貯 所 方 蓄 得 $\overline{+}$ 的 間 税 制 \mathcal{O} 八 に影響を与えること 度 税 日 法 \mathcal{O} 源 原 税 人税等の 配 則 分 制 廃 0 \mathcal{O} 止 問 抜 を打ち 減 題 本 的 税を提言する に 0 見 \mathcal{O} な 茁 直 V て L V た は よう に 0 抜 V 配慮することが適当で 方、 本 7 的 \mathcal{O} そ 見 答 申 \mathcal{O} 直 補て を \mathcal{O} ん財 枠 取 組 ŋ 源として 4 まとめ、 \mathcal{O} ある。 中 新 内 と 税 L 閣 \mathcal{O} 収 11 総 基 タ \mathcal{O} 理

な 収 規 ようにす 方、 匹 兆 自 民 Ξ. んる方 千 党 億 税 針 円 制 が 調 \mathcal{O} 税 査 示 z 会 制 改 は れ た 革 ナを 昭 打 和 5 六 +出 す ととも 年十二月 に、 五. その 日 税 実 制 施 に 改 革 当たっては、 \dot{o} 基本 方 針 玉 لح を 決定 地 方 \mathcal{O} 財 平 政 车 運 営 度 支 1 障 ス で が 増 減

開 月 政 8 催 + 調 本 会長 会は 九 ように 日 地 に に は 昭 方 六 対 和 て抜 寸 地 L 六 して、 7 体 方 税 を代表 財 本 年 制 的 政 十二 改 危 見 革 直 機 に伴 て本会の鈴木会長が 突破 月 L \mathcal{O} 緊急総 Ď 日 枠 地 に 組 方 地 4 会」 方 税 が 子 財 古 自 寸 源 ま 体 り、 \mathcal{O} 民党地方行 税 確 を 保 代 制 焦 点 改 に 表 革 が 0 L て に V 玉 政 鈴 7 لح 0 申 部会等、 V 木 地 会長 て要望を行うなど強い 方 れ 間 が を に 地 税 L お 方六 実 制 け 行 改 る 寸 革 税 渾 体 動 に 財 共 を 0 源 力な 催) 行 V \mathcal{O} 0 7 配 要望 を た 内 分 自 閣 問 さら 民 活 題 総 党 動 玾 に を 本 大 移 臣 展 部 0 開 同 7 に きた お 年 自 民 V

同 .年十二月二十三日政府税制調査会は 「昭和六十二年度の税制改正に関する答申」を内閣総理大臣に 提 出 Ĺ 同

日自民党税制調査会が 間接税として、 売上税 「税制の抜本的改革と昭和六十二年度税制改正大綱」を決定した。 (税率五%)の導入が決定した。 その結果、 新 1 タ

プ

改正 政府 未了、 ところが、 する法律案」、「 から改めて所得税と住民税の減税と、 廃案となり、その後、 売上税を含む税制改革関連法案は、 地方税法 原衆 0 議院 部を改正する法律案」 議 長のあっせんに基づいて発足した与野党の税制改革協議会の協 マル優等利子非課税制度の原則廃止を中心とする 第百八回国会に提出されたが、 等が提出され 昭 和六十二年九月十 昭和六十二年五月二十七日審査 九 「所得税法 日成立した。 議を 0

(昭 '和六十二年度~平成八年 度

(三)

消費税と消費譲与税

 \mathcal{O}

創

政 以 府、 自由民主党等と本会の主な動

す 地 0 財 る緊急要望」 本会をはじめとする地方自治 政運営に支障が生ずることのないようすみやかに適切な措置を講じ、 地方交付税等の を決議 L 財 「不安定な地方税財政の状況にか 源見通 確立 しが 対 策協議会は、 つかなかったことから、 第百八 んがみ、 回国会に提出された税制改革関連法 昭和六十二年五月二十八日、 政府ならびに国会におい 今年度ならびに明年度以降の ては、 「案が・ 地 方財 地 廃案とな 政対策に 方 地 公 方 共 団 財 政 体 関

を取りまとめ、 昭 和六十三年三月、 その 中で新 政府税制調査会においては、 L V 方式の間接税導入の必要性が提案された。 抜本的税制改革の諮問をうけて そして同年四月には、 「税制改革に うい 「税制 . T 改革につ 0 素案

基

盤

の

確立を図られたい。」

旨の要望を関係方面に行った。

共 を 制 に が L 急 11 入 11 要望 団 7 調 t あ 導入することとなる場合 \mathcal{O} 圳 自 7 7 る 措 は 査 体 方 由 簡 同 会 趣 こと等、 0 置を含 自 民 中 制 安定: 旨 治 主 間 度 決 党 方財 出 \mathcal{O} 確 中 さめ、 的 \mathcal{O} 税 席 緊 立 寸. 議 申 簡 な自主 急 地 政 対 制 等 完全な 素 調 要 \mathcal{O} 策 方 0 が 化 査会も 要請に 望 運 協 同 税 取 住 年五 営に \mathcal{O} を 財 議 ŋ \mathcal{O} 民税 要 源とな 会 行 特 財 まとめ 請 E 支障が は 昭 応じた仕 月 性に 1, 源 0 + お 措 和 納 減 昭 さらに、 干 置 六十三年 日 0 11 6 税 税 -分留 ていること、 生じることの 和 \mathcal{O} て、 を講じるととも れ、 者 に 六 組 緊急要望と同 に伴う地方 \mathcal{O} + = 4 既 そ 事 意して措置され 存の地 应 同 \mathcal{O} ,務負担 0 年六 |月に 年 工夫」 中 方 五. で 税 月三 個 方間: な 月十 消 税 \mathcal{O} 趣旨 い D をすべきであるとされるとともに、 Þ 費 に、 問 制改革 減 よう、 接 日 日 \mathcal{O} 課 題点等 地方 税と 収 に に \mathcal{O} た には、 税につ 及 要望 V 今回 び Ď 公 地 \mathcal{O} から 基本 共 所 を行 本会 方交付 調 V 得税、 旨 団 整 0 て 譲与税方式で地 方針 今 税 \mathcal{O} 体にとっても を 0 \mathcal{O} は 緊急 行う必 た 鈴 口 税 制 法 案 改革に \mathcal{O} 木 \mathcal{O} 要望 消 税 対 人 会 をまとめ、 税 費に 長等 要が 制 象 を 改 \mathcal{O} 税 お 行 革 減 け 広く薄 地 相 あ 目 方財 税に 方 0 当 るときは \mathcal{O} Ź \mathcal{O} た。 六 地 \mathcal{O} な 拡 本格 源 伴う地 か 税収 大 消 < 寸 方 を 続 で、 税 費 課 体 的 確保 1 規 地 財 税 税 \mathcal{O} 審 方 模とな 新 7 地 す 代 方 源 議 0 す 交付 交付 方 Ź 同 L 地 表 0 ることとされ を 年 消 が 間 V 方 確 開 五. 0 方 税 税 自 接 保 費 始 月三 式 由 て 税 率 \mathcal{O} に \mathcal{O} 税 減 関 民 が \mathcal{O} \mathcal{O} て 配 制 + す 分に 主 る 地 間 引 収 度 る緊 場 方 接 の 上 合 税 げ 日 導 税 公 対

れ 新 接 税 6 税 自 税 と新 0 由 個 民 别 整 主 併 党 間 課されることとされ 方 税 接 7 存続 税 式 制 廃 \mathcal{O} 調 止 間 査 会は Þ 接 個 税 ま さた、 人 住民 消 同 費税) 娯 年 一税等 楽 六 さら 施 月 \mathcal{O} 設 لح + とに、 地 利 \mathcal{O} 兀 方 用 日 調 電気税、 整 税 に 税 の は に 税 減 ゴ 0 税 11 ル 制 て、 ガ フ \mathcal{O} 場 所 ス 抜 税 得 \mathcal{O} 料 本 税 理 改 4 革 É 飲 木 対 食等 材 法 大 引取 象とす 綱 消 税 税 等 費税 を Ź 決定 は \mathcal{O} 廃 は 「ゴ 止 税 税 L さ 率 た。 0 ル れ 減 フ \mathcal{O} ることとなっ 場 引 そ 税 下 に伴う地 利 れ 用 げ に う等を図 税 ょ いると 方交付 た。 ŋ 既 T 存 税 ま 存 特 \mathcal{O} た 0 続 别 地 減 地 方 間 収 方

に対する財源措置については、「 消費税の導入に当たっては、 地方団 体の 財 政運営に支障を生じないよう、 その

税 収 0 配分について、 ①消費譲与税の創設②消費税を地方交付税の対象税目とすることにより、 適切な措置を行

具体的: 措置 上は、 その後の自治・大蔵両省の折衝に委ねられた。

改革に関する答申」 なお、翌十五日には、政府税制調査会が自由民主党税制調査会とほぼ同様な税制 を行った。 の抜本的改革を盛り込んだ「税

制

税 緊急要望」を決議 制 に係る地方譲与税と地方交付税によって完全な補 のため同年六月十五日に地方自治確立対策協議会を開催し、「税制改革における地方税財 調査会会長、 地方行政 今回 の 部会長、 税制改革における地方税及び地方交付税の減収 自治大臣等へ強力な実行行動を行った。 てん措置を講じるよう地方六団体の代表者 に 対 べし、 新 ľ 1 方 式 源 の確 が \mathcal{O} 間 保に 自 接 関す 民 消

党

á

政 分 \hat{o} 制 至 置 の結果、 に相当する額とし、 0 改革法 0 最終 決着が 六月二十七日の大蔵・自治両大臣の折衝において、 案 が 昭 :図られ 和六十三年七月の第百十三回国会に提出され た。 地方交付税の算入額は、 そして翌二十八日に は 消費税収入額の五分の四相当分の百分の二十四とする地 「税制 改革 |要綱| 地方団体に対する譲与額 消費譲 が 閣 与税制度を含む消費税制度が 議決定され、 これを受けて は、 消 費税収 導入され 入 成され 額 方 \mathcal{O} 財 五.

消費税 \mathcal{O} 見直

る

問 平 成 が生じてきていた。 元年四 を決議 月 日 今後 から導入された消費税は、 このため当会は、 玉 民 \mathcal{O} 理解と協力を得ながら、 平成元年七月二十 新方式 0 間接税で この 日の全国知事会議に 税 あるため の仕組 みならび 玉 民 の馴染も薄く当税に対 お に いて「消費税 運 用に つい て積 0 見直 づする 極 的 L に関す 不満や に

てい 兀 な 慮すること。」とする要望を行っ 地 方 割 見 る。 直 \mathcal{O} は 既 L 般 存 を したがって、 財 \mathcal{O} 行 源 地 として措置さ 方 間 そ 接 \mathcal{O} 消 税 適 費 正 0 税 化 改廃などに伴う減収及び を図ら \mathcal{O} れたもので 見直しに当たっては、 V れるよう」 る あ り、 この 要望 した。 財 玉 脱三 今 源 がは、 後 税 ま \mathcal{O} た 地 地 \mathcal{O} 同 方 減 方 行 公 収 年 財 共団 に 九 伴う地方 月三十 政 体 0 運営に支障 にとって基 方交付的 日 に は 税 が 幹 消 \mathcal{O} 生じ 的 減 費 か 収 税 ることの を に 0 . つ 重 補 要 7 V んす ては、 な な 財 源 とな ため そ の 約

非 課 税 うした国 範 囲 の 拡 民の声に、平 大や 簡 易 課 成三年五 税 \mathcal{O} 見直 月、 し等 議員立法により が 行 わ n 玉 民 \mathcal{O} 消消 間 に定着し 費税 法 。 の 一 てい 部 った。 を改] Ī 立する法 律」 が 全会一 致で成

7

を 日 K な 自 お 係 方 由 消 面 民 費税 E 主 提 党 見直 出 税 L 制 強 調 L 力な に 査 会等 関 活 連 で存続で ..動を Ū して、 展 要望 開 特 Ļ 别 を 地 行 方 存 続 消 11 費税 \mathcal{O} 目 更 的 に \mathcal{O} を 同 撤 達 月二十日 廃 成した。 \mathcal{O} 動きが に みられたことから 特 剜 地 方 消 費 税 本会 \mathcal{O} 存 続 は 関 平 す 成 る緊 元 年 + 月六

(四) 地 方 消 消 費 費 税 譲 与 \mathcal{O} 税 創 カュ 設 6 地 方 消 費 税 \mathcal{O} 組 替

. え

論

議

共 史 団 E 政 体 初 府 \mathcal{O} 8 税 税 て 制 財 衆 調 查 政 参 基盤 会は 両 院 を強化 で 平 地 成 ける方 五 方 分 年 九 権 向 \mathcal{O} 月、 に 推 沿 総合的 進 に つ 関 た改革が な税 す る決 制 求 議 \mathcal{O} 8 見 6 が 直 れ な ざれ、 てい に着手 た。 地 した。 前 方 分 口 権 折 昭 が L ŧ 和 時 六 代 国会では、 十三年 \mathcal{O} 要請 \mathcal{O} 抜 潮 本 流 成 改革 とな 五. iz 놋 お 月 け に 地 る 方 地 公 政

方 なく妥協をした \mathcal{O} 財 源 賦 与 \mathcal{O} 考 え方 結果に過ぎない は 消 費 譲 との 与 税 思 方式 11 が が 大勢で あ 0 た あ 0 た が 地 方 4 体 関 係 者 \mathcal{O} 中 に は 消 費 税 導 爻 た n

ような中で、 本会をは じめとする地 力自 治 確 立 対 策 協 議 会 は 平 成 Ŧī. 年 $\dot{+}$ 月二十 六 日 に 抜 本 的 税 制 改

会長 地 日 方 当たって消 税 をは は鈴木会 源 \mathcal{O} じ 確 8 地方六 保 費 (譲与 が 不 地方六 可欠であること 寸 税 |体の \mathcal{O} 地 代 寸 方 一体を代す -表が 消費税 細 Ш 表して政府税制 \sim ②消 の 内 閣 組 総 費税導入時 替えに関する緊急要望」 理 大臣、 調査会会長に直接 は、 武村. 新税の 内 |閣官| 円滑な導入に地方としても協力するため、 房 を取りまとめ関係方 長官に直接 面談 Ļ また、 面談 Ļ 同 年十 1 面 高 に 提 齢化 月十一 出 社会 日 iz 月二十 \mathcal{O} 対 は 応 Þ 九 木

消費譲 与 税 \mathcal{O} 地 方消費 税 の組替えを行うこと、 等につい て要望を行った。

を得ずそ

の

部

を消

費

譲与

税としたこと

③したが

0

て、

今回

 \mathcal{O}

税制改革に当たっ

ては

地

方自

治

0

原点に立

政

以府、

政党と本

会等

 \mathcal{O}

動

き

 \mathcal{O} 識 考え されながらも地 ての答申」 方六団: 方が 各方面 .強く、 体 を取りまとめ 一で活発 が、 方消費税 地 消 な議 費譲与 方 独立 論 税 構 た。 が 税 想は、 展開される中で、 の考え方はむしろ否定的 \mathcal{O} その中で、 地方消費税 譲与税方式で決着済みであり、 特に \sim の 地 組 政 方消: 府 替えを主張 税 であ 費税の意義及び今後の 制調査会は、 った。 į 自治省からも 消費税率の 平成五年十一 あり方については、 引上げこそが最優先課 地 月に 方消費税 「今後 構 想の骨 \mathcal{O} 税 分権 制 \mathcal{O} 格 題 あ が \mathcal{O} で 流 ŋ 示 方に され あると n が

0 確立を強力に要請 致で採択 七百 名が 参 現行 加す á した。 0 消 地地 費 譲 方税 本会をはじめとする地方自治確立対策協議会は、 与税を地方独立税として地方消費税に組 財 源 確保緊急総決起大会」 を開 催 į み替え、 地方 税 年十二月三日、 地 財 方分権の推 源 0 確 保 に 関 進 に す んる決 即 会館 た地 議」 方税制 満

同

九

段

1

ル

で

意

る

れらの

状況を踏まえ、

す る緊急要望」 また、 同年十二月二十一 を決議 地 日 \mathcal{O} 方分権の推 全国 知事 会 進に 議 に 即した地方 おい ては、 税 制 景 気浮 \mathcal{O} 確 揚対策 <u>7</u> を図るため、 並 び に平 -成六年 消 費譲 与 度 税 0 地 を 方 地 財 政 方 消 妆 費税 策 に 関

み替える等 地 方 独 立. 税 を充 実 強 化すること。」とする要望をまとめ 政 府、 玉 [会等 関 係 方 面 請

立 与党 更に、 政 翌 六 策 幹 事 年 会に 月二十 税 制 改 Ė 革 日 の に 具 地 体 方六 的 検 団 討に 体 は、 当 たり 平 -成六年 地方 税 ・度の 制 \mathcal{O} 地方 確 立 財 を 政対 図る見地 策に か 0 6 V て 消 費 譲 \mathcal{O} 要 与 望を取 税 を 地 きと 方 消 費 連

に

組

み替えることを

要

求

L

税 n 綱 試 を 構 地 案を取り 成 方、 ざれ 方 消 都道 費 る **まとめ** 税 府 に 地 県 方 でで 組 消 公表して 4 組 費税 替えることに 織 ず 推 ^る全 い 進会議」 る 玉 地 伴う 方 を設置 税 論 務 点等 協 Ĺ 議 会は、 に 0 法 案要 き 集 亚 中 綱 成 的 五. 0 な審 策 年 定 + 議 月三 を 地 行 方 消 日 費 に 平 十三 税 成 \mathcal{O} 六 具 都 年 体 道 的 府 月 仕 県 + 組 \mathcal{O} 八 税 4 務 日 \mathcal{O} 提 担 に 地 当 示 方 課 消 消 長 費 税 譲 に 与 ょ

会長、 月に 決 地 方自 実 施 大 蔵 L 治 た緊急要望 確 省、 連 $\frac{1}{\sqrt{2}}$ $\frac{1}{2}$ 与党 自 対 治 策 省等 協 福祉 上同 議会 に 要 社会に は 趣 望 旨 平 活 \mathcal{O} . 対 成六年六 動 応す 地 を 方 展 る税 税 開 月 体 L た 系 制 七 改 \mathcal{O} 月 革 抜 協 本 地 議 的 方 改 会座長代行 消 革 費 に 当 税 \mathcal{O} た 導 0 入実 自 7 由 \mathcal{O} 現 地 \hat{o} 民 主 方 必 党 要 消 政 費 性 税 を強 務 調 \mathcal{O} 導 < 查会会長 入に関 訴 える観 す る緊 同 点 税 カュ 急 制 調 前 望 査 年 +

表 同 したが 年六月二十 地 方 消 目 費 税 政 に 府 0 税 V 制 調 7 は 査 結 会 なは、 論 を 専門的 出 す に 至 に 6 to な 様 カコ Þ な 0 た 角 度 カュ 6 検 討 され た 税 制 改 革 に 0 い 7 \mathcal{O} 申 を

行 自 わ 主 ħ 会は ることとなると、 消 財 源 費 とし 税 \mathcal{O} 同 見 7 月 直 「地方消費 と同 の そ 答申 0) 時 補 に 税 に 7 対 が W 地 L 方消: 財 て 是非とも必要であ 源 地 は 費 方に 税 独 <u>\frac{1}{2}</u> 税に 獐 お V 入 よることが の 7 結 る。 は 論 を出され 政 既 府 に 不可 住民 に お 欠で いては、 税 るよう強 \mathcal{O} あり、 減税 この を行っ く要請 カュ つ、 答申を受けて、 するものである。 7 地 ぉ 方分権 り、 今後 を推進 今後早急に ŧ 恒 するため 全国 久 的 知 減 事会と 税 検 討 が 行

現するまで、 しては、 今回 地 の 方 税 団 制改革 「体一丸となって、 が 国 地 方を通ずる真 引き続き最大限 の抜本改革であるべきことを期待 の努力を傾注して参りたい。」 しており、 との会長談話を発表 地 方 消 費税 が 実

国に対して地方独立税としての地方消費税の実現を迫った。

地方独

 $\frac{1}{2}$

税としての地方消費税創設

革プ 見直 ため 財 案を提示し、 源 平 しと同 地 成六 ロジェ を新たに 方自 年六 クト 治 時 ·確 立 確 に地方独立税としての地方消費税導入を強く要望した。 国民の理解を求めて、今年中に関連法案を成立させるよう努力する。 月三十日、 チー 保 対 Ļ À 策協議会は、 は、 福 自 祉 九月中旬 充実の政策を推進する。」とする三党合意がなされた。 社、 さの連立 同年八月三十一日「地方消費税の導入に関する緊急要望」 \mathcal{O} 「税制改革大綱」(案) 政権が誕 生. Ļ 消 費税に関して「現行消 の決定に向けて、 詰め この合意を受け あわ 費税 の審議が進められ せ の改廃を含 て、 を決議 地 方自 Ļ た与党税 む 治 総 消 体 費税 的 0 この 制 自 改 主 \mathcal{D}

日 中成六年. 与党税制 九 調 月二十日、 査会は 税 官房長官、 制 改革大綱」 大蔵大臣、 を決定した。 自治大臣 の 間で地方消費 税 の 創設が合意に 達し、 同 年 九 月二十二

道 税に代えて、 定税率とする。 課 方税 府 徴 県 の骨子は、 収 は納 は 法に規定する地方税であり、 税 市 町 者 消 (5) 費に広 村 \mathcal{O} ①地方分権の推進、 都 事 0 道 財 務負担等を勘案して、 府県 「く負 政 基 盤 はその税収を消費に関連する 担を求 \mathcal{O} 充実のため、 8 各都道 地域 る 福 地 当分の 府県が条例により課税するものである。 祉の充実等のため、 方消費税」 地 方消 間、 費税に係る収 玉 (仮称) が 定の基準により、 消費税と併せて行う。 を道・ 地方税源の充実を図ることとし、 入の 府 県税として創設する。 定割合を市 都道府県間 4 ③その場合、 町村に交付するものとする、 地 で精算する。 方消費税 2 地 現 地 方消 \mathcal{O} 方 行 消 ⑥ また、 税 \mathcal{O} 費 消 費 は 税 費 税 \mathcal{O} 譲 賦 は 与

とされた。

平

成

九年四

月

日 か

ら施

行することを決定

んした。

た が、 消 国会においては、 費税率 平成六 'n 年 引上げ <u>+</u> 月二十 衆 及び地方消費税 議院では、 五.日 地 原 方税法等 \mathcal{O} 案どおり可決され、 創設に の 一 関 連しての 部 改正 法律 また参び 特 莂 案 地 議院 方 は 消 可決 費 では、 (税の 成立し、 あり 地方消費税 方等 に 同年十二月二日に公布 の今後 0 V て \mathcal{O} \mathcal{O} 付 賦 帯 課 決 徴 議 収 が 0 され かされ あり方

税を合わせた税率) されていた。 ては、「検討条項」 お、 消費税と地方消費税 しかし平成八年六月二十五日 を変更せずに平成九 が 設けられてお (消費税額の二五%)とを合わせた税率は五%と法定され ŋ 年 应 \mathcal{O} 必要が 閣議 月 日 に あ から お れば平成 V 施行することを決定した。 て、 既に法律に規定されている五% 八年九月三十日までに げ要の たが、 措 消 置 同 を講じることと 時 費税と地方消費 にこ \mathcal{O} 税率に

第二章 行政分野別本会の主な活動

第一節 農林漁業対策

米問題

○ 米の供出(昭和二十二年度~三十一年度)

ア戦後の食糧不安と本会の活動

昭 和二十三年七月芦田 内閣 は 「経済安定十原則」を打ち 出 Iしたが、 インフレー シ 日 ンは深刻に なるば か りであ

、また最も大きな問題は食糧事情の混乱であった。

糧危

機

の打開であっ

食糧事情の安定は住民生活 の基本であり公選知事が誕生してまず第一 に手が がけ、 大きな役割を果たし たの が 食

実情に比 政 府 は G べて過 H Q 重な割当を持ち出すことが常であった。 0) 圧力もあって、 食糧確保を急ぐあまり農民に対し、 公選知事とし ては 事 前 \mathcal{O} 供出割当やその補正におい 玉 民 の 食糧を確 保するととも

民の立場にも立たねばならず、その調整を図るため昭和二十四年度においては

「供米割当補

正に関する決議

要

、て生産

 \mathcal{O}

累

積

赤字を抱え、

玉

 \mathcal{O}

財

政上大きな問題となってきた。

補 望 正 を再三に に 努 8 わたり 農 家 \mathcal{O} 利 玉 益を守るとともに · 提 出 さらに 供 農 出 家 \mathcal{O} \mathcal{O} 完遂 代 表である全国 に努め、 都 道 府県 八食糧! 調 整委員とも共同 割当

の

適

正

な

)(昭和四十二年度~五十一年度

ア総合農政ニー米の過剰問題

米 化 価 昭 土 \mathcal{O} 和 引上げと買入数量 地 改良 Ŧ 年 代 \mathcal{O} 進 後 展等 半 以 に 降、 \mathcal{O} ょ 増 ŋ 食 大に 生活 増加 より L の多様化 たため、 年 々多 に 額 伴 政 \mathcal{O} 府 い 赤字を生 0 米 古 \mathcal{O} 上米在· 消 費 じ、 庫 量 を が 昭 増大させた。 急 速 和 12 四十二年 減 少 l 度に た反 同 時 は に 面 食糧 米 管 四二三億 \mathcal{O} 理 生 特 産 莂 は 会計 円 米 作 V は 技 う 術 膨 生 \mathcal{O} 大 産 高 者 な 度

体 が た な 的 方針 らされ に \mathcal{O} 方 ような米 昭 を明 たた 向 和 付 四 6 十三 8 け るた か \mathcal{O} ĸ 年 過 した。 林 8 剰 七 省は \mathcal{O} 月 問 諮 題に 当 問 総 合農政 を行った。 対処するため、 面 \mathcal{O} 対 構 策として、 想」 更に を発 農林省は従来 同 新 月財 表するととも 規 開 政 制 田 度審 0 抑 \mathcal{O} 議会か 制 に、 米 重 点 稲 同 年 \mathcal{O} 作 ら食管制 $\dot{+}$ 施 転 策 換 月農 を改 \mathcal{O} 奨 度 8 励 \mathcal{O} 政 抜 審 総 合的 本的 議 助 成 会に 改 な 自 善 対 食 I 措置 主 糧 L 流 政 策 に \mathcal{O} 通 米 0 政 に 制 11 策 転 度 7 全 換 を 0 \mathcal{O} 体 導 報 を 図 告 具 入

行 の食管制 れ 12 対 度 L の 本 会は 維 持 ことその 「食糧 運 管理 用 \mathcal{O} 制 改革について要望した。 度 0 改革に 対する意見」 昭 四三・一二・二四) を 政 府、 玉 に 提 出

以 Ŀ \mathcal{O} ような 経 緯 を経 て、 昭 和 匹 十四年度予算においては 万 ク タ Ì ル \mathcal{O} 稲 作 転 换 |奨励金として二十億円 7

現

T ル当たり二万円の奨励金) を計上し、 昭和四十四年度産米から自主流通米制度を採用することとなった。

(Ξ) 米 の生産調

昭 和四十五年 -の米の 生産 調 整

府 の古米在庫と食管会計 の赤字の累増が食管制度の崩壊にもなりかねない状況に直面したため、 政府は昭和

兀 ·四年六月 内 閣に 「農政推進閣僚協議会」 同年八月「総合農政の を設置し、 当 展開に関する決議」を行い、 面 の農業問 題 の解決策の検討を始めた。 次いで、 九月の全

国

知 事会

本会はこのような事態に対し、

議に おいて「総合農政特別委員会」を設置し、 総合農政に関 し適切な施策を強力に推進するため、 活発な 運 動

展開

した。

ては、稲作の転換ないし休耕の奨励、政府買い入れ価格の調整及び据置き等の具体案を内容とする答申を行った。 また、農政審議会は同年九月、八項目からなる農政のとるべき基本的方向を示し、 特に、 米の需給調整に関し

農林大臣、 これに対し本会は、 自民党総合農政調 同年十月政府、 査会、 党三役等との懇談を行うとともに、米の生産調整に関し、 与党に対し「総合農政についての申入れ」を行うとともに、再三にわたり 地方六団体

[体との意見調整を図った。

「中央米生産 方、 農林省は生産調整を進めるため、昭和四十五年一月地方六団体、 調整推進協議会」を設置した。これに対し本会は 「米の生産調整に関する決議」 農業団体等関係団体をもって構 (昭四五・一・一 成する、

「奨励金は十アール当り平 を行い、 米 の生 産調整は |均四万円を下らざるものとすること、転作と休耕の奨励金交付に格差を設けない] こ 国 の責任において実行すべきものであり、 昭和四十五年度予算編成に当たっては、

と等の実現を強く求めた。

行った 奨 れ 励 金 カコ に が 格 差を 結 昭 局 和 四十 設 奨 け 励 五年度予算の大蔵原案内示では、 るものであったため、 金は 反当り平均三万五千七十三 直ちに、 円 米の 本会 転 生 の 作と 産 要望に比 調 休 整に 耕 べ に 関する緊急決 奨 奨 励 励 金が 金 \mathcal{O} 格 低 差を付 額であ 議」 (昭 け ŋ 兀 な また、 五. V 等 が 閣 転 議 休 を 耕

決 定定に 0 11 て、 地 方 六 寸 体 は 昭 和 几 + Ŧī. 年二月 食管 制 度 \mathcal{O} 根 幹 を堅 持 L 総 合 農 政 \mathcal{O} 具 体 化 を 促 進

を条件に生

産

調

成に協力することを決定した。

また、

中央米

生 整の

産

調 月標達

整

推

進

協

議会も生

産

調

整

 \mathcal{O}

目標達成に協力することを決定し、

更に

農政

推

淮

閣

僚

議

会は

にそって施策 農 政 の基本的 を強力 方向を含む 整 が に推 実施され 進することを内 「総合農政の 推進につい 容とする 農 て」を取りまとめ、 政 0 基本的 方 向 昭 を閣 和四十五年二月二十 議了 解し、ここに Ė ゎ 農 政 が 玉 \mathcal{O} 農 基 政 本 史 的 Ŀ 方 向 初

昭 和 匹 +六 年 以降 0 米 \mathcal{O} 生 産 調 めて米

 \mathcal{O}

生

産

調

解 は 依 消 昭 然とし 和 需 兀 要に + て続 Ξ. 応じた農 年 度に き 昭 お 業生 和 け 四 Ź 産 + 緊急 を図 五年十月にお 措 るため 置 とし \mathcal{O} て け 新 \mathcal{O} る過 米 L V \mathcal{O} 剩 生 米 在 \mathcal{O} 産 生 庫 調 米 産 整 調 は は 整対 七二〇万トンとな 実績 策 0 樹 一三九 立 が 迫ら 万 ト ŋ れ 実施 政府 た さ は 米 れ た 0 恒 が 常 的 米 過 \mathcal{O} 剰 渦 状 熊 傾 \mathcal{O} 向

で

期 的 本 重 会 は 大 合的 な 前 転 年 換 展 度にも増してこの対策に慎重に対応 期に 開 を強力に図らなければ 対応するため には、 総合農 なら な 政の ر \ _ したが、 基 とす 本 的 á 方 昭 向 「総合農 和 を早 四十六年度生産 急に 政 確 \mathcal{O} 7 推 Ļ 進 に 調整問 その上に立った具体 関する要望」 題 に うい (昭 7 は、 兀 的 五. 施 b 策 が の 玉 長 農

を決議

要

請

活動を展開し

たが

政

府

は

四四

干

六年産米

0

生

産

調

整

目

|標数量を二三〇万トンと決め

71

初 めて発足する いわゆる米の買入制限についても、 農業団体の十分な同意が得られないまま、 昭 和四十六年度予

算案を十二月閣議決定した。

在京 催 このため本会は、 知事懇談会を開催 政府、 自民党に対し農業団体と話合いを行うよう申し入れたが、 農業団体や政 Ĺ 余剰 米の 府、 政府買上措置、 自民党などと善後策を協議 集団化 0 基準 接 Ļ 和等 昭 の 事 和 実現 ・態が一 四十 を要請 -六年 向に 進展し した。 月総合農政 ない ・ため、 特 別委員会を 月末に 開

れに対し政府は、 余剰米問題について「調整保管されたものが万一売れ残った場合は、 農業団 体 等 の意見を

の了解を求めた。

聴

取

ľ

た上、

生

産

調整を阻力

害し

ない

範囲でその

取り扱いを定めることとする。」という方針をとり、

農

寸

年 転 換 度までの 以 の 上のような経過を経て、 計 画 É. 的 力年間 推進を図ることを内容とする「稲作転 米の 生産調整及び稲作転換対策を実施した。 政府は昭和四十六年二月の閣議において、 换 \mathcal{O} 推 進について」 を閣議了 米の生産調整及び稲 ,解し、 昭和四十 から他作物 -六年度 かか \mathcal{O} 6 作 五. 付

良 \mathcal{O} ħ 相 Ď たため、 部 生 施行に対する助成などを内容とする 産 分の 調 稲 整 政 及び稲 府 作 復帰 は 昭 作転 和 五. 個 + 人 換 事 . の 業 年 開 は、 度 田 か 昭和 ら 五 単 位 五十 十三年 収穫量 「水田総合利用 -年度 度 の 金まで 末で計 増 加、 \hat{O} 対策」 間 消費の 画期間 転 を終了 を実施することとした。 作 減退等により、 目 標 面 **計** 積 \mathcal{O} 画 設定 達 成率 米 \mathcal{O} 奨励 過 八 剰 補 傾 % 助 向 は 金 一の交付 続 したが、 くも のと予 土地 休 耕 改 想 \blacksquare

(昭和五十二年度~六十一年度)

ウ 米の生産調整と水田利用再編対策

ょ

n

縮

減され

る

及び 会は 関 を うとともに、 する要望」 本会に示 予 昭 林 約 和 省 限 Ŧi. は +== 度 Ĺ 昭 同年十 数 た。 和 昭昭 年十 量 五. 五二・一・一一) 十三年 $\overline{\mathcal{O}}$ 同 |月二十 配 一月十 案には、 分、 度 転 六 か 月に 作奨励 目には わ 6 新 が 農 た 玉 念等に 農林商 林 な生 \mathcal{O} を取りまとめ :大臣と. 農業と農政 産 こつい 工調査委員会を開 調整を行うため、 知 て政 事と 0 の政府等 府 根 \mathcal{O} 懇談. 幹に が 積 武会を開 極 触 提出した。 水 的 催 れ 田 る に Ļ 心要な 利 催 極 用 めて 水 Ļ 再 田 編 措 利 各 重要な問 対 置 用 般 策を含む「米需給 を 対 \mathcal{O} 講じるよう 策、 問 題 題 米 に が含まれ 0 0 消 ** \ 費拡 て 率 米 ていたことから 均 需 大、 直 衡化対策骨子 給 な意見交換を 均 転 作 衡 自 化 標 対 策 面 案 本 積

L お 強 てい お 化 む と米需給 n ね に 対 + し農 年 均 間 衡 0 林省は昭和 事 化 対策」 業とし、 を決定し、翌五十三年一月二十 五十二年 これを数期に分けて米 十一月十九日、 水 \mathcal{O} 消費拡-田 利 用再編 白 に閣 大 米 対策を盛 議了解され \dot{o} 転作、 ŋ 込 た 価 格 W 政 同 だ 策 対策 農 外は、 産 構 造 物 昭 \mathcal{O} 政 策 総 和 合的 五. 十三 な 年 自 -度以 給 力 降 \mathcal{O}

面 積 水 は 田 各 利 年三 用 再 九 編 万 第 ク 期 タ 対 策 1 ル とする。 は、 対 策 飼料作品 期間を昭 物や大豆、 和 五十三年度から同 麦等を転 作 奨 五十 励 作 五年度までの三年 物 の重点とする。」などとなっ 間とする。 7 作 目

は 前 6 年 同 \mathcal{O} Ŧi. 水 冷 始 田 害に 八 異常気象に見舞わ 利 年 用 ょ 度まで 再 る被害を考慮 編 第 0) 三年 期 対 れ 間 策 し六三・一 転 は 収穫量が大幅に減少したため、 作 昭 目 和 標 五. 面積は各年六七・七万ヘクタールとするもの 十五 万へ クタールとするなどとなってい 年 十二月九 日決定された。 昭和五十六、 同 対 、 る。 五十七年度の 策 外は、 L 対 カ \mathcal{O} Ļ 策 期 昭 転 同 間 和 作等 を 対 五. 策 昭 十六 目 和 \mathcal{O} 標 期 五 間 + 面 一度に 中 六 積 年 は 0 限 当 稲 度 初 作

た本会は、 第三 期 対 策 (昭和五 十九九 5 向六 十一年度) につい て、 昭 和 五十八年七 月 7の農 林 商 T. 調 査 **(**員会、

給 面 該 対策 対 積 年 策 は 九 六 を \mathcal{O} 月 積 重 \bigcirc 0 葽 政 万 極 的 性 府 クタ に を 主 推 認 催 ĺ め 全 進すること等の改善策を要請 るが ル 玉 とし、 都 転作等目 道 府県知事会議 期 間 中 標 は 面 積 原 際等に は 則として固定する、 期間中 お じた。 į١ て、 の 変更を行わないこと、 その結果、 農林水産省等に対して、 水田 政府は立 利 用 再 本会等 編 転作 奨 励 食糧 補 Ö 作 要請 物 助 \mathcal{O} 0 金 は 生 を踏まえて、 安定供給と 従 産 来 対 の 策 加 算 価 制 転 Ď 格 作 面 度 対 から 等 を 策 見 目 標

を 策 得 で な \mathcal{O} Ō 昭 推 不作等に 和 事 進 五. + 態となった。 に 回 九 当たっては、 年度に ょ \mathcal{O} よう な措 米 おける米 この \dot{O} 食糧 総量不足を生じ、 置 を繰り ため、 \dot{O} 政 策の基本に立っ 作 返 柄 本会は、 は、 すことの 昭 昭 急きよ韓 和五十五 ない 和五 た確 よう 十九年七 間たるこ 年 玉 適 産米 以 切 降四年連 長期的 月四 の導 に 対処されることを主旨とす 目 入、 見通 淀続 開 催 他 \mathcal{O} 不 用 L 0 農 途 作 Ō 林 利 カュ もとに、 :商工調· 用 ら 一 米 \dot{o} 転して豊作となったが、 主食 国内産米に 査委員会に Ź の 水 転用等を行わざるを 田 お よる完全自給 利 V 用再 て、 第三 前 体 期 年 対 Ė 期 制

針

び

市

町

村

水

田

利

用再

編進

計加

画算を制

策

定す

ること等を盛

り県、

んだ

水

田お

利い

用て、

再

編

第三期

対策」

を

決定

した。

L

て新

たに転

作定着化推

制度を設ける。

都道.

府

市町村に

新たに都道府

県

水

田

利

用再

編

基

方

工 水田農業確立対策

炆

関する要望」

を決議

L

政

府等に提出

「した。

続 の 食 和 関 き米 Ŧī. 管理 十三 心 が σ 年 制 層 度に始まっ 度 産 高 調 D 整を 全量管 ま ŋ 行う必要 理 特 た水田 方式 に昭 和 が 利 0 見直 六十一 用 あ ŋ 再 編 年六 等 ポ 対 が 策は、 ス 提 月行革審が答 ト三期 に言され 期九年を経て昭和六十一 対 た。 策 \mathcal{O} 検討 また本会は 申した「今後に が :進めら れ 同 年 おける行財政改革 る中 Ł 年度に終了することとなっ 月 で農政とり \mathcal{O} 全 玉 知 事 わ 会議 け米 'n 基 に 本 15 方 対 お 向 する各界 たが 7 \mathcal{O} 昭 中

期に 講ずること。」等の要望を行 和 六十二年 わたる米の安定かつ円 度国 0 施策 なら 滑 びに予算に関する要望」 V. な供給を確保するとともに、 政 府、 国会等に強く を決議 、働きか 玉 L け こたが、 内農 た 産 その 物 \mathcal{O} 自 中 給 で 力 水 強 田 化 利 を図 用 再 る 編 た 次 期 8 対 \mathcal{O} 総 策 合的 に 0 な い て 対 長

要 事 農 請 側 林 本会は、農林水産省 を行 水 カ 6 産 らは、 省か った。 たら次期 次 期 対対 策の 対 の次期対策の決定を前にした昭和六十一年十一月二十 策の 推 考え方、 進に当たり生産 米 \mathcal{O} 自 由 者団体の主 化 等 最 近 存 \mathcal{O} 農 的 な取組 政をめぐる諸情勢に 4 \mathcal{O} 徹底、 米 日に農林 \mathcal{O} 0 国内自給 V て説 商 明を 工 体 調 求 制 査委員会を開 の 8 堅持等に るととも 催 知

地 方公共団体 こうした各般 農 \mathcal{O} 動 業 きの 団 体 中 で -で農林 構 成 水産省は、 で \mathcal{O} 協議 を経 昭 和六十一 て、 水 田 年十二月三 農業確立 対 日 策及び 開 催 \mathcal{O} 食糧 水 田 管 農業 理 制 確 度 立 \mathcal{O} 一対策協 運 用 改善大綱 議会」 (政 ;骨子] 府

(昭和六十二年度~平成八年度

を

決定した。

オ 生産調整対策と本会の活動

生 農 産 家 昭 \mathcal{O} 和 規模 寸 六 + 体 拡 \mathcal{O} 年 主 大について答申 代 体 に入ると、 的 責任を持 昭 和六 0 Ļ た生産 また、 + 年 調 同 六 整 年十 月に、 \mathcal{O} 取 月 組 臨 み、 に 時 は、 行 政 転 改革 作 農政 重 審 視 推 議会が 進 カ 審 6 構 議 造 生 会は、 政 産 策 性 転 重 \mathcal{O} 視 高 作 奨 \mathcal{O} 11 施 励 水 金 策 田 展 農 依 開 業 存 を \mathcal{O} カコ 内 確 b 容とする答申 立 \mathcal{O} 脱 却、 生 産 者 中 核

本 一会は、 \mathcal{O} ような状況 の下で、 昭 和六十三年度国 の施策ならびに予算に関する要望」 (昭六二・七・二三)

生産調整対策を実施することとなっ

た。

0

た。

政

府

はこ

れらの提言を踏まえながら

上 は、 体 に 制 の 稲 推 作 て、 産 者・ と転 進 従 に 生産 作 来 0 V 作物との \mathcal{O} 者 転 て要望するとともに、 作 団体の主体的な取 奨 合理的 分励 金、 な 転 組合せによる輪作農法 作作物に係る対策 組 体 「平成六年 制 の下、 度国 水稲作 を中心とした要望か \mathcal{O} \mathcal{O} 確立、 施策 転作を通じる望ましい経営体 並 生産者・ びに 予算 5 生産 に関 経営 者 する要望」 団体 規 模 の拡大等による生 0 主体的責任を持 \mathcal{O} **平** 五 育成 生産 七・二二) 0 産 た取 性 0 の で 向 組

水田営 農 等 \mathcal{O} 対 策 の 推 進に 0 11 て要望す るなど 時 代 \mathcal{O} 要 請 に応じた要望内 容に 変えてきた。

関する緊急要望」(平五・十・ 指 平成 数 成 「七四」) 五年 Ŧ. 年 産米は、 度 から水田営農活 ため、 異常低温、 本会をはじめ地方六団体は、 性化対策が開始され 八 集中豪 を決議し、 雨 台風、 政府に対し、 たが、 V 「平成五年における異常気象及 もち病等の被害により、 米 の生産 ①共済金 調整対策の根幹を揺るがすような自 の早 期か 著し つ円滑 V び集中 不作が 記な支払 豪 確定的となっ 雨による災 2 規 格 1然現 外 米 害 た 等 対 作 策 \mathcal{O} が 特 に 況 起

えて、 不安と動揺を与えていることから、 決 議 さら ガッ ② 転 に、 平 作等目 \vdash 成 地 方六 五. ウル 年 標 産 団体 面 グ 米 アイ 積 0 は、 の 一 未 一曾有の 「水田営農活 定期間 ラウンドの農業交渉に 不 水 作 固定等を要望し 田 により、 営農活性化 性 化対策、 平 成 おけ 対策 た。 米 六 年 \mathcal{O} 12 る関税化受入れ 度 関 税 0 \mathcal{O} V 水田 化 て、 阻止に関する緊急要望」 営農活 ①ゆとり の 一 性 化対 á 部報道 る備蓄! 策 0 見直 に より、 目 しが 標 伞 Ď Ė. 設定、 農業者 必 要であること、 計 地 画 的 域 Ė 住 な 積 民 加 を 4

内 例

方の

針

 \mathcal{O}

堅持と転

作等

自

標

面

積

 \mathcal{O}

見

直

し 等

 \mathcal{O}

早

急な対

応

を要望した。

自規

格

設

定

及び政府買上げ

③種子籾等の確保及び購入に対する助成措

置等

Ō

本年

産

一米の

特

例

扱

4

米

 \mathcal{O}

玉

府 は こう L た 地方六団 体 の 共同 歩 調等を踏まえ、 適 正 集荷、 計 画 的 な販 売 の 実施等 0 指 導 に 加 え 臨 時

特

処

理

方

針

を明

く政

及 例 Ű \mathcal{O} 措 米 置 0 安 とし 定 て米 供 給に 穀 うい \mathcal{O} 緊急 . ر 輸 を決定 入の 実施をは į 平年度べ じめ、 1 同 スで一三〇万ト 年 $\dot{+}$ 月二十 十 九 日 ン に は 程 度の 亚 在 成 **%**六年 庫 造 -度以 成 降 平 成 D 水田 六 [営農 七 年 活 度 性 0 転 化 作 対 策

目 標 面 積 \mathcal{O} 緩 和 分 七万六千へクター ル→六○万へ クター ル 等 \mathcal{O} 措 置 を講 (作況指数 U した。 九し ため、

た 成七

0

穀

年

-度も同

様

 \mathcal{O}

規

模

で転

作

を

実 七

施 米

年 度 亚 は 成 六 過 年 剰 産 米 在 庫 は、 に 加 天候に恵まれたことなどから一 え、 自 1主流通 米 価 格 の下 -落等 転して大豊作となっ 販売環境が 悪化 平

影響

が

長期

間に及ぶことが

懸念されることとなっ

た

体、 調 様 整 \mathcal{O} 多様 搢 農 のため、 業三団 置 を講じ 化 |体で構 本会は、 特 確にすること等を強 ること 例 助 成 成措置を行うこと 平 に 4 成六年十二月十 お 緊急輸入米の V て、 富 府に要望した。 Ш ③多-売却残とミニ 県 九 副 日 少 に 知 開 事 \mathcal{O} 豊凶 か 催 だされ 5 7 変 ム・ 動 た水 1 は 転 ア 作 田 吸収できる中 クセス輸入米につ 営農活性 \mathcal{O} 強化は 単 化 長期 年 対 度 策 前 限 推 展 ŋ 進 て、 望 \mathcal{O} 協 に立 措 議 玉 置とすること 会 \mathcal{O} 0 政 責任 た安定的 府 に お 地 い な 方 て 米 2 執 早 \mathcal{O} 転 行 需 期 作 寸 態

を 流 ることとされ 加 通 亚 えることとな 米 成 0 七 円 年 滑 度 カコ \mathcal{O} 0 生 ŋ 適 産 正 調 一な流 整 ま た、 は、 通 平 新 \mathcal{O} -成六年 た 確 な 保 を 転 义 作 度 るため \mathcal{O} \mathcal{O} 手 転 作等目 法として水を張 \mathcal{O} 緊 急 標 対 面 策 積 分 (T) 六〇 ることにより 自 主 万 流 ^ 通米 ク タ 水 供 給 田 ル 安定 を管理 に、 化 追 す 特 加 Ź 莂 的 対 転 調 策 作 整 面 水 積 万へ 田 クタ を導 主

Ì

て、

自

(四) 糧法と新たな生 産 調

平 成六 年に入ると、 平 整 成 五年 対 策 産 米

が

+

分機能

此せず、

不正

規

流

通や

価

格

0

高 不

騰が 作に

見受けら 伴

れるとともに、

世界貿易機関を設立するマラケ

 \mathcal{O}

:う米

騒

動

 \mathcal{O}

発

生

等、

現

行

 \mathcal{O}

食糧

管

理

制

度

0

下では、

米

 \mathcal{O}

流

通 定

制

度

ユ

協

 $\widehat{\mathbf{w}}$

Т 〇協定) の実施に伴う新たな国際的規律への対応が必要とされてきた。

わせ、 新たな農業政策の確立に関する要望」を新たに加え、 本会は 米の生産調整について、生産者の主体的判断により行い得るような仕組みとするなど、 こうした状況を勘案し、「平成七年度国 の施策並びに予算に関する要望」(平六・七・二一)の中で 新たな米管理システムの確立、 米の流通制度の改善と合 生産者の創意工夫

た農政の展開 行けは、 これらの要望を踏まえるとともに、 方向」 と題する報告を受け、 食糧管理制度の改革を早急に進め、 農政審議会が平成六年八月に行なった「新たな国際環境に対応し 昭和十七年に制定された

「域の自

主性が生かされる生産体制を確立することを要望した。

下「食糧法」という。)を制定した。

法」を全面改定することとし、平成六年十二月、

新たに「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(以

産調整規模とすること 水田営農活性化対策終了後の米の生産調整について、 0 本会は、 責任において実効を確保するよう万全の措置を講じることを要望した。 食糧法の趣旨を踏まえ、「平成八年度国の施策並びに予算に関する要望」(平七・七・二〇)の中で、 ②生産者・生産者団体の創意工夫と主体的判断に基づき速やかに制度化すること ①ゆとりある需給計画と生産力の的確な把握に基づい た生

分府は、 平成七年十一月二十四日、 平成八年度から十年度までの三年間 の新生産調整推 進対策 (以 下 新 対策

という。)

の大綱骨子を決定した。

整 の場合における翌年度の だ取 対策では、 ŋ 組めるよう、 食糧法の基本理念を踏まえ、 とも 月標 補 償事業に支援する補助事業の 面積への上乗せ措置 ① 個 及び補助 々の生産者の自主的判断を阻害する生産調整目標面積が 充実 事 業の不採択措置の 強化 一十ア ĺ 廃止 ル 当たり一万円→二万円) ②農協等が主体的 に生産 等所 : 未達成 要

 \mathcal{O} 由 0 きたこととの対比において、「作る自由」と米の生産調整問 生 改 に 善 産 判 調 断 措 整対 L 置 つて決 が 策とい 講じら 8 る ささかも変わ れたが、 「手上げ方式」 方、 ってい この が、 全 検 ないことなど、 討 国的な需給調整 過 程 に お V て議 食糧 $_{\mathcal{O}}$ 観点から採用されず、 論された生産 法によ 題 は、 って米の流 大きな議論 者自身が生産 通 0 制 対象となってきた。 さらには、 度が 調整を行うかどう 変 お ŋ, 行 政 「売る自 \mathcal{O} 役 割 由 が カ を自 従

来

が

農林 畜 産 物 0 自 由 化 問 題

の昭 和 五十二年 -度~六 + 年

市

場

開

放

畜産 物 \mathcal{O} 自 由 化 対 策

昭

和

兀

干

八

年

九

月

E

い始まっ

たガ

ツ

卜

東京ラウ

シド

 \mathcal{O}

交渉

の

環として行

わ

れ

た昭

和

五. 十二年

Ď

日

米

農

産

物

Ħ

黒字 は 品 \mathcal{O} 米 目 減 \mathcal{O} 少 玉 を が 自 义 牛 由 [る見地 化と牛 肉、 オ 肉、 カコ V ンジ、 ら農産物三十品目 オ レ ンジ、 果汁等の 果汁 輸 等 \mathcal{O} 入拡大を要求してきたのに対し、 関税率 \mathcal{O} 輸 入 枠 の引下げを決定 拡 大を決定し た。 翌 五 士 政 府 年 は 月に 輸入拡大を通じて貿 は、 残存輸 入 制 易 限 収支 品

で、 本 会は 慎 重に の 対 ような輸 処すべ き旨を内容とした 入枠 拡大は関係農家に不安と動 「農畜産 物 輸 揺を与え水田 入 問 題 に 関 す 利用 る緊急 再 編 要望 対 策 \mathcal{O} 昭 推 五三・ 進 に .も重 七・三 天 な支障をきたす を政 府等に

提 出 した。

また本会は、昭和五十七年四月二十一日、農産物の輸入自由化や輸入枠の拡大措置はとるべきでないとする「農

物協 産 物 議 自 既におい 由化・枠拡大阻止に関する要望」を政府等へ提出した。しかしながら、 てレモ ンジュース等十七品目に係る関税率の引下げ等について合意するとともに、 政府は、 同年五月下旬の日米農産 同月の経済 対

(昭和六十二年度~平成八年度)

閣

僚会議において、これら合意事項を含む市場開放対策を決定した。

二 米の輸入自由化問題

た

について、これが米輸入の実質的禁止に当たるとして、 和六十三年九月には、 昭和六十一年に引き続き、 米国精米業者協会 新通商法第三〇一条に基づいて米国通商 R M A 等が、 我が国 代表 一の米の 部 輸 に 提訴 入制 度

毅然とした姿勢で対処するとともに、 ることを政府に対し強く要望した。 本会は、「米の市場開放阻止に関する緊急要望」 国内で必要とする米の供給については、 (昭六三・一・三) を決議し、 引き続き国内自給 今般の米国内の の 動 方針 を堅持

重ねて政府・関係 活性化対策、 三・六・二五)、「米の輸入自由化阻止に関する緊急要望」(平三・一一・一三、平四・一二・一一)、「水田営農 米の関税化 方面 に要望した。 阻 止 |等に関する緊急要望」(平五・一〇・二七)を決議し、 米の国内自給体制 σ 堅持を

さらに、本会をはじめ

地方六団体は、

農業交渉の過程において、「米の市場開放阻

止に関する緊急要望」

伞

農業交渉の最終 局 面において、 我が国は、 包括的関税化について、 米等の例外扱いを主張したため、 例外を設

然とし

た姿勢で

折

に

臨

よう政

府に強く要望

ī

た

亚.

成

Ŧi

年

Ł

月

 \mathcal{O}

東

京サ 衝

É

ツ む

1

に

お

7

林

産

物

関

税

交渉

は

林

産

物

 \mathcal{O}

関

税

相

互.

撤

廃

に

ょ

n

玉

土

環

境

与

行う、 例 決 九 T 由 け 断 貿 八 措 る 六 セ 置 て とい きで 5 実 を ス 体 継 輸 施 7 制 うち は 九 続 F \mathcal{O} 期 入 す 八 間 米 維 な ウ Ź \mathcal{O} 八 中 \mathcal{O} = 持 1 で 年 とする米 強 導 か 調 化に あ 否 入を含む米につい 整案を受け \mathcal{O} カュ 九 に よってもたらされる 玉 九 · つ 国 内 五. 消 VI <u>\</u> ては、 Е 入れることとした。 費 C等との 量 \mathcal{O} 0 実施期 ての 兀 0 % 车 間 関 Ō 1000 間終了一 税化 国 六 で 民的 交渉 年 \mathcal{O} 間 ے 特 利 は 年に 年 例 れ 益 難 は 前に交渉を行う。) 措 に 航 関税 \mathcal{O} 観 お 置 ょ l たが、 り、 点 V \mathcal{O} 相 7 適 カコ 当 用が 同 我 6 量 ラウ 八 が 0 % 決定 平 玉 設 E 成 シ \mathcal{O} 定 相 し 米 K 五. は行 当 た。 以 交 2 年 す + 渉 外 わ るミニ \mathcal{O} 九 \mathcal{O} な 月 \mathcal{O} 農 成 九 11 功、 五. 特 産 + 应 7 例 年に 物 な Δ 措 世 \mathcal{O} 日 おお お 置 関 に 界 至 P \mathcal{O} 税 経 V 七 内 化 り ク て基 済 容は、 セ 年 とミニ 0 ぎり ス 目 発 進 \mathcal{O} 以 展 期 7 及 約 降 間 米に A び 特 自 \mathcal{O}

(Ξ) 林 産 物 関 税 交渉

見 れ が 大な影響を及ぼ た。 せ、 6 を決議 我 ル さらに、 が グ 会など 盤 玉 ア に 及 イ・ な び ラウン 平 E C が 関 地 0 す 税 成 て、 方 ر ح 五 相 六 年七 Е 品 K 互 寸 は 撤 С 目ごと に 体 月 必 廃 が お は 至で が \mathcal{O} 兀 け 行 東京サミッ \mathcal{O} こ の 極 る あ わ 引 林 間 る ħ 下 産 で合意することなどを ような動きを踏ま ば、 げ \mathcal{O} 物 関税 を、 で、 1 わ 米国 ガ が において関税 交 渉 玉 ツ |及び \vdash 林 は、 業 · 木 カナ ゥ 兀 え、 ル 極 材 相 ダ グ 前 提とし が ア 産 林 互. 日 関 本、 1 業 撤 産 税 が 物 廃 ラウ 壊 て、 相 米 関 \mathcal{O} 方向 互. 滅 税 玉 的 シ 交渉 米 撤 K で 打撃を受け 玉 廃をそれ Е の \mathcal{O} \mathcal{O} Ć に 市 関 大筋合意が 関 場ア 税 力 す でれ る緊 相 ナ ダ ク 互 t 撤 Ш 主 急要 なされ ス 村 張 間 廃 交渉 案に \mathcal{O} で 望 て 維 \mathcal{O} るとの 持 同 集 平 中 調 五. 玉 す 協 予 る 議 保全に 六 測 動 カコ \mathcal{O} は 過 ŧ l ž な 程

影 の は 不公正であり、 (響が大きいことと、主要木材輸出国が一方で丸太輸出規制を実施しながら、 最終的 には、 関税引下げで対応すべきであるとする、 林産物 の関税を基準税率から平均して約五〇% 我が国の立場が反映される形で一 (実行税率から約三〇%) 引き下げるなど、 林産物での関税撤廃を主張するの 部合意がなされ、

三 新たな農業政策

外国製品

0

わが国市

場

~ の

アクセス改善に努めることで実質的に合意された。

一 ウルグァイ・ラウンド関連国内対策

和六十二年度~平成八年度)

て開始された。

会において、サービス、 ウルグァイ・ラウンドは、 知的 昭和六十一年九月、 所有権等の 新分野を含む十五分野にわたり、 ウルグァイのプンタ・デル・ 平成二年までの四年間を交渉 エステで行われたガット 閣 期 僚理 間

市場 は き下げていくことを目指して開始されたが、 農業交渉は、 航 Ø 混乱を招いたことから、 平 成五年十二月までの 近年、 各国の農業保護の水準の上昇により、 国内支持、 七年間の交渉となっ 国境措 輸出補: 置、 助 た 金の 輸出 削減等をめぐる米国・EC間 競 世界的農産物 争の三分野にわたり、 \mathcal{O} 過剰と輸出 各国 の が 補 対立 共同 助金の多用に の激化等 ľ て農業 保 から交渉 よる国際 護を引

ルグァイ・ラウンドの農業合意により、 我が国農業は、 大きな転機を迎え、 農業者に不安と動揺を与えると

す ともに、 通 本会は、 府 制 ラウンド合意の実施時 0 は、こうした状況の 整 安定的 こうした情勢を踏まえ、 農 「ガット・ かつ安全な食料の確保に懸念が生じることとなっ 業 0 体質強力 ウル 期までに農政審議会での検討・意見を踏まえつつ、 Ę 化 グ 平成五年十二月十七日、「緊急農業農村 地 アイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基 域 平成五年十二月二十一 活性化対策等所要の 対策の具体化及び 日 の全国知事会議に 対 策 法 律 本 お 新たな国境措 部 :制度の į١ 7 本 ガ 改正等を行うこととし 部 長 ット・ 本 置 総 方 の下での ウル 針 理 大臣 を グアイ 閣 を 議 設 了 ラ 流 解 置

3 立 に Ō 農 する必 さらに、 産 中長期 物 要が \mathcal{O} 本会は、 的観点に立っ 適 切 あることか な 需 農政審 給 た農業政 価 5 格 議会での検討の 安定 平 成七. 対 策 策 \mathcal{O} 確立 年 \mathcal{O} 確 度 立を 玉 経過を踏 ②新たな米 \mathcal{O} 要望 施 策 事 並 まえつつ、 項 び Ê の に 生産 予 加 えた。 算 体 た関す 時 制 代 の要請に的 管理 る要望」(平六・七・二一) システ 確に対応した新たな農業 ムの 確立 及び 流 通 \mathcal{O} 制 度 中 政 0 策 改 新 を た 確

策

確立を政

府

国会に強く要望した。 伴う緊急要望」

ンド農業合意

に

を決議

Ļ

①食料

0

安定供給対

策

0

明

確

化

2

玉

際

化に

対応

L

た農

業

の

育

米 0 早 の 管 政 期策定、 審 理 シ 議 ステ 会は、 農業基 A 平成六 \mathcal{O} 本法の 構 築 年 改 市 八 正 月、 場 の 原 要否も含めた見直 理 新たな国 \mathcal{O} 層 \mathcal{O} 際環境に対 活 用、 しの検討等に 構 造 政 応した農政 策 \mathcal{O} 推 うい 進 の に 展 て提言して よる生産 開 方 向 コ と題する報告を提 V ス る \vdash \mathcal{O} 縮 減 新 た な長 出 期 見 新 たな 通

七 とともに、 政 十二月に 府 は 総事 は平成 れ *業費六 6 \mathcal{O} + 動 七年 兆 きを踏まえ、 百 億 度を目 円 0 関 標年次とする新たな 連対策を決定し、 亚 成六年十月、 ーウ また、 「農産物の ノルグ アイ 平成六年十二月に 需要と生産 ラウンド農業合意関 の 長期 は 食糧 見通 法を 連 L 制 対 を作 定し、 策 大 成 綱 さら 公表するな を 制 定 平 す 成 Ź

どウルグァイ・ラウンド関連国内対策の充実に努めた。

新たな基本法の

検討

品目 本法」 るに至ったこと、 策を確立し、 までには至っていないことから、その抜本的な改善を求めたものである。 本会は、「平 において、需要、生産の両面で実態との乖離が見られるとともに、 その将来展望を切り開いていくため、 が、 昭和三十六年に制定されたものであり、 速やかに所要の 成七年度国 また、 同法に基づき政府が作成、 の施策並びに予算に関する要望」(平六・七・二一)の中で、 措置を講じるよう要望した。これは、 新たな農業・農村基本法を制定するなど中長期的観点に立っ その後の社会経済情勢の大きな変化により見直しを求められ 公表する 「農産物の わが わが国農業の進むべき枠組みを明示する 需要と生産 国の農業推進上の の長期見通し」 我が 根 拠法であ 玉 |農業の が る 相 た農業政 振 「農業基 一数の 介を図

年 年 たな基本法 九 九月の農林 月 府 には、 は これらの要望を踏まえるとともに、 農 の制定に向けた本格的な検討を開始した。 水産大臣主催 成林水産 省 內 .. の に検討体 「農業基本法に関する研究会」 制を整備するための 平成六年八月の農政審議会報告や平成六年十月の 「新基本法検討本部」(本部長 (座 長 荏開津千葉経済大学教授) 事 務次官)を設立 報告を受け、 大綱及び平成 同 八

Ļ 兀 月総理大臣 さらに、 年 -間を 政 カ 府 \mathcal{O} け、 諮 は 問 新 食料 機関として たな 農業、 基本法 「食料 農村に対する国民的な合意形成を図ることとなっ 0 制定が、 ・農業・農村基本問題 農政の根幹に か か 調査会」 わる極めて重要な問題であることか (会長 木村尚三郎東大名誉教授) た。 5 平 成 九 年

安全操業と領

海

問

題

兀 漁 業対

(昭 和 水 銀汚染等対策 四十二年度~五十 年

度

及ぼした。

、発表したことにより、 和四十八年六月、 水産 魚 庁 の汚染が社会問題となり、 がPCB許容基準を超える水域 魚介類の消 \mathcal{O} 実態を、 費が著しく減少し、 厚 生省が魚介類 漁業関係 Ô 水銀 暫 者に大きな影響を I定基 準 を 相 次

政 分府は 費 このため、 ŧ 伸び、 「水銀汚染等対策推進会議」 を決議し 比較的 本会は二度にわたり「水銀、 短期間 Ļ 関 に 係 解決が図られた。 方面に公害対策 を設置し、この PCB等による被害対策に関する緊急要望」 \mathcal{O} 強 化と関係業者に対する補償、 問題に対し積極的な対策を講じたため、その後漁価も安定し 融資等について強く訴えた結果 (昭 四六・六・二〇、

石油ショ ツ ク 訵 題

 (Ξ) び 創 本会は、 設 石 され 方、 油その 昭 和四十八年十月以降、 更に 昭 他 σ 和四十八年十二月に生活必需 物資不足対 昭 和 五. + 年 策に関する緊急要望」 には 石油ショックに起因する重油等の燃料の暴騰は中小漁業に大きな打撃を与えた。 「漁業再建整備特 物資 の生 を行 别 産 V, 一確保、 措 置 法 その結果、 石 が 油 制 製 定され 品 翌 四 \mathcal{O} 流 十九 通 及び 年に漁業経営安定特別資金 価 格 の安定を図るよう「 物価及

昭 漁 和三十 船等の操業により、 年 頃から我が国 漁具が破壊される等多大の損害を被ったため、 の太平洋沿岸で外国漁船 の操業が相次ぎ、 特に昭和四十三年頃からはソ 本会は昭和四十九年十二 月 連 の大型ト 「日本 近 ロ

に ける操業安定対策等に関する緊急要望」を決議し、 政 府等関係方面に 強く要望活動を行 こった。

日ソ間で紛争処理方法に関する委員会の設置等を内容とする「日ソ漁業協定」

が

締結され

た

が、 その後もソ 連漁船による被害は続き、 漁業関係者の不安は解消されなかった。

和

五十年六月、

要望」(昭五二・三・二三)を相次いで決議し、 漁業対策の強化に関する緊急要望」(昭五一・四・七)、「二百海里漁業専管水域対策に関する緊急要望」(昭五 厳 一・一二・二三)、「領海十二海里の設定に関する緊急要望」(昭五二・二・一八)、「日ソ漁業交渉に関する緊急 い環境 この頃から領海十二海里の設定と二百海里漁業専管水域設定が世界の大勢となり、 元に置 カ れることとなったため、 本会は昭和五十一年から五十二年にかけて「国際漁場 政府の積極的かつ強力な漁業外交の展開と我が 我が国漁業は 国漁業の \mathcal{O} 確 保 歴史的 極 び め t

玉 状況 国 「漁業保存管理法」 ソ 連 で漁業交渉を行わなけ の二百 海 里水域. 0 制 定、 内 \mathcal{O} また、 漁獲高 ħ ばならなか [は我が] 同年十二月ソ連 玉 漁 業 \mathcal{O} 将 が北方四島を含む二百海里宣言をするなど、 来を左 一右するもの であり、 ことに 昭 和 Ŧ. + 我 年 玉 兀 は 月 米 木

0

た

実績

の確保を強く要望した。

る安全操業の 結集すべ ソ漁業交渉が難航したため、 < 「北洋漁業 を決議し、 危機突破 政府及びソ連に対し強く訴えた。 本会は昭和五十二年三月、 国民総決起大会」 を開催して、 市長会、 北 洋漁業の歴史と実績 町村会及び大日本水産会とともに \mathcal{O} 尊 重 北洋 漁 玉 民 世

> お 論

け

確立」

難

0

中

交渉

を重ねた。

(昭和五十二年度~六十一年度

体 強 五. 十二年三月 制 知 化 米 昭 等 事 を 玉 和五十三年度国 に 会 図るため、 カナダ、 っいい 議 に お て総合的 「漁業· い て、 Е 林 水 С \mathcal{O} 域に 諸 省を農 に再検討 施 玉 百 策 関 ならび 海 林水産 す 里 ッる 暫 連 を 蒔 が 行 に予 代 定 省に改称し 相 V) 0 措 次 厳 |算に関する要望」 置 1 新 L 法 で二百 じい V 情勢に 水産庁 を制 視点に立った新 海 里漁業-定 直 組 Ļ 面 織を拡充した。 を決定、 Ļ 水域を設定 同 年七 水 産 水産 月一 Ļ 行 政 政策を確立すること」 政 日 Ļ 機 か 府や国会等 本会は、 構 ら施行 こうし 0) 強 化 た世 同 するととも 水産 年七月二十二日 提 界 出 Ó 一業をめ した。 大勢に、 等を内容とす に、 ぐる政 水 開 産 我 催 行 が 策 玉 政 る れ \mathcal{O} t 制 充 た 昭 度 望 全 実 和

関 努 す 立 題 た 海 Ø が 打 な Ź 連 を図るととも さらに、 たが 経 起こるなど、 漁 緊急要望」 ち 水域を設定しようとする動きがでてきたため、 出 業 営安定資 秩序 してきた。 そ 同 の 年十二月十五 構 を決 金 後、 築 に、 我 \mathcal{O} 0 ため、 充 が 各国 議 経営安定対策を総合的に拡充強化すること。」を内容とする 実等 玉 \mathcal{O} Ļ 漁 は た 一日には、 漁 業構 自 政 \otimes 米 業 府等に提出した。 玉 玉 漁業 造 経 我 営 \mathcal{O} が ソ 我が国 再 発 \mathcal{O} 玉 連 等 体 編 遠 展 整 洋 質 \mathcal{O} \mathcal{O} 備 関係 強 漁 た のかつお、 化 が 業 8 急務となり、 政 に努めるととも 水 \mathcal{O} 玉 ح 府 域 難 は、 百 \mathcal{O} 「適切な漁業外交を展開 交渉 まぐろの重要な漁場である南太平 漁 海 里 場 昭 制 和五十二 0 \mathcal{O} 度を最 政 漁 末、 に、 府 獲 漁業: は 量 が 大限活 年度以降各国 新 協 既 激 海 洋 定等を 定 減 秩 0 用 し、 漁業 序 Ļ 締 中 確 漁業実: 一 二 立 経 結 小 入 か 漁 営 漁 \mathcal{O} 維 百 業者 0 た \mathcal{O} 績 洋 持 海 お 8 制 我 安定資 \mathcal{O} 限 が 里. • \mathcal{O} 周 \mathcal{O} まぐろ 関係 水 確 倒 辺 域 保 水 産 漁 入 設 と安 金 業 域 玉 等 漁 及び 定に 料 漁 \mathcal{O} カュ \mathcal{O} 全 諸 \mathcal{O} 6 \mathcal{O} 実 業 厳 北 引 応 対 操 離 績 玉 業 洋 職 上 確 ľ 策 が 漁 げ 保 7 に 者 \mathcal{O} V 新 関 漁 業 問 쑄 確 百

(昭和六十二年度~平成八年度)

(四)

国連海洋法条約

、海に二百海里線が引かれておらず、このため、これら海域における漁船の操業に当たっては、これまで、 が国の二百海里体制 は、 領土問題が未解決なことなどから、東経一三五度以西の日本海、 東海 (東シナ海)、

第三次国連海洋法会議での条約の採択から十二年を経た平成六年十一月、ようやく条約が発効した。この条約

沿岸国に二百海里の排他的経済水域を設定する権利を与えるとともに、漁獲可能量の設定の義務付け

国と韓国 中 国との間でそれぞれ漁業協定を締結してきた。

では、

係の見直しを一年以内に行い、 洋生物資源の適正な管理を行うべきこととしている。 日韓・日中の漁業交渉については、平成八年三月、与党三党の合意が行われ、これにより、 一年以内に見直しができなかった場合には、関係法の規定を全面適用することと 日韓、 日中漁業関

さらに、 政府は、 平成八年七月、 国連海洋法条約を批准し、 これに伴う漁獲可 能量制 度を平 成 九年 月 か 5 施

された。

を背景としつつ、 えた新たな漁業協定の早期締結によるわが国漁業の的確な維持 本会は、「平成 条約の批准を契機として抜本的な水産業の振興を図る必要があることから、 九年度国の 施策並びに予算に関する要望」(平八・七・一八) ・発展対策の推進を要望した。 の中で、このような 条約の 趣旨 機 [を踏ま 0 醸 成

を要望

L

た

第二節 中 小 ・資源エネル ギ 消費者 対

一 中小企業対策

)(昭和四十二年度~五十一年度)

茁

関

連

中

小

企

業

対

策

新 昭 おい 経 和 済政 四十六. ても一 策」 年 を決定 ドル三六〇円 八月米国 した はド が、 \mathcal{O} ル これ 固 防衛策として金、 定相 れは、 場 制 玉 から 際通貨基 変動 ド 相 金 ル 場 の交換 Î 制に移行せざるを得なくなった。 Μ F 時 停止、 体 制 \mathcal{O} + % 下 の 各 輸 玉 入課徴金 0 為替制 度に影響 \mathcal{O} 暫定実施等 を与 八項 我 目 0

度の 会は 実施 れに 同 年 およ 九 より、 月 び 課 米国 円 . の 徴 変動 金 向 . け 輸 \mathcal{O} 早 相 場 期 出 制 撤 \mathcal{O} 廃 比 \sim 重 \mathcal{O} 移 金融措 が 行 高 に V 伴う 置 我 が \mathcal{O} 中 強 玉 化、 小企業対 輸出 信用 関連 策 補 中 に関 完制 小企業は、 する要望」を決議し、 度の拡充等」を柱とする「米国 大きな損害を被ることとなったた 政府、 国会等にそ 一の輸 入 課 ため、 \mathcal{O} 徴 実 金 現 制 本

が 昭 対 \mathcal{O} 再 和 た K び 四十六年十二月主 8 ル F, 政 V ル 1 不 府 安が は 1 が 円切 高 昭 和 ま ŋ, 葽 匹 上 + げ 国 [は新基 八 以 同 前 年二月 年 に比 八 月 準 金 ベ三五%以 に レ 融 K 1 機 ル トを決定し、 関 が + % に 上もア 対して金融 切 ŋ ップしたため、 卞 円 ゖ゙ は 面で 6 れ K た結果、 \mathcal{O} ル三〇八円となり、 協 力を要請するとともに、 中 小 我 企 が 業は 玉 は 大きな被害を受け 再 その後、 び 変 動 相 昭 同 場 年 制 和 九 四 月 لح + 移 凣 中 年 行 小 に 企 た 至

業対策 推進 本 部」を設置し、 金融上 \mathcal{O} 特別措 置 税 制 措 置等七 項目につい て閣議決定をし、 同年十二月 には 国

際 経 済 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 調 整 措置 の実施に伴う中小企業に対する臨時 措 置に関する法 律」 が 施行され、 そ \mathcal{O} 対策に 万全が 期

関 連中 本会は昭 小 企業に 和 四十八年二月 対し、 体質 0 「円の変動 改 善 金 相場制移行に伴う中 融 措 置 0 強 化 税 制 小企業緊急対策に関する要望」 上 の 特 例 措置等 抜本的 な対策を確立するよう強 を決議 特 輸 出

(昭 和 五十二年度~六十一年

L

た

れ

た。

中 小企業円高 不 況 地域

円 高 対

激な円高

は

我が

玉 \mathcal{O}

急 要望」を決議 件の緩 に引き続き、 和、 「中小企業円高対策に関する臨時措置法」 同 政府、 年 十二 月十 国会等関係 中小企業に深刻な打撃を与えたため、 五.日 の 全国 方面 E 知事会議に 提 出 し た おい 0 早 て、 期制定等を柱とする「中 政 (府関係 本会は、 中 小 昭和五十二年七月 企 業 金 融 小企業不況対策に関する緊 機 関 \mathcal{O} 融資 枠 \mathcal{O} 拡 大、

の全国

知

事会議

る中 各般にわたる対策を盛 策を講じてい 方、 小企業者を都道 政府は、 たが 昭 昭 府県知事又は 和五十二年九月三日公共事業の追加を柱とする「総合経済対策」 った 和五 十三年一月十 「中小企業円高緊急対策」 市 町村長が認定し、 七 日 金融、 信 また、 を閣議決定するとともに、 用 補完、 認定を受けた中小企業者に対しては、 税制 下請企業対策、 円 相 産 を決定するなど逐 場の高騰により 地 振 興 쥦 策 中 影響を受け 雇 小企業金融 次 用 特 対 策等 別対

時 機 措 置 関 法 カ 案 6 \mathcal{O} を 低 第八 利貸 付 + 힜 け、 設 玉 会に 備 近 . 提 代 .化資 出 同 金 年 \mathcal{O} 返 月三十 済を猶 予 するなどを内容とし 日 1成立し た。 た 円 相 場 高 騰 関 連 中 小 企

対

臨

イ 不況地域対策

策 施 4 E 行 Ć 活 関 等 動 \mathcal{O} する緊急 広 昭 が ょ うな 範 急 和 な 五. 激 + 円 圳 に 要望」 高等 域 縮 年 小 振 興 九 を 関 対 月 決 策 + 経 す 営 Ź 議 を 悪化 各 Ļ 講 月 ず 種 政 Ź \mathcal{O} 政 府、 雇 特 必 府 要が 用 别 は 玉 対 不 不 一会に 安等 策 あ 況地: に り、 提 が ŧ 域 出 生 か 総 \mathcal{O} U L 合的 か 企業経営安定対策、 た 深 わ 刻 5 な ず、 計 事 画 態とな 構 的 造 な 示 振 況 0 興 たため、 業種 対 離 策 職 に \mathcal{O} 者 大きく依 確 本会は、 対策等 立を図 \dot{O} 存 』る。 」 推 進、 \mathcal{O} 7 ょ j う 公 う る 共 な 地 示 事 事 域 況 態 地 \mathcal{O} を 域 重 重 対 点

等 6 れ 特 昭 特 定 和 例 不 Ŧī. 況 を 講ず 地 =年 域 離 ることを内 職 月 者 0 第八 臨 時 措 容 + とし 置 五. 法 口 た 玉 会に が 特 成 定不 立 お Ļ V 況 7 特定 特 地 域 定 中 不 不 況 小 況 地 企 地 業 域 域 離 対 12 策 職 お け 者 臨 等 る 時 措 \mathcal{O} 工 職 置 場 法 業 新 及 増 が び 設 生 成 促 活 立, 進 \mathcal{O} \mathcal{O} 安定に さら た 8 に \mathcal{O} . 資 財 す 同 政 る措 年 + 金 置 月 融 が 税 日 制

0 置 影 響 0 を 昭 4 十二 を与 内容とす 和 では不 六 新 月二 +たに 年 Ź 事 $\dot{+}$ 日 倒 秋 業転 分で 中 か 産 以 小 6 降 \mathcal{O} 換対策 あ 企 政 危 の ると 業 府 急 機 系 特 に 速 /を含め 中 别 瀕 な \mathcal{O} 調 小 す 円 認 整 企 る 高 識 業 た総合的 中 対 は \mathcal{O} 下 策 金 小 を 融 企 新 に 実 業 機 規 関等 な 施 が 輸 昭 金 多 出 L 和 たが 融 に 数 契 六 並 ょ に 約 + び る \mathcal{O} \mathcal{O} 年十二月 に 本 特 ぼ 停 税 会 剜 0 止 財 は 融 た ため 受注 政 円 資 五. 制 措 高 日 置 残 \mathcal{O} 度 「今後」 定 \mathcal{O} 政 を実施するよう」 \mathcal{O} 着が 創 減 府 設 少、 は 円 懸 高 念さ 中 当 資 傾 金 小 面 向 れ 企 繰 \mathcal{O} が る 業 年 ŋ 定 中 求 信 \mathcal{O} 末 着す 緊 で、 8 用 悪 た 補 急 化 るも 等 対 政 完 中 中 府 制 策 の 小 度 小 \mathcal{O} 企業 と予 当 \mathcal{O} 企 業 弾 て 面 対 想 力 \mathcal{O} 緊 さ 昭 深 策 的 れ 刻 渾 和 関 る 措 用 な

する緊急要望」を決議 Ļ 政府等関係方面に提出した。

点に立って抜本的な対策を早期に確立するよう」求めた \mathcal{O} また昭和六十 元対策等の施策を一層充実強化するとともに、 年七月開 催 0 全国知事会議におい 適切な為替相場の て、 「政府においては、 「円高対策の推進に関する緊急要望」を決議 実現とその安定に努めつつ、 内需拡大対策、 金融対策、 中 -長期 円高 的 政 差益 府

|会に提出

措置 また同年十二月の第百七回国会において総合経済対策の最重要項目の一つである「特定地域中 法 特定地域中小企業信用 が 成立 政府は輸 補 完制 出型産地 度の 創設等の 企業城下町等 構造転換等支援策を講ずることとした。 \mathcal{O} 特定地域に集中 している中小企業に対 ľ 小企 て超低 業対策臨 利

昭 和 六十二年 度~平 成

円高不況

場

二月には が 湯は、 進 昭 んだ。 和六十 ードル百三十円に突入し、 こ の K 乍 ルー 九 月の 年 八〇円、 五カ月 プラザ \mathcal{O} 合意以後、 昭和六十二年二月のパリ・ 間に円は、 翌昭和六十三年一月四日には一ドル一二一円六五銭まで上昇した。 直前まで一ド K ・ルに対 i て、 ル二四二円であった円相場 ル 1 五. 五%と大幅に上昇した。 ブル合意当時には一ドル一五五円となり、 がは、 さらに、 急激に上昇し、 同年十二月に 昭 円 和 高 + は K 円 ル 相 安

及び の推進に関する緊急要望」を行うとともに、 本会は、このような状況の下で、 関 係府県 の主管部長十名で構成する「円高不況対策研究会」を設置することを決めた。 昭和六十二年五月二十一日に開催した全国知事会議において、 円高不況に関する情報、 意見等の交換の場として、 新 潟県 内 需 \mathcal{O} 副 拡 大 知

平産

成

元年

以

降

日

銀

は、

1

・ンフレ

 \mathcal{O}

発生を未然に防ぐため、

予防的

引

締

め

を実施

平

成

元年

五.

月

カ

ら平

資

価格が

急

騰

た。

事 会議に 研 究 は、 円 昭和 高不況対策研 六十二年七月二十 究会報告 日に設置され、 地域経済の安定化と活性化をめざして」と題する報告書を提 以来七 口 \mathcal{O} 検討を経て、 同 年十二月十八 目 ï 開 出 催 L た全 玉 知

(5) \mathcal{O} 施 雇 告 用 策等について提言し、 調 書では、 整 対 円高 6 下に 工業及び おける地域 円高対策として①為替の安定 新 じい 産業 経 済の実情 0 地 域 的 及び各県 展 開 \mathcal{O} の 推 進 対応を明らかにするとともに、 ②内需拡大 7 地域経済活 ③中小企業対策 性 化 刘 策 8 その 円 ④特定不況 高 活 メリ 性 化を ツ 地 \mathbb{F} 活 域 义 るた 対 用 策 方 8 策

大と内外不均 \mathcal{O} 間 政 衡 府 \mathcal{O} は、 是正を図るため、 昭 和 六 十二年五 六兆円を上回る財政 月二十 九日 に 経 済 対 措置を含む緊急経済対策を決定した 策 閣 僚会議 を開 き、 内 需を中心とした景気 \mathcal{O} 積 極 的 な 拡

 \mathcal{O}

進

 \mathcal{O}

八

項目を中心に取

り上げ、

関連

施

策

 \mathcal{O}

積

極

的推

進を要望し

てい

. る。

年二月まで五 方、 日 銀 回に は わたり、 円 高 が国 公定歩合を引き下げた。 内経済に及ぼすデフレインパ (四·五%→二·五%) クトを緩和するため、 昭 和六十一年一 月 か 6 昭

和

六十二

により、 また、 円 日 資 銀 金が は、 国内 為替市場においても、 市 場に大量に流入することとなった。このような調整過程の中で、 急激な円高を抑えるため、 たびたび、 円売りド ル 株 買い介 価 P 入を行 地 価 が 上 これ

八月まで五回 にわたり公定歩合を引き上げた。(二・五%→六%)

エ 更なる円高と不況への対策

平成三年二月をピークとして、景気は下降期を迎えることとなった。

気の下降に先立ち、 平 -成二年 初め から 株価が下落、 平成 三年 か らは 都 市 部 で地 価 0 下 落 が 始 まった。

て下降局面を迎えた日本経済は、バブル崩壊の影響から長期にわたり低迷した。

平成五年十月、景気は、二年半に及んだ調整局面を脱したが、すう勢的に進んできた円高が 加速し、 平成.

四月には一 時一ドル七九円まで円相場が高騰し、景気の回 復は足踏み状態となった。

本会は、平成五年十二月二十一日の全国知事会議において、「景気浮揚対策並びに平成六年度の地方財

長引く景気の低迷が地域経済に大きな影響を及ぼしていることから、

これ

に 政

対

行に

より

を決

議

するため、 明年度の予算を早期に編成するとともに地方税財源を確保するよう要望した。

に関する緊急要望」

を決議し、

また、 地方六団体共同で「円高対策の推進に関する緊急要望」(平六・七・五)を行い、 円 高 の 進

出関連中小企業が多大の影響を受けているので、これらに積極的に対応するよう要望した。

Ļ さらに、本会は、平成七年七月二十日の全国知事会議において、「景気対策の推進に関する緊急要望」 政府に対し、公共事業の前倒し等による早期の景気回復を要望した。

この間、 政府は、 円高・不況から早期に経済を回復させるため、 平成四年三月から平成七年九月まで六回にわ

たり、 総額六十 和の実施により、 兆円を上回る緊急総合経済対策を実施した。 平成二年八月から三年七月まで六%だった公定歩合は、 数次の引下げにより、

成七年九 月以 降 は \bigcirc 五%という歴史的 な低水準となった。

 (Ξ) 産業空洞 化 対 策

金融緩

産業構 造政

に

強 増加した。一方、 .高を契機として急増した我が国中小企業の 国内においては、 アジア 地 海外進出は、 域等 カュ の製品輸入とりわけ 昭和六十三年において円高 单 小企業製 前 0 \mathcal{O} 昭 品 和 五十 入が 九 大幅 年 0 五. 倍 増

5

製

輸

七

年

積 業

活

性

化

を

义

るも

 \mathcal{O}

であ

つ

た

が

は

加し、国内市場での競争の激化をもたらした。

新 進 分 に 政 関 野 府 進 す は 出 る 臨 に 積 時 0 よう 極 措 的 置 な状 に 法 取 ŋ 融合化法)」 況 組 の んでいけるように 中 で、 昭和六十三年四 を制定 Ļ した。 中 小 月、 企 業 異 が 分 玉 内 野 中 市 場 小 企 に お 業 け \mathcal{O} る 知 需 識 要 \mathcal{O} 融 \mathcal{O} 多 合に 様 化 ょ る 新 細 分 分 化 野 に \mathcal{O} 開 夶 応 拓 0 l 7 促

 \mathcal{O} 見 ま られ た、 る 政 産 府 地 は 企 平 業城 成 匹 デ 年 町 五. ·等 の 月、 地 特 域 定中 に お 小 け 企 る特色あ 業 集 積 る中 \mathcal{O} 活 性 小 化 企 業 に 集 関 積 す る に ·う 臨 V 時 て 措 置 集 法 積 عَ を 制 7 定 \mathcal{O} し X IJ 活 ツ 力 \vdash \mathcal{O} を 低 活 下 用 傾 向

た

事

業

活

動

に対す

る支援を

行

った。

う 6 É Ō さら した。 創 造的 に 政 事 府 \mathcal{O} 業 は 臨 活 時 動 平 措 \mathcal{O} 成 置 促 七 法 進 年 を \mathcal{O} 四月、「中 制 通じて、 定に ょ 小 り、 新たな事 企 業 先 \mathcal{O} \mathcal{O} 業分 創 融 造 的 合 野 活 化 \mathcal{O} 法 開 動 \mathcal{O} 拓 促 は を 図 進 発 E 展 ることに 関 的 する に 解 より、 臨 消 時 さ 措 れ た。 置 産 法 業 構 を制 造 \mathcal{O} 定 転 換 Ļ が 円 中 滑 小 に 企 進 業 が む ょ 自

イ 約二 ンフ \mathcal{O} ような $\overline{+}$ れ ラ は % 下 Ó 平 整 成 諸 落 備 兀 施 L 年 策 た。 Ė. 研 \mathcal{O} 究開 月に そこで 実 施 制 に 発 及び 定され £ 政 府 カ 人 は、 カ 材 た わらず、 育 平 特 成 成 定中 \mathcal{O} 九 平 施 年三 ·成三年 策 小 企業 強 月 化 集 か 特 投 積 6 定 資 平 \mathcal{O} 活 産 促 成 進 業 性 七 集 \mathcal{O} 化 年 た に 積 ま で \mathcal{O} \otimes 関 する 活 に \mathcal{O} 性 我 新 化 制 臨 が に 時 玉 度 措 関 \mathcal{O} \mathcal{O} 創 置 す 地 設等 法 る 域 臨 \mathcal{O} \mathcal{O} を 時 産 措 発 措 業 集 置 展 置 な 的 法 積 講 に \mathcal{O} 解 ľ を 工 消 制 業 産 定 出 業 L 荷 た 集 産 額

ま た 平 成 九 年 度 は ベ ンチ t 1 企 業 \mathcal{O} 個 人投資家 <u>-</u> ンジ エ ル \mathcal{O} 投資 を促 進 す んため \mathcal{O} エ ン ジ エ ル 税

イ 高コスト構造の是正

制

が

導

入され

という二重の打撃を与えることとなり、 我 が国経済 の 高コスト構造は、 下請け企業をはじめとする中小企業に、 地域経済の活性化にとって大きな問題となり、 海外移転と、 これ 国内での輸入品 の 対応は との 極 8 競合 É 重

要な課題となってきた。

三分言集・カー・デー

整備などを中心に、 本会は、このような中小企業を巡る高コスト構造の是正を図るため、 積極的な対策を政府に要望してきた。 物流の共同化・効率化のための

政府は、このような状況を踏まえ、 平成七年十二月、「構造改革のための経済社会計画」 を新たに決定し、

分野に及ぶ 高 コスト構造是正 ・活性化 心のため の行動計 画 をまとめ、 これを計 画的に実施することにより、

· 済構造改革に取り組むこととした。

四 信用協同組合問題

とり 年十月には 平 わけ、 成三年以降、資産価格が大幅に下落する中で、多額の不良債権を抱えて経営破綻に陥る金融機関が 預金金利 平成五年四月から金融制度改革が実施され、 自由化が完了するなど、 金融自由化が一 協同組織金融機関の業務範囲が拡大し、 層進展する中で、 監査制度など組織 さらに、 的 な整備 相 次いだ。 平成六 の不十

月の木津信用 に、 平 成六 組合業務停止など、 年十二月の 東京協和信用組合 大型信用 協 同 組合 安全信用組合破綻や平成七年七 0 経営破綻は、 地域経済 月 の影響のみならず、 の コ スモ信 用 組 合業務 金融不安につ 址 八

合の取 間 ŋ 扱 い 各都道府県知事 に 0 V て厳 しい は 対応を迫られることとなった。 機関委任事務として信用協同 組合を指導監督する立場から、 これらの 信 用協 同

組

なが

りかね

ない

大きな問題となった。

分な信用協

同

組

合の経営破綻が多く発生した。

96

に 維 成 持 で する信 年 きるよ は 玉 用 亚 0 秩序 Ď, 施 成 t 策 維 現 並 年 持 行 び 兀 に に 制 月、 . 責 度 7 任 \mathcal{O} 算 各 を 抜 に 都 持 関 本 道 的 0 す 府 国 な る要望」 県 見 に 直 日 . 対 本 しを行うとともに、 L 銀行 信 平 用 Ł が 協 中心となって行うよう要望 同 七·二〇) 組 合 の 改 経 善 0) 営 策等につい 中 が に 破 綻 お した信 1 て、 7 調 信 用 査 用 協 を行 協 同 同 組 合 組 合 0 これ が 処 理 に基づ 健 は 全 金 営 行 亚 政

井 外 さらに、 で Ė あ ることを 林 本 商 工 は 再 調 查委員 確 信 認 用 L 協 た 会 同 を 組 開 合 催 \mathcal{O} 破 綻 対 処 応 理 を協議 方 策等 L に) た 結 0 11 果、 て各県 破 綻 に 対 L た信 L 再 用協 度 調 同 査 を 組 行 合 0 うとと 処 理 もに、 は 機 関 委 亚 任 成 事 + 務 年 \mathcal{O} 範 月

受 預 デ け が 金 政 府 導 保 イ 小は、 入 険 ス 平 z 制 ク 成 れ 度 口 八 れら る 1 年 ŧ -六月、 など、 ジ に対 部 ヤ 改 1 信 正さ や外 Ļ 預 用 金保 平成七 ħ 部 協 監 同 険 組 経 査 法 営が 制 年 合 0) 度の 十二 \mathcal{O} 破 破 月、 部 綻 導 綻 を 入等が 加 L 改正 た信 金 理 融 \mathcal{O} す 仕 用 行 制 る法 協 度 組 わ 4 同 れ 調 1律」 査 が 組 会の 整 信 合 等 備さ \mathcal{O} 用 協 金 処 融 理 金 同 れ 関 融 ることとな \mathcal{O} 組 連 た 合 シ ステ め \mathcal{O} 兀 法 自 を A 特 己 安定 制 責 别 保 任 定 化の 険 \mathcal{O} L た 料 確 た 77. \mathcal{O} 納 が 8 付 义 n \mathcal{O} 5 iz 諸 Þ 玉 れ ょ 方 るととも り 策 ょ る 業 \mathcal{O} 財 答 務 申 な 容

(五) 利 益 を勘 大 規 ・うソ 規 模 案 模 小 J 売 亦 L \vdash 売 な 店 店舗 が な 舗 5 規 法 調 制 に は 整す 手 お 法 従 け る小 ることを目 に 来 ょ \mathcal{O} り、 売 百 業 貨 店 大 \mathcal{O} 的 規 法 事 業活 とし 模 が 小 小 7 売 売 動 昭 店 調 \mathcal{O} 舗 整 和 調 整 兀 に に 関 に + お け 関 八 L る事 す 年 7 許 る法 に 業 制 口 (律) 活 制 定 さ 動 を 採 を (大規模小売店 n た 周 0 てい 辺 ·翌 \mathcal{O} 中 兀 た 小 0 九 小 に 舗 年三 売 対 法 光業に 月 及ぼ 事 施 改 行 前 す 届 影 出 消

追 \mathcal{O} 加 後 昭 和 都 道 五. 府 県 兀 知 年 iz 事 は 0) 委 任 第二種 事 務とするととも 大規模· 小売店 舗 に 昭 五. 和 百 平 五. + 方 Ė メ 年 1 \vdash は ル 事 千 五 前 説 百 明 平 指 方 導 メ B 1 届 1 出 ル 自 未 粛 満 指 な な 調 整 対

象

に そ

運 闸 Ë の手続きとして導入し、 大規模小売店舗に おける事業活動に対する規制を強化した。

のような大規模小売店舗法の 運用実態は、 日本市場 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 閉鎖性を象徴するものとして海外か ら批判を浴び、

0 改正 問 題が 日米構 造 協議 の主要な協議対象となった。 大規模小 ,売店

法 の改正に当たっては の 間 本会は、 消費者利益の保護を図るとともに中小小売業の振興にも十分配慮した上で、 慎重な対応を行うよう要望してきた。

模 出 \mathcal{O} 店 店 整 舗 府 調整処理 備を官民が 面積 は の引上げ 平 期間 成三年、「特定商業集積の整備 一体的に行うことにより中小店と大型店の共存を図る仕組みを整備するとともに、 の 短縮 (千五百平方メートル→三千平方メー (一年以内) ④出店表明・ の促進に関する特別措置法」 事 前 説明等 トル) Ò ②商業活動 廃止を主な内容とする大規模小売店 を制定し、 (調整協議会 商業集積の整備と公共施 (商 三調協) 1 第二 の 舗 廃 種 法 止 0 大規 (3) 設

売業に対する影響を最 本会は、 このような動きを背景に、 小 限にくい 止 め、 改正大規模小売店舗法の施行により経営環境が変化することによる中小小 更にその 振興発展が十分に図られ るよう要望

部

改正を行った。

とすること、流通部 さらにこれを受け、平成六年一月、産業構造審議会流通部会 平成五年十二月、 菛 細川 に 首 0 いては、 相 D 私的 「流通等の非効率 諮問機関である「経済改革研究会」は、「経済規制は、 分野 0 規制 • 中小企業政策審議会流通小委員会合同会議は による内外 価 格差を縮 小 することを提言 原則自 由 例 外 廃 した。 止

届 田 府 不要基準を午後七時 は これを受け、 平 から 成六年五月以降、 八 時 \sim 延長 ③休業日数 ① 売 場 面積千平方メー 0 届 出不要基準を年 1 ル 未 間 満 四 \mathcal{O} $\overline{+}$ 出 兀 店 日 \mathcal{O} 原 カ **が則自由** ら二十 化 应 日 ② 閉 短 縮 店 等を内 時 刻 \mathcal{O}

済改革研究会」の答申とほ

ぼ

同

|様の内容の中間答申を行っ

た

そ

ħ

に

. 対

L

政

府

は、

昭

和

五

十四四

年二月、

同年十一月、

昭

和

五十五年三月と三次にわたる総合物価

対策

を

講じ

機

容とする大規模小売店舗法の運用規制の緩和を実施した。

一 資源エネルギー対策

· 第二次石油危機 (昭和五十二年度~六十一年度)

ラ 油 需 昭 戦 要 和 争 の 五. 硬 十三 \mathcal{O} 本格 直 化を招 年 化 秋 iz \mathcal{O} 伴 き、 1 ラン V 世界経済は 石 油 政 一変は、 危機 E V 層拍 れまで わゆる第二次 車をかけることとなっ の 状況 を一 石油危機に遭 変させ、 た 遇 О した。 Ρ E C さらに、 諸 玉 \mathcal{O} 相 昭 次ぐ石 和 五. 十五年来の 油 価 路引. イラン・イ げによる石

よう 給 の 本会は、 / 「石油 確保に 昭 の安定供給の 努めるとともに、 和 五. 7 -四年七 確 月 保等に関する緊急要望」 石油製品等の \mathcal{O} 全 玉 知事会議において、 適 正価 格 を決議 \mathcal{O} 保持、 当面 l, 生活 玉 民生活 政 府 関 等関係方面に適切な対策を求 連 物資 の安定に支障を生じ 0 便 乗値 上げ、 売惜、 な いよう石 L めた。 み等を防 油 !の安定 止 す 供 Ź

0 影 方、 は 日 < 銀 V ŧ 止 昭 \Diamond 和 6 五. れ、 + 炖 昭 年 和 应 五. 月 + カコ 五 6 金 年 -秋には物価 融 引 締 8 政 は安定化に向 策 に 転 換 するなどの対 かった。 応がなされ、 その 治結果、 第二次 石 油 危

二 エネルギー対策特別委員会

本 会は原 子 力発電その 他 <u>の</u> エ ネ ル ギ 1 問 題 に っいい · て 協 議 適 切 な施策を推進するため、 昭 和 五 十六年七月二

域 そ + \mathcal{O} 推 の 日 振 应 他 進 \mathcal{O} 興策 全 日 エ ネ 国 エ 石 等 ネ 油 ル 知 事会議 ル 代 ギ \mathcal{O} ギ に 当 替 Ì 面 エ にお 問 ネ 0 関する諸 題 協 ル に ギ いて、 議 事 1 係る情報の交換等の協議 項を決定するとともに、 \mathcal{O} 問題について積極的な活動を行うこととし、 「エネルギー 開発導1 入に係る事項に . 対 策特別委員会」 事項及び 昭 ついて適切 和 五. 原子 十七 (委員長中 年 力発電の安全対策、 な施策の 八 (月二十 加 具体 同特 福 应 井県知事) 化 別委員会は、 日 に を図ること、 通 周辺環境 商 を設置 産業大臣 昭和 į 省エネ 対 との 策 $\overline{\pm}$ 十六 原子 懇 電 ル 年 力 談 源 ギ 立 1 十二月 発 地 対 策 地

三 原子力発電の安全確保問題

民

大きな不

安を与えてきた。

催

知

事

側

カコ

6

原子力発電等に係る安全対策

防災対

策

地

域

振

興

対策

広

報対策等に

つい

て具体

的

な要望

見

を

開

陳

そ

 \mathcal{O}

実

現方を

強

く要請

原子力発電 原子力発電 所 0 に 放 0 射 V ては、 能 漏 出 事 昭 故 和 五. + そして昭和六十一年四 四年三月 0 米国 「スリ<u>ー</u> 月 \hat{o} マイ ソ連チェ ル 島 原子 ル ノブ ·力発電所事 イル原子力発電 故 昭 和 五十 所事 故が -六年 · 発生 贞 月 0 敦 玉 賀

この 敦賀原 事 子 故を貴重な教訓として、 力発 電 所事 故 は、 我が 発電 玉 原子 所 力 の 安全性 発電 所 \mathcal{O} \mathcal{O} 確保に 安全性に . つ 対 つする て国民 地 0 域 関 住 心 民 が \mathcal{O} 高まっ 不安を増大させる結 た。

生 国 等に係 所等 子 \mathcal{O} 力行 施 (策ならびに予算に関する要望」) る防 安全を守る地方公共団体の立場から本会は、 の安全性 政 災対策 \mathcal{O} 権 0 限 確保に は に 0 す V ~ 万全を期するとともに、 て特別立法等法体 て国が 有 しており、 を内容とする要望を決議 系の その 整 情 備を図 昭和 責 報 任 \mathcal{O} 連 五. は り 絡体 十六年七月二十日の 国 必 制 要な財 を確立 事 業者 関 深措 係 に帰 L 方 面 「置を講ずること」 地 属 に提 全国知 すべ 域 住 出 きもの 民 した。 事会議に \mathcal{O} 不安解 であ (「昭 消 お るが 和 原 7 子 Ŧi. 地 原子 力 +域 Ė 発 住 年 力 民

度

所発の

1

す 防 住 V ては、 災 民 る要望」 たにも 対 0 策 不 安 に か 昭 を決議、 連に 感、 カコ 反映させるととも 和 わ 六 おける原子 不信 + 6 ず、 |感を再 年 詳 Ó 政府に提出した。 細 ソ 力 び な 連 発電 募ら に 原 チ エ 因 安全管 所 に せる結果とな ル 0 0 ノブ 事 V 故 てソ 1 理 原 体 ル 因等の 原子 制 連 政 り、 0 指 府 力 本会の 調 から 発 導 電 を 査結果に基づき、 発表され 所 層 エ 事 強化するよう ネ 故 は ル ギ そ な 1 か \mathcal{O} 影 0 対策特別 これを我が国原子 たため、 響 が ー ソ 近 隣 連 委員会は、 原子 に 諸 国に お 力発 け Ź ŧ |及ぶ| 力発 原 同 電 年七 に対 子 力 電 国 発電 する我 所 月 際 0 + 的 安全 白 所 な 事 規 が 対 玉 模 故 玉 策 に 地 で 関 あ お 域

(四) (昭 和 六十二年 度 5 平 成 八 年

総

合

エネル

ギ

1

対

策

 \mathcal{O} ような イ 停 我 消 滞 が 費は が見ら 中で、 彐 玉 [を 取 大きく伸びてきて れる一 我が ŋ 巻く を契機とし 国では 方、 玉 際 生活 工 工 ネ て、 ネ V ル \mathcal{O} ル 質的 た ギ L ギ ば 1 らくは 向 問 情 勢は 題に 上 を 目 関する危 指 昭 エ ネ したゆとりと豊さの 和 ル 六 ギ + 機 感が 価 年 格 薄 を境とし れ が 比 較 石 て原 油 追及により、 的低位で安定 代 替 油 工 価 ネ 格 が ル 民 ギ ī 大 生 幅 1 部 平 \mathcal{O} に 穏に 菛 導 下 及 入や が 推 び 0 運 省 移 た 輸 工 V 部 ネ 7 わ 菛 ル V ゆ ギ る 0 工 ネ 対 策

きて 給 ま た 逼 のような中で、 迫 が 玉 際的 予 想 され には、 我国 る一方、 アジアを中心とす 一で は 化 省資源 石 燃料 \mathcal{O} る発 燃 新 焼 エ 展途上 ネ に 伴 ル ギ Ü 発 玉 生 \mathcal{O} に す お 導 <u>á</u> け 入 る 酸 原 エ 子 化 ネ 力開 炭 ル 素 ギ 発 に の ょ 消 着実な推 る 費 地 \mathcal{O} 急 球 増 温 進 が 暖 見 など新たな総合 化 込 が 深刻 まれ な 問 工 題 ネ 的 ル ギ 資 源 0 1 需

1

ネルギー対策の重要性が高まっていた。

ギー ネルギー 本会は、 · の 開 · 使用 発・導入を促進するため、 このような情勢を踏まえて、 の合理化及び資源のリサ 地域に イクル促進を図るための これまでエネルギー おける新エネル ギ | の 需給構造の高度化を図る観点から、 省資源 総合: 的 な開 省エネル 発 利 ギー 用 対策を推進するととも -対策 の一 層 の推進を要望 石油代替エネル

てきた。

ともに、 推進してきた。また、 政府は、平成六年十二月、「新エネルギー導入大綱」を策定し、 新エネルギーへの取組みに新たな融資などを行う「新エネルギー 平成九年四月、 地方自治体による新エネル ギ 新エネルギーの導入を促進するため 導入事業に 利用等 の促進に関する 対 しての補 助 制 特別 度を創 措 設 の すると 施策を が

五 電源立地対策

府

は、

地

域住民

の理解と協力

の下に

電源立

立地を円に

滑に

進

しめるた

め、

発電

所の建設によってもたらされ

る利

制定された。

方公共団体は、 これまで国の電源立地政策に協力しながら、 地域振興に努めてきた。

地地域に還元するよう、 電源三法に基づき発電所立 地 \mathcal{O} 初期段階から運転終了に至るまで、 様々な地域支援

策を講じてきた。

るとともに、 本会は、この間、 電源三法交付 電源地 金 域 制度につ \mathcal{O} 長期的、 V て地. 広域的発展 方公共団体が のため、 自 特別立法を含む総合的な地 主 前 弾力的 に活用できるよう制度 域 振興策 の充実を要望す の 改善を要望

政府は、 これらを踏まえ、 平成五年三月、 電源 開 発調 整審 議会に 「電源 立地 部会」 を設置 電 源 地 域 0 振

大 規 対 模 つする 原 関 発立 係 地 省 地 庁 \mathcal{O} 域 協 0 広 力 域 を 的 層 地 域 実 質 振 興 的 なも 計 画 E のとするとともに、 つい ても関係省庁 平 が 助 成 言 八年 協力す 八月に る体 は、 その 制を整 審 備 議 対 次象を た 拡 充

設

地 \mathcal{O} 域 所 さら た 在 \mathcal{O} 産 市 業基 に、 町 平 村 成 施 盤 に 九 設整 \mathcal{O} 対 年 -度予 整 Ļ 備 備 をソ 当 算に 事 業 該 フ を 施 お 中 1 設 1 心 て 0 とす 運 「原子 転 開 F る 両 現 始 力 行 か 発 面 に b 電 \mathcal{O} 運 電 施 わ たり 心設等. 力 転 移 終了まで、 支援することとした。 出 立 I県等 地 地 交付 域 出 長 期 力に応じ、 金 \mathcal{O} 発展対策交付 使途 をソ 継続 フ 的 金 1 関 に交付金を交付することとし を 連 事 創 業にまで拡 設 Ļ 原 子 充 力 発 電 所

(六) 原 子 力 発電 所 等 \mathcal{O} 安 全 対 策

原子 公 開 亚. z 力政策全 成 ħ 七 なか 年 末、 0 般に対する国 たこと等の 高 速 増 殖原 民 型 不適切な対 \mathcal{O} 炉 信頼 ŧ, 感を んじ 応に 揺るがすこととな ゅ により、 _ に お V 玉 民 て発生した二 の原子力に 0 た 対する不安感を増 次系ナト IJ Ď À 漏 幅 え す V るも 事 故は、 \mathcal{O} とな ピ こデオ ŋ b が 適 が 切 玉 \mathcal{O} に

くよ 業 用 亚 Š 軽 成 玉 要 水 八 年一 の に 炉 具体的 対 で 月、 L \mathcal{O} 提言 利 な 用 福 見通 島県、 7 青 ル L が 森 サ 新 派県も、 必要であ 1 潟 県、 7 ル 福 同 県に 等今 井県 るとの立 の三 建設され 後 \mathcal{O} 場を 県 核 燃 知 表 . T 事 料 は、 明 V サ した。 る六ケ イ 使用済 ク ル 所 政 再 策 み 燃料 処理 を 進 施 8 \mathcal{O} 設 る 再 に 処 \mathcal{O} . 当 理で回 操 業開始に当たっては、 た 0 て 収 玉 ž 民 れ 的合 るプ 一意を ル \vdash 形 プ 成 ゥ ル L A サ 7 \mathcal{O} 商

策 事 0 故 本 基 を受け 会 は、 本 的 な方 て、 カコ ね 平 向につ てから政 成 九 V 年 7 府 度 国民的· に 玉 . 対 \mathcal{O} 合意の 施 策 原子力発電 並 形 び に子 成を図るとともに、 算 所等に関する安全の に関 する要望」 合意形成に当たっての十分な情報 伞 確 人 保 に 七 ついて要望してきたが、 八 におい て、 公開等 今 後 t \mathcal{O} を行うこ 原 W 子 力政 ゅ

を

新

たに

要望した。

103

な方策や進め 用 :済核燃料の保管のあり方や放射性廃棄物の処分について、発電所内での貯蔵・保管が長期化しないよう具体的 原子力発電所等の安全確保については、高経年化対策を含め、 方を早期に確立するよう要望し、 更に廃炉の処理基準の策定と処分について関係法令の整備を新た 施策の充実強化を要望するとともに、 使

制定等原子力防災対策等の充実についても新たに要望した。 さらに、原子力発電所等に係る許認可文書や事 · 故 故障等 0 情 芸報公開の充実や原子力防災に係 る特 剜 措 置 法

に要望した。

平成 八年八月には、 新潟県巻原子力発電所の建 設 の 是非を問う住民投票が行われ、 反対多数との投票結

果とな

った。 0) 形成を目指して」に基づき、原子力円卓会議の設置やシンポジウム等の開催を通して国民の意見を原子力政策 政府は、このような中で、平成八年三月に具体的な運営指針として決定した「原子力政策に関する国 民的合意

答申に に 反映させるという新しい取組みを開始した。 おいて、 原子力政策における情報公開 の充実とプルサーマルを含めた核燃料サイクル また、 総合エネルギー調査会原子力部会は、 政策 平成 九年 0 明 確 月 化 を提 \mathcal{O} 中 蕳

した。

地 完地. また、 ル計画 方公共団体と十分調整を取って進められることがますます重要な課題となってい 政府 σ 推 は、 進 を明確に打ち出しており、 平 成 九 年二月四 目 当 面 今後は、 0 核燃料サイクル 国の原子力政策が国民の合意の下に推進されるとともに \mathcal{O} 推 進 につい 7 を閣 議 . る そ \mathcal{O} 中 でプル

た

 $(\underline{})$

石

油

危機に伴う物価

対

策

一消費者対策

· 価格安定総合対策 (昭和三十二年度~四十一年

度

昭 のような状況から本会は「昭 和三十五年頃から上昇し始め た消費者物価は、政 和三十八・三十九・ 府 四十年 が 種 Þ 度地方行財政に関する要望」 0) 対策を講じたにもかかわらず上昇を続けてきた。 (昭三七・八・三一、

本的 三八 な改善措置の実現をはじめ、 三九・七・三一)にお 関係各省 1 7 間 「農産物 \mathcal{O} 事務 を調整し、 価格安定に関する総合対 早 急に消費者行政 策 \mathcal{O} の基本的 確 立 流 政 通 策目標を樹立するよ 機 構全般にわたる抜

(昭和四十二年度~五十一年度)

Ď

価格安定総

合対策

 \mathcal{O}

確

立を政

府

に強く求

Ø

た。

上 昇 活 昭 を続 に 和 極 四十八年 け、 めて 昭 重 和 大な影響を及 十月以降、 匹 一十八年 末 石 から四 ぼ 油 L 産 た。 油 十九 諸 消 玉 年始めに 費 0 者 石 物 油 供 価 カ は 給 けては、 削 1 イ 減 政 レ 策 ツ 戦 1 12 後 $\dot{\sim}$. 起 因] \mathcal{O} [するい 混 パ ļ 乱 期 を除 わ 洗 ゆ 剤 る石 け パ ば = 油 例 ツ を見 ク 等 危機 な が は、 V 発生するなど急 ほどの 我 が 玉 上昇であ 経 温済と国 激 民

のような事 非態に対 政 府 は 石 油緊急 対策要 綱 \mathcal{O} 閣 議 決定、 生活 関 連物資 等 Ď 買 占 8 売 ŋ 惜 4 に 対

する緊急措置 法 の 指定品目の追 加 指定、 玉 民生活安定対策本部の設置、 「石油需給適正化法」、 国民生活安定

対

策緊急措置法」

 \mathcal{O}

施

行、

緊急事態宣言」

等の措置を講じた。

とする 本会はこのような事態に対処するため、 「中小企業対策に関する緊急要望」 と総需要抑制等行政措置の強化、 昭和四十八年十二月中小企業に対する燃料 「国民生活安定緊急措置 \mathcal{O} 確 保、 緊急融資等 法 を内 \mathcal{O} 卓 期 容

成立、 石油 製 品 0 価 格安定等を内容とする 物価 及び石油その他の物資不足対 策 に関する緊急要望」 を 決

 (Ξ) 政 国会に早急に適切な措置を求めた。 なお 「国民生活安定緊急措置法」 は同年十二月成立した。

民生活安定緊急対策

本

成四十八年年十二月に「国民生活安定関係法の規定による権限委任に関する緊急要望」を決議

Ļ

同

時

に

本

会に 月 0) 同 本部は 給安定対 「国民生活安定緊急対策本部」 国民生活 策の 推 安定対策上の 進を政府に要請 問題点を指摘した Ļ (本部長 各都道府県の緊急対策本部との情 桑原会長) 「国民生活安定対策に関する要望」 を設置し、 石油の安定供給の確保 報交換、 連絡等を行 を取りまとめ、 対策 V 翌 四 生活 政 + 必 需物 府 九 等 年 関

事 会議を開 節 方、 約等について協力要請 政府 き、 は 田 連 中 の対 総 理 策 大 臣 の徹底と都 を行った。 をは め 道 府県 関 係 大臣 の 協力を得るため、 か 6 玉 民生活安定緊急措 急きよ昭 和四十九年 置 法 \mathcal{O} 運 月十 用 物 九 月 価 全国 対 策 都 道 工 ネ 府 ル 県 ギ 知 係

先

要請

L

韶 和 五十二年度~六十一年度)

(四)

貸金業の

規

う経

費

 \mathcal{O}

財

源

措

置に

っい

て申入れ」

を行った。

従 昭 来 和 は 五. + 貸 年 代に入りサラリ に関する法 ĺ 律 Ë 7 \mathcal{O} ン 金融業者の 規 「出資の受入、 高金利貸付、不当な取立て行為等が深刻な社会問題となった。 預り金及び金利等の取締りに関する法律」 (「出資法」)

に 基づく事 後 金 届 業 出 制 高金 利 処 罰 規 定があり 制 は るにすぎず、 このため、 サラリー マン金融業を含めた貸金業の 規 制 に

て の 立

法

化

が

強く要請されてい

た

除 会は を図るた 8 の 問 題 利 にい 用 者 5 保護に十分配慮し、 早く対応し、 昭 和 五. 法改正を含め現行制度の改善措置 十三年七月二十一 日 「貸金 業 0 適 を講ずること。」 正 一な業務 運 営 等 悪 を内 質 な 行 為 \mathcal{O} 排

見込まれること等 昭 本 会は、 和 五 + -四年 立入検査 度国 か 5 \mathcal{O} 報告 施 策 農 徴 ならびに予算に関する要望」を決議 林 商工 取等の事務を都道府県 調 査委員会が 昭 和 知事が行う場合、 五 十四年 十一月、 Ļ 政 当該事 府等関係 貸 金 業 務 奶処理に \mathcal{O} 方 規 面 に提出 制 等 要する経費が i 関 した。 す Ź 制 多 度 額 \mathcal{O} 実 に 施 上 ーると 伴

九 内 貸 一容とす (金業に 十八回 国会に提出され á 関する規 貸金 業 制 に の つ 規 V 制 ては、 昭 等 和 に 五. 関 十八 昭 す っる法 和五十七年に自民党、 年 应 律 |月成立 案」 (貸 Ļ 金 業 同 規 年 新自 制 +法 案 月 由 クラブ 及び 日に施行 共同 行され 出 提 資 案によ 法 \mathcal{O} 部 る貸金業 を 改 É す \mathcal{O} る法 登 緑 制 \mathcal{O} 導 が 入

(昭 和 六十二年 度 5 莝 成 八 年 度

(五) 造 物 責 任 制 度

0

製

造

物

責

任

制

度に

つ

V

7

<u>二</u>

年

ほ

تخ

前

カ

6

議

論

が

始

まっ

て

いたが、

これ

はまで立

法

化

0

ため

に

は、

欠陥

念

定 義 8 因 果 関 係 \mathcal{O} 立 証 負 担 は \mathcal{O} 配 分の 仕方等 検 討 を要す る問 題が ~多い として慎重な 取 組 みが なされてきた。

玉 物責任に関 責 任 平 民生活審議会、 茁 要件とするP カコ L ・七・二三) 本会は、 なが いする 制 このような状況の下、 度 Ĺ 昭 産業構造審議会、 和六十二 の中で、 法の 案を発表 導入が確実になったことを契機に、 年にEC理事会のP L, 「製造物責任制度については、社会経済の発展に即応した消費者 Ρ L法を制定しようとする気運が高まってきた。このため、 中央薬事審議会などに相次いでそれぞれ関連する諸事項についての 平成五年七月二十二日、「平成六年度国 L指令案がEC指令として成立し、 日本でも政党や学者・ \mathcal{O} 施策並び 弁護士グ \exists 1 口 に予算に ツ ル ゙゙゙゙゙゚゚ 政府は平成に この保護 に 1 お プが次々と製造 護に関する総 関 V ても す ん要望 検討を 欠陥 入り、 な

また、 な消費者被害防 れらを受け 府県が製造物責任法の早期成立に関する意見書を内閣総理大臣、 法制審 議会民法部会財産法小委員会においても、 止 Ź 救済の在り方について」と題する報告書を公表 平成五年十二月、 国民生活審議会消費者政策部会は、 製造物責任制度の Ļ 経済企画庁長官等に提出 製造物責任 あり 「製造物責任制度を中心とした総合的 方に つい 0 早急な法 て民法 ī 制化を提案した。 7 \mathcal{O} 関係など V

成七 府 国民生活センターや消費者セ は 年 Ė 平 月 成 六年 日 一四月、 \mathcal{O} Ρ Ĺ 法 第百二十九回国会に \mathcal{O} 施 ンター、 行 に より、 業界PLセンター 製 品 「製造物責任法案」 事 故 か 6 消費者を保護するため 等への欠陥製品に関する苦情相談が を提出 同年六月二十二日 0 様 Þ な改善 が 大幅 なされ 可 決成 E 増 た 立 した。 加 が する

面

5

検討

果を取

りまとめ、

骨格

部

分については国民生活審議会と同

様

の

方

向

を提案した。

な

方策を確立する視点に立って、

法制化を含め検討すること。」

を要望した。

また、

この

時

期

に

は

多くの

諸 対策やその実施に 本会は、 平 成 Ŧi. 车 際 の要望以降、 して所要の 助 Ρ 成措置を要望する等、 L 法を取り巻く動向を注視し 消 達費者 1保護対 ながら、 策 製造 の 充実強化 物 責 任 に 制 . つ 度 V \mathcal{O} て逐 法 制 化 次要望を行って 当 た 0 7 σ

新たな問

題も発生してきた。

る国

負担 開

合の特例に関する法律」として実現するに至

拠

点 \mathcal{O}

発

地 割

域

は

新産

都

市

を中心として工業整備特

别

地

収さら 一つた。

に低開

発

地 域

が含まれ

るが、

6 Ď

開

発

促

淮

四

一二·二八)

を行

1,

特例法制定を訴えた結果、

昭和三十六年に

「後進

地

域 \mathcal{O}

開発に関する公共事業に

V る。

国土 ・社会資本の整備

地 域 開 発 • 地 方振興 対

(昭 地 和三十二年度~四十一 域開 発 年 度

未開

発

地

域

•

拠

点開

発地

域

き地 公共 ができる。 を大別すると、 昭 事業の 教育振 和三十年代に入 興 国庫負担 未開 法」「低 未開 **||発地域** 'n 発地域な の増額が不可欠であることから、 開 我 発 0 が 地 開 玉 域工業開発促進法」などが制定されたが、 発促 [経済の いし後 進に 進 発 展に伴 っい 地 域 ては、 \mathcal{O} 開発促進に関するもの、 V 「離島振興法」をはじめとして「奄美群島復興特別措置法」「へ 政 府 本会としては、「未開発地域の開発促進に関する要望」 による地域開 発政策が大きな課題となった。 拠点開発に関するものの二つに分けること 特に、 未開発地域の 開 発促進のため 地 域 開 発 には 構 韶 想

これ 109

図るべきであ などにより関係各省の割拠主義の弊を指摘し「政府は大乗的見地に立って本問題を解決し、 工 配 置が進んでいた。 本会は る。」との要望をしてきた。しかしながら各地方団体は工場 「工業地帯整備事業の このため本会は、 飛躍的促進についての要望」(昭三三・一〇・二二、三四 政府に対して「新工場 の立 地に 誘 っい 致に激しい て法的規制 競争 を行 事業の を 展開 飛躍 · 八 玉 0 無 的 産 秩序 業 促 進を 配 な

イ 都市再開発と後進・過疎地域の振興

計

画

닏

地

方の

工場誘致方策との調整を行わ

れたい。」

として、

昭和三十四年八

月

新

工場

の

立

地

に

0

V

て法

的

制

関する要望」

を決議し、

実行運動を行った。

る再開発などの対策を打ち出すとともに、 済 が高度経済成長を続けていく中で、 一方にお いては、 いわゆる過密、 過疎問 一方積極 地域 開 題を招来することとなった。このため本会は、 発が重視され、 的な地方開発の促進を訴えてきた。 これに関する各種の立法と施策 過密地 が講じ 域 b れ おけ 7

な施策を講ずるよう」求め、 まるところを知らず、 市 再開発に当たって第一の (昭三九・一二・二三) これ が都市 更に土地収用 問題は土地 を決議し「国土の 再 開 発 の 最大の 法 問題と地価問題である。 の改正 障 効率的な利用、 害とな に つい てもその実現を訴 っているところ 産業、 財政資金の効率 人口 カュ えた。 6 の都市集中 「土地施 的 な使用 策 -に伴い \mathcal{O} の 抜 ため 苯 的 地 卓 価 な 高 確 立 騰 抜 は 的

の整備 建 設 事業に 後進、 に関する要望」 係る国 過疎 地域 庫 負 0 (昭三六・一一・一五)、「全国総合開発計画案に対する意見」(昭三七・七・一○) 担 振 \mathcal{O} 特例 興を図るため、 に関する決議」 地方開 (昭三六・二・二三) 発の 促 進、 地 域格差の是正につい をはじめとして ても「後進 ん地 に 地 お 域 け 開 る公共施 発 \mathcal{O} た め

設

0

機

会あるごとに要望を続けてきた。

110

問

エ

ネ

ギ

1

問

題等

新たな課題が発生したため、

巨大都·

市

蕳

題、

地

問

題

自

|然環境

保全等

八項

自

に

わ

る

総 題

点

検

作

業が ル

行

わ

れ、

その

結

果、

新たに

「第三次全国総合開

発

計

画 土

(以 下

「三全総」

とい \mathcal{O}

、 う。)

が

策定され

カコ このような努力にも カ か わ 6 ず、 過 疎 過 密問 題 は 向 に解決されず、 層深 刻 化する情 あった。

の昭 和 四 年 度 5 É. + 年 度

新

全

国総

合

開

発

問 題 和三 が生じたため Ł 年 $\dot{+}$ 亰 に策定され 画 目 標と現実 た全国 \mathcal{O} 間 総 合開 に大きな乖離 発計 画 は、 が そ 発生し、 \mathcal{O} 後 \mathcal{O} 経 済 \mathcal{O} ため、 社会 の 急激 政 府 な変 は 昭 化 和 四 iz より 十三年 新 たに 新 全 過 総 過

昭 和 本 会は、 四十三年七 新全国 月 総 合開 新 全国 発計 総 合開 画が今後 発計 画 に 策定 お ける地 に 0 V 域開発 . て 及 P び 地 方行 同 年 $\dot{+}$ 財 政に 月 .重大な影響をもたらすことを考 新 全 玉 総 合開 発 計 画 に 対する意見」 慮 L て

発

画

(新全総)

 \mathcal{O}

策定

を始

8

決 꽢 議 匹 + 本会の 兀 年 新 基本 計 画 .試 的 案が 立. 場 出され を 明ら たが、 か に 本会はこの た。 試 案 \mathcal{O} 内 容及び 玉 王 総 合開 発審 議会の 審 議 が 全 玉 的 見 地

L

6 備 \mathcal{O} 摘 全 面 開 \mathcal{O} た 的 発方式として、 劾 う三つの方式 率 ·性を追 賛意を表しがたい」として、 新 全国 求 [総合開発計 す 全国的 を提示 う る あ いまり、 Ĺ な交通通 画 た。 各地 は、 また、 信 域 昭 ネ 同 に 計 和 ツ 年二月再度 お 兀 ける住 \vdash 画 + 策定 ワ 匹] 年 後 ク 民 Ħ. 0 感 0 一月に策力 社会経 整 新 情に 全 備、 玉 . 対 大規 定 [総合開 済 するきめ され \mathcal{O} **模開発** 変 たが 化 発計 細 環 画 ブ か ح 境 口 に対する意見」 11 簡 ジ \mathcal{O} 配 計 慮に 題 エ ク 画 \mathcal{O} 欠け \vdash 深 \mathcal{O} 基 刻 の 本的 化 推 るうら を決議 進 目 都 芾 広 標 4 \mathcal{O} 域 を が 達 過 市 あ 密 町 成 問 1) 村 す 題 化 必 点を指 る ず 巻 た 土 0 整 地 カュ

111

ることとなった。 この三全総は昭和五十一年を始期とし向こう十カ年間を展望するものと予定されていたが、 そ

す \mathcal{O} 0 本会は 全 後我が国経 ることならびに各地域における交通 玉 \mathcal{O} 策 知事会議で決議 この 定に当っては、 計 済が不安定となり、 画 が 地方団体と密接な関係を持 した「昭和五十二年度国の施策ならびに予算に関する要望」 各分野にわたる地 また、 通 政局が流動したため策定が一年延期された。 信体系の整備等社会資本の充実に配慮すること」 域格差の是正及び地域 つ重要なものであるとの認識に立 の特性に応じた地 ち、 方振興 の中で「第三次全国 昭和 0 五十一 ため 等を内容とする要望 年七月二十三 \mathcal{O} 具 体 策 総合開 を

(三) 過 疎 対策

決議

した。

象が 月 昭 過 起こり、 和四十年)疎問 経済社会発展計画」 題 は次第に政 Ď 方、 国勢調査では、 農山漁村に 治、 及び同年 行政上の緊急課題となってい おお 我が į١ ては過 玉 十一月の \mathcal{O} 人口 疎現象が強まっていることが明らかになった。 0 流動 経済審議会地域部会報告」 化が顕著となり、 ・った。 大都市及びその周辺 は過疎現象に伴う諸 また、 地域に 問題を指摘 昭 お . 和 四 V ては過密現 十二年三 言するな

昭 「現行のへき地、 四十二年 のような情勢下、本会は過疎現象をそのまま放置することは地方自治を育成する上からも問題であるとして、 七月二十八日全国知事会議で決議した 山村等 の振興対策関連施策を推進するための制度化を行うこと」等を内容とする要望を行っ 昭和 四 十三年度国の施策ならびに予算に関する要望

 \mathcal{O} また、 調 査 研 本会は昭和 究を行うため 四十二年十月、 地 域 問 題研究会」 長期的展望に立った総合的 を設置し、 過 密 的な過密、 過 疎 Ö 実情 過 と弊害 疎対策と地方行 府県 0 対 財 策 政 0 の 現 あ 況 ŋ と問 方に 題点、 ついて

日

過 ま 密 昭 和 五 兀 8 過 十三 日 疎 対 政 過 年 府 策 疎 六 の 地 基 月 玉 |会をは 本方 域 過 対 疎 策 向 地 特 等に 域 ľ 別委員会」 を多く抱える二十 8 広く一 0 V て 般に 検 を設置、 詂 ŧ を行うとともに、 配布 県に Ĺ ょ た。 同 特 る 莂 委員会 渦 昭 疎 対 和 は 策 兀 過 + 促 疎 進 対 年 協 策 七 議 会 月 に 関 す が 過 る調 結 疎 成 地 査、 ž 域 れ 実 研 態 究 調 ま た 査 立 本 会 法 は \mathcal{O} 技 同 術 年 菆 的 七

に 関する意見」 に本会は を取 月二十 ŋ シまと 自 め 過 関 疎 係 に 関 方 面 する総合立 に 要望し した。 法 化 過 疎 地 域 関 連 各 種 制 度 \mathcal{O} 整 備 改 多善等 を 図 るよう 過 疎 地 域

制

定

を強

く要請

た

うとともに七

月二十

六

日

開

催

さ

れ

た政

府

主

催

全

都

道

府

県

知

事

슾

議

に

お

V

て、

過

疎

対

策

特

別

寸.

法

0

早

期

别 ₩. 方、 法 0 制定 自民 など効 党 は 同 果的 年 九 な 月 実現を 過 疎 図 地 ることを内容とする運 域 対 策自民党国会議員 連 動 方針 盟 案を決めた。 を発足させ、 過 疎 対 策 \mathcal{O} 具 体 的 施 策 \mathcal{O} 実 施

訴 え 協 政 昭 るととも 議 府 和 は 議 兀 十三 員 れ 連 ま た に、 盟 年 6 \mathcal{O} \mathcal{O} 十二月二十 関 動 そ 共 きに の活 係 催 省庁 で . 対 動 ŧ 応 \mathcal{O} 過 五. 昭 L 疎 て 和 元 地 本 兀 化 域 会 + 昭 を 振 \mathcal{O} 应 和 図るため、 興 過 年 兀 疎 法 -度予算 十三年 制 地域 定促 対 \mathcal{O} 七 都 進 策特 概算 道 総 月 決起 以 府県会館内 別委員会、 要 降 水事項 大会」 各省庁 عُ に を 政 過疎対策促進 務 開 7 過 催 次 過 官 疎 Ļ 疎 連 地 対 絡 域 過 策 会 振 疎 協 を 興 対 議 議会 対 取 策 \mathcal{O} 策 ŋ お \mathcal{O} 上げ (知* 推 11 徹 て 進 底 事、 た 本 لح 法 部 議 \mathcal{O} 制 長)、 を設 問 定 題 \mathcal{O} 緊 自 を 重 要 由 た 民 的

策 和 特 兀 年 別 +措 兀 年 置 月 法 自 案大 の第六十二 由 民 綱 主党 を作 は 口 国会に 過 成 疎 地 提出 党議 域 対 策 決定した上、「過 たが 特 别 委員会」 11 ず れ を設置 も審査 疎 地 未 域対策緊急措 寸 廃案となっ \mathcal{O} 問 題 置 に 法 取 な案」 たが ŋ 組 を み、 쬏 同 兀 年 同 年三 $\overline{+}$ 六 \pm 月 月 年 \mathcal{O} 힜 第 に 月 六 過 0) + 第 疎 口 圳

域

対

昭

会

十三回 同二十四日公布された。 国会において自民、 なお、 社会、 本法は昭和 公明、 民社 五十五年三月三十一日までの十年間 の 匹 |党共同 提案として提出され、 昭 \mathcal{O} 時 和 四十五年四月十 限法となった。 Ł 日 成立し、

(昭和五十二年度~六十一年度

(四)

次

・第

匹

次全国総

合開

発計

本の充実について特に配慮すること。」を柱とする「昭和五十三年度国の施策ならびに予算に関する要望」を決 保すること。さらに、 各分野にわたる地域格差の是正及び地域の特性に応じた地方振興 すことから、 和 五十二年十一月に策定された「第三次全国総合開発計画」 本会は1 同年七月二十二日の全国知事会議 地域 振興の基礎的条件の整備を図るため、 に におい て「第三次全国総合開 八のため 各地域における交通、 が地域開 の具体策を明示し、 発や地方行財政に重大な影響をもたら 発計 画 通信体系 \mathcal{O} その計で 策定に当たっては 0 整備等社会資 画 実効性を確

策定された。 れることとなったこと等を踏まえ、 その後、 来たるべき二十一 四全総は、 その目標年度をおおむね昭和七十五年 世紀に向 けて、 昭和六十二年六月第四次全国総合開発計画 高齢 化 国際化、 高度情報化、 (二〇〇〇年) とし、 都市化等新たな課題 (以下「四全総」 三全総を発展的 の という。) に継 対 応 承し が 求 Ø

つ、二十一世紀

への国土づくりの指針を示すものとして策定された。

議

政府等に要請した。

規 兀 |次全 本会は四全総 Ō 拡大、 国総合開発計 整 備五: に対する各地 画 線等新 の 策定に当たっては、 幹線 域の 0 早 期待が大きいことから、 期整備 空港 地方公共団 の整備及び [体の意向を尊重するとともに、 昭和六十一年七月十七 地 方空港 $\overline{\mathcal{O}}$ 国際化等につい 日 の全国 · て明 高規格幹 知事会議 確 E 位置づ 操道 にお 路 け 網 V 7 るとと 構 想

に の 実 効 性 \mathcal{O} 確 保 を図ること。」 等を柱とする 昭 和 六十二 年 度国 の施策ならびに予算 ĺ 関 する

を

五 地方振興対策

決

議

関

係

各

方

面

に

提

出

た

ア 地方振興施策の展開

を

要望してきた

村、 市 本 豪雪 び農 会は 地 Ш 地 帯 漁 方 村 振 離 \mathcal{O} 興 総 に 島 合的 等 関 \mathcal{O} な 特 整 定 玉 備を 土 地 域 0 推 振 均 進す 興 衡 対 あ 策 ることを基本とし る を取 発 展 を目 り上げ、 指 Ļ そ て、 0 大 法制 都 毎 市 化 年 度 促 \mathcal{O} 進 人 地 П 方 لح 計 画 都 産 業 0 市 策 \mathcal{O} 0 定 整 過 備 度 税 促 0 財 進 集 政 並 中 を 措 び に 抑 置 過 0 制 Ĺ 拡 疎 充 地 強 域 地 化 方 Ш 都

会に モ 構 等 昭 が ル 和 想 向 \mathcal{O} 唱えら け 術 定 V 五. 通 て地 住 わ + 圏 车 産 . ф 住 空間 れ 代 省 る施設に重点をお 方 0 に 国土庁)、 集中 等 地 お が 新 方 け 有機 から分散、 振興 Ś 11 情 的 モデル 地 へに係る に結合した新しい 報 域づ 通 信 画 1 地 くり 施 た施策 機 |方生活| 策 能 化 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} から多様化等の ため 動 高 が 圏 向 度 活 \mathcal{O} を見ると、 . 発化 化を図るテレ まちづくりをめざしたテク (建設省) 施策 Ļ が展開 言葉が多く使われるとともに、 中 等に基づく事業が各省庁 前 -期以: されてい 半に 1 Ŀ° 降 は、 ア に 構想 は、 過 る 三全総の定住 疎 (郵 地 ノポリス 域総合セ 政省 から 構 = ンタ 想 構 新広域 打 ユ 想に 1 5 (通産 出され、 メディ 呼 市町 離 応し 省)、 島 T 村 開 て、 高 後 圏 発 • コ 半 総 度 自 情 3 地 合 には、 治 方 ユ 報 セ 省 = 化 \mathcal{O} ン 時 タ テ 産 社

イ 半島地域振興対策

半 \mathcal{O} 島 ため、 地 域 Ú 昭 厳 和 L Ŧī. い + 地 八 理 年 的 条 九 月二 件 か 日 6 \mathcal{O} 産 業立 政 府 地 主 催 が 全国 進 まず、 都 道 所 府 県 得 知 格 事 差、 会 議 人 12 П お 減 少、 て、 高 半 齢 島 化 等 地 域 \mathcal{O} 振 問 興 題 0 を た か 8 か \mathcal{O} え 法 7 制 V た

に いて政 府 の考え方を質したのに対し、 国土庁長官は 「四全総策定過程におい て幅広 い観点から半島 の抱える

課

題

に

つい

て十分検討したい」旨の答弁を行った。

定に に ょ 昭 . つ い ŋ 和 五十九年に入り、 ての 半島 運 振 動を 興対策協議会」(会長 展開 「半島 した。 振興法」 制定 和歌 Ш \mathcal{O} 機運 県知事) の醸成を背景に同年二月に が発足し、 関係県議会議長と共同して は半島 地 域を抱える都道 「半島 府 県 知 制 事

島 同 地 また、 年六月には地方振 域 の現状と問 国土庁は、 題 興局 点 同年三月に関係地方公共団体、 \mathcal{O} 総務課に半島振興室を設置した。 把 握 半 島 地 域 0 振興を推 学識経験者等で構成する「半島振興問 進するための 基本的な方策等に っい て検討を行うとともに 題懇談会」 を設け、 半

振興を図るため、 昭 本会は、 和六十年度国 関係道府県の意向を受けて、 の 特別立法措置を講ずるとともに、 施策ならびに予算に関する要望」を決議し、 昭和五十九年七月十九日の全国知事会議にお 国土政策における位置付けを明確にすること。」を柱とする 関係方面に提出した。 い 7 「半島地域 \hat{o} 総合的な

め た。 方、 同年八月六 その 自 亩 後さらに 民主党は 月に 議員提案として第百 法 制 政 務調査会に 定 \mathcal{O} 機 運が 高まり、 「半島振興委員会」 口 国会に提出したが、 同年 五月二十四日、 を設置し、 会期が残り少ないこともあって、 自 由 同年七月末に 民主党は 「半島! 半 島 振興法案」 振興法案」 を第 同 法案 を 旨 取 を撤 ŋ **まと** 口 玉 口

半島振 興 法 0) 成立 に ょ ŋ 半 -島地域 Ó 振興に新たな光が投げ掛けられることとなったが、 税財 政 Ĺ \mathcal{O} 特 例

措

置等課題が残された。

再提出、

同年六月七日

成立

した。

土づくりの

方向

性を示すことを目的としてい

(六) 和 六十二年 5 平 成 八 年

ポ

スト

应

全

計

玉

土

 \mathcal{O}

均

衡

あ

る発展を図るよう、

要望してきた。

は 地 方 振 興 を推 進するため、 毎年 政 府 に 対 多極 分散 型 玉 土 形 成 \mathcal{O} 促 進 とい ・う四全 総 0 理 基

踏まえ 極 集中、 うし た動 産業 全 総 構 き に続 造の急速な変化等による地方圏での雇 \mathcal{O} 中 く新 で国土庁 たな全国総合開 ルは、 は、 平 成六 年 発計 <u>+</u> 画 月十 (以 下 月 用 新 問 玉 題 王 じい \mathcal{O} 審 深 議会に 総合計 以刻化、 画 お 本 い 格的 て、 とい 、 う。) 国 兀 際 全 化 総 を策定することの \mathcal{O} 後 進 \mathcal{O} 展等の 人 Ц 諸 諸 条件 機 能 了 \mathcal{O} 変化 承を 東 京

標年次を概 これを受け、 ね 新 西 .暦二○一○年とし、これまでの L V 総合計画 は、 国土審議会に設置され 開発に重点をおいた計画とは異なった新しい二十一世紀 た計 画 部会で検討 が 始 めら ń た が、 の 計 画 は そ \mathcal{O} 玉 \mathcal{O}

た

勢 な 成 \mathcal{O} 地 策 九 本会は、 変化 定 年度国 域 に当 連 を勘. 携 た の \mathcal{O} 案 促 0 施策並びに予算に関する要望」(平八・七・一八) \mathcal{O} 7 進並 ような動きに た真に均 は びに広 地 方 衡 域 公 共団: 対応し、「平成八年 \mathcal{O} 国際交流圏の形成等につい とれた安全な国土の 体 \mathcal{O} 意向を十分に 度国 形成 反映し \mathcal{O} 施 て積極的 策並びに予算に関する要望」 発展を実現できる計画とするよう要望した。 たものとするとともに、 の中で、 に検討し、 ポ スト四全総となる新しい 高齢化、 新 しい 玉 (平七・七・二〇)]際化、 国 土 情 軸 報 \mathcal{O} 化等 形 総合計 成 \mathcal{O} 及 社 B び 亚

土 庁 議会計 は、 平. 成 部会は、 八年には、 平成七年十二月、 新し V 総合計画 [の計画 「二十一世 [策定作業を進めるため、 紀 \mathcal{O} 国土のグランドデザイン」を発表した。 全国各地における 日 国土 審

 \pm

審

画

の開催、各都道府県知事に対するヒアリング等を実施した。

具体 また、 件的な戦 国土 略として 審 議会計 「多自然居住地域 画 部会は、 平成八年十二月十日、「計画部会調査検討報告」 の創 造」、 「大都市のリノベ ーション」、「地 域連 を発表し、 携軸 の 展 新 ||開]、 ľ V 総合計 広 域 玉 画 際 \mathcal{O}

さらに、 国土審議 会は、 全国各ブロックごとの意見聴取会議を開 催 平 成 九 年 月~二月) するなど、 平成

交流

の

形

成

等の施策を推進してきた。

年 計 画策定 に 向 ゖ 地方の 意見 ・意向を踏まえつつ計画策定作業を進めてきた。

七 都道府県過疎代行制度

市 村 設省は、 の下 水道整備 平 成元 代行制 年七月、 度の 自由民主党過疎対策特別委員会正副委員長会議におい 創設を提案した。 て都道府県による過 疎地 あ 域

Ó

寸 過 疎 本会は、 活 地 域 用等に 0 この 下水道事業の実施についても、 より 提案に対 対応は可 Ĺ 能である。」という趣旨の見解を示した。 平 成元年十一月、「下水道事業は、 国庫補助の充実や過疎債 原則として市 \mathcal{O} 充当、 都道 町 村 府 が 県 自 への事業委託 ら実施すべきも 下 Ō で 水道事業 り

等に 筃 年 計 っい の後 画 ての 0) 建 検 策定時までに、 設 討 を行 自治両省は、 わず、 関係地方公共団体の意見を踏まえながらその結論を得るよう検討を続けることとし 新 平成元年十二月、 制度を導入すべきではないとの 自由民主党過疎対策特別委員会で、 方向 が 示されたことから、 財政措置や技術力不足対 「第七次 下水 道 整備 策

都 道 のため、 府県過 疎代行 平成二年十月十五 制度検 討会」 日 が 発足し 国土庁、 建設省、 検討が行 自治省、 われた。 本会並びに全国 の検討 の過程 |町村会の実務者 で、 建設省は、 レ 平 成 べ ル 年 で 構 + 正成する 月

により、

改めて「下 本会は、 水道 の 整備 提案を受け、 過 疎代 行 各都道府県に対し、 制 度 (素案)」を検討会に提案した。 当 問 題についての意見照会を行

į,

さらに、

平成

二年十二月十

関 兀 都 新 る 道 制 係 度 府県による下水道整備代行制度を正式に認めることとした。 2 方 この 整備に 面 \mathcal{O} 導入を認めることとし、 に 問 提出するとともに、 係 題 委員会では、 る予算の について急きょ検討を行うため、 肩 代 ①代行を行う対象地域を国立 わり 平 「過疎地域における下水処理施設の整備に関する提言」という形で取 成二年十二月二十一日の全国知事会議において、 は事業費の二分の一 地 方 を限度とするなど、 制 公園 度調 |地域や 査委員会を開 い わゆ 代行事 る 催 「リゾ L た。 業の 本会として過疎地 対象を限定する条 1 法 0 · リゾ 域 りまとめ \vdash É 件 地 おける 付 域 きで に 限

が 議員提案で提出され、 そ の後 この制度を法制化するため、第百二十回国会に「過疎地域 平 成三年三月二十六日可決成立、 同年四 |月一日 活性化: ¹施行さ 特 莂 れた。 措 置 法 \mathcal{O} 部 を改 Î す る法 律

事 管 星渠等 業に 過 れに 係 \dot{o} 疎 設置 る国 地 域 を \mathcal{O} 0 負 都道府県 市 過 担 疎 町 割 村 地 合の \mathcal{O} 域 É が 4 特 お では設置することが困 代行できることとなり、 例に V て市町 関する法律」 村が管理する公共下水道のうち、 0) 規定によることとされた。 難 その際 なものとして建設 の 玉 の 補助 大臣 \hat{O} 広 割 が 域的見地から 合は 指定するもの 後進 地域 設置する に \mathcal{O} 0 開 11 発に関 ては、 必 要が する公 そ あ る \mathcal{O} 幹 共 線

土 地 対 策

(昭和四十二年~五十一年年

土

地

政策

の

確

₩.

乱 本経 地 価 0 済 高 の 高 騰といった新たな問題が 度成長に伴う産業と人 発生し、 П の 都 市 この 集中 傾 に よっ 向 は 地 て、 方都. 大 市 都 \sim 市 地域 も拡大していった。 では 昭 和四十年ごろから土 地 利 用 0 混

検討 等に伴う地価 区 8 施 策を講じたが 環境問 府は を始め、 市街化 こ の 題 \mathcal{O} 調整区域の線引きが行われたが、 昭 ような事態に 災害対策等新たな問 急騰により、 和四十年、 そ の効果は 四十三年、 対処して、 地方団 十分に発揮されなか 題が 体の 四十五年の三回にわたり土地政策に関する基本的な方策を決定 昭和四十 発生した。 公共投資効率は低下し、 年八 特に昭和四十五年ごろからは、 ·· た。 月 に 昭 和四十三年には 地 価 対 策 方乱開発等 閣僚協 議会」 新 都 Ď 法人の土地売買、 を設置し、 無秩序な土地 市計画法」 が 土 利 制 地 宅地 定され 用 問 が 題 需 行 の わ 要 市 合 \mathcal{O} れ 増大 たた 街 般 的 化

制 :定等を内容とする「土地対策の確立について」を決議し関係方面に強く要望を行った。 ため 本会はこの 地 方団 |体は、 ような実情を踏まえ、 独自に条例、 要綱等を制定し、 昭 和四十五年七 月 開 主 発行為の規制又は自然環境保全等の 地 対 策 の 実 (効を確 保するため + 地 土 地 対 策 利 基 用 規 烈制を行

土 |地投機を誘発 カコ 事 態 は したこともあり空前の土地ブームを引き起こすこととなった。 層 深 刻 化 更に昭和四十六年末以来 \mathcal{O} 金融緩 和と 田中 内 閣 \mathcal{O} 列 島改造論 \mathcal{O} 提唱 で、 開 発投

進 に関する要望」をそれぞれ決議し、 そこで本会は 昭和 四 + 七年七月に 政 「土地政策の確立に関する要望」、 府、 国会等に対し強く要望した。 昭和 辺 四十八年· Ė 月 12 は 土 地 対 策 \mathcal{O} 推

のような状況化にあって、 政 府 かは、 地 価対策閣僚協 議会」 の提案をもとに昭和 兀 十七 年 . の 第七 口 玉 会

土 総 る に 総 合 合 玉 開 0 開 発 \pm 発 法 総 产 Ď 合 改 設 理 開 正 置法 発法 案 由 で 、野党の 案 改 \mathcal{O} 正 開 は 案」 発 反対 部 لح 国土庁設置法」 分を除 に 国 あ 王 V い 継続審査とな 総 た 合 国 開 に 発 土 产 修正され 利 設 用 ŋ 置 計 法 画 案 成 結 法 立 局 を Ļ 昭 (衆 提 和 匹 同 議 出 年六 院 干 L ったが、 九 建 年 設 国土庁 五 委 員長 月 。 二 0 が設置された。 第七十二 提 法 (案) 案は が 口 日 放立し 本 国会にお 列 島 た。 改 į١ 造 なお 7 を 裏 玉 付 土 玉 け

月

体 に が ょ 地 講 制 ľ V) 価 玉 \mathcal{O} 昭 は 6 確 土: その 和 れ 立 利 なけ と 兀 用 後 万 + 計 九 れ 全 画 玉 ば 法 年 \mathcal{O} 王 な 行 以 莉 降 6 財 \mathcal{O} 安 な 用 政 成 定 計 措 立を受け、 11 的 画 置が不可 法 に とする 推 の 移 施行、 欠の 本会は L 玉 た。 要件であ 土 +: 同 利 年七 地 用計 税 制 り 月 画 \mathcal{O} 法 整 玉 玉 に 備 |民福祉 土 関 等各 利 する要望」 用 種 0) 計 \mathcal{O} 観点に立 画 土: 法 地 \mathcal{O} を 対 円 決議 策 0 滑 がが て、 な Ļ 講 施 実情に じられたことや経済 行 政 運 府等に 営 1を図る. 即 した適 強 く要 た 切 8 望 な に した。 の不 補 は 完 実 施

阳阳 和 五. 年 Ś 六 +年 度

市

街

化

区

域

内

地

 \mathcal{O}

宅

地

等

 \mathcal{O}

転

換

 \mathcal{O} 公 共 本 問 昭 会 題 寸 和 には を 体 五. 抱えて こう は + 年 +: 代 た現状を い 地 に たことも 取 入 ŋ 得 を 行う 勘 我 あって、 案し、 が 公 玉 的 経 機 済 昭 関 公 は 女共、 和 で 高 五. 度成! あ 公益 + る 地 長 施 年 方 カ 度 設 住 6 安定成 宅 玉 \mathcal{O} 整 供 \mathcal{O} 備 給 施 P 長 策 公 良 な 社 لح 好 B 5 移 な +: び に 宅 行 地 開 予 地 Ļ 算 \mathcal{O} 発 確 特 公 12 保に に、 社 関 関する要は 等 苦 が 人 慮 制 \Box 望」 度 \mathcal{O} L T 面 集 11 中 昭 財 る が 現 五. 政 著 状 面 に に V 七 あ わ 圳 た 0 た る \mathcal{O} 地 方

綱 か 基づ それまで公共 く補 償 \mathcal{O} 用 あ 地 1) 等 方 取 \mathcal{O} 得 再 \mathcal{O} 検 Ŕ 討 滑 化と宅 公 有 地 地 \mathcal{O} 買 供 収 給 に \mathcal{O} 伴 促 う 進 を 譲 主 渡 所得 眼に E L た 対 す 「公共 る税 制 用 上 地 \mathcal{O} \mathcal{O} 特 取 得 别 に 措 伴 置 う 0 損 拡 充 失 補 等 償 0

進

要 な

 \mathcal{O}

望 の ほか、 新たに公営企業金融公庫等の融資制度の改善を要望事 項に加えた。

算に関する要望」(昭五五・七・一八)では、 政 金融措 また、 置の 本会は従来から宅地の 強化等個別具体の措置を強く要請してきたところであるが、 供給を促進するために必要な地方住宅供給公社や土地開 特に市街化区域内農地の宅地等 昭 和 \sim 0) 五十六年度国 転換等を推進するため 発 公社等に対する $\overline{\mathcal{O}}$ 施策 水なら び 玉 0 制 0 財 予

と農業的土地 るなどの施策を講じた。 政府もこうした事態を重視し、 利 用 の調整を図りなが 5 良 昭和五十五年十 好 な住宅 地 0 一 月、 供給を促進することを目的とした農住 三大都市圏の市 街化区域内農地 組 の 合制 都 市 度 的 を創 土 地 利 用

を早急に確立するよう要望した。

三 土地信託方式の導入

本会は公有地に係る土地

信

託方式の導入につい

ても要望を行ってきた。

らびに予算に関する要望」 あ た内需の 地信 託 制 拡大や 度は民間活力の活用による遊休公有地の効率的な利用を推進するばかりでなく、 、地価高 騰 (昭六○・七・一七)では同制度を公有地について導入するよう要望した。 \mathcal{O} 抑 制を図る上で有効な手段であることから、 本会は 「昭和六十一 当時緊急 年度国 $\bar{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 施

を講ずるため、 11 ず こうした経緯 れも同年五月二十一日成立した。 「国有財産法」並びに を経て、 公有財産の管理、 「地方自治法」の一 処分の態様の一つとして「信託」を法的に規定し、 部改正法案が昭和六十一年の第百四 口 併せて所 国会に提出され 0)措置

(昭和六十二年度~平成八年度)

た

策

要綱」

(四) 我 地 が 価 玉 対

策

宅 利 い た。 の現実 策 がこの は 過 景気を 程 昭 価は で、 和 天 三大都· + 戦 後二 和 年 五 +市 番 $\dot{+}$ 八年 目 圏を中心とし地価が急上昇し、 月 \mathcal{O} か 大型景気とし、 ら景気が上向 八七倍となった。 平 き、 成三年 昭和六十二 应 月まで 経済企画庁の試 年二月の \mathcal{O} 長期 に ル 算では、 1 わ たり平 ブ ル 合意以 平 成 成三 景 気と 後 年 \mathcal{O} F \dot{o} 呼 東京 本 ば れ 銀 行 都 る 区 好 \mathcal{O} 部 超 況 \mathcal{O} が 低 住 続 金

それまでとほ 会は、こうした状 ぼ 同 況 様 カ 中 5 長期的 昭 和六十三年度国の施策ならびに予算に関する要望」 な土 地 供給対策等実効性 の あ る総合的 な地 価 対策 を早 (昭六二・七 急に確立することを \mathcal{O} 中

0

地

昭

·

望し 以後、 例 年ほ ぼこれ と同 様の要望を続けてきた。

等土 六十二 長が 政 出席 府 回会合に 地対策の 年 は 八 月 内 基本 お 閣 「土地対策 埼玉県の 総 的 理 て、 か 大 地 臣 0 ± 方関 総合的な改革方策に 檢討委員会」(委員長 0 地問題の現状と対応」 諮 係三団体 間機関である臨時 から意見を聴取した。 ついて検討をするよう諮問した。 行政改革推 について意見陳述を行った。 大槻同審議会会長) 進審議会 この機会をとらえ、 (会長 を発足させ、 大槻 これを受け 本会か 日経連名誉会長) その審 5 議の は て、 参考、 埼 同 玉. 審 に とす 県 議 会 企 対 んため 画 財 政 昭 地 第 和 部 価

そ \mathcal{O} 後 同 審 議会は、 昭和六十二年十月緊急対策として 当 面 \mathcal{O} 地価 等土地 対 策 に 関 する答申」 をとり ´まと

土 か 6 地 政 $\bar{\mathcal{O}}$ 府 対 小は、 中 長期 的 れ (昭六三・六・二八) な土地対策を内容とす らを踏ま え、 昭 和 六 + を閣議決定し、 á 一年十月、 「地価等土 「緊急土 これにより前年度に策定した 地対策に関する答申」(昭六三・ 地 対策要 綱 を 閣 協議決定. 「緊急土地 Ļ 六 その 後、 五 さらに を受け、「 同 審 「総合 議

会

対策要綱」と併

地価の高騰を抑制し、適正な土地利用を推進することとした。

宅地供給の促 十二月、 さらに、 平成元年五月には九年ぶりに公定歩合を引き上げるなど、土地対策を充実させた。また、 土地対策関係閣僚会議を開催し、「今後の土地対策の重点実施方針」を決定した。これにより、 政府は、 政 進 府 は、 土地税制の見直 平成二年七月、このような対応をしているにもかかわらず地価高騰は続いているところから、 「国土利用計画法」 Ļ 投機的土地取引の抑制等十項目の土地対策を重点的に推進することとした。 の一部を改正することにより、 昭和六十二年八月、監視区域制度を導入 政 府 は、 平 ·成元

五 「土地基本法」の早期制定

ついて申合せを行い、

平成二年四月から平成三年十二月まで土地関連融資の総量規制等を行った。

土

地

対策関係閣僚会議

を開催

L

「今後の土地対策の重点実施方針」

の完全実施を含め土地

対策のより一

層

0

るため、「土地基本法」 等による地価の高騰を抑制するとともに、 本会は、「平成二年度国の施策ならびに予算に関する要望」(平元・七・二〇)におい を早期に制定することを新たに要望した。 中長期的視点に立って、 土地に関する基本的施策等を総合的 て、 投機 的 取 に実施 引 \mathcal{O} 増大

を踏まえて「土地基本法案要綱(素案)」を作成するとともに、 置した。 政府は、「土地基本法」の制定をめざして、昭和六十三年十月、「土地基本法に関する懇談会」 この懇談会は 同年十二月、「土地基本法の考え方について」と題する報告書を提出 関係省庁との協議、 調整を行うこととした を国 玉 1上庁 |土庁に は 設 れ

急土 検討 地 が 問 加えられることとなり、 題協議会では、 この検討の一 政府 は、 環として同年三月地方公共団体からのヒアリングを実施したが 平成元年二月同協議会に「土地基本法案要綱 (素案)」 を提示した。 当日は 緊

方、

自由

民主党の緊急土地問題協議会

(会長

渡辺政調会長)

においても、

「土地基本法」

の制定につい

7

土

地

制

 \mathcal{O}

抜本

的な見直

には 税

策

6

び

算

七

 \mathcal{O}

中

で、

土

地

税

地 公共団 体 :を代表: して、 東 京 都 知 事と大阪 市 長 が 出 席 L

ては、 を 地 地 講 取 0 そ 引 処 じること」に 席 分に 価格をその 適正な地 上 お 東 į, て原 京都 価 つい 地 対象とすることや素案に示され 0 則 対策を総 知事は、 形 て特段 として地方公共 成 地 まず 合 \mathcal{O} 域 配 的 0 東京 『慮を期 実 情に応じた土 体 寸 に 体に 待 的 お ける旨 に け 適 推 る土 正 進 た土 0 な ĩ 地 地 意 て 価 問 地 格で 利 題 見 11 を 用 政策審議会に地方 を巡る現況等を報告し、 く上で高 計 陳 優 画 述 先的 \mathcal{O} L た。 詳 でく評さ に 細 譲渡 性 価 広 公共 てい 土 域 地 性 団 関 る 体 連 \mathcal{O} が、 続 確 \mathcal{O} 情 V 意見 保 その て 報 \mathcal{O} 主 が 整 旧 具 玉 体 十分反映さ 備 地 鉄 的 基 用 本 公 な 開 地 検 法 等 に 討 お \mathcal{O} \mathcal{O} に る方 V 玉 制 7 公 た 定に 土 有

(六) 利 0 土 て 応じた適切な負担とし、 \mathcal{O} 地基本法」は、 基本理念を公共 平 の -成元年十二月、 福 祉 優先、 土: 地に対する施策の基本となる総合的な 適正な利用 第百十六回 及 |国会に び 計 画 に従 お V て可決成立 0 た利用、 推 投機 Ļ 進方策が 的 公布された。 取 引 示されることとなっ \mathcal{O} 抑 制 これ 価 に 値 \mathcal{O} ょ かり、 増 加 土 に 地 に

ħ て 同 土 地 様 \mathcal{O} \mathcal{O} 昭 要望 取 和 得 六 を 十三年 続 保 け 有 ってきた。 度国 譲 渡等 \mathcal{O} の 施 各段 な 修階に に おけ 予 る課 に 関す 税 の 抜 る要 本的 望」 な見直しを行うことを要望 (昭六二・ 以 例 年 制 ほ ぼ 0

に 及 対 Ű 平 応するた 府 法 成 税 人が 二年 制 調 所 8 + 查 有 \mathcal{O} 会 す 税制 月 は る土地 土地 平 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 成二年十月、 等に課税する 方策を明らかにしたものであり、 |税制改革 **|大綱**| 土 「土地保有税 地 を取 税制 りまとめた。 \mathcal{O} あり 方につ (仮称)」 その中心として、「土地 これら V \mathcal{O} ての基本答申」 創 設を提案したものである。 の答申等 は を行 当 基本法」 時 い; \mathcal{O} 地 自 価 由 高 民 の 趣 騰 主 党 旨 等 税 E \mathcal{O} + 蒯 沿 地 調 問 査 個 題 会

創 i設するというものであることから、これが地方税制ひいては地方自治の根幹にも大きな影響を及ぼ 本会は、この構想が、 地方税である現行の固定資産税制度等のほかに、 新たに国税として土地保有課 しか 税 ねな 制度を

ŧ のであるので、 地方自治確立対策協議会が 「土地保有課税に関する緊急要望」(平二・一〇・一、平二・一一

保有税(仮称)」 九)を二回にわたり実施したことをはじめ、 創設に一貫して強く反対する旨要望した。 各都道府県知事等から、 それぞれの関係国会議員に対し「土

0)

な土 地保有課税が かしながら、 創設された。 土地の資産としての有利性を是正するため、平成四年、 その後、 地 価が平成三年の公示地価をピー クに下落するなどにより、 「地価税」 という形で国税として新た 平 成 八 年度

(七) 土 地 の有効利用の 促 進

制

改正においては、

地価税や長期譲渡所得課税

(個人、

法人)

等の税率の引下げが行われた。

用 を促進することを要望し、 子会は、 、「昭和六十三年度国の施策ならびに予算に関する要望」(昭六二・七・二三) 以後、 例年ほぼこれと同様の要望を続けてきた。 の中で、 土地 の 有 効利

理大臣の諮問 0 土 地 の有効 政 策 の 刹 機関である土地政策審議会 あ n 用の促進につい 方に つい て検討するよう諮問を行い、 ては、 市街 (会長 化区域内農地の 吉國元内 これを受けた同審議会は、 閣法制局長官) 取扱いが問題とされ、 に対し「土地基本法」を踏まえた今後 政府は、 平成二年十月、 平成一 年五 士 月、 地 基本 内 閣 総

を踏まえた今後の土地政策のあり方についての答申」をとりまとめた。

され 等における市街化区域内農地が平成四年末までに農地と宅地化する農地とに区分し、 た 府は、 さらに、 この 答申を受け、 の 区分により 平成三年 平 成四年末までに宅地化する農地とされたもののうち、 一月、「総合土地政策推進要綱」を閣議決定した。 約七割が宅地化する農地と これ 計 画 的 により三大都市 な宅地 化 0) ため 圏

(昭

和

匹

十二年

度~

五

年

水

源

地

域

開

発

特

别

委員会 +

0 手 続 きを開 始 したことの認定を関係地方公共団体から受けたも のは、 平 成 五年末までに開発許可を受けるなど

計

画

的

な宅地

化に着手した。

土

利

用

計

画

(全国

計

画

を閣

議決定し

た

玉 計 ま た、 画 政府 (案)」について意見を求 は、 平成 八年二月、 土 め、 地 政 同審 策 審 議会は原案どおり答申をした。 議 숲 (会長 橋 П 広 島 銀 行 取締 役相 政府 談役) は、 これを受け同 に対し 国 月 利 新 用 た 計 画 全

府 方 0 まとめた。 そ 土 Œ の後、 つい 地 に <u>ر</u> 平 対する政 政 成 の府は、 \mathcal{O} 八 諮問 年 策目 ·四月、 これを受け平成九年二月、 を受け、 I標が 土地政策審議会 地 価 同 抑 審 制 議会は、 から土地の (会 長 平成 有 「新総合土地 八年十一月、 一効利 根本 用 自 [経連 と転換された。 政策推 (会長) 「今後 進 は \mathcal{O} 要綱」 内閣 土 地 政 総 策 を 理 大臣 閣議決定した。 \mathcal{O} あ 1) カコ 方 5 に 「今後 つい これにより、 ての の土 答 地 申 政 策 を \mathcal{O}

ع

あ

政

水 資 源 対 策

るに 筑 後 昭 . 従 Щ 和 Ŧ 木 関係 曾 六 Ĭ 年 府 に 県 吉 制 は政 定され 野 Ш 府 \mathcal{O} と水源 各 た 水系 「水資 地 が 源 域との 水資 開 発促 源 開 間にあって、 進法」により、 発 水系に指定されたが、 住 民の 翌 年 生活 -から昭 再建 各 和四 水系に 地 + 域 開 お 年度までの けるダ 発 \mathcal{O} 具体的 A 建 間 対 設 に 策 計 \mathcal{O} 画 利 推 が 根 進 明 Ш を迫ら b カュ 淀 に Ш ħ 12

る立場となっ

が 年 より 月 7、「水資 のような時期に、 適切で 全国 源 あ 水 開 発法 ると 源開 のことから昭和四十三年七月本会に 発立法促進協議会」(二十四県参加) (仮称) 大分県 案」 が筑後川水系のダム開 を作成 Ļ この法案に 発に関して広域的総合開 同 「水源地 を結成した。 .調 した数県とともにその実現 域開発特別委員会」 更に全国的な組 発の方式を検討 が 運 設置され 織で実現運 動 を展 昭 開 動 和 を 四 Ŧ 캪 年十

$(\underline{})$ 水 源 地域 対 策 特別 措 :置法

各 て災害復旧 昭 かに実現するため、 同 当省庁の 本会が作成した 試 四十 案の骨子 源 地 同 应 域 年一 開 調を得ることが 並 発特 の補助特例を設けること。 は、「すべてのダムについて主務大臣の方針に従った開発計画を策定すること。 月の全国知事会議で決定の上、政府に対して同年十二月の通常国会に提案するよう強く要望した。 剜 「水源地 内閣が積 委員会は 域開発法 できなかったため、 極的に調整を行うよう「水源関係閣 「水源 地域開發 (仮称) 政府が水源地域 発法 試 案」 同年七 (仮 は、 称) 月に水資源に関する基本 昭 開 の趣旨及び 和四十七年までは本会の強い要望運動に .発基金を造成すること。」などであった。 僚協議会の 水源地域開発法要綱試案」 設置に関する要望」 中的方策の の樹 立に関する対 主要な事業につい を作成 を政府に対し もか カ これ /を速や わ T

水 昭 和四十 地域対策に関 Ė 年 \mathcal{O} する附帯 第六十回 決 |国会に 議がなされ、 おお いて また、 琵琶湖 総合開 政府も水源 発特別措 地域 対策に 置 法 積 が 極的な姿勢を示すに至 成立したことも あり、 0 同 た 玉 会 お VI 7

行

いった。

こ の

間

社

会経

済

0

発展

に 伴い

水

需

要の

伸

び

が

急

激

にな

ŋ

水需給が

逼迫する恐れが

出

てきたため

経

がめた。

済

画庁など六省庁による連絡会が本会の試案の検討を始

そこで本会は 昭 和四 干 应 年 -度に作成した試案を再 検 討 の上改 8 で昭 和四十七年八月に 「水源 地域対 策 特 別 制

Ļ

た

度 綱 試 案 を決定 関 係 方 面 に広く提 案した。

 ئ が 行 さ 閣 れ 議 れを受けて政府、 た。 決定され、 \mathcal{O} 法 律 同 は 法 与. 案は 党は・ 本 会 同 本 年三 \mathcal{O} 格的 長年 月 な 第七 にわたる努力と熱意が 検討を進 $\bar{+}$ 口 め、 |国会に その結 提出 果、 「され、 あっ 昭 7 和 初 同 兀 めて 年 十八年三月に 九月 成立したとい 成 立 Ļ 水 컢 0 兀 源 $\overline{+}$ ても過言では 地 九 域 年 対 应 策 月 特 + 别 な 措 いであろ 日 置 カ 法 施

(Ξ) (昭 和 五. 士 年 度 ~ 六 + 年 度

水

問

題

研

究

度に 年十二月二十五日にこの 消 に 後 す 確 提 は Ļ る 立. 本 水 会 0 調 に 出 問 V 題研 関 は L 同 查 7 た 極 研 研 する要望」 的 抜 究 究 究 従 会は 会が 来よ 本 な に 的 協 \mathcal{O} 取 ŋ な改善を 報 力、 水 ŋ を行ってきたが 一貫し 告 昭 資 組む は 源 和 理 報告を基調とした「水源地 こため 解 五. 対 行う必 策 ダ 十二 て政府等に を得るため 推 A \mathcal{O} 組 年 建 進 要が 設 七 \mathcal{O} 織とし に 先導的 月十五日 昭 には、 対 あるとい 対する水 って、 和 L 五. 水 日 な役割を果たし、 水 +資 水 、う本・ 源 水 年 源 源 地 問 開 源 地 会 題 域 域 七 発 地 域 対 \mathcal{O} \mathcal{O} 研 \mathcal{O} 域対 月二十三 究会」 策 従 対 促 住 策 来 民 進と \mathcal{O} 策事業等に関 特 や地 政 確立 カコ 別措 日 6 (委員長 水 府 等 開 に \mathcal{O} 元 源 考え方 置 地 催 関する緊急要望」 地 法 \mathcal{O} 方 \mathcal{O} 域 公共団: 提 全 対 する問 竹 を踏襲 \mathcal{O} 言 玉 策 改 下 知 \mathcal{O} 広 Ē 要望 事 体 強 題 島 をは ĺ 会 化 \mathcal{O} 県 (報告)」 等 を主 議 7 根 を決議、 副 お じ 強い に \mathcal{O} , b め 活 知 お 軸とする 事 水 不 動 11 を取 さら 安や多大 て、 源 Ļ を 地 展 が 政 開 設 域 n 水 「水資 まとめ、 置さ 府 対 行 等 本会 八な負 政全 策 てきた。 に 上 源 提 般 は 担 \mathcal{O} 対 出 諸 を そ に 策 政 関 同 制 解 府 \mathcal{O} \mathcal{O}

る事 ħ 業 に \mathcal{O} 対 し 部 政 に 府 係 は 昭 玉 和 庫 補 五. 十三年六月二十 助 採択基準 . О 緩 Ė 和 等 Ď 水 対 源 策 地 を講じた。 域 整 備計 画 \mathcal{O} 対 象事 事業の 拡 大 水 源 地 域整備

(四) 上 下 流 \mathcal{O} 調 整 問 題

す

る

な B 0 財 7 周 政負担 辺 A 建 地 域 設 を 住 E 強 ょ 民 V \mathcal{O} ŋ 生 卞 られるなど、 活 流 環境 地 域 が の 激変は 治 下流地域との利害が対立 水、 利 避 け 水の受益を享受するのに対 6 れず、 また、 ī 地 ダ 元 ム建設事業の円滑 地 方 公共 団 上 体 流 に \mathcal{O} 水 お な執 源 11 ても水 地 行を阻 域に 源 お 害する大きな要因とな 地 V ては、 域 整 備 等に 水没関 係住民 :る多大

要する経費 8 た前 本会はこの 述の 負 小水 問 担 \mathcal{O} 源 題 問 に 地 関 題等を解決するため、 |域対策事業等に関する問題 Ļ 毎年七 月 \mathcal{O} 国 事業実施団体及び受益団体に の施策ならびに予算に関する要望」 (報告)」にお V って、 ダ A 対する財政措置の拡充と 周 辺 0) \mathcal{O} 環境保 ほ か、 全等 水問 水 題 源 研 究会が 水 \mathcal{O} 源地 維 持 域 取 対 ŋ 涵 っまと 養に

成 水 問 また、 題 研 究 同 会 年十一 は、 昭 月水源 和五 十三年五 地域対 策基 月、 金 利 等 水 者 \mathcal{O} 充実活用を提唱した \mathcal{O} 財 政 負 担 |を軽 減するため 「水資源開 利 発に 水先 行投資 おける上下流 制 度 \mathcal{O} 地 創 域 設 \mathcal{O} 調 試 ,案を 関

金

育

成

強

化

を提唱した。

(五) 水没関係住民の生活再建 措 置

す

る検討結

果」

(素案)

をまとめ

建 \mathcal{O} 特 措 置 殊 A 性 建 0 建設に伴 を勘案した独 拡 充を提言、 V 水没関係 自 要望し 0 補 住民 償 てきたが 体 \mathcal{O} 系 生活 0 確 基 立が必要であるとして、 抜本的 盤 が 損 なわ な解決を図るためには、 れることが問題となったため、 昭和五十八年に水問題研究会に分科会を設置 現行の補 償 制 本会は 度を見直 従 来 か ら広 ダ 範 Δ 建 な生活 設事 業 再

個 ょ 別 ŋ 具 \mathcal{O} 体 まとめ、 補 償 的 項目 な 問 に係る改善策を内容とし 題 の府等に 点 に つ V) て の 検討を行 た V) 「水資源開発事業に伴う補償及び生活 昭 和六十年五月三十 卢 土地、 建 物 再建: 補 償 措 置に 営業 に関する 補 償 問 離 題 職 (報告)」 補 償等

和 六 十二年 度 5 平 成 八 年

を

取

ŋ

政

提

出

した。

(六)

水

資

源

開

発

 \mathcal{O}

促

准

創

促 \mathcal{O} 進するととも 会は 設を要望してきた。 ダ A 建 設 後 時 発の \mathcal{O} 未 水需要に対して平均化された価格の水を供給することができる「利水先行投 特 定利 水に っつい て、 その負担 を公的資金によって立 一替負担することに ょ

ŋ

ダ

建

設

制

れた。 あ 策 るシ 検 政 討 府 は、 ステムとなるよう検討するために設けられ 委員会」を設置した。 平 成七年六月、 水資源開 これは、 発 大規模公共事 \mathcal{O} 促 進 に っい たも 業の て検討するため、 のであ 進め方につい り、 水資源 て、 「大規模 開 計画 発 \mathcal{O} の当初な 公共 促 進 事 に 業に関 0 からより透明 Į, てもこ す る総 \mathcal{O} 性と客 合的 検 討 な 対 観 評 性 価 方

は す 新 Ź 規 な 地元村 知事、 E お、 事 業化する二つのダム事業や既着手の十一 その 長の 市 町 反対により審議委員会が設置されるに至ってい 村長及び議会関係者を委員とし、 環として、 ヷ ハム等事 業審 議委員会」 事業等を対象として、 関係事業内容等を検討するもの を設置した。 な これ それぞれ は、 直 轄 であ 個 水 Þ に学識 資 るが 源開 経 細 発 験 ĴΪ 公 者 内 寸 ダ P 事 地 業 Δ 域 \mathcal{O} を代表 うち 0

員会は、 平 成 八年、 苫 田 ダ A (事業者 中 国 地 方建設 局)、 高梁川 総 合開 発 事 業者 中 国 地 方 建 設 局

申 Ш を 讱 Ш 重し ダ Á 事業を進めることにした。さらに、 (事業者 九 州 地方建設局) につい 政府 て、 ダム は 建設は推進されるべき等の答申を行 社会経済 の情勢の変化及び治水・ 利水計 V) 画 政 (等の 府 は、 調 この 査 答

(七) 水 一会は、 源 地域対: 策 \mathcal{O} 強 化

水

源地

地域対策は

特別措

置法」

に

による指立

定ダム等の指

定基

準 の

緩

和、

現行補質

償

制

度

0

見

直

生

活

再

建

まえてダム建設を総合的に見直し、 日 橋 Щ 上流総合開 2発事業 (直轄事 業) 等四事業の 凍結を 決定した。

措 の改善、 水 源 地 域対策基金制度の拡充等を要望してきた。

1 に ル以上から二十ヘクター ついて、 府 は 北 平 成 海道を除 匹 年 く地 月、 ル以上にそれぞれ緩和 域において、 「水源地域対策特別措置法」 水没住宅数を三十戸以上から二十戸以 し水源地域対策を強化した。 の運用・ を変更し、 同 法 Ĺ \mathcal{O} 適用 に、 対象となるダ 水没農地 面積を三十 A \mathcal{O} 水 没 クタ 規 模

質 ダ $\widehat{\mathcal{O}}$ また、 に伴う措置 A 貯 汚 水池 濁を防止することを法の目的に 政府 の 水 は が 質汚 導入され、 平成六年六月、「水源地域対策特別措置法」 漫防 止 計 水 源地 画を策定する都道 域 \mathcal{O} 活性 · 加え、 化 心のため 水源 府県 地 の 又 域再建計画策定事業を拡充するとともに、 方策が は 市 町 村に 充実された。 の一部を改正した。 対する補 助 制 度の これにより、 創設や ·固定資· 平成 ダ 産 税 七 ム 年 貯 \mathcal{O} 不 度 水 均 カ 池 5 0 水 課

税

者 「対策の充実を図るため、 さら に 政 府 は 平 成 t 水 年 源地 六 月、 域整備計 水 源 地 画で 域 対 実施しうる事業として、 策 特 别 措置 法 施行令」 \mathcal{O} 老人デイサー 部 を改正 ビスセン 水 源 タ 地 ĺ 域 に 高 お 齢 け 者 る 活

福 な 祉 セン お 地 域 福祉セ ン ター の三施設を追加することとした。

化 0 ため 政府 は、 \mathcal{O} 措置として、 これらに加え、 平 成 平 八年度か 成八年度税制改正におい 6 水 源 地 域 內 に立 て「水源地 地 する旅館業及び 域 対 策 特 7別措置 製造業の用に 法 に基づ 供 する土 く水 地 源 に 地 域 る \mathcal{O}

活

性

(八) 水 別 \mathcal{O} 土 有 地 効 保 有 利 税 0 非 課 税 措 置 を 創 設

水 \mathcal{O} 本 再 は 生 利 用 水 \mathcal{O} 海 有 水 効 \mathcal{O} 利 淡 用 水 を 化 义 等総合的 るため、 な水 工 業用 利 用対 水 策 農業 を 積 用 極 水 的 等 に促 \mathcal{O} 利 進すること等を要望 用 \mathcal{O} 合理 化 地 下 水 \mathcal{O} てきた。 適 正 利 用 水 産

廃

策 盤 \mathcal{O} 関 沈 政 係 部 下 府 を改正 防 閣 は 僚 止 会 等 水 した。 議 対 Ó を 策要綱を決定 有 開 効 これにより、 催 利 用 \mathcal{O} 推 「濃尾平 Ļ 進 に 平 対象地域に 0 -野地盤: 成六年度にこの V て、 沈 昭 下防 おける地盤沈下等の 和 六 止等対策要綱」 + 目標年度が到来したため、 年 兀 月 濃尾平 及び 状況を把握するため、 野及び筑 筑 後 • 後 佐 平 賀平野 成 佐 七年 賀平 地 地下 九 野 盤 月、 *の* 沈 水 下 地 適 地 防 盤 域 正 止 利 等 沈 に 用 下 0 対 い 関 て、 止 する 対 地

(九) 渇 水 対 策

調

査

解

析を追

加するとともに、

地

下

水採取1

目

[標量

 \mathcal{O}

見直

L 期限

を平成十六年度とした。

要 亚 本 成六 会は 加 年 え、 は 昭 春 渇 和 先 水 六 対 カコ 十四四 策 6 \mathcal{O} \mathcal{O} 年 推 少 度 雨 進 玉 傾 に \mathcal{O} 向 0 施 に V 策 より て新たに ならびに予算 全国 要望 的 な厳 Ļ ĩ ĺ 関す 11 以 渇 後、 水に見 る要望」 例年 舞 ほ (昭六三・ われ、 ぼこれ と同 玉 民 七 (生活や経 様 \mathcal{O} 要望 済 を に 活 続 お 動に大きな け ć 、 きた。 ħ

亚 ぼ 成 ľ 七 た。 年春 秋 まで に 入 渇 0 水 7 が カコ 続 6 い \mathcal{O} た 降 雨 等 に ょ り、 渇 水 は 東 か 6 次第 に沈 静 化 L てきたも \mathcal{O} \mathcal{O} 北 部 九 州 等 に お 7

今後の支援対策等を強力に 会は、 \mathcal{O} ような 战 状 況 推 中 進するよう要望し 亚 成六 年 九 た 政

 \mathcal{O}

た、

月

の

府

主

催

全

玉

都

道

府

県 知事

会

議

に

お

VI

て、

本会会長等

カ

É,

本

政 府 は れ 6 \mathcal{O} 状 況 を踏まえ、 平成六年十二月、 関 係 省 庁 渇 水 連 絡会議 を 開 催 当 面 0 渇 水 対 策 \mathcal{O} 具 体 的

133

な実施状況及び平成七年度予算を踏まえた中長期的な渇水対策である「総合的な渇水対策の推進」を取りまとめ

に基づき各種施策を総合的に推進することとした。

(+)

工業用水道事業の経営健全化

措 置

を伴う繰出制

が 要望に加え、工業用水道事 当分の間見込めない事業の企業債の元利償還金等についても、 会は、「昭和六十四年度国の施策ならびに予算に関する要望」(昭六三・七・二一)において、 度の拡充を図ること等を要望してきた。 業の経営健全化について新たに で要望し、 以後、 般会計からの繰出しの対象とするなど、 工業用水道事業のうち、 水需 これまでの \mathcal{O} 財

るも 井 約五十%以上の売水が可能な事業等を取り上げ、 分府は、 のもあるので、 に対する一 工業用水道事業の経営が悪化してきており、 般会計から 不良債務を解消して経営の健全化を図ろうとする工業用水道事業のうち、 \mathcal{O} 出資等を認め、 これらに対する財政措置を講じることとした。 その自助努力後の資金不足相当額 現在建設中の施設においても健全な経営が (企業債の 平成三年 元利償還 困 難 金等 なと思わ お れ 範

 (\pm) 琵琶湖 の総合的な保全を図るための新たな対策

期 (限を迎える「琵琶湖総合開 会は 成四 年度国の施 発特別措置法」 策ならびに予算に関する要望」 の期限 の延長を要望し、 (平三・七・一 政府は、 八 これを受けて同法 に お 11 て、 平成 の 期限 兀 年三月

年三月まで五

年間延長した。

お 本会は、 て、 琵 琶 再度、 湖 0 総 法期限を迎えたので、 合的 保全を図るための新たな対策 「平成九年度国 0) の 確立を要望した。 施策 並びに予算に関する要望」(平八・七・一八)に

計 琵 画 琶 政 実 的 湖 府 か. は、 施することとした。 周 効 辺 これらを踏まえ、 率 地 域 的 に行うため に . つ い て、 水 の 平 調 質 成 査 \mathcal{O} 検 保 九年度に 討を 全 進 水 おお めるとともに、 源 VI \mathcal{O} て、 か W 近畿 養、 自 圏 重要湖 [然的 \mathcal{O} 保全区域等として重要な位 環 沼 境 を対 景観 象とした総合的 の 保全等 Ó 観点 置 な水質保 カュ づ けに 6 全 総 あ 合的 る 環 琵 境 な 琶 保全を 保 湖 全対 及 び

(\pm) 安全でお ĺ١ 水の安定 供

を

近 本会は、「平成五年度国の施策並び 年 水源 地 域 \mathcal{O} 水質悪化に より、 水道の異臭味被害等が に予算に関する要望」 毎年 (平 四 千万件 t · 一 六) :以上でているところか の 单 16, 全 で お

二分の び 成 い 用 般会計出 五. 政 水 水 年 府 の安定供給 は、 単 度 を 一 価が か 資 6 般会計 れら 債 玉 定 \mathcal{O} 庫 \mathcal{O} を踏まえ、 元 補 確保を新たに要望した。 \mathcal{O} 利 基 助 か 賞還. 6 準 事 ,業と地方単 出 を超えるものについ 金 資することとし、 の 一 高度浄水施設整備事 部について所要の交付税措置を講じることとした。 -独事 業を一体 当 て、 該 畄 事業費 的に施行する方式に改 業につい 資に要する経費につい (当該事業に係る国庫補助金等 て、 平 成四年度から一 め、 て地方 高度浄水施設整備事 般会計 債 措 置 出 の特 (充当率 資 制 定財 度が 業で資 百 源を除く。) 設 け を講じ 本 6 単 れ 価 \mathcal{O} 及 亚.

す 水 道 さら る法律」 原 水 に \mathcal{O} 及び 水質 政 府 を は、 「特定水道 保全するため 平 成 六 利 年三月、 水障害の Ó 各 1種事 水道原 防 業を実施するととも 止 0) 水 ため σ 水質を保全す Ó 水道水源水域の水質の保全 に、 るため、 工 場等か 水道 6 原 \mathcal{O} に 水 排 水質 関 水 はする特 規 保 制 を強 全事 莂 業 化することとした。 措 置 \mathcal{O} 法 実 施 を \mathcal{O} 制 促 定 進 関

四 都市対策

(昭和四十二年度~五十一年度)

都市対策

 \mathcal{O} 本会は、 施策ならびに予算に関する要望」 以来継続してその対策を要請してきた。 昭 和四十四年八月に地域問題研究会がまとめた報告をもとに では特に都市環境 昭和五十一年七月の全国知事会議で決議された「昭和五 \mathcal{O} 問 題を重視し 都 「都市対策に関する要望」を政 市環境の整備、 都 市公 園 \mathcal{O} 整 十二年度国 府 に提 街 出

二 流域下水道対策特別委員会

画

の完全達成を政府に強く求めた。

事

業の推進、

住宅建設の促進等」について要望を行いその実現に努めた。

域下水道対策特別委員会」 昭 和四十八年の 石油危機以後、生活環境の整備が重要な政策課題となったことから、本会は昭和五十年五月「流 を設置し、 下水道事業の 積 極的推 進、 補助制度等の改善など、「下水道整備五カ年計

五 公共事業

| 公共事業の早期施行等 (昭和五十二年度~六十一年度

 $(\underline{})$

公

共

事

業の

追

加

쑄

な 昭 響を受け 和 五. 六 年十二 月 頃 カコ 6 始 ま 0 た米 玉 の 余 莉 上 昇 は VI わ ゆ る世 界 同 時 不 況をもたらし、 我 が 玉 経 済 ŧ

刻

け る 共 ような情 事 業等 勢に \mathcal{O} 契 約 対 済 Ļ 額 \mathcal{O} 昭 割合 和 五. Iを過 + 七 去 年 最 兀 高 月、 0 七 政 五. 府 % は 以 景 Ĺ 気 とする 0 維 持 前 倒 拡 L 大 措 を 図 置をとっ る た た め、 た 昭 和 Ŧī. + 七 年 度 上 半 期 に お

消 積 \mathcal{O} 置 11 雪 早 を を ることか 政 寒冷 講 図 期 府 施行 ることを ずること。 0 この 地 域等に に関する要望」を行った。 5 よう 内 昭 容とする おける公共事業費 な また、 和 五十 方針 七 に 公 年 共事 対 Ĺ 総合的 兀 業等 月 + 本 な経 九 会 0 に さらに、 追 日 は 係 済 加 ぶる関 対 補 地 策 方 正 係 n 同 公共 \mathcal{O} 省 6 年七月二十三日 推 財 \tilde{O} 庁 $\hat{\sigma}$ 団 進 政 公 対策も含め 体 に 共 事 関 .. の 事 務 はする決 資 業 手 金繰 は、 続 の全国 を整理合理 議 た総合的 りを考慮 そ \mathcal{O} を行 ほ 知事 とんどが 11 な経済対策を早急に明 化 会議において、 関 すること。」 玉 係 |庫支出 方 地 面 方 に 公 要 共 金 を柱とする 望 特に、 \mathcal{O} 寸 早 L 体 た 期 を 不況 示 交付 実 施 L 等 産 主 不 公 所 体 業 共 要 況 地 \mathcal{O} \mathcal{O} 域 措 業 解 て

度 お \mathcal{O} え る 等と合わ V 昭 すべ 特 7 を超えるも \mathcal{O} 和 ょ 例 六 うな 7 + 措 せて 置 车 地 \mathcal{O} ·度以 玉 高 か 方 公 庫 6 公 \mathcal{O} 率 共 更に、 補 共 に 降 \mathcal{O} 事 助 寸 0 業 体 庫 高 い 率 直 0 負 \mathcal{O} て、 補 規 轄 担 強 助 \mathcal{O} 模 率 事 い 昭 玉 業 0 \mathcal{O} 反 和 負 庫 E 補 拡 引 対 六 担 計助、 大が 十年 0 に 率 下 げ 11 ŧ, に 図 負 て に カコ 度 0 5 担 ょ は 0 カコ 11 れた。 n 約 て 率 わ 玉 節減 + 6 庫 \mathcal{O} % ず、 補 律 引 助 に 下 れ 補 原 + げ た 則 が 助 負 % いとし 玉 事 担 行 程 業に 度引 費 率 わ てニ か は れ き下 6 たが、 0 分 い 更に 公 ゖ゙ 共 7 \mathcal{O} は 事 6 昭 を超 業 約 段階引き下げ れ、 和 \mathcal{O} Ŧī. 六 心えるも さら +事 % 業 车 \mathcal{O} 度は に 量 削 拡 \mathcal{O} 減 大 に Ś が 原 昭 れ、 行 0 和 則として二分 に当てられ 六十 わ V 'n て 昭 た 和 昭 六 年 十二年 民 度 和 間 六 に $\hat{\mathcal{O}}$ + ŧ 資 度に を 分 超 年

場 きな影響をも 公 に 共事業量を確保するため予算の追加補正とこれに伴う地方財 昭 最近の急激な円高により 実現と抜本的な対策を早 和 い 六 輸出 + 年になると円相 たらした。 関連企業、 農林 このような状況に 場 -急 に わが 漁業をはじ は急騰し、 国の 確立するよう 輸出関連中小企業、 8 同 対処するため、 国内経済全般わ 年十一月には 円 高 対 策 たり 0 農林漁業等は多大の影響を受けるので、 本会は昭和六十一年七月十七日 ド ルニ 推進に関する緊急要望」 か 源 ってない 百円台となった。 の確保について万全の措置を講じるよう 厳 しい 事態に直 我が 及び下半 国 の全国 面 経 Ļ 済はこの 期に 地域 知事会議 適切 おけ 経 急激 な為替相 る 済)所要 に に な ŧ お 円 大 高

六 国鉄問題等

事

業

0

追加

および

地

方財

源

 \mathcal{O}

確保に関する緊急要望」

を決議

Ļ

関

係

方

面

に提

出

した。

公共事業関係費の追加を行った。

ような動きを受けて、

政府は昭和六十一年度補正予算において、

昭和四十二年度~五十一年度)

玉

鉄

財

政

再

建

别 措 玉 置 鉄 法 財 政 は 0 制 昭 和三十 定をみたが 九年 度を境に 玉 鉄 財 政の 赤字に 再 建をめぐり本会は 転 落 したため、 昭 和 特 四 干 应 国鉄 年五 月に 納 付 は 金 問 題と地 日 本 国 方 有 閑 鉄 散 道 線 財 問 政 題 再 を 建 重 促 進

項として要望の実現に努めた。

鉄 納付 金 問 題 に つい 、ては、 国鉄が 昭 和四 十三年 ・度の 予算編成に お V て、 市 町 村 に納 付 すべ き国 鉄 納 付 金を計

を提 た せ 上 抜 た。 起し ることを 本 なかったことか その 的 たたた な 後 玉 決 8 鉄 議 財 政 地 府 Ļ 政 方 に設 5 再 要望 六 建 団 措 置 本 Z 会 体 実 置 現 は を れ は 昭 求 た 市 \mathcal{O} た 和 め 玉 長 \Diamond 兀 鉄 十三 \mathcal{O} あ 財 運 わ 政 町 動 年十二月 村 せ 再 会等 を 建 て 展 推 「ロ 開 進 関 슾 1 係 た 地 力 議 4 方 体 ル -と連 自 線 昭 治 兀 \mathcal{O} 整 携 確 立 備 L 総 及 て強 決 び 起 力 玉 大会」 に運 鉄 再 が 建 動 を 期 意 を 開 間 見 展 書 開 催 中 \mathcal{O} \mathcal{O} Ļ 納 中 予 付 で 算 れ 金 ₩. D に \mathcal{O} 強 大 法 計 幅 措 上 姿勢で を な 置 を含め 実 軽 減 現 対

+ 11 \mathcal{O} 7 月三十 分 解 決すべ \hat{O} 運 一を 輸 省 日 きであ 国 は [と地 玉 鉄 昭 財 和 0 方 政 て、 で 四 干 再 補 建 六 地方団: 助 策 年 j 度 に Ź 関する緊急要望」 予算 体 \mathcal{O} 玉 に 負担を求め 要求 \mathcal{O} 予 算 を行 編 成で、 0 たが、 ることは を決議 地方交通線 これ Ļ 筋 違 に 政 対 V 府 であり承服できな し本 等に提 万 会 は、 千 出 「した。 丰 玉 口 鉄 メ 財 1 V 政 1 \mathcal{O} ル とし 再 に 建 て、 は 0 い 昭 て 玉 和 \mathcal{O} 経 責 兀 営 + 任 赤 字 五. に 年 お 額

字 以 0 \mathcal{O} そ で 額 内 練 あ 0 に 1) \mathcal{O} 後 0 撤 直 た 分 去 ŧ L す が \mathcal{O} る。 行 鉄 を b 財 た 政 補 n だ 再 助 す L 国 建 るも は 地 鉄 元 順 財 調に が \mathcal{O} 政 存続 とし、 新 推 再 を 移 建 ĩ 希望する路 玉 対 なかったため、 策 は (要綱) 地 方 寸 線 (昭 四 体 は の 支出 五. 撤 昭 • 去 和四十七年 に 計 応じ、 画 に . 基 づ その き、 が \mathcal{O} 金 示 玉 額 ż 撤去する. \mathcal{O} \mathcal{O} れた。 予算 • 編 五 年 成 倍を支出する。」 深に当 度 れ ま は で 0 地 地 て、 方 方 閑 玉 寸 体 散 鉄 لح 線 が 再 そ は 建 う 五. \mathcal{O} 放 赤 年 策

線 旨 構 \mathcal{O} 想 れ に対 に 地 関 方交通 はする 緊急 本 線 会 問 決 題 は 議」 昭 に 関 和 を す 几 十六 決 る要望」 8 強い 年 + をま 反 対 月 運 た 動を 玉 地 鉄 行 方 \mathcal{O} 経 0 自 た 営責任 治 確 立 を地 対 策 協 方 議 寸 会も 体に 翌四 転 嫁 するも + 七 年 の で 月 あ 0 同 7 趣 容 旨 認 \mathcal{O} で 地 き な 方 い

n 6 \mathcal{O} 運 動 E より É 民 党総 務 会は 地 方 開 散 線 0 撤 去 は 関 係 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 同 |意を得 た t \mathcal{O} に 限ること。

との決議を行い、 これにより本会の要望は一応受け入れられることとなった。

民 11 一の利便と自主経営上の負担の程度とを勘案しつつ、 を検討することとする。」とされ、 昭 和 五十年十二月、三たび 「日本国有鉄道再建対策要綱」が閣議了解され「赤字 その方向付けを行うため昭和五十一年十月に運輸大臣 国の積点 極的な支援の下に、 国鉄 П 1 \mathcal{O} 力 責任におい ル . の 諮 線の運営は、 問機関として てその 取 地 域

法として次第に地 他国鉄に関する問題として鉄道利用債がある。 方に対する依存の度合い が拡大されてきたところから、 これは昭和二十九年度から発行され、 本会は昭和四十二 一年度、 国鉄 の資 そして特に 金 調 達 \mathcal{O} 加 便

輸

策審議会」

が設けられた。

十七年度以降毎年度その廃止を強く要望した。

地方交通線対策(昭和五十二年度~六十一年度)

れた。 等を内容とする 0 0 路線 地方交通線対策については、 第九十一回国会に提出したが廃案となり、 損等の の府は国 本会は、 幹線等を結ぶ路線、 措 鉄 置を実施するため「日本国有鉄道経営再建促進特別措置法案」(国鉄再建法案) \mathcal{O} 財 「地方交通線対策に関する緊急要望」を行い、 同法案の国会提出に先立つ昭和五十五年二月八日と、 政再 建を図るため、 地域 地域住民、 の住民生活等に重大な影響を及ぼす路線等は特定地方交通線にしないこと。」 地方交通線の徹底合理化、 関係諸団体の理解と納得の下に実施すべきであること。 その後同年 十一月、 関係方面に提出した。 バ 第九十三回国会で成立し、 ス輸送又は第三セクター等による鉄 同法成立後の同年十二月十日、 を昭和 同年 開発予定地域 十二月公布さ 五. 国に対し、 十 五年二

住

扱

幹 慎 で 重 を 昭 た X 和 ござす 地 対 Ŧi. 処のさ 方 + 地 交 玉 九 方 诵 n 六 \mathcal{O} 年 線 た 基 寸 莂 V 本 体 月 + は 0 的 と の 運 Ł 政 策 月 賃 政 に が 緊急要望を行 府、 ŧ 設 渾 定 逆行 輸 され、 省 鉄 けるも が 玉 昭 地 0 鉄 和 方交 たが E 五. \mathcal{O} で 対 +通 あ 九 L 線 昭 り、 年 度に 和 地 \mathcal{O} 運 五. 地 方 割 賃 + 実 域 入施され 増 は 九 社 幹 年 会 運 应 線 \sim 賃 月 . る 渾 \mathcal{O} 制 賃 iz 影響も大き 度は 運 実 賃 0) 施 設 六 だされ 定に • 玉 五. 土 た運 % \mathcal{O} 地 増 \mathcal{O} 均 域 賃改定 衡 で、 别 しとされ あ 運 る 賃 地 で、 域 発 導 展 入 0 普 実 の 情 地 検 通 域 討 運 に + 格 賃 を に 分 差 始 配 \mathcal{O} \Diamond 慮 是 た 正

が め、 \mathcal{O} 線 等 + 玉 側 当 分に 鉄 カコ 玉 地 が 6 面 鉄 域交 再建 反 行 \mathcal{O} す る地 (映されるよう再三にわ 諸 0 通 た 問 法 問 域 題 第 案 題 交通 E 研究会」 うい 次 が 国会に か に Š . 関 て検討を行うとともに、 第三次特定地方交通 す (委員長戸 る諸 提出され、 たり、 問 題を 谷兵庫県 にはじめ 政 そ 府、 の審 とし 玉 議が 線 副 鉄 必 (廃 知事) 要な事 て 行 に 要望、 止 わ 路 地 n を設置 線) 項につい 域 7 申 \mathcal{O} V · る 昭 \mathcal{O} 総 入 Ļ 選 合 れを行っ 定に て関係 的 和 以 な交通 が後、 五. 対 $\overline{+}$ 五年 た 方 Ļ 玉 体 面 鉄 に要望するため $\dot{+}$ 本 系 地 会及び に 方交通 月十九日、 関 する諸・ 地方六 線 対 方 策等 策 本会は、 寸 \mathcal{O} 等を 検 体 は 討 に 検 つ 地 を 方 V 地 するた 7 \mathcal{O} 0 方 交通 た 地方 見

道 切 捨 経 ま た 7 営 \mathcal{O} 地 地 安 方 定 六 元 的 \mathcal{O} 寸 負 な 体 基 担 は 増 盤 等 を確立するとともに、 昭 \mathcal{O} 和 問 六 題が + 起こらない 年二月二十六 、ようにすること。」 地域交通 目 \mathcal{O} 玉 確 鉄 保につい 改 革 に 等を要望した。 関す て国の方針 ,る緊急要 要 を明 望 確に を 決 議 今後、 将 地 来 に 方 交通 わ たる 鉄

三 国鉄改革

進 置 法 るため 時 が 行 施行され、 政 Ó 調 体 査 制 숲 \mathcal{O} 同 整 第 法 |備を行うことを目的とす (D) 規定に基づ 臨 調 \mathcal{O} 第 き国鉄改革 一次答申 る iz 昭 必 五. 要な事 日 七 本 七 玉 項 有 É \equiv 鉄道 0 い の て審議す を踏 経営する事 ま え、 Ź 日 業 昭 \mathcal{O} 和 本国 再 五. 建 + 有 \mathcal{O} 八 鉄 年 推 道 六 進 再 月 に 建 関 監 す 鉄 理 (委員 再 建 時 を 措 推

諸 国 六次にわたる意見を提出したあと、 題 鉄 0 再 処 建 理 監 方 理委員会) 法について述べ、それらの措置を速やかに講じるよう求めた が 設置され、 玉 昭和六十年七月二十六日、 鉄 再建監理委員会は、 昭 和 公社制度の 五十八年八月二日の第一 「国鉄改革に関する意見-廃止、 分割、 次緊急提言をはじ 民営化とそ 鉄 道 に伴う 0 未 Ď

来を拓くためにー」を内閣総理大臣に提出した。

体は、 極めて乏しく、 る負担要求等 本会は、 目下、 地 行政改革の一 の その受入れは困難であること。」等の会長談話を発表した。 元 意見に対 のしわよせに結び付くようなことがあってはならないこと。 Ù 環として人員削減を強力にすすめていること等か 将来に向 カュ 0 て、 地方交通 線 の 切 捨 て、 利 便性 5 の 低 余剰. 玉 下 鉄 退 運 人員対策につ 賃 職者を受け入れ \mathcal{O} 値 圧げ、 V . て 各 地 る余 元 地 に 地 方 対 **団** す

され 方 針 」 分府は、 第百四回 成立、 を閣議決定 国鉄再建監理委員会の意見を速やかに実施するため、 国会に提出され、 同年十二月、 し、この決定をもとに、「日本国有鉄道改革法案」 公布された。 衆議院解散により廃案となったが、 昭和六十年十月十一 同年十一月二十八日、 等国鉄改革関連 の 日 八法 国鉄 第百七 案が 改 昭 革 口 [国会に 和 0 六 た + 8 再 0 年三 提 基 本

に れに、 ついて適切 方六団 地域 交通 体 な措置を講じること等を主な内容とする は、これら法案が閣議決定されるに先立ち、 確 保 \mathcal{O} 問 題、 特定地方交通線対策に おけ 「国鉄改革に関する要望」 る経過措 昭和六十一年二月二十六日、 置 整備新幹 線 を行った。 の 建 設促 国鉄改革基本 進 用 地 処 方針 分 方法 . 関

昭 雇 和 用 六 対策本 府 + は 年 部」を設置するとともに、 余 剰 九月十二日 人員 0 雇 用 「国鉄等職員再就職計画」 問 題は、 玉 同年十二月十三日「国鉄余剰人員雇用対策の基本方針」を策定し、 【鉄改革の最重要課題であるとして、 が策定され、 地方公共団体に対して、 昭和六十年八月七 一万一千五百 目 玉 鉄 人を雇用 余 更に、 剰 人員

(

本

一会では

ね

てよ

り、

玉

王

 \mathcal{O}

幹

線

交

涌

機

で

あ

線

治

体

 \mathcal{O} 長

11

間

 \mathcal{O}

懸

案でも 関

あ

いる整備

新

幹

線

に

つ

その

早 か

-期着工

完成

を要望してきた

が、 関

昭

和 り、

六

+ 沿

年 自

+

月

 \mathcal{O}

玉

鉄

改

革

連

法

成立を受け

昭 \mathcal{O}

和 建

六 設

るよう 葽 請 が 行 わ れ

との きる よう 済 限 懇 金につい なことは \mathcal{O} 鉄 ような 談 改 ŋ 革 \mathcal{O} 会 関 協 て的 経 行 力はするが、 昭 連 過 わ 六 法 を 確 な 案 な処理 経 の いこと。 = 国会提 て、 昭 を行 あくまでも各地 また、 七 出に 和 艺 い に 先立 + 地 おい 地 方に 年 方 ち、 団 兀 て、 体に 方 内 月 負担をもたらすことが 本会会 閣 寸 受け 日 体 総 玉 \mathcal{O} 理 自 鉄 長 大 入 は 主 は 臣 n 分割 る が 的 地 者 主 方 な協力に 宰 に 六 民 0 寸 L 、営化することとなった。 な た V 体 7 よるべ を 玉 いよう。」 代 は、 鉄 職 表 きで、 員 玉 L 7 鉄 \mathcal{O} 要望し 雇 \mathcal{O} 在 各 余 用 職 寸 剰 要 た 体ごとに人員 人員 請 期 間 K 15 0 関 ジ受入れ する 係 る 地 退 職 を に 方 割 子 手 0 当 n 寸 い 当て 及 体 て び は 共 る

(四) (昭 和 六十二 年 度 平 成 八 年 度

整

備

新

幹

線

建

設

対

策

北 わ 方 式 鹿 海 ゆ 全 道 ī 児 る 玉 で構 島 新 青 整 高 幹 設 森 線 \mathcal{O} 備 想 ζ 新 計 き 五. 鉄 線を 速度、 札 幹 れ 道 線 幌 網 た ぃ は \$. う。 とは、 建設 \mathcal{O} 2 で 昭 東 慢概算 和 あ こ の 北 兀 り、 + (盛岡 うち、 額等を盛り込 そ 兀 年 \mathcal{O} に策定され 後、 青 昭 森 和 昭 四 和 んだ新 + 兀 3 凣 た 干 北 年 五. 新 陸 + 幹 年五 線 全 東 月 玉 の 月 に整 京 [総合開 建設に係る に 5 は、 大阪 備 計 発 全 計 画 整備 が 玉 画 新 決定され 4 計 幹 に 九 線 基 州 画 づく国 が 鉄 福 定め 道 建 整 出 設 6 備 王 長 \mathcal{O} ħ 法 \mathcal{O} 崎 指 ることになっ 高 が 谏 示 が 制 高 (5) 行 定 能 ž 九 わ 州 れ な れ た た。 輸 福 走 送 体

され 年一月に建設 整備 新 幹 計 線 画 0 凍 結 建設が実現する環境が整う一方、 の 閣 議決定が解除されるとともに、 国は、 昭和六十二年四月一日に、 財政状況の逼迫により、 その整備に 玉 鉄 \mathcal{O} 分割 要する財 民営化 が実施 源

て地元自治体 の 財 、政負担を強く求めてきた。

が て早急に財源を確保するとともに、 沿線 本会は、「昭和六十三年度国の施策ならびに予算に関する要望」(昭六二・七・二三) 0 都道 府 県の 財 政状況に大きな影響を与えることが想定されたため、 建設主体、 建設方式等について適切な措置を講じ、 整備新幹線である五 その早期着工、 の中で、 線 この \mathcal{O} 建 早期完成 財 政 0 担

を図るよう要望

した。

等を考慮して五年後に見直すことが明記されていた。一方、 業関係費及び既設新幹線譲渡収入の一部を充当することとした。このスキームは、 て 尚 て申合せを行った。 れることとなった。 ム (~八戸間)、 収支採算性及び並行在来線問題、 府・与党は、 J R が 五〇%を負担、 九州新幹線 昭和六十三年八月、平成元年一月及び平成二年十二月の三回にわたり整備新幹線 この中では、北陸新幹線 (八代~西鹿児島間)、 残りを国と地方で概ね三五対一五の割合で負担することとし、 地域の振興等の観点を踏まえ、 (高崎~長野間)、 北陸新幹線 並行する在来線は、 (糸魚川〜魚津間) 北陸新幹線 整備を進め、 (金沢~石動間)、 開業時 のいわゆる三線 その後の経済社会情 その整備に必要な財 じ J Ŕ 玉 の経 の 東北 財 営か 源 五. \mathcal{O} 区 新 対 は 間 策 源 分離さ 公共 の に に ス 変化 丰 つい つい

(平三・七・一八) 本会は、このように財源スキームが策定されたことを受け、 以後、 整備新幹線五線 の建設については、 「平成四 所要 の 財 年度国の 沢源を確? 保 施策ならびに予算に関する要望」 Ļ 当初の 計画に基づく事業方

式により、

その早期完成を図ることを基調として毎年繰り返

し要望してきた。

また、

れ

5

 \mathcal{O}

整

備

に必

要な

財

源

に

0

V

7

は

新 たな

財

源

ス

+

ムでは

自治

体

 \mathcal{O}

負

担

割

合

が

玉

 \mathcal{O}

分

 \mathcal{O}

総

となってきた。 部 が第三セクタ これまでの 1 方 式 政 に 府 により 与 党の 運営されることが決定されたことによ 申 合せに基づ き北 陸 新 幹 線 \mathcal{O} 高 崎 ŋ 長 都 野 間 道 府 \mathcal{O} 開 県 0 業 財 に 伴う 政 負 担 並 行在 に 対 する対 来線 のうち、 応 が 問 題

本会は、このような状況 新幹線 の 開 業に 不の具体 伴 V J 化を新たに要望し を踏まえ、 R から分離される並 平 成六年 行 度 玉 在 来線 \mathcal{O} 施 策 \mathcal{O} 並 経 営 び に予 が 成り 算に 立つように、 関する要望」 事 業資 伞 五 産 0 無 償 譲 渡 を 明 \mathcal{O} 確 中

化するなどの支援策

た

行 画 -成六年 方針を決定したことを受けて、 十二月 7 九 月 運 輸 大蔵 政府として今後 自 治 内 閣 官 \mathcal{O} 建設 房長 計 官 画 0 屋を示す 匹 大臣 は、 整 備 連 新 寸. 幹 立与党が 線 \mathcal{O} 見直 今後 しに \mathcal{O} 整 備 うい 新 幹 · て 申 線 \mathcal{O} 合 建 せ 設

三党申 幹 い 選 定 平 十二月二十 E ||鹿児島 -成六 優先順: <u>-</u>合せ 0 V 年 に て ル Ō 位を決定 五. 政 は お 1 11 日 府 E 申 政 \mathcal{O} て 船 定 合 府 整備 せの 8 小 与 6 屋 そ 党 5 新 後 れ 幹線 新 た \mathcal{O} か も本会は、 東北 順 6 八 代間、 位 なる検討 0) に 新 取 をス 従 幹 扱 引き続い 線 V V 委員] に 着 \mathcal{O} Ī. うい パ 八 会が 戸 き粘 1 事 特 5 ての 業費 急規 設 新 1) 置さ 政 強 青 < \hat{o} 格で整備することとなった。 森 府与党合意」 、整備新 配 れ 間 分を行うこととなった。 採算 北 陸 幹 性 新 線 幹 が \mathcal{O} \mathcal{O} 見通し 線 成 早 7 期 \mathcal{O} Ļ 長 完 しなどの 成 野 了 上 を要望 線 諸 実際 越 五. 要件 į 区 間 に 間 続 を 新 け を フ に 満 規 ć ル 加 きた 着 規 え たしたも 工する場 格 新 が、 で、 た 平 九 に 0 与 所 州 成 新 八

建 設 措 費 置することとな の 約 \equiv % に高 ŋ め 地 方 5 れたことか 公 4共団: 体に 15° 措 置され 負担に でる地 伴 方 11 交付 発行され 税相 る 当 地方 額 に 債 0 \mathcal{O} 11 7 元 は 利 償 還費用 本 州 J \mathcal{O} R 五. 0 % 社 \mathcal{O} を地 占 定 資 方 交 産 付 税

145

継 例 が廃止 (平成九年四月) されることにより生み出される財源が当てられることとなった。

七 高速道路問題

高速道路の建設促進和六十二年度~平成

八年)

中で高速道路 和六十三年十月、 の整備を早期に進めるため、 道路審議会は、 高 速自動車 建設費等の一部に地元負担を求めることについて検討されるべきであ 玉 道 の整備と採算性の確 保」 につい . て 中 間答申を行

ると提言した。

ット すことのないよう整備手法等について配慮することを要望した。 高規格幹線道路の整備に当たっては、道路整備に関する国と地方の財政秩序を保持し、新たな地方負担をもたら 本会は、「昭和六十三年度国の施策ならびに予算に関する要望」(昭六二・七・二三)の中で、 ワークの形成を図り、均衡ある発展に資するため、高速自動車国道等幹線道路網の整備を促進するとともに、 国土の幹線ネ

それぞれの時 後、 高速道路網 点で政府の動向にも絶えず関心を払い、 整備に対する本会の要望は、今日に至るまでこれを基調としてきたが、 適宜、 機動的に要望活動を行ってきた。 同 時 に 年次ごとに

げ その後 を申請 したが、 日 本道路 公団 政府は、 は 平成六年五月二十日、 平 -成六年四 月、 建設、 景気低迷の中での公共料金引上げに対する批判に配慮 運輸両省に高 速自 動 車 玉 道 0 通 行料 金の改定 + 六%引上 高

速 道 路 通 行 料 金を含 む 公共 料 金 \mathcal{O} 年 内 値 上 げ 凍 結 \mathcal{O} 方針 を決定した。

2 I \mathcal{O} 均 本 事 を には 実 あ 施 る 決 発 計 議 展を著しく阻 画 れ \mathcal{O} ίz 早 . 対 建 設 期 L て、 認 財 可 源となる通 害すること 平成六年 3 全 玉 行 料 t \mathcal{O} 料 月二十 金 な ブ 金 1 $\overline{\mathcal{O}}$ V よう、 ル 凍 制 結 日 措 0 \mathcal{O} 堅 1 置 全国知事会議に 高 持 に ょ 速 道 ŋ 4 路料 高 土 速 金 道 開 発幹 凍結 路 おお \mathcal{O} ĺ١ 線 建 \mathcal{O} て、 自 解 設 動 除 が 「高速道 遅 車 (適 れ 道 建 正 路 な水 地 設 審 \mathcal{O} 域 議 準 間 建 設 会 で 格 \mathcal{O} 促 0 差 早. 利 淮 が 期 用 に 拡 者 関 開 大 負 す 催 る緊 を 担 中 玉 475 土

年 提 に 高 月 府 速道 に は 延 朔 路 そ 通 するという条 \mathcal{O} 行 後、 料 金値 平 成 六 上 件 げ 年 を認 を付した上で料金改定実 九月二十 めることとし Ħ 年 内 たが、 \mathcal{O} 公 共 が施を そ 料 \mathcal{O} 金 認 際 引 可 Ŀ 値上げ げ L が 凍結 幅 を一 さ れ 部 て 圧 い 縮 る 公団 \mathcal{O} 上 æ その 企 業 実 \mathcal{O} 合 施 時 理 期 化 分 前

て要望

た

まえ、 る道 に 会 さ 伴 路 これに対 を 5 \mathcal{O} 整備 早 平 中 に 期 成 心 ガ ヘソリ 開 平 特 とし 八 して、 成 催 定 年 な 財 十二月三 て ン 九 税等 源 年 ガ 建 匹 \mathcal{O} 0 ソ 要望 充 相当 ij 月 設省を中心に道路特 実 から 目 ン 部 を 強 税 行 化 分につい 消費税が \mathcal{O} 道 0 税率 た。 路整 2 高 \mathcal{O} 備 五.% 速 ても消費税が課税され 軽 自 \mathcal{O} 減 促 定 動 (うち、 (等を求 進 車 財源を堅持するため に 玉 関 道 8 する \mathcal{O} て署名活動を %は 全 緊急 玉 地方消 料 葽 金プ るという二 望 費 Ō Ì 行う を 反論が 税) ル 決議 制 など 重 に \mathcal{O} なされ 引き上 堅 課 積 税 持 極 1 問 的 一げら ガ た。 題 3 な ソ 玉 が IJ 本会は 政 改 れ 土 開 府 Ø ン ることが 発 税 \sim 7 等 取 幹 この \mathcal{O} り上 線 要 \mathcal{O} ような 望 決定さ 自 税 動 率 活 げ 車 \mathcal{O} 動 6 堅 状 が れ れ たこと 建 持 況 行 を 設 に わ 石 踏 油 審 ょ れ

府 平. は 成 そ 八 \mathcal{O} 年 後 <u>+</u> -平 月二十 成 九 年 Ė 度税 日 制 改 約 五. 正 年ぶ \mathcal{O} 中 ŋ で、 玉 ガ ンリ 土開 発 ン 幹 税 線 等 自 \mathcal{O} 動 課 車 税 道 12 建 0 設 11 審 て 現 議会を開 状どお 催 ŋ とす ることを 高 速 自 動 決 車 玉 定 道 0 新 ×

路 たな建設計画を決定した。 線 に格上げされるとともに、 新しい計画においては、三六区間、 整備 計 |画路線 の前段階として環境影響評価等の 九八二キ ロメー ŀ 調 |査に着手することとなる基本計 ル が基本計画 路 線 から 整備計 画

画路線に二五区間、八八六キロメートルが選定された。

第四節 災害対策

和二十二年度~三十一年度)

災害対策調査委員会

が国の災害対策に関する制度は、「備荒儲蓄法」(明一

三)にその端を発し、

戦後に入り、「災害救助法」(昭

的、 |二一)、「水防法」(昭二四)等が相次いで制定されたが、 本会は、こうした中にあって、昭和二十七年三月の十勝沖地震を契機として、 有機的 な制度として必ずしも有効に機能していなかった。 制度的にも災害関連の法律は一本化しておらず、 同年五月、 独自に従来 の防災行

政を再検討するため、 対策施設整備要綱」「非常災害関連法令整備要綱」をとりまとめ、実現に向けて、 災害対策基本法」等災害関連法制度の骨格となる「非常災害対策法要綱」「災害金融公庫法要綱」「非 の府は、 こうした中にあって、 本会に「災害対策調査委員会」を設置! 翌年の二十八年に台風二号等の災害が頻発したこともあって、 Ļ 調査、 研究を進めた結果、 関係省庁に強力に働きか 同 年 防災行 月に 政 の総合 常災害 ゖ 現 た

調

整を図るための中央災害対策委員会を設置し、

それに呼応する形で、

都道府県及び市町村に、

それぞれ災害対

(二) 災害復旧 策協議会が設置され

か \mathcal{O} 多発もその 災 災害 んは単 復 に 直 旧 つである \mathcal{O} 接 た 的 \Diamond な もの \mathcal{O} る。 玉 つまり だけでなく、 庫 補 助 戦争中 金 は 戦 間 \mathcal{O} 前 立 接 は 概 木 的 ね \mathcal{O} に 三分 乱 も多くの 伐、 の 二 造 林 禍 \mathcal{O} \mathcal{O} 根 補 不 助 を 均 残 で あ した。 衡による山 0 たが、 終戦 林 戦 後 後 の に 荒 は お 一分 廃がそ け .る風 \hat{O} 水害 0 程 原 が因であ 度 などに \mathcal{O} 補 よる災 助 L カコ 得

6

ず、

玉

庫

補

助

は

戦

前

より

も減

少

ĺ

た

府、 施設災害復旧事 ウプ勧告に そこで本会 GHQに働 ŧ は 取 業費国 きか ŋ 入れ 昭 っけ、 いけ、 和 庫 6 三十二年十 負 れ 全 担 面 法 的に 昭 和二十五 0) 国 月 成立をみた。 庫負担とする制 \mathcal{O} 年の公共土 「災害復 旧 木施 度 に 関 \mathcal{O} 設 する要望」 確立について努力してきた。 に 0 V ては全額国庫負担となり、 をはじめとして毎年繰り その結果 翌年 返 果、 L こ の 要望 に は 主 を 「公共 張 行 は 11 土 シ 木 ャ 政

は、 望 ま た、 現年度三割、 これについ 昭 和二十 ては ·七年五月二十二日 次年度五 昭和二十七年 割、 年 度 度二 に は から実現され 割 「災害復 \mathcal{O} 比 率 に 旧 た。 ょ 工 り、 事 促 \equiv 進 年 に 度以内に 関する要望」 .復旧を完了し得るよう法定することを を提出して、 土木災害 復 旧 に 0 VI

会は 昭 カコ 和二十七 そ \mathcal{O} 年五 後 政 月 府 は 「災害対策調査委員会」 被 害 1額を過 小 評 価 Ļ を設置 復旧費を大幅 恒 人 的 に 減 に安定した施策 額 してきたため そ の 確立を求め \mathcal{O} 基 本 は 崩 意見書を決 れ た。 \mathcal{O} ため 本

政府に根本的な対策を樹立するよう要望してきた。

昭

和三十二年

(

应

干

年度)

三 「災害対策基本法」の

制

定

議を経て、 府 内部でも高まりをみせ、 昭 和三十四 昭 和三十六年十一月に 年九月二十六日、 本会が要望してきた従来の防災行政の再検討の動きが 中 部地方を襲った伊勢湾台風を契機として、 「災害対策基本法」 が制定公布された。 政府は、 「災害対策基本法」 段と加え その後同法について、 速され 制 さまざまな 定の 動 **きが** 論 政

(昭和四十二年度~五十一年度

様

な災害や社会環境

の変化等に適切に対応できるよう必要な一

部

改正を行ってきた。

(四)

個

人災害救

済

制度

度 旧 共 施 0 制 本 度 設災害の早 会は災害が発生すると、 国の の 改 善、 施策ならびに予算に関する要望」 期復旧、 防災行政の 農作 充実等を要請してきた。 随時 物被害救済措 関係都道府県を中心に 置、 の中で災害予防の 被災住民に対する各種援助 「災害対策特別委員会」を設置し、 見地 から、 国に対 措置等を強く要望するとともに、 し国土保全対策の強化、 国及び関係方 災害復 面 毎 に 公

期において特記すべきものとしては 「個人災害救済制 度」 創設に向 けての 本会の 渾 動 が あ る

会は災害援護資金、 災害復興住宅融資、 天災融資、 災害貸付 け等に . つ V て、 貸付額 0 増 額 貸付 条件 0 緩 和

などを毎年度要望してきた

衛手段としての 的 かしなが 的被災に対し から、 損害保険は、 て弔意を表し、 般住民に対する当座の生活の立て直しに必要な資金の貸付 保険 金 見舞 \mathcal{O} 頭打 金 1.ち、 一の給付 保 険料 あ る \mathcal{O} V ,は貸: 割 高などの 付制度を独自 問 題が あ に設け対 0 制 度が 処していた。 ない ため、 各地 方、 方 団 玉 民 体 0 は

自

人

に 関する要望」 のように不十分な個人災害救 を決議 Ĺ 以 来個人被災者の援護措置 済 \mathcal{O} 現 状を打開するため、 の実現を強く要望してきた。 本会は 韶和 四十一 年十 月 「当面する個 人災害

策

委員会がそれぞれ であるとして消極的であっ 方 面 一での 人災害の 動 きが 救 活発 済に 「被災者援護法案」、 んであっ うい 、ては、 た たが、 昭 政 和三十六年から社会党、 府 は自然災害による個 「地方災害基金法案」、「国 人の 自民党、 直 |接被害につい 民災害共済基金制 公明党の各政党、 、ては、 度」 また、 私有 等を作 財 衆 産 は 正成する 自 参 力救 災 害 など、 済 対 策 が 建 特 前 别

民災害: か 共済基金制 昭和 四 + 度要綱試 一年五月の 案_ 佐 の 藤 実現が迫られたことなどから、 総 理 \mathcal{O} 共 八済方式 に 関 する積極 発言、 政府は もあ 「関係省庁連絡会議」を設置し、 b) \ 昭 和 四 十三年十 甪 自 由 民 主 党 \mathcal{O} 検

はい

0

究会は 業とし、 か 救 とする。」 6 本 会は 済 制度の 具 掛 体 年 昭 金 間 :案を作成するため 和 等を柱とする 創設に関する要望」を決議 は 匹 0 一人当り二百円、 検 + 討 Ŧī. を経 年 に 発生した災害 て 「国民災害共済 昭 和四十六年十一 \mathcal{O} 機関として 給付い の経験 は死亡弔慰金百万円、 制 個 度 政府、 月 に 構想」 に照ら 住 人災害救済制度研究会」 民 国会に提出 Ļ をまとめ、 . の当然. 個 人災害救済制 受傷二十万円、 加 した。 入による この 構想を実現するため、 都 度の (座 道 卓 自然災害による家屋 長 府 ・急な実現 県 単 高 知県 位の 総務部 自 を図る必 然災害及 同 長) 年 要が で全損 十二月 を設 び あ 火 災 るところ 百 個 共 万 円 済 災 以

を設 政 置 府 し は これ 任意加入による共済制度について検討していたが、昭 までの 各方面 \mathcal{O} 動向 及び本会の要請等を受け、 昭 和四十七年二月 和四十七年五月 衆議院災害対策特別委員会が 個 人災害問 題各省庁連 絡 災

害弔

慰金構

想

を決定し、

また、

自民党も同年六月、

七月

の

集中

豪雨災害対策重点事項を決めたため、

双

方の

見を汲み、 同 年十月 「市町村災害弔慰金補助要綱」 (総理府総務副長官、 厚生事務次官通知) を決定し、「行政

立する必要があるとして、 給付型」の かし、 この政府の措置はあくまでも過渡的措置であっ 措置を講じることとなった。 翌四十八年の第七十二回国会に議員提案により たので、 援 護の 種類、 「災害弔慰金の支給及び災害援護資金 金額などより充実した制 度を 確

のような自然災害による被災者の救済対策の動きは、 昭和四十七年に入り急速に進展し、様々の論議を経て、

同年九月七日

成立した。

「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法

(律)

が 議員立

法に

より制定され

その後、 逐次金額の引上げ等が行われてきた。

昭

和四十八年には、

0

貸付けに関する法律」が提案され、

貸付け制度が創設されたことは本会の活動の成果であったと言える。 本会が要望した個人災害の共済制度は諸般の事情により実現されなかったが、 災害弔慰金の支給、 援護資金の

(昭 和五十二年度~六十 年

(五) 大規模地震 対策

「大規模地震対

策特

別措置

法 \mathcal{O}

制

定

和 五十二年六月、 中部 巻 知事会及び 関 東地方知事会は現行の 「災害対策基本法」を中心とした法 制 σ

防 災対策では巨大地震には十分対応できないとして、 本会に特別委員会を設置して大規模地震対策に · つ VI 下での 7 \mathcal{O}

本会は、 この 要請に基づき、 七月一日、 中部圏、 関東ブ 口 ツ ク か ら選出した一 都九県により構 成され る 地震

別法

の制定等を検討するよう要請した。

要 緊 す 策 を 同 妆 急 決 綱 委員会は、 \mathcal{O} 策 確 議 研 を決定 置 ₫. 究 会」 を図 0 発 政 「るため 府 令、 を設置 十二月七 地 等 震 関係 十二月 災 対 害 策 方 予 日 地 研 更に、 + 防 玉 面 震に関する特別立 究会に 兀 に \mathcal{O} \mathcal{O} 地 強 日 た 震 七 8 替えて、 予 働 月二十二日 同 \mathcal{O} きか 知 要 特 綱 别 観 案に け 測 事 た 業 体 法 地 基 計 制 開 \mathcal{O} 震 制 づ 画 \mathcal{O} 催 対 定そ き 整 さ \mathcal{O} 策 策 備 れ 特 大地 定と た全 \mathcal{O} 別 大 他 委 (震災警 実 震 玉 負 0 対 施 地 会」 知 事会 策 などを 震 戒 特 **(**委 対 別緊急 地 策 議 員 内 域 に に 容 \mathcal{O} 長 お 0 とす 措 指 Щ 11 い 本 7 置 定、 7 る 静 法 協 巨 内 尚 議 仮 閣 県 大 大 L 地 知 地 称 総 震 理 事 適 震 \mathcal{O} 汝 大 切 \mathcal{O} 臣 \mathcal{O} 予 策 な 制 定 に 設 施 特 知 策 に 別 ょ 置 及 関 緊急 る を び を 地 決 強 事 す る 震 力 前 措 定 警 置 事 望 法 た 後 報 推 案 淮 対

定と、 付 \mathcal{O} 大規 早 政 ·急 決 府 小は、 そ 議 な 模 指 地 \mathcal{O} 附 本会が 定 震 地 لح 対 域 南 策 12 ※要望、 関 特 成 対 す ₩. 東 别 Ź Ļ に 措 し 観 た 置 対 す 法 六 法 測 案要 る指 月十 案 体 制 を昭 一綱と 五. 定 \mathcal{O} 強 \mathcal{O} 化 公 検 和 \mathcal{O} 五. 調 布 討 十三 整を され 防 災 地 年 計 义 震 防 $\dot{\mathcal{O}}$ ŋ 画 第 な 災 応急 緊急 八 が + 5 計 事 業 口 昭 画 推 玉 \mathcal{O} 和 会に 進 策 五. た 定 + とそ 提 \Diamond 出 年 \mathcal{O} 特 Ļ れ 兀 别 に 月 同 基 兀 な 財 法 ゔ 日 政 案 事 措 は 地 業 同 置 震 0 年 \mathcal{O} 防 実施 確 六 災 立 月 対 等 等 七 策 を 月 を 強 内 內 化 容 容 強 批 ことす 化 域 す 地 \mathcal{O} 域 る 指

地 震 財 特 法 \mathcal{O} 制 定

を

L

7

日

関 t 震 月 係 対 本 二十 策 方 面 事 は に 日 業 要望 \mathcal{O} が 地 全 円 震 を 玉 滑 防 に 行 災 知 事 実 0 施 た 会議 施さ 設 \mathcal{O} 整 に n るた お 備 V に め 7 は に 巨 地 は 額 震 \mathcal{O} 対 財 経 費 策 政 事 上 を 業 要 \mathcal{O} に 特 対 别 す 措 地 る 置 方 玉 を 公 速 共 \mathcal{O} 財 B 寸 か 政 体 に 特 \mathcal{O} 講 負 例 措 担 ľ 置 る 額 必 は 関 要 膨 す が 大 る要望」 あ な るとし ŧ \mathcal{O} に して、 を な 決 Š こと 議 昭 和 カコ 五. 6 政 + 兀 府 年 地

ま た 自 民 党 地 震 対策特 别 委員会は、 同 年 十二月 地 震 対 策 事 業 に 対 す る 玉 \mathcal{O} 補 助 率 \mathcal{O} 引 上 げ、 地 方 債 \mathcal{O} 充

うち、 地 置 方債 を講じるべ 地 震防 消 元 利 防 用 償 災対策強化 ハく決議 施設 還費の地方交付税措置等について昭和 \mathcal{O} 整 Ļ 地 備 昭和五十五年五月十三日、 域 社会福祉 12 .おける地震対策緊急整備事業に係る国の財 施設の改築及び公立中学校の改築、 第九十一回国会に地震対策緊急整備事業計画に基づく事業の 五十 Ė. 年度事 業 から 補 射 放上の 強事 政上 業に 一の特 特別措置に係る法律案」 っい 別措置がとられるよう立 .て補i 助 率 のかさ上げを行 地地 法措

(昭和六十二年度~平成八年度)

を提

出

翌十四

月

成立した。

(六)

多発する災害

Ļ 大災害(平七・一)、 三・九)、 本会は、九州 被災者に対する各種の支援措置の 毎年度、 北海道南西沖地震災害 災害の予防等の 中 北 ロシア船籍タンカー重油流失事故災害 部集中豪雨災害 見地から国に対 (平五・七)、平成五年異常気象・集中豪雨災害 (平五・六~九)、 実施、 (平二・六)、 被災地 Ų 国土保全対策の \mathcal{O} 雲仙 早 期 の災害復 岳噴火災害 (平九・一) 等の災害に際し、 強 化 旧 (平三・六)、 復興対 災害復旧 策 制 の推進等を強く要望 度の改善、 台風十七~十九号災害 国及び関係方面 防災行政等の するととも 阪 神 充実 淡路 対

(七) 個人災害対策研究会等を要望してきた。

は、 を受け、 個 成二年十一月、 人災害の救済に さらにその被害の長期化により、 雲仙 こつい 岳 『が噴火』 て 現 行 Ļ 制度の 翌平成三年五月以 個 改善、 人災害の救済が大きな問題となった。このような状況 新 制度の検討を行うため、 降、 大規模な火砕流 \mathcal{O} 平成四年一月十日、 発生により関 係地 域 初 \mathcal{O} が 動 下で国土庁 甚 期災害対 大な被害 平

成

兵庫

早

南

部

地

震

 \mathcal{O}

設

置

さらに、

平

成

t

年

月二十三日には

再度、

地

震

対策

特別委員会を開催

兵

庫

県南

部

地

震

関

い

わ

ゆ

策研究会」を設置 L た

を行った。 東京都総務局 また、 本会に 長 おお を設置し、 いても、 このような動 以後、 七 口 の 向 研 を踏まえ、 究会、 専 門部会を開 平 -成 四 年 五 催 月十三日、 し個. 人災害 の 個 救 人災害対策研究会」 済 問 題に 協 (委員 長 検 討

その結果、 災害救助 法 を柱とする現 行 法 0) 下 で は長 期 化する 噴 火災 害 \mathcal{O} 被災者に . 対 す Ź 個 人 救 済 が +

行 ま た、 得ないところから、 現行 制度の枠 組 その み \mathcal{O} 問題点、 中では救 えな 改善点を整理 V V) わ ば \mathcal{O} 上 制 度 政府等に対し速やかな改善を要望した。 \mathcal{O} す き間 に あ る問題 に つい これに対処す んため

 \mathcal{O}

新たな仕組みとして

「地方災害対策基金

構

想

を提

案

L

た。

(八) 方 制 度調 お こ の 七年 查委員 基金 会 構 (委員長 想 は、 同年十二月 長野 対策都道府県協力本 岡 Ш に開催 県 知 事 L に た本会の 部 おいてその是非を含めさらに検討していくこととなっ 理 事 会 政 策審議会合同会議で協 議 た結果、 本 会 \mathcal{O} 地

協 か 援 力本部を発足させるとともに、 また、 に 本会は 平成七. 進めるとともに 復旧 この決議を受け、 等 年 亚 兵庫 Ó 成 諸 七 県南 対策について、 年 被災 部地 月十 「平成 地 震 Ė 対策都 日に 域 0 七年 特 平 早 . 発 段の 成七 期 道 生 兵 府県協· 復 L 庫 支援、 年 旧 た兵 県 <u>-</u> 月 南部 力本 復 庫 興等 協力方を要請 十九 県南 地 部 .震対策! 月 を 部 推進 を設置する。 地 震 本会会長は 都 す に 道 っるため、 した。 対 府県協· Ļ ②各都 直 力本 最大 5 各 都 に 部 限 道 地 道 設 府 震 府 \mathcal{O} 置 支援協 県は、 県 対 三要綱」 知 策 事 特 被災者 に 力を行うことを決 别 を策定のうえ、 . 対 委員会を開 の 救援、 被災地 催 域 救 速 議 Þ を 対 す カコ た 本会

玉 七 Ξ 激 年兵庫 庁 甚 長官、 法」による激甚災害の指定をはじめ、 県南 部 自治大臣 地 震災害対 消 防 策に関する緊急要望」 庁長官等関 係 要路に対し実行 復旧 を地方六 復 興 の ため 運動を行うとともに、 団 体 ゕ の 特 連名で実施することを決議 莂 法 0 制 定等強力な支援措置を求め 衆 • 参両院| 国会 Ļ 議 内 員全員 閣総 理大 る 平 臣 成 係

九 広域応援協定の締結

省

庁幹部等に対

し要望

活

動を行った。

定した。 会で検討することを決定し、 て、 災害名の呼 会は、 の広域応援に関する協定」 全都道府県による災害時の広域応援に関する協定の締結が必要であるとの これを受け、 平成七年七月二十日、 称として閣 平 ·成八年七月十八日、 議 П 以後、 頭 を締結し、 了 解) 大分県で開催した全国知事会議におい 協議、 の教 平成 検討を続け、 訓を踏まえ、 千 八年 葉県で開催した全国知事会議に 九月 広域防 平成八年六月十八日に 日から施行した。 災支援体 制等 · て、 \mathcal{O} 阪 神 お 開 整 方向 į١ 催 備 て「全国都道 淡路大震災 L に を見出 た地震対策 0 V て、 Ļ 地 伞 協定の 特別 府 震 県に 対 七・二・一 委員 策 お 原 ける災 深案を決 会に 別 委員 お 兀

十 広域防災支援体制等の整備

災支援体制等 会は、 平成七年七月二十日大分県で開催した全国知事会議にお Ö 整 備に 0 V ·て 地 震対策特別委員会で検討することを決定した。 V て阪神 淡路大震災の教訓 か 6 広 防

玉 L 0 知 た。 全 玉 事 会の考え方に ①防災支援全 知事会議 協 議 に 検討を続け、 おお . つ い 玉 į١ 機 て締結されるとともに、 構 て④災害救援 の設立につい こ の 課題 の 一 船の整備 て②災害相互支援基金の創設について③住宅の災害共済制度に関する全 つである広域応援協定については、 次の四 に つ V てであり、 課題 に つい て、 ħ れらに 引き続き、 っいい 前述 て地震対策特別 今後、 のとおり平成八年七 検討 していくことを決定 委員会幹 事会等で 月 千八 日

協議、検討を行った。

第五節 社会福祉・文教・公害・生活環境保全対策等

社会福祉対策

(四年当制度の創設 (昭和四十二年度~五十一年度)

わ

が

| 国の

社会保障制度の中では、

児童養育費の制度化が特に遅れていたため、

多くの地方団体では、

単

-独施策

同 を創設して、次代の担い手である児童の福祉対策を図ること」を強く要請し、その実現のため で多子家庭における児童養育費負坦 年 政 五月成立した。 府はこのような情勢を背景として「児童手当法案」を昭和四十六年の第六十五回国会に提出 の軽減を図っていたところから、 本会は、 昭和四十二年以来 の 運 動を展開 「児童 同 法 手 案は 当制度 じた。

歳 未 厚生省は 満 \mathcal{O} 第三子 「児童手当法」に基づき、 以降を養育している人を対象に一人当り月額三千円を支給することとし、この 昭和四十六年度予算において、 三人以上の児童 (十八歳未 制 度は 満) 昭 を有 和 兀 干 五. 七

二 老人医療費対策

年

月

から

実施された。

高 の 齢 化 担 社 会 軽 減 の を 急速な移 义 [るため 医 行により老 療費 $\widehat{\mathcal{O}}$ 無料 人医 化 療費負担 の措置を講じ が 問 た府 題 化 県は昭 したことか 和四 16, 干 -六年に 地 域 住民の は、 三十七日 要請 団体にもの に応え、 自 ぼ 5 の 0 手 7

る 本会は 昭 和 四十六年十二月 「老人福祉 対策の 推 進に 関す る緊急要望」 を決議、 国の施策として老人医 療

庫

担

制

度を

創

設するよう政

府、

玉

|会等に

要望

した。

成立 昭 制 度を創設する方針を決め、 和 政 した。 匹 府 + は 昭 七 これにより全国 年 和 度 辺 \mathcal{O} 十六年三月厚生省内に老齢 予算編 成 統 E 昭和 お 的な制 V 四十七 て、 度化 老 人の 年の第六十八 が実現し、 者対策プロ 医療保険 回 ジ 玉 \mathcal{O} 国会に 天 自 エ 分の 己負担 クトチー 兀 「老人福祉法 分相当額を公費で肩代わり 都 ムを設置し、 道 府 県 。 の 市 老 町 部改正案」 村各六分 人問 題に ッする老ー を提出 $\hat{\mathcal{O}}$ 0 Įλ 、 て 検 \mathcal{O} 公費 人医 討 負担 [を始 同 療費支給 年六 8 月 ょ

(三) 幼児等医療費 分 策

る老人医療の無料

化

が

昭 和

四十八年から実施され

た

7 て全国的 幼 る状況か 児 統 重 度心 6 基 準 身 本会は昭 障 \mathcal{O} 下に .害児 和四十 実施され (者) 七年 等に るべ 対する 以来繰り返しその きものであり、 医 療費無料 化 制 老 人医療 度化を強く要望 をほとんどの \mathcal{O} 無料 都 化 と両 道 してきた。 府 Þ 県 相 が 玉 まって初 この に先 制 行 度は、 して 8 て社会保 実 玉 施 \mathcal{O} 障 責 る 任 \mathcal{O} 充 至 お

7 いる実情 治体病院 カ \mathcal{O} 七割 6 本 が が膨大な 会は 国に対 赤字 昭-地 域 兀 医 干 八年 療 0 -度累 確 保を図るため、 積欠損金一、 経営 五 〇 の)億円) 健全化につい を抱えており、 ての抜本 経営 的 方策 \mathcal{O} を 危 樹 機 立. に す 直 る 面

(四)

自 期

治

体

病

院 るも

経

営健

全化問

題

が

せら

ń

 \mathcal{O}

であ

よう強く 、要望 した。 昭 四 八・七・二五 昭 和 匹 十九 年 度国 の施策ならびに予算に関する要望」)

年 -度予算 のような状 に お V て自 沢沢に 治 対処するため 体病 院 財 政対 策として不良債 自治省は 地方公営企業研究会」 務 棚上 げ \mathcal{O} ため \mathcal{O} を設置し、 公立病院 特 例 検討を行った結果 債 その 利子 補 給 とし 昭 和 兀 て \mathcal{O} + 公 九

立 病 院 特例 債 利子 助 成 金、 自 治体不採算 地 区 病院 運 営費 補 助 金 \mathcal{O} 措 置等を実 現 た。

て ・る状況 れら \mathcal{O} に 措 あ 置 るので、 に より、 本 応 会は社会診 経営 健 全 療 化 報 \mathcal{O} 酬 方 策 \mathcal{O} 適正: が 取 化とともに累積 6 れ ることに な 欠損金 0 たが、 $\overline{\mathcal{O}}$ 解 な 消 お、 措 置 自 を含 治 体 8 病 院 経 \mathcal{O} 営 欠 健 損 全 金 化 が

に 累

0 増

(五) 社 会福 策 祉 が 検 特 討 别 され 税 問 るよう 題 要望し

7

方

た

創

を

四十三

年

来強く

提唱してきた。

昭 設

和

五. 昭

+ 和

牟

六

月に

は、 以

本

会

 \mathcal{O}

臨

時

行財

政

基

本

問

題

研研

究会」

が

玉

は

社

会福

祉

優

先

 \mathcal{O}

時

代

的

要

請

に応

祉 祉 え

本 会は 福 祉 向 上 \mathcal{O} 実をあ げ るた め 地 方 団 体 \mathcal{O} 行う 福 祉 行 政 に 対 する 目 的 財 源 L 7 \mathcal{O} 社 会 福 祉 特 別 税 \mathcal{O}

財 源 别 税 として最もふさわ 既 存 \mathcal{O} (仮称) 社 会 福祉 を創設することが望まし 関 係 V 諸 所得税、 制 度 \mathcal{O} 見 法 直 人税、 しと、 地方 相続 玉 と の と地 税等 報 方 告をまとめ提案した。 \mathcal{O} \mathcal{O} 増 機 収 能 を図 \mathcal{O} 分担 り、 た責任 その \mathcal{O} 眀 部 を 確 地 化 方団 を 义 体 り、 に これ 譲与する に 伴 う 社 社

昭 和 五 十二年 ·度 ~ 六十 年 度

(六) 高 齢 化 対 策

昭 和 Ŧī. + 车 代 は、 我 が 玉 が 高 齢 化 社 会 \mathcal{O} 道 を歩 み 始 8 た 時 期 í . 当 たり、 本会は 毎 年 度老人 \mathcal{O} 福 祉 \mathcal{O} 増 進

図るため、 所得保障を充実すべきこと、 総合的な保健医療対策を推進すべきこと、 在宅対策を強化すべきこと、

生きがい対策を充実すべきこと等を国に対し要請してきた。

特に、 老人保健医療対策については、 総合的な推進を図るとともに、 玉 の責任において別建ての老人保 険 制

及び退職者医療制度を創設すべきことを地方六団体で協力して強く国に働きかけたほか、

ねたきり老人、

痴呆

度

老人等に対する対策を強化すべきことを強く要請した。

政府は、 国民の老後の健 康の確保と老人医療費の公平な負担を図ることを目的とした「老人保健法 案」 を取

昭和 五十 年五 1月第 提出したが継続審査となり、

成立、

同五十八年二月から施行された。

まとめ、

六

九

十四国会

 \sim

翌五十七年八月第九

+ - 六回

玉 一会に

お

n

次いで、 昭和 五十九年十月実施の 「健康保険法」 の改正 において、 退職者医 「療制度が創設され V わ . Ф る退

者等の医療費については、 退職者等の保険料と被用保険か らの 拠出金により賄うこととなった。

社会システム 昭和六十年七月、 \mathcal{O} 構築を目指 <u>-</u> + 政 府 世紀初頭の本格的な高齢社会の が 推進 ーすべ き対策の \mathcal{O} 指針とす る「長寿社会対策大綱」 到来に備え、 人生八十年時代にふさわ が長寿社会対

策

関

VI

経

(七) 国民健康保 険 対策

会議において策定され、

昭和六十一年六月閣議決定された。

ところとなり、 民医療費は 毎年一 関 係 者 兆円程度増え続けており、 \mathcal{O} 間 か · ら 国]庫負担 近の強化、 各保 特に高齢者医療費の増加は、 険 間 の 財 政 調 整等抜 本的 国 必然的に国保財政に重圧 保 財 政対 策を求 8 る声 が を加える 高 回まっ

てきていた。

このような国保制 度に関し、 臨 調 は 医療費の適 正 一化を図る上から、 給付費の 部を都 道府県 が負担すること

最 ŧ 終答申に 制 検 度 以討を加い Ě 考えられるが、 お 昭 え結論を得ること」 ては、 五 七・七・三〇 国民健康保険 \mathcal{O} 問 題 に (昭五六・ 第三 つ 例制度の V |次答申| ては 経営の安定化措 七 な お 基本答申一) 財 0 源 問 第 題 ŧ 置及び医療費支払方式の 次答申)、 あるので、 \mathcal{O} 提言を行 また、 この 1 点を含め 更に、 国庫 補 改革」 昭 助 政 和 制 府 五. 度 部 を提言し + \mathcal{O} 内 八 改 に 年三月 善 お 合 11 7 理 + 化 本 兀 を 年 日 検 末 \mathcal{O} 討 ま

当 議 は、 会は を 特 玉 行 別 児 地 方 昭 童 政 を 扶 和 府等 通ず 五十 養 手当 -六年七 る行政 関 係 の 方 都 改革の 月二十 面 道 に 府 提 県 白 出 趣旨に反するものであり、 \mathcal{O} L の 全 た 肩 玉 代 |知事 わ ŋ 会議 は 絶 で 対 地 に行うべきでない。」 方公共 行わないこと。 団 体に 国 \mathcal{O} とする 特に、 財 政 負 国保給 担 行 を転 政 改 付 嫁 費並 革 するような \mathcal{O} びに 推 進 児 に 関 童 制 す 扶 度 る 改 決 TF.

11 0 撤 前 費 け 口 提 補 昭 を とす 関 廻 \mathcal{O} 助 和 ため 係 求 金 五. る要 方 め、 \mathcal{O} + 六 面 を 本 玉 更に に 行 庫 年 求 強く 0 を は、 補 八 ては 同 月 行 助 働 年 負 昭 0 きか なら 厚生 和 担 十二月二日 たことは 率 五. け + を 省 な 六年 四〇 た は い . こ と ま 地 九 % ることに 方 月十八 玉 から三五%に切 寸 は 体 \mathcal{O} V 財 \mathcal{O} Š .遺 日 政 意 ŧ 憾 Ø 向 でもな で 「厚生省 を無視 あ 方的. る。 ŋ V Iが 昭 下 L な都合によって、 我 げ 7 Þ と強 和五十七年度概算要求に当たり、 昭 は 新たに五%の 和 絶 く要望 五十七年度予算概算 対 承服することはできない。」として 玉 都道 ま の負担を地方に た、 府 県 地 補 兵要求に 方 説助を導入する要求を 六 寸 体 転嫁する、 お これらの ŧ V 同 て、 趣 旨 玉 概 負 保 \mathcal{O} 11 担 要 算 望 転 要 ゆ 0 求 嫁 た 付

0) 同 間 年 十二 で 月二十 昭 和 五. 干 月 Ė 年 度予算 自 民党 橋 に 本 お け 行 る国 財 政 保 調 療 査会長 養給 付費 及び 並 西 び 出 に 政 児児童: 調 副 会長 扶 養 手 0 当 ₩. の 会 給 VI 付 \mathcal{O} :費に 下 に 妆

自

治

大蔵

厚

生三大臣

E

要望を行

0

た結

果 地

そ

の

本会及び

方六

寸

体

は

昭

和

五.

+

六

年

七

月

 \mathcal{O}

緊急役員会を皮

切

ŋ

に

同

年

十二月

までにた

び

たび

主

関

す る地 全 体 方 負担 の 体 の 系 導入 \mathcal{O} 中に ĺ におけ 行 わ な る制度の在り方について検討する。」との合意事項が成立して、 V) 玉 保等については、 今後速やかに、 国 地方 の役割分担を含め、 玉 保 制 度に 医 療 保 対 す 険 Ź 制 度

道府県負担導入問題は一応の決着を見るに至った。

財 事 策を推進すること。 十二月二十日に厚生大臣に報告書を提出した。 が 調整枠の拡大、調整方法 れを受けて政府 加 で構 成する 第二に、 は 国 昭 保問題懇談会」を発足させ、 和五十七年三月三十一日、 の見直 退職 者 医療 し等について検討すべきこと。」等を提言した。 制 度の 創 同報告書は 設 に 学識経験者等 つい 同 て早期に成案を得ること。 懇談会は 「当面採るべき方策として、 国保 (本会からは社会文教委員長 \mathcal{O} 抱える問題に 第三に、 第一に、 ついて検討 玉 の 庫 医療費適 補 船 0 結 助 田 栃 正 木 化 県 知 対

に 創設を要望してきたが べては 一会は、 都道府県と市町村が各 る カコ か ねてから国保事業運営の健全化 に 2老人加 昭 入 率 々十分の 和五十八年二 \mathcal{O} 高 1 Ó 玉 |保の 五, 一月に 負担は、 保険者十分の七) のため、 老人保健法」 従来に 老人の医療保障について国保とは別建ての 比べ が て軽減され が決まり、 施行され、 この 老人医療に要する費用 ることとなった。 制 度の 創設によ ŋ 負担 老人保 他 \mathcal{O} (国 険 医 制 + 療 保 分の 度

が 険 移るた 用者保険 職者医療 職 者医 め、 療 制 カ 度は、 6 制 玉 度 保 0 拠 0 \mathcal{O} 出 創設 負担 被用 金によって賄 に 者 が より、 過 保険の被保険 更とな 退 われることとなった。 職被保険者とその家族の 0 7 V 者が高齢となっ たことから、 本 て医療の必要が 会に 医療給付費は、 お V てもその 高まる時期に、 対 退 職被保険者等の負担する保険料 策を要望 退職に L てい により たところであ 卥 健 康

お け る都道 子会をは 府 ľ Ø 県負担 地方六団 0 導 入に 体 は 0 V 昭 ては 和六 十一年十一月二十七日地方自治確立対策 医 療保険制度の 基本にかか わる重大問題であって、 協 議会等を開 玉 催 の 財 政 玉 Ŀ 保 都 制 合で

す

Ź

費

角

0

を

道

県

負

担

児

童

扶

養

対

に 軽 るととも 地 Þ 方 に 昭 に 制 和六 転嫁 度変 <u>+</u> 都 するに過ぎな 更をすべ 道 府 年度予算 県 負担 きでなく、 導 編 V 成 入 ŧ \mathcal{O} 反 の 対 直 で 玉 前 \mathcal{O} 保 あ 0 理 るの 財 十二月十 政 由 に地 に で、 0 方 11 このような措置に対しては断固 六 て の 日に地 の 般 Ρ 財 R 方六団 資料を作 源 を投入することは、]体が、 -成して、 また、 関 十二月二十二日に 係方面に対 反対する。」 玉 保 行政に L لح 対 強く する の 本会が 働 申 きか 入 玉 れ 0 それぞれ け 責 任 るとと 議 を

趣

旨

0

緊急

要

(望を

決

議

Ļ

関係

方

面

に

強力に

要

請

L

た

厚 に 保されるよう、 入 昭 生 幅 は 和 広く 省 見送られることとなっ 六十二年 ような が 、基本的 大 蔵 度 経 地 自 な 医 緯 牌を経 検 療 治 方 保険 討 財 両 省と協 政 て、 を行う。 制 対 度全体 たが、 策 昭 和六 議 \mathcal{O} ②このため して早急に検討する。」 た 十二年 : の 中 自治、 め \mathcal{O} 自 に -度予算 大 治 おけるその に 蔵、 大臣 厚生 と大蔵 検討を行う場を設置することとし、 \mathcal{O} 大蔵 の三大 制 度の 大臣 省原 との 在 臣 案 \mathcal{O} 覚書が取り交された。 ŋ \mathcal{O} 折 \mathcal{O} 方に 間 内 衝 で に 示 うい を目 お 11 て、 国 て、 前 保に に 国と地 玉 L た昭 っい 保 制 方の ては、 度に 具 和六十一 体的 対 役 な 割 その安定 す 分担 る都 年十二月二 進 8 方につ 左含含め 道 L 府 た 県 V + 運 負 速や 7 営 担 が \mathcal{O} 日 か 確 道

(八) 調 は 昭 和 部 五. $\overline{+}$ 都 六 年 七 府 月 7 が 日 \mathcal{O} 第一 することも制 次答申に 度上 お V 上考えら て 児 童扶 れ が 養手当、 問 特 題 別 淣 童 11 扶 ては 養手 当 に お つ 財 ては、 問

る

 \mathcal{O}

に

0

な

源

題

ŧ,

あ

る

でこ 年三 の点を含 月 $\dot{+}$ 兀 日 8 \mathcal{O} 政 最 府 終 部 答 内 申 に に お お い V て本年末までに検討 7 児 童 一扶養手 当 を加 特 別児童扶養手当につい えた結 論を得る。 よう提言するとともに、 7 は 支給 に要する費 更 角 に 昭 \mathcal{O} 和 部 五.

に いての 方、 厚 生 都 省 道 は 府 県 導 昭 入負 和 Ŧī. + 担 七 問 題 年 度予算 に · つ V て、 \mathcal{O} 概算要求 早 急に 結 に お 論を得る。」よう提言した。 い 児 童 扶養手当及び 特 别 児童 扶 養 手 当 \mathcal{O} 給 付 費

会をはじめ て新たに 都 地 方六団 道府県 体が強く反対したため、 指定都 市の負担を二十%導入することを前提とした概算要求書を大蔵省に提出したが、 国民健康保険への都道府県負担の導入とともに実施には至らな 本

とは、 日に、 和 おも児 「児童扶養手当・特別児童扶養手当の負担転嫁反対に関する要望」を決議し、政府、国会等に提出した。 地方六団体連名で「児童扶養手当及び特別児童扶養手当の費用の一部を地方公共団体に肩代わりさせるこ 五十八 度の 童 年度国 趣 扶養手当等につい 旨 から見て全く筋違いであるので、 の予算編成においては、 て地方負担の導入を図ろうとする動きをみせたため、 厚生省 の概算要求には組み込まれなかったものの、 国はこのような措置を取ることのないよう強く要望する。」 昭和 五十七年十二月二十二 厚生省、

大蔵、 この結果、 厚生の三省間で「昭和五十九年度を目途に、児童福祉施策の在り方について、 覚書に基づ こ の 児童扶養手当等に対する地方負担の導入は見送られることとなったが、同年十二月二十五日、自治 ため の検討の場を設けることとする。」との覚書が取り交わされた。 いて昭和 五十八年三月九日、 厚生大臣の私的諮問機関として学識経験者六名で構成する児童 幅広く総合的に検討するも

祉 手当 懇談会 制 度 0 (地方団 抜 本的 見直 体 からは松永埼玉県副 が 必要であり、 児童手当 知事が参加) 「制度との関連についても今後考慮していくことが必要であ が発足し、 同懇談会は、 同年十二月二十六日、「児童

る。」等を内容とする報告を行った。

道 本会は、 府県に移 昭 和五十九年度国の予算編成におい 昭 和 五. 干 児童扶養手当の給付費の二割を都道 -九年一月十二日に緊急在京知事会議を開催し て、 厚生、 大蔵 府県に負担させようとする案を提示してきた。 両省は、 昭和 「これらの措置は単に地 五十九年度から児童扶養手当の支給 方へ負担を転嫁するに これに対 事 務を都 過

きが

V

 \mathcal{O}

推

ぎな ŧ 0 で あって、 容 認 できな との 趣 旨 の 緊急要望を決議 地 方 六 団体と協力して反対運 動

た

を 寸 \mathcal{O} 導 体 前 L て 入 \mathcal{O} 日 カ す 財 地方負担を導入する \mathcal{O} L ることで決着 政 昭 な 需 和 が 要に 五. 5 + 対 九 児 しては 年 童 Ĺ 扶 月二十四日 養手当給 適 問 題に な 切 な お 措 つい 付 置を そ に、 費に 、ては、 \mathcal{O} 講 同年 際 対 呼ずる。」 す $\dot{+}$ 所管省におい 自 る 地 治 月 方負 等を内容とする合意がなされ 以 大 八蔵、 降 担 導 改 て万全の措置を講じること。 厚 入に 生三 正法 0 省 施 V 間 行 て 後 で は 児 昭 \mathcal{O} 童 新 和 扶 規 五. 養 認 + 定者 手 九 当 年 -度予 制 分 同 制 度 度の 限 \mathcal{O} 算 ŋ 改 政 実 正 府 施に 及 都 案 てド 道 \mathcal{O} 伴 府 閣 同 Š 手 県 議 地 負 決 担 定

(昭 和 六十二年 度 平 成 八 年 度

(九)

高

齢

者

保

健

福

祉

施

策

亚 % 成 を 我 **三十七** 占 が 8 玉 7 \mathcal{O} 年 V 高 には 齢 る が、 化 高 は 急速に当 齢 今 [化率 後 は二七 少子 進 展 L 高 7 兀 齢 お 。 に り、 化 が もなるも 平 諸 成 外 玉 七 に 年 の 例 + と推 を 月 4 時 定され 点 な で高 11 スピー てい 齢 者 人口 た。 F, · で 進 は 行していくことが予想され 八二八万人と全人口 0 + 兀 六

本 会は 対策 \mathcal{O} 進等、 ような 老人には 状況 を踏ま 対する福 さえ、 ねたきり 祉 充実を国 老 人等 に要望してきた。 \mathcal{O} 在 宅 福 祉 対 策 \mathcal{O} 強 化

痴

呆

性

老

人

対

策

 \mathcal{O}

確

立

老

人

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

で お 政 実 府 現 平 は 成 昭 を図るべ 和 元年十二月に、 六 + き目標を掲 年 六月 消 E 費税 げた 長 寿社会対 0 導 高 入の趣旨を踏まえ、 齢 者 策大綱」 l保健 福 祉 を 推 決定 進 + 高 カ 齢者 年 総合的、 戦 保健 略 福 Î 祉 効 サ 果 ル ĺ 的 ドプラン)」 Ė な スの分野 施 策 \mathcal{O} 推 (以下 に 進 お に V 努 て 平 めることとし 「ゴ 成 + ル K 年ま

1

1

ン」という。)を策定した。

化 \mathcal{O} 八法律が一 さらに、平成二年六月には、 市町村、 都道 括して改正され、 ||府県における老人保健福祉計画の策定と保健・福祉サー 在宅福祉サー 「老人福祉法」をはじめ「身体障害者福祉法」、「精神薄弱者福祉法」 ビスの推進を基本に、 在宅 施設 ビスの目標量の設定などが 両 サー ビス業務 0 市 町 行われ 等福 村 \mathcal{O} れるこ 祉 関係 元

ととされた。 本会としても、ゴールドプランの着実な実行をはじめとする老人に対する総合的施策の確保充実を国に要望し

5 月 \mathcal{O} イサービス、 各都道府県においても高齢者保健福祉施策を積極的に推進してきた。 に全面的 整備に係る所要予算の確保に関する緊急要望」などにおいてゴー その後 本会としても平成六年七月二十一日の地方自治確立対策協議会の 平成五年度には各地方公共団体が作成 な見直し 特 別養護老人ホ (新ゴー ル ームなどについてゴールドプランの目標量を大きく上回ることとなったことなどか ドプランの策定) が した老人保健福祉計 . 行わ れ た。 ルド 「社会福祉施策の推進及び廃棄物処理施設 画 プランの見直しを要望し、 の り目標量 の集計が、 ホームヘルパ 平 成六年十二 (ーやデ

ビス基盤 の新ゴ 皿の整備] ルドプランでは、 \mathcal{O} 層の推進を図ることとした。 ホームヘルパーやデイサー -ビスの 目標を一・七倍に引き上げるなど高齢

平成七年七月、 カ 特別養護老人ホ しながら長寿化の 社会保障 進 A 行、 制度審議会は、 等 \mathcal{O} 施設 家族形態の変化などに伴い、これ の入所待機も解消されず、 社会保障体制の 再 構築についての勧告を行い、 国民 までの家族を中心とした介護 の介護に対する不安はなおも その中で介護サービス は様 高 Þ な 問 題 に 直

面

を社会保険方式により提供することの提案がなされた。

に よるシステ 老人 ムに 保 健 福 0 き具体 祉 審 議 的 会も、 な検討 新 を進 た な 高 \Diamond i 齢者 るべ きと 介護 \mathcal{O} シ 中 ス 間 テムとし 報告を取 て、 ŋ まとめ 適 切 な公費 負 担を組 み入れた社会保険方式

11 ての 大きな影 後、 審議会での 論が 老人 響を及ぼ なされ 保 健 審 福 たが、 す 議内容などについて検討を行ってきた。 祉 É 審 議会に \mathcal{O} 本会に であることか お お V て保 ては、 険 5 者、 同 の 年 被保険 八 シ 月 ステムが に社会・ 者、 受給者、 文教 福祉 調 査委 保健 保 険 負 医 料 会に 療 設 定、 \mathcal{O} 関 両 係 分 利 部 野 用 長で にま 者 負 たが 構 担 成す など具 ŋ Ź 専 都 体 菛 的 道 員 府 事 県 項 行 に 政 0

審議会は平成八年四月に最終報告を厚生大臣に提出した。

市 に 町 提 村 出 \mathcal{O} した。 などを盛 さらに若年被保険者の範 報告を受け、 で設定し、 この ŋ 込 徴 試 厚生省 W 収すること。 案では、 でい た は 保険 囲 玉 者 会 要介護認定を市 を四十歳 を市 \sim \mathcal{O} 法案提出 町 からとすること。 村 特別 町 をめざして、 村で行うこと。 区とし、 在宅サ 六五 介 歳 護 ĺ 公費負担を介 以上 保 険 ビ ス $\overline{\mathcal{O}}$ 制 度試 高齢 \mathcal{O} 先行 案を作成 者 ·護給: 実 (第 施 付 費総 種 現 Ļ 金支給 被 老人保 額 保険者) の二分 を当 健 \mathcal{O} 福 面 \mathcal{O} 行 保 祉 とす わ 険 審 料 議 は 会

こと等の これに対 問 題 全国 点が 市 指 摘され 長会、全国 拙 速 町 を避 村会か け Ć 6 慎 玉 重 な 民 健 議 論を 康 保 行 険 うべ 制 度 きとの の 実態 意見、 に照ら 決 L 議 て、 などが 財 政 提 Ĺ 出 \mathcal{O} 不 -安が ħ 極 7 大

共 <u></u> すことを見込 本会は 体との合意形成を図った上での実施を求め 介護 W 保 んでい 険 制 度案が、 ることから、 介護 給 社会文教 付 費に対する費用負担や連合会 調査委員会、 た 「介護」 保 険 専門員会での 制 度案に関 0) 「する意見」 検 討 拠 出 \mathcal{O} 結 [金など都 料、 を厚生-平 成 道 大 八 府 臣 年六 県にも大きな に 提 月 出 + L 日 地 役 方 割 公 な

会では引き続き専門員会に お V て 介 **護保険** 法 要 綱 案 公聴 会でのの 議 論や 都 道 府 県 の 役 割などにつ 7 検

社会文教調査委員会懇談会での議論を経て、 九月十三日介護保険 制 度における都道府県 の 具体的 役割を

「介護保険制度に関する意見」を厚生大臣に提出した。

に 関 公 する与党合意がなされた。 聴会の 議 論や知事会、 市長会、 この修正事項においては、 町村会の意見などを踏まえ、 国から市町 九月十九日に 村 の 要介護認定に要する経費 介 **漢保険** ||法案| に 係 る の二分の 修 正 事 項

 \mathcal{O} 役 割 0 明 確 化 平 成 十二年度からの在宅・施設サー ビ ス の同 時 施行などが示された。 相

当

額

の交付

など市

町村

0)

財政支援

 \mathcal{O} 強化、

都道

府県による財

政安定化

基

金

0

設

置

•

運営など一

定の

都

道

府

 $\bar{\mathcal{O}}$

確

にするため、

平 法 成 案は平成九 政 八年十一月二十九日第百三十九回国会へ提出されたが、 府 は 修 年 正 事項にそって、 月 0 第百 兀 + 「介護保険法案」、「同 口 国会に提出され、 衆 [法施行法案]、 議院に 衆議院において継続審議となり、 お V ては可決されたも 「医療法 \mathcal{O} 部 を改正する法律案」 \mathcal{O} \mathcal{O} 参議 院に その後、 お V を作成 て、 これら 継

(+)国民健康保険対策

昭

和六十年

代

以降も、

加 入者

0

平

均年

齢

 \mathcal{O}

高

11

玉

民

健

康

保

険

E

お

11

ては、

人当り

医

療

費

 \mathcal{O}

伸

Ü

が

他

 \mathcal{O}

医

議となった。

険 険 \mathcal{O} 伸 \mathcal{O} 負担 びを上回ることも多く、 能 力が 低下する、 という事態に立ち至っ さらに、 保険料軽減 て 世 帯、 11 る。 無 所 得 世 帯 \mathcal{O} 割 <u>I</u>合が 増 加 Ļ 医 療 費 の 増 加 \mathcal{O} 方で

象者数の見込み 対 こうした国 部 改正 7 政 府 に 民健 は ょ 特別 ・違いと老人保 る 加 康保険財 交付金による補 入者按分率の引上げ 政にとって、 健法 の一 ⋮填措置 部改正 は 昭 を講じたも 和 安定化 五十 \mathcal{O} 施 行 九 年 の に資するはず 遅れにより甚大な影響を被ることとなった。 - 度の退職 \mathcal{O} 0 依然として未補填 者 医療制 Ó ŧ \mathcal{O} であ 度の 創 0 (額が残された中 設と昭和 た が 政 六十 府 \mathcal{O} 退 年度の で、 職 者 これ 昭 医 和 老 療 六十二 6 制 人 保健 の 度 影 の 法 対

に

 \mathcal{O}

た

わ

たる検

討が

行

わ

れ

L \mathcal{O} Ή. 申 て %に引 玉 -入れ決 の 本会を 予 算 下 議 ゖ゙ 編 を行 は 成 じ 調 \mathcal{O} 整 過 め 分を十 関 地 程 方六 で大 係 方 % 蔵 寸 面 から に対 省 体 は は $\tilde{+}$ L 強 地 五. く働 方自 %とし、 民 健 きか 康保 治 確 け そのうち 険 立 対 の 療養給 策 協 ť 議 会等を 行 五. % 費に 開 を 対 する 都 催 道 Ļ 府 国 都 庫 県負担とする案を提示 負 道 担 府 県 に っつい 負 担 導 て定率分を四 入に 関 した。 する 0 反 対 % \mathcal{O} n カ 冷ら三 趣 に 対

方に 済 研究所理事 そ つい れ \mathcal{O} に基づ 結 7 果、 国と地 長 V 大 て、 蔵 が 省 方 設置され、 昭 が \mathcal{O} 提 和 案を 役 六 + 割 撤 分担等を含め、 本会からは 年 口 五 L たが、 月 八 日 その 佐 に学識 速やか Þ 木 際 秋 経 田 に検討を行う場を設置すること、 自 験者等による 県知事がメンバーとなって、 治 大 蔵 厚 玉 生 の三大臣 保問題懇談会」 により、 十二月十九日 との合意が (座 玉 長 民 健 宮 康 まで、 なされ 崎 保 勇 険 大 制 士 和 度 証 \mathcal{O} 口 券 あ 経

行 体 費 険 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 見 適 \mathcal{O} 間 直 正 環とし 化 ع 七 を行うべきこと、 月三十 7 11 0 医 療 た 基 保 Ħ 本 険 に 問 制 開 度全体 産され 題 財 ととも 政 £ \mathcal{O} た厚生大臣と本会役員との に 中 の であ 問 議 論され 題 り方を検討されるべ から地方へ単なる負担 るべ きこと、 見直 懇談. きものであ 会に ī 転嫁を行うことは絶! を行うなら お V ては、 り、 ば、 特に、 本会 医 対に か 療 医 保 療保 5 反 険 対で 全体 玉 険 制 保 あ 度 問 あ る等 る 題 VI 元 は は 化 玉 主 民 福 張 医 皆 祉 全 療 保

度 0 課題と改 月二十八 革 日 \mathcal{O} に 基 開 本的 カュ れ 考 た国 え 方) 保 問 題 懇談会の会合に 提 出 お V て、 厚 生省は 市 町 村 保 \mathcal{O} 改革 案 のたたき台 玉 保 制

事 を は 案は、 ľ 8 地 方 玉 寸 \mathcal{O} 負 体 担 側 の を 縮 委 員 減 ڶؚ は 都 単 -なる国 道 府県と市 カ 6 地 町 村 方 \sim が 新 \mathcal{O} た 負 担 な 負担 転 嫁 に過ぎず を 強 1 6 容認できないこと、 れ る £ のであったことか 玉 民 , b, 健 康 保 佐 険 Þ 制 木 度 知

を 0 革 確にすること、 の 大前 提とし 具体的 て、 医 か 療 保険 0 実効のな 制 度 あ の一元化の時 る医療費適正化対策を明示することを主張した。 期と姿を明らかにした上で、 その中での 国 保改革の 位 置 付 ゖ

改革案は断 别 考え方は、 あ る。 区長会 . の 特 + 昭 じて容認できない 別区議会議長会の 和六十三年度 玉 月九日には 保 制 度に かかる の予算編成 地方自治 旨 関係 \mathcal{O} 厚生 決 議を 八団体は 確立 省改革案に対する決議」 のつじつまをあわせるため 行 対策協議会に 0 た 国 [民健康保険負担転嫁反対総決起大会」を開催 おい て「厚生省の を行 の単なる地方 Λ, さらに、 提出し た国 十二月· の 負担転 保 制 七日 度 嫁で \mathcal{O} に 課 は あ ※題と改 地 ŋ 厚生 方六 革 絶 寸 対 \mathcal{O} 基 0 体 反 玉 本 的

医 同 11 て — 療 保険制 の後、 て、 元 その 化に向 度 十二月十九日に国 0 健全化に努めるとともに都道府県もその適切な経営について指導、]けた条件整 一元化 (給付と負担の公平化) 備 保問 に取り組む必要があること、 題懇 談会は報告書を厚生大臣に と総合的な医療対 地域 保 険 策 提 \mathcal{O} 出 の早急な実施をあげ、 安定的な運営のため したが、 その中では基本的な考え方 支援を行うことが には、 現段階 国と市 では 不可 各 欠とし 町 制 度に E し 村 が 共 Ē

い

設し 同 区 定 一分は、 事 元化など抜本的 制度として、 た 業 の報告を受けた政 都道 また、 国二分の 府 県も あ 軽 問 わ 減 題につ せ 保 て 加 都道 険料 府 は、 L 全国 そ 府 いて更に十分な検討を行うため、 に 十二月二十一 0 県四分の 対 [的にみて医療費水準 充実を図る。 なする補品 助 制 目 市 度を創設 ま 町村四分の 大蔵・ た、 玉 0 Ļ 厚生 極 ŧ こ れ 8 定の て高 ② 市 昭和 自治の三大臣間で覚書を取り交わし、 に対する都道府県)支援: い 六十三 町 地 村間 域 措置を講じるといった措置を、 に おける医 年度及び六十四年度の暫定措 の合意により行われてきた高 の新たな負担を導入する。 療 然費の 適正 花に 資するため、 ① 保 険 医 額 置として 療 医 保 |療費 基 険 (負 制 盤 創 度 共 安 ととなり、

増

る地

方

政

措

とに、

玉

保 玉

政 負

安

定

化

支援事

業

E

も規

模

が二 兀

億 円

円

拡 加

充され

玉

民

健

康

険

法

本

則

に

た

わ

れ

たこ

分

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

担

割

合

に

比

べ

市

村 11

 \mathcal{O}

負

担

は

六

億

増

す

たが

以

と後、

本 加 保

会を 分に

は 係

じ

8

地

方 財 Ď

関

係

寸 置

体 ととも

は

定

率

玉

庫

負

担 財 庫

 \mathcal{O}

復

元

を

強

<

要望

L 0 町

続

け 7

ることと

な

0 五.

た

定 基 準 を 超 過 L た給 付 が 行 県 わ れ 7 VI る 市 町 村 に つ V て、 基 準 超 過 費用 に . つい ては 通 常 \mathcal{O} 玉 庫 負 担 の 対

玉 本 庫 会に 負 担 お 相 当 一分を 7 は、 玉 引 き 都 続 道 き、 府 医 療 市 保 町 険 村 制 が そ 度 n \mathcal{O} ぞ _ れ 元 化 六 \mathcal{O} 分 具 $\hat{\sigma}$ 体 づ 的 方 つ負担す 策 など る制 幅 広く 度が 基 本 導 入さ 的 な 検 れ 討 を行 い 圳 域 医 療

通 険

て、

方 7

関

係

六

寸

体

共

同

で 立

要望

L てきた。 長期

的

安定が

確

立され

るよう、

経

営

基

盤

 \mathcal{O}

健

全化を

図るべ

きことを

地

方自

治

確

立

対

策

協

議

保

編 制 \mathcal{O} 成に 対 化 象 れることとなっ \mathcal{O} 外とさ 当 ように、 を図るととも 「たり、 果、 れ 平 保 玉 7 成 険 保 11 とに、 基 制 た 年 盤安 度 保 度 高 険 \mathcal{O} か 定 額 運 料 6 営 制 医 軽 \mathcal{O} 度に係 療 玉 \mathcal{O} 減 安定 費 民 額 健 共 に 同 る 化 係 康 国 保険 事 \mathcal{O} る 業に 療 庫 た 制 負 8 養 給 担 \mathcal{O} 0 度 に 措 V 付 $\widehat{\mathcal{O}}$ _費を 見直 て引き続 0 置 11 が 講じら 対 て L とし 平 象 に繰 き三 成 て、 Ŧ, れてきたところであるが、 年 1) 六年 間 保 入 れ 険 \mathcal{O} 度の 暫定措置として行われることと 基 ることで 盤 暫定: 安定制 措 玉 置とし 度に 庫 負担 . つ て定 平 \mathcal{O} V て、 成 充 額 実 五. 負 年 を 通 担 度 行 常 \mathcal{O} \mathcal{O} **全** な 玉 億 0 0 安 庫 予算 た 負 担

額 6 部 会 医 \mathcal{O} 方、 療 制 費 度 お 改 共 玉 V 革 民 7 日 事 続 0 健 業 方 け 康 の 向 6 保 等 険 拡 れ てき 充 に 制 関 度 す た 矢 \mathcal{O} る 療 が 中 費 長 中 期 \mathcal{O} 平 適 間 的 成 正 ま 六 安 とめ 化 定 年 8 六 0 ため 保 月 険 を -+ 料 行 \mathcal{O} 検 0) 0 九 た。 負 日 討 iz 担 が、 そ 同 0 不 \mathcal{O} 平 部 均 中 会 成 は 衡 で 兀 は 平 年 0 成 対 低 五. 応 所 月 得 六 \mathcal{O} 以 を来、 年 必 者 要 対 度 性 策 \mathcal{O} 医 などが 暫 療 の 定 保 公 措 険 費 盛 審 置 ŋ \mathcal{O} が 議 会国 込 重 切 点的 ま n れ る 民 投 健 年 康 度 保 高 カン 険

拼 保 方 公共団 険 また、 拡 基 大 盤安定 体 同 年 \mathcal{O} 高 大幅 額 制 $\dot{+}$ 度に 医 は負担 月十八 |療費共同 係 る国 日 増を求めるも 事 iz 庫負担割合を応益割合に応じて傾斜をつけること、 ·業 の 部会の事務局 慢 性 のであ 疾患等 である厚生省は、 ったため、 ^ 、の拡大、 佐 調整交付金 ロヤ木秋 平 -成七年改正の具体案を提示 田県知事をはじめ の 見直しなど、 基準超過 国の 地方公共団 負担、 医 |療費共 したが、 , を 軽 体 0 減 同 代 その 負担 す ź 一 表委員 制 方 方、 度の 向 は 範 地

あ 対する各意見を併記した ŋ 医療保険 新し 審 い 公的 議会は、 介護システムの 平 「平成七年に 成七 年 -度は当 創設を含めた総合的な高齢者介護対策を検討する必要性が おける国 面緊急に必 民健康保険制度 少要な措置 置に 限 の改正について」をとりまとめ り改善するものとし、 十二月 九日 高 まっ に 検 たことも 討

こぞって強

V

反

対意見な

を提

出

た

間 置 保険者を支援するとともに、 財 に応じて七割、 継 安定化 続 ある定額 れを受けて、 する。 支援事 あわ 負担を増額し 五割、 業に せて超高 政 府部内での協議 二割 0 V ての 額 て二年 の軽減措置を講じうるようにする。 な医療費に係る全国単位 低所得者の負担増とならぬよう、 暫定措置をさらに二年 間 が行わ 継続する。 机 平 3 成七年度における改正内容として、 高 額医療費共同 間 \mathcal{O} 共 継 続 同事業を新たに実施 する。 従前 ②保険基盤安定制 事 などの措置 \mathcal{O} 業に対 保険 料 する都道 \mathcal{O} が 六 行 度 割、 国の わ 0 ①保険料 府 国 兀 れ 補 県 庫 割 ることとなった。 三助を創 負担 \mathcal{O} 軽 助 減 に E め 成 うい 心益割 を増 加 設する。 え、 て、 額 応 合 暫定 益割合 4 0 高 玉 措

得

 \mathcal{O}

び

は

%台にとどまり、

こうした状況を背景に、

老

|療費 間

高 が

齢

化

 \mathcal{O}

淮

展

に

伴

V

毎年八%前後と高率で増加していた。その一方で平成四年度前

国民健康保険はもとより、

政府管掌健

康 後

保

が

か

5

わ

け、

平成七年度には約二七・二兆円に上ることとなった。とり

 \mathcal{O}

我

国

0

国民医

療費は増

加しつづけ、

五.

度 伸 医

以

降

単 毎 ĺ

年 年

- 度収

支が赤字となり平成九年度には医療費支払い

が

困難となることも予想されるなど、

医 険

療

保 平

. 険 成

元

化助い

補お

 \mathcal{O}

7

制 度 全 体 が 極 8 7 厳 l VI 事 態 に立 ち 至ることと な 0

代 れ た 表 論 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 点 を 佐 た は 8 に Þ ľ 木 0 B 秋 平 11 7 \blacksquare 成 t 検 県 医 討 療 知 年 保 が 事 険 行 カコ 月 わ 制 6 以 度及び 医 来 n た 療 保 医 保 険 療 険 制 保 者 度 険 審 \mathcal{O} \mathcal{O} 枠 議 会に 元化や 組 4 お 患 介 V 者 護 て 負 担 医 医 \mathcal{O} 療 療 あ 保 \mathcal{O} 1) 明 険 制 方 確 な 度 全 仕 医 薬 分 体 品 け \mathcal{O} 今 \mathcal{O} \mathcal{O} 適 必 後 要 正 \mathcal{O} 性 使 あ 用 n に 方 0 が 薬 V 検 剤 7 意 費 討 \mathcal{O} 見 さ 適 が 正 提 化 出 本 な 会

す、 \mathcal{O} \mathcal{O} 玉 日 中 亚 民 制 で 成 健 \mathcal{O} 度 八 考 康 \mathcal{O} 医 年 え 施 保 療 方 保 険 行 を 制 を 険 月二十 示 目 制 度 途 度 \mathcal{O} l 改革 た。 に、 に t お 日 に け 同 老 iz 0 様 人 る 同 保 高 11 \mathcal{O} 審 齢 健 て 方 議会は は 針 制 者 度に 0 は + 位 医 代 療 置 今 月 保 付 わ る新 険 け 後 審 日 を \mathcal{O} 再 議 \mathcal{O} L 医 会に 老 検 療 V 人 仕 討 保 お 保 組 険 け 健 4 制 Ź 福 \mathcal{O} 介 度 審 創 護 祉 \mathcal{O} 議と 設 審 保 あ を含め 議 険 1) 並 会 制 方 \mathcal{O} 行 度 を平 意 L 老 \mathcal{O} て、 創 見 人 成 書 医 設 九 療 同 に t 年 念頭 審 お \mathcal{O} 改 費 議会 V 正 7 用 に に 玉 ŧ 負 お 0 き 民 担 示 い 健 \mathcal{O} て れ 仕 平 康 保 組 成 建 4 + 険 議 を 部 書 会 年 直

抜 見 ŧ, 本 直 検 的 討 Ļ な が 改 高 進 革 齢 8 غ 者 6 保険 れ \mathcal{O} た。 保 基 険 盤 料 部 安定 会で 負 担 は 制 \mathcal{O} 保険 度 見 \mathcal{O} 直 料 玉 し 庫 負 な 負担 ど 担 を \mathcal{O} 中 地 \mathcal{O} 定率 域 心 間 に 負 格 議 担 差 論 が \mathcal{O} なさ 是 \mathcal{O} 復 正 元 れ を 広 強 域 地 方 化 求 等 寸 8 に 体 た ょ \mathcal{O} 委 る 負 亦 規 は 模 保 医 険 療 保 者 険 対 策 制 度 \mathcal{O} 玉 庫

担 支 高 域 援 緩 額 化 十二 和 事 医 に \mathcal{O} 業 療 0 月 た に 費 い 六 係 8 共 て、 日 る 同 \mathcal{O} に 適 玉 事 高 取 業 切 保 齢 ŋ な 制 \mathcal{O} 者 ま 拡 لح 引き上 度 \mathcal{O} 0 充 位 X 置 ょ 6 げ ŋ 複 付 n などが 数 け た 層 市 \mathcal{O} \mathcal{O} 町 検 玉 示され 安定化をめ 村 計 民 に \mathcal{O} 健 ょ 推 康 た。 る広 移 保 を 険 ぎし 域 み 政 制 府 化 0 度 た取 支援: で 0 \mathcal{O} 本 は 改 格 組 方 革 策を 的 4 に Ó \mathcal{O} 検 0 検 建 必 討 V 要 討 を急ぐ必要が 議 て 書 性 するとし、 を受け 建 保 議書 険 料 亚 保 あ \mathcal{O} に る 成 賦 険 基 お 九 課 盤 限 とす 年 い 度 度 安 7 るととも 定 は 額 カュ 制 6 0 中 度 保 \mathcal{O} P 制 間 険 者 度 所 財 改 得 政 単 安 革 層 位 定 0 面 \mathcal{O} 負 化 広

改革 の検討期 保険基盤安定制度の国庫負担を段階的に定率に復元すること、 間に .あわせ、暫定的に三年間継続すること、高額医療費共同事業に対する都道府県の 国保財政安定化支援事業を老人医療の抜本的 助成を増額

三年 間 継続することとした。

老人 険 への患者 保険料率 時 に医療保険全体の平成九年度改革については、 負 担 の引き上げを行うこと等の内容の法案を提出することとされた。 を一 回五百円とすること、 外来薬剤一 与党間の協議により、当面、被用者本人の患者負担を二 種類につき一日十五円の 負担とすること、 政府管掌

会に提出され、 国民健康保険制度の改革を含む 六月十六日に可決、 成立した。 「健康保険法等 。 一 部を改正する法律案」 は平成九年二月十

日第百

四 +

口

国

とされた。 さらに、与党間 の協議で、 医療保険改革の方向につい ては、 玉 民 の 理 一解を得ながら一 年 以内に結論を出すこと

の低下など、 生率低下による少子化 我が国の社会、 の進行は、 経済に相当な影響を及ぼすことが予想されている。 高齢 化 の進展を加 強速し、 経済活-力の低下や社会保障負担 **の** 増 子 供 \mathcal{O}

 (\pm)

少子化対策

たに国への要望に掲げて以来、 のような状 況を踏まえ、 本会においては、 育児と仕事の両立を支援する施策の総合的 平 成三年度より 「出生率 の向上のための 推進、 子供が豊かな 総合的 施 人間性を育め 策 \mathcal{O} 推 を新

備に係る所要予算の確保に関する緊急要望」 特に、 平成六年七月二十一日には、 安心とゆとりを持って育児ができる基盤整備の 地方自治確立対策協議会の にお いて、 ゴ ルド プランの見直しと並んで、 「社会福 祉施策の推進及び廃棄 政府 内 物 処 理 施 設 \mathcal{O}

促進などを要望

してきた

1

でも

議

論とな

整

境づくりの推進、

174

月

 $\dot{+}$

日

第

百

匝

Ŧ

回

[国会に

提

出

同

法

案は六月三日に可決、

成立した

7 た 「子育て支援総合計 画 0) 策定・ 実施に ついて要望事項として取り上げ、 政 府 与党、 国会議

 \mathcal{O}

活

動を行った。

とする、 本 的 平 成 方向について(エ 六 保育、 年 十二月十六日に 雇用、 教育、 ンゼ は ルプラン)」(以下 文部 住宅など各般にわたる施策について基本的 厚 生 労 働 「エンゼルプラン」という。) 建 設 \mathcal{O} 兀 大臣合意による 方向と重 「今後の子育て支援 が 策定され、 点施策が おお 示さ れ む \mathcal{O} た ね た 8 年 \mathcal{O} 間 施 を 策 目 \mathcal{O} 途 基

合意により、 本会にお さらに、 平成七年度から十一年度までの五年間 エンゼルプランの施策の具体化の一 い 当 て 面 \mathcal{O} 引き続き少子化問 緊急保力 育対策等 を推 題に に推進 関 進 す する総合的 るため 環として、 すべ き保育対策の具体的 \mathcal{O} 施 基 策 本的考 平成六年十二月十八日に大蔵・ \mathcal{O} 推 進 え方 を要望 (緊急保育 な目標量 玉 に 対 お が定められた。 策等 VI てもエンゼルプラン 五. 厚 か 生・自治の三大臣 年事 が 策 に 定 基 \mathcal{D}

所方式 制 十二月に づく各種事 なお、 化 教 \mathcal{O} 措 は 平 護 業の 成 院 置 同 方式 B 審 八 八年三月· 推進 議会 母 子 か 6 基 寮 が 市 図ら 本 ょ \mathcal{O} り、 問 機 町 村に希望する保育所 れてきた。 能 題 部会に 中央児童福祉 \mathcal{O} 見 直 お しなどを主たる内 11 7 中 審議会に 間 を申 報 告 し込む お が 容とす 取り V て、 選択利 ŧ 児童 とめ る児 童 用 家庭福祉 6 福祉 方式 れ た。 法 等 の 制 変更、 度の \mathcal{O} れ を 部 踏 再 でまえて、 構 を改正す 放課後児童 築 の 検 る法 討が 政 建 府 全育 律 進 は 案を 8 成 保 6 亚 事 育 れ 成 業 所 の 同 九 \mathcal{O} 法 年 入

一 文教対策

(昭 和四十二年 ·度 ~ 五. + 年度)

大学

大学 和 四十年 紛 争 -代は学 \mathcal{O} 収 拾 に 粛 関 問 ず 題 意見」 政 治問題をめぐって学生 を決議 Ļ 政 府、 蓮 国会に提出 動 が活発化したため、 本会は昭 和四十三年十二月二

高 等学校新 増 設 対 策

Ź

後 校 を要望してきた。 来人口急增、 昭 舎不足が全国的 八〇%を超えて以来五 和三十八年 和四十 大都市とその 车 生徒急 から 代 カ その の四十年 に 周 Š 辺地 増 五. 問題となり、 間 地域に 十年 干一 E 域 経 代 \mathcal{O} か 年には 済の におけ にか 人 け П うる新設・ 高 けての 各都道府県はその対策に全力を傾注した。 高度成長に伴う教育需要の増大を背景に高校進学率が上昇 急増により、 九二・六%となり 校生徒急増対策 建 都 道府 物及び校地取得に対 小、 県教 推 育 中学校を含め校舎不足が深 義務 行政 進 本 部 教育に等 上の を設置 最大の Ļ しい 新たに財源措置を講じるなど助 問 Ļ 題 水準となっ 政 は高等学校急増 府に 刻となり、 特 た。 別措置を要望してい このため、 本会は昭 対策であった。 Ļ 昭 和四 和 成 公 私 四 措 干 $\overline{+}$ 立 置 七 高 五. \mathcal{O} その 年以 校 年 強 化 度

とが 関 行 対 す 処することとなり、 判 た結果、 一会は昭 る要望 明し、 和 を決 四 一カ年に必要とされる新増設校 れ + 議 が 九 地方財政を大きく圧迫することとなるので、 年 同 Ė 特 玉 月 E 別委員会は同 . 対 し 高 校新 玉 庫 増 補 設 莇 四十九年度から五十一年度までの三カ年に 対 制 策特 は四六八校、 度の創設と起債枠の :別委員会」 五、二一八学級 (委員長 拡 昭 大等を強く要望した。 和五 津 干一 田 神 年 奈 事 七月 業費は四、 Ш 県知 わたり都道 「高等学校 事 二四 を 設置 0 五 府 県 新 億 してこ 増 円 \mathcal{O} 設 を 実 態 要するこ \mathcal{O} 0 促 調 問 進に 査 題 に

業分として三 再 から五十二年 求 文 国 たが 部 省も 庫 補 本会 助 玉 度 百 制 0 度 0 億 財 \mathcal{O} Ξ 要望 0 円 政 一カ年に 創 が 事 設を 計 情 に に応え、 上された。 \mathcal{O} 要 新 悪 く望し 化 規開校二〇 昭 カコ た 6 和 その 要求 五. + 匹 後 は 年 らも生 認めら -度予算 校、 徒 七三〇学級、 数 れ É が ず、 お 増 VI 加 そ 7 初 Ļ \mathcal{O} 事 代 8 業 'n É 本 費 会 昭 高 は五 和 \mathcal{O} 等 特 五. 千 莂 学 + 億円 委員会 年 校 度 新 を超えると 増 \mathcal{O} σ 地 設 実 方 建 態 債 物 調 計 整 V 査 備 画 う結果がで によると、 に 費 補 お 助 V て高 金 た 五. 校 を 整備 + 概 年 度 要

+文部 年度予算概 省 は \mathcal{O} 算 問 要 題 求 を重くみて、 に お 11 て 建 省内 物 整 備 に 費 高 補 助 校 ع ا 問 題 7 協 議 0 会」 一億円 を設 置 を要求した。 して高校教 育 の あ ŋ 方 を含め 検討 昭 和 五.

また、

自

民党文教部会の

プ

口

ジ

エ

クト

チ

ĺ ム

が

 \mathcal{O}

問

題

に

取

ŋ

組

此み、

その

結

果、

昭

和

五

+

年

-度予算

編

成

に

お

時 11 て本会 \mathcal{O} 厳 \mathcal{O} L 玉 庫 \mathcal{O} 11 強 財 補 政 助 11 環 額 希 境 ば 望 下 膨 が 大な 認め に あ 所要 6 0 て れ は 財 高 大きな前 源 校 を 頭うに 新 増 設 進 で は に 対 あ ほ 0 Ŀ す 遠 Ź 11 玉 ŧ 庫 \mathcal{O} 補 であ 助 制 0 度がようやく創 たが 玉 庫 補 助 設されることとなった。 制 度の 創設をみたことは、 当

丽 和 五. 年 度 (六 + 年 度

施するととも 強 道 力な要望 府 県 \mathcal{O} 実 活 に 態 調 動 を展 特 査 に、 は 開 昭 昭 L た 和 和 兀 兀 + + 八 九 5 年 五. 度 + か Ŧī. b 年度に 五. + か 年 け 度までの っては、 \equiv 玉 カ \mathcal{O} 年 予 算 に 編成前 . 引き続 の十二月には き 五. + 年 度、 緊急要望 五. + 五. を 年 度

立 高 そ 校 \mathcal{O} 結 0 計 果、 画 事 昭 業量 和 五 一に対 十二年 ず Ź 度に 玉 庫 お 補 11 助 て 事 は、 業 文 量 部 0 割 省 合 \mathcal{O} 概 は 約 算 要 半 分程度であ 求 額を上 口 る ŋ 玉 ま 庫 た 補 助 計 金 画 \mathcal{O} 事 予 業 算 量 額 に が 措 対 す 置 る国 さ n 庫 た 補 が 助 金 公

 \mathcal{O} 割 合 は 割 程度にすぎなかった。

臨

時

教育

審

議

(三) 同 昭 和 五十 議 会が 九 年 設置されることとなった背景には、 九月五 目 内 閣 総 理 大臣 の 諮 問 機 校内暴力や青少年の非行等の増 関として臨 時 教育 審 議会 (会長 加、 岡本道 あるい 雄 は学歴を過度に重 が 発 足した。

す 一会は第一 社会的 状 次答申に先立って開催された「教育改革提案ヒアリング」 況 など種 カの 問 題が指 摘されていた。 (昭六〇・二・二〇) に 恒 松 島 根 県知 事

が

出

席

r,

個

人的見解として「受験機会の自由化、

複数化等学校制度に関する事項、

教員の資質

の

向

上と

地方の行財政に大きな影響を及ぼすと思われるものがみられたため、 涵 さらに、 財 対し義務教育費国庫負担制度、 政に 教育の内容と入試制度の改善等」学校教育において改善を要する諸問題について提言を行った。 対する影響につ 昭和六十二年一月二十三日公表された第三次答申に向けての「審議経過の概要 いて十分配慮するとともに、 地方公共団体と国立大学との協力関係及び新規諸施策 玉 の財政負担を単 同年二月十二日、 に地方に転 嫁することの 地方六団体連名で同 の三項目につ (その四)」 ない よう」 \mathcal{O} て 一 内 容 議 地 に

行った。 るにとどまっており、 の第四次答申 時教育審 このうち、 議会は、 (最終答申) 義務教育費国庫負担等本会が意見を提出 昭和 ほ ぼ 本会の 六十二年 後 意見が 同年八月二十日解散 应 月 反映された結果となっ 目 新 しい じた。 教科書検定 した問題点に関 7 制 V る。 度の 創 な お 設の しては、 提言等を盛り 同 審議会は 原則的な考え方が述 込 昭 和六十二年八 んだ第三次答申 6

望する意見書を提出した。

(四)

義

務

教育施設

 \mathcal{O}

整

課 備 題 が 第二 で 市 あ 町 次ベビー 対の大きな 0 ・ブー 課題とな A に より 昭 0 た。 和五 十七年 ま た、 -度に 人 П 生. \mathcal{O} 都 徒 増 市 集 が 中 Ľ 1 によって過密、 クを迎えたため、 過 疎 これ が 同 に 時 対 進 行 応する義務教 その 対 育 応 施 ŧ 深 設 刻 \mathcal{O} 整 な

物 た。 改 本会は、 築 この 対 象 結 範 公立義務 果 囲 \mathcal{O} 拡 政 大 府 教 等 は 育 施 補 玉 設 庫 助 整 補 負 備 担 助 金 条 に 件 係 \mathcal{O} 増 \mathcal{O} る 額 改 玉 を図 善と 庫 補 り 助 き 事 地 業 昭 和 量 五. 人 \mathcal{O} +П 拡 五. 急 大、 年 増 度に 建築基 地 域 等 は 公立 準 \mathcal{O} 単 義 特 価 務 及び 別 教育施品 措 置 玉 を 庫 設 負 毎 整 年 担 備費 率 度 繰 \mathcal{O} 補 1) 引 助 返 上 げ、 金 L が 玉 過 に 危 去 険 望 最 建

(五) 幼 兒 教 育 \mathcal{O} 振 興 定 . つ V ては、 従来 から保育所行政と幼 稚 園 行政が二元的

に行

わ

れていることか

'n

両者

 \mathcal{O}

不

統

大

額

0

幼 \mathcal{O}

兒

教育 とな

不 \mathcal{O} る 粛 ع あ 玉 教 均 į ŋ 庫 育 衡 方 補 振 が 問 に 助 関 興 係 計 0 率 題とされてきた。 \mathcal{O} 者 画を策定し、 11 引 て \mathcal{O} 卓 上 期 -急に検 げ 待 等、 が 大 討 財 き 昭 するよう、 政 か 和 方、 措 0 五十六年度までに た。 置 文部 \mathcal{O} 強 の 省 玉 化を要望するととも ため は、 に 対 幼児: 本 し要望した。 会 入園を希望する四 は 教育に対する社会的 公、 私立 に、 幼 幼 歳児及び 稚 稚 園と保 粛 要請 施 設 五. 育 に 歳 設 か 所 児 W \mathcal{O} 備 機 \mathcal{O} が \mathcal{O} 全 み、 能 整 を明 一員を就 備 及 昭 確 び 和 就 園 四 化 亰 させることを目 + 七年 奨 幼 励 度に 費 稚 袁 に 幼 教 対 稚 寸

昭 和 六 + 年 度 5 平 成 八 年 度

(六) 教育 改革

臨 時 教育審 議 슾 \mathcal{O} 答申 を 踏まえつ つ、 教 育改革を着実に 推 進 す るため に 政 府 は、 昭 和 六 +== 年 $\dot{+}$ 爿 六 日

育改革 推進大綱」を閣議決定し、 教育行財政の改革等に関する具体化方策の当 生涯学習体制 の整 備 初等中 -等教育の改革、 の方針が示された。 高等教育の改革、 時代の 変化に . 対

面

応するための改革、

て二年余にわたって議論を行ってきた教育課程審議会は、 情報化 文部 大臣から 及び国際化 幼 稚 0) 園、 対応、 小学校、 学校週五日 中学校及び高等学校の教育課程 制 \mathcal{O} 導入等を内 昭和六十二年十二月二十四日に答申を行 一容とする改善事項を提言した。 の 基準の改善に ついて」 の 諮 道 問 を受け

と学習成果の評 育審議会は、 さらに、 評価尺度の多元化及び複数化等による大学、 平成元年四月に 平 成三年四月十 価につい ての提言を行った。 「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革につい 九日に答申を行い、 高等学校教育について生徒の 高等学校の入学者選抜の改善、 選択 て 生涯学習における学校 諮問を受けた第十四 \mathcal{O} 幅を拡大して個性 期 伸ば 中 0 -央教

対 ようにすることなどを「国 政 施に当たっては、 応 てきたところである。 こうした状 題において、 た公立文教施設、 況 の中で本会は、これらの教育改革 国と地方の財政負担 十分地方の実情に即して慎重に対応すること、 設 備 0 施策並びに予算に関する要望」 \mathcal{O} 整備等 に配慮すること、さらに、 \mathcal{O} あり方にかかわるものについては、 は、 V ず れも地方公共団体に及ぼす 及び関係方面 また、 義務教育費国庫 学校教育の多様化、 に対する要望に 地方へ 負担 の 影響が大きいため、 単なる負担転嫁とならない 制度をはじめ おい 弾力化, て、 繰り とす 情 返 Ź 報 教育 化等に その 財 実

化された。 涯学習振興 育改革の主な動きをみると、 また、 法 が制定され、 全国の国公立初等中等教育諸学校におい 平 成五年には、 平成元年には、 単位制 学習指導要領が全 高校 (全日 平 制 -成四年 \prec 面 改訂され、 総合学科等新し 九月から月 平成二年六月には、 いタイプの高等学 回 平 成七 年四 い 月 わ か 校 ゆ が制 6 月二 生 度

Ź

進

めることにより、

生

涯教育

 \mathcal{O}

推進

を図ることを

玉

0)

施策

多

並びに予算に関する要望」

に

おい

て要望した。

特

の 学 校 週 五. 日 制 が 実 ん施され て V る

教

育

財

政

問

題

に

お

1

ては、

玉

 \mathcal{O}

厳

しい

財

政

事情等を背景として、

義務教

育

費

0

玉

庫

負

担

対

象範

囲

0

縮

負

担

実 なっていることなどを踏まえ、 率 施 \mathcal{O} 見 に当たっては、 直 L などが 行わわ 地 方の れて V 実情に十分配 る。 本会は、 また、 学校教育の多様化、 慮 玉 į 0 公立学 財 政 ·校施設: 措 置の 充 整 実をは 弾力化等に対応した教育改革 一備費 \mathcal{O} じめ 予算額 適 も横 切 な 対 這 策 V を講じるよう、 あ るい \mathcal{O} は 推 減 進 少 に L 引き続 7 11 る状 き要 その

てい

る。

とり」 ľ 8 た第十五 平 論 に、 成 を や登校 の中で子どもたちに「生きる力」 七年四 踏 家庭や まえ 拒 期中央教育審議会は、 た 否 月 に 0 地域社会に 対 教育改革 策、 文 部 完全学校週五日制 大 臣 プ おける教育力を高めていく必要があるとの考えに立って、 口 カコ グラム」 6 平成八年七月に第一 三 十 を取りまとめ、 をはぐくむことが大切であ 世紀を展望 の実施等 \mathcal{O} 具体的 次答申を取りまとめ、 した我 平 成 九年 な提言を行ってい が 玉 |の教育 ŋ, 月に そのために学校の教育内容を厳選すると の 内 在り 閣 これからの教育の 総 理大臣 方に る。 文部 っい に 過 報告 省に 度 て \mathcal{O} 受験 お \mathcal{O} あり方として、 V) 諮 ても 問 競 る 争 を受けて発 Ó 同 審 緩 議 和 足

(七) 一涯学習

方 を 改め、 会はこのような状況を踏まえ、 行 時 わ 教 育審 れ 生 たこともあり、 涯学習体 議 会に お 系 い て、 の 生 涯学習 移行を主軸とする教育体 生 一涯学習: 学校教 推進 体 に 系 育 カュ \mathcal{O} か 弾 \mathcal{O} わる具体 移 力化を図 行 :系の が 的 総合的 教 り、 な取 育 改革 組 様な学習拠点や学習 再 が 進 編 \mathcal{O} 帰成を図 視点とし 8 6 れ 7 0 7 7 取 た V ŋ か 情報シ なけ H げ ればならないとする提 6 ステ れ 学 A 0 校 制 中 度 心 化等を \mathcal{O} 考

大学等高等教育の多様化、 社会教育の体系化を推進するため、 各省庁の生涯教育に関する諸施策の総合化を図る

よう要請した。

まった。

涯 備 一学習の 昭 和六十三年七月、 関 基盤整備につい する法 律 が制定され、 文部省に生涯学習局が新設された。 7 の提言を受けて、 同年八月に は、 平 成二年六月には 同法律に基づき、 また、 平成二 「生涯学習の 生涯学習審議会が発足 |年一月三十日の中 振興 \hat{o} ため Į \mathcal{O} 央教育審 施 策 本 格的 \mathcal{O} 推 議 **殿会答** 淮 な 申 議 制 等 生 始

を受け、 審議会は、 平成四年五月十三日に、中間まとめとして公表し、これに対する各界からの意見を聴取 平成三年二月一日、 文部大臣から 「今後の社会の 動向に対応した生涯学習 0 振 興 方 策 L に 7

めに対する意見」を取りまとめ、 本会も意見を求められたため、「『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策につ 平成四年六月十五日、 生涯学習審議会会長へ提出した。 いて 0 中 間 0 まと

館等の学校施設を生涯学習体系の などでも住民が身近に参加できるような施設等の整備充実も必要である。 前支援については、 その主な内容は、 ていくのが基本であり、 わ れ 国の てい る分野 各 省庁 間 も重要であり、 ①適切な学習機会の拡充については、 社会人の 0 連 携等の確保を強く要望する。 高等教育機関に対する財政支援方策が必要であれば、必要性を十分検討の上、 生 涯学習に対する充実策は 観点から見直すなどのソフト面にもふれる必要がある。 また、 国民すべてが参 ③生涯学習関連 加 リカレント教育の拡 国 できる機会の 地 方自治体、 施 ② 関 拡 設 充 \mathcal{O} 整 係機関等の 充の必要性 のためには、 企業等がそれぞれ 備 充実に 連携 ④学習者等に対する経 0 は、 V 中 7 自 小 の役割 は 協 治 都 力 市 体 ä 教 \mathcal{O} Þ · 民間 室 推 淮 Ш それ に 义 書 村 0

ぞれ

が

適切な対応策を講じて

いくべき、

などである。

済

(八) て、 諸 < \mathcal{O} を受けた当 私 施 また、 \mathcal{O} 本 学 会は 大学等 策 じめとす 機 域 関 \mathcal{O} 12 社 や団 平 会 振 対 高 \bar{o} す 審 成 面 る 体 中 る高等 重 議 n Л -で様 一点を 会で 教 財 で 6 年 政 育 積 \mathcal{O} 兀 機 措 極 答 教 置 は Þ 月二十 な学 育 関 置 的 申 機 を \dot{o} を 7 に 拡 提 習 関 取 地 れ 展 应 開さ 域 充 言を受けて、 機会を提供 n 日 ② 小 \mathcal{O} に に 組 意見 ħ 強化するとともに、 むべ お は、 ける生 てい き四 中 地 ることなどを 踏まえ、 L 域 てい 生涯学習社会を実現す 高等学校、 涯学習拠点として整備 0 に の おけ る機 課題を中心として、 さら る生 関 放送大学の全国 踏まえて、 3 に Þ 涯 審 社会教育・ 施 学 設 議 習 が、 機会 玉 るため 今後取 ね 文化 生 \mathcal{O} の 充実 化 亚 涯 積 施 極 るべ 学 成 \mathcal{O} 策並 リカレ 施策が 方 習 的 ス 四 策 き方 ポ 年 に \mathcal{O} びに予算 に] 振 七 開 月二十 放 ント教育等 策 ッ つ 興 分策に 施 国 に 11 L て 設、 ていくよう要望し 0 に関す 地 11 方 7 (4) \mathcal{O} 0 答申 提 に答 \mathcal{O} 公 研 V る要 推 共 言 究 F 進を図 を 提 を 寸 望 言を 体 研 行 行 以 0 修 に 7 外 行 るなどし 施 お に 0 ŧ 大学 た 多

6

を

を

重

九

日

申

を

諮

問

充 私 す 学 Ź \mathcal{O} よう、 振 繰 0 n V · て本 返 L 子会は、 要 望 L てきた。 経 営基語 盤 を 確 立 Ļ 教 育条 件 \mathcal{O} 向 上と 保 護 者 負 担 \mathcal{O} 軽 減 を 図 るなど、 振 圃 対

L 費 E て、 提 ·校教育 出 対 助 L L た T 高 成 は、 行う め 校 水 今 牛 準 都 中で私学が 動 徒 は 後 道 等 年 に 成 府 0 Þ お に 県 低下 減 け 0 が 果たす る 少 11 私 期 7 L 立 行 てい 補 に 財 \mathcal{O} 高 政 役割の重要性 お 助 け るため、 改 等 するなどの 革 学 る長期 校 \mathcal{O} 基 引き続 的 本 中 視点に 措置 方 学 に 向 校 か き、 を W で示さ $\frac{1}{2}$ 講 小 が 私学 ľ 学 み、 0 た総 て 校、 n V 昭 \mathcal{O} た助 合的 振興 る 幼 和 稚 が 五. な に 成 +亰 対 対す 臨 | | | | | | | 年 総 策 Ė 時 額 を講 Ź 行 特 制 抑 玉 政 定さ 制 殊 U 改 \mathcal{O} \mathcal{O} 教 方 革 育 るよう 財 れ 源 針 推 諸 た 措 B 進 学 変望し 私 置 厳 審 校 議 (D) \mathcal{O} 立 L 拡 会 渾 学 V が 7 充 財 営 校 強 政 昭 \mathcal{O} 振 化 状 和 た 興 況等 を 六 \aleph 助 要 + \mathcal{O} 成 を背景と 経 法 すると 年 常 六 的 に 月 経 基

九 地域文化の振

興

法 て 例 お 律 V 年 地 要望 て 毎年各 域 は が 文 制 L 化 地 定さ 1地で開催されるとともに、 てきたところ、 0 振 域文化 興に ħ 振興 同 ついて本会は、 法の 特別推進事 趣 国と地 旨 の普及を図るため 方 公共団 地 業」 平 域 成六年十一 巡 (平成二年度~)、 体 口 等 公演等芸術観賞 が Ó 共 月に 音楽関 催 して は 連事 昭 新 「音楽文化 和 機 業がな 文化 会 六 + \mathcal{O} 各地で実 拡 拠点推進事 \mathcal{O} 年 充 度 振 に開 興 地 施されるなどし \mathcal{O} 域 業」 ため 催さ 0 文化活 0 れ (平成四年 学習環境 た ...動 玉 振興 民文 7 -度~)、 施 $\hat{\mathcal{O}}$ 整備 (化祭) 策 る。 0 等 ま 充実などを も定 地方 た、 関 す ź 点

(十) 文化財保護

市

文化

推

進

事

業」

伞

成

五年度~)、「文化のまちづくり事

業」

伞

成

八年度~)

等

が逐次実施され

てい

財 代 す とともに、 制 保 るよう要望してきたところ、 度 \mathcal{O} を 護 一会は、 変化に対 有形 法 文化 史 文化財 が 跡、 改正され、 応した文化 財 つのう 保全対策 名 勝 É 建 従 天然記念物 財 造 来 保護 の万全を期するため、 物 \mathcal{O} 指定制度を補完するものとして、 施策 に 文化財保護審議会の文化財 0 等 い \mathcal{O} 改善 \dot{O} て導入するなどの 整 備、 元実に 地 文化財 方文化財 0 い . て 保 取 組 保 保存 護行政に \mathcal{O} みが 護企画特別委員会に 報 施 告 設 行 より緩やかな保 を わ 等 っい 取りまとめ、 \mathcal{O} れ た。 整 ての 備 国と地 埋 |護措置 おい 蔵 ま 方との 文 た、 ては、 化 財 を内容とする文化 亚 責任 \mathcal{O} 成 平 保 八年六 -成六年 存 範 等 井 を明 \mathcal{O} 月に、 七月 施 策 確 財 文 に を に 充 す 時 実 á

土 スポーツの振興

び 沂 活 ス \dot{o} ポ ス Ì ポ 地 ツ 1 域 \mathcal{O} ツ 振 0 ĺ 生 興 対 E 涯 す ス 0 ポ る国 V 7 1 は ツ 民 \mathcal{O} \mathcal{O} 関 平 推 成 進 心 八年 等 \mathcal{O} 高 ほまり 度 0 É ĸ 踏まえて 玉 \mathcal{O} フ 施 て、 策並 1 両 地 び 面 に子 方公共 か 5 算に関する要望」 ス ポ 寸 体 iż ツ お \mathcal{O} 振 V ては 興 方策 カ 公共 12 6 . 積 例 極 ス 年 的 ポ \mathcal{O} に 要 く望を 取 ツ ŋ 施 開 設 組 み 始 0 整備 L ス 及 ポ

招 致 ツ 及 振 び 興 開 を 催 通 に U た地 対 する支援 域 づ Ś 'n 体 制 \mathcal{O} 推 \mathcal{O} 充実強 進 を 図 化を図ることを引き続き要望 っていることから 玉 お け る L 施 てきた。 策 の 層 0 充 実と国

際

的

な

競

技

大会の

関

す

五る

議 日 決 iz に 議 亚 to 開 お 成 お 催され V を 年 て、 行 玉 Ł 際 た国 的 月 同 + な 九 際 大 競 九 九八年第十八回オリンピック 会 オリンピ 日 技 大会に \mathcal{O} \mathcal{O} 長 全 野 玉 関 ック委員会総会で、 知 事会議 \mathcal{O} L て 招 は、 致を全国 に 個 お 別 į١ 知事 て、 に以下のような要望 冬季競 長野 会として支持す 九九八年第十 開 技 催 大会 が決定されたため、 \mathcal{O} 長 活 ることを表明 野 八回オリンピ 動を行っ 開催支援 に 平 L -成三年 0 た。 ツ ク V て 冬季競 その Ł 決 月 後 技 + 議 大 を 凣 亚 行 日 会支持 成 \mathcal{O} 年 全

お

て同大会

 \mathcal{O}

万全

 \mathcal{O}

準

備

が

図られるよう、

玉

の

積

極

的

な支援を関

係各

方

面

に

要望し

た

開国六

催知月

地

に

事

会

な支援を行うことを地 本 開 ま 日 た、 催 7 E 韓 閣 共 平成七. つい 議 催 了 7 が 解 早急に 年二 決定され、 が なされ、 月 方六 政 7 府 五. 寸 玉 招 保 日 内 致 体 証 に 開 活 連 は、「二〇〇二年 名で、 閣 催 動 が 議了 地 は 活 解) 発に 関係各方面 + \mathcal{O} を行うこと及び 自 展 治体 開 ウ さ] に要望 に n ル て 限定され ド 11 した。 力 た ッププ が、 日 本 た。 目 そ 平 招 本 \mathcal{O} 致 成 招 結 八 \mathcal{O} 致 年 果 た 五 8 に 関 月三十 平 \mathcal{O} 成 内 する緊急要望」 £ 外 年二 に おけ 日 月二十 \mathcal{O} る諸 玉 際 を サ 活 取 日 動 ツ に に ŋ 力 ま 1 日 対 連 本 招 積 理 致 極 的 \exists

一 青少年健全育成対策

充

実するよう、

繰り

返

要望

7

る

踏まえ、 少 乍 青少年 健 全 育 · を 取 薬 成 物 対 策の ŋ 乱 巻く社会環 用 推 \mathcal{O} 進 増 加 に 0 境 い V \mathcal{O} ľ て本会は、 整 8 備 に ょ 等 に る 関する施策を推進するなど、 青 事 件 办 年 \mathcal{O} 増 \mathcal{O} 社 加 会参 テ 加 V ホ 活 動 ク É 地 ブ 域 等 総 社 会に 合 \mathcal{O} 的 営 か 業 お 問 け 0 効果 Ź 題 等 青 的 少 \mathcal{O} な 年 社 対 会状 育 策を 成 況 活 動 \mathcal{O} 変 を 化 推 層 な 淮

(生)

幼児教育

実を図るよう平成二年度まで要望してきたが、「新幼稚園教育要領」 教 は、 育の観点から両者 児教育の振興について本会は、 その後十年間で、三歳児を含め入園を希望するすべての幼児を就園させることを目標とする新たな の特性や地域の実情を踏まえつつ、 幼稚園及び保育所の制度的なあり方について、 その教育内容が共通的なものとなるよう早急に改善、 が平成二年度から実施され、 少なくとも三歳児以上は幼児 平成三年三月 充

公害 ·生活環境保全対策

遠

[教育振興計

画要領」

が策定された。

(和三十二年度~四十一年度)

公害対策

す 例 で **、ある。** 削 では昭和二十四年に制定された東京都の「工場公害防止条例」 高度経済成長の 題に っい 地域住民と直結している地方団体は、 ては早くから重大な関心を持ち、 ひずみの一つである「公害」 騒音、 条例や対策要綱等を制定し規制や対策を講じてきた。 が社会問題になるのは、 ばい 煙、 工場排水など住民の日常生活に重大な影響を及ぼ がある。 昭和三十年代も後半に入ってからのこと 都道府県条

本会は、 のように府 「水質汚濁防止法制定について要望」(昭三三・九・一九)、「『ばい煙の排出 県独自で公害対策を講じつ つ、 他方国に対しても早急にその対策を樹立することを求め の規制等に関する法律案 てきた。

み、 九 に 関 総合的 度 分する 地方行 要望」 な 『公害: 財 (昭三七 政に関する要望」(昭三八・ l対策基: 四・二三 本法』 を制定するよう」 等 個 別 八 \mathcal{O} 公害対 八 政府等 策に \mathcal{O} 中 で . つ 関 V 係 「公害 ての 方 面 要望をは に の多様性 働 きか ľ 並 け びに め、 た . そ 昭 和 \mathcal{O} 三十 対 策 八 \mathcal{O} 年 木 難 に 性 は に 昭 カコ 和 W

が

(昭和四十二年度~五十一年度)

関 例 政 す を 府 る要望」 制定していた。 部 和 内 四十二年 に 公害対 (昭四二・ 厚生 策 本会はこれら都道府県の意見と主張を集約して、 に 省 0 \mathcal{O} 四・六) V 公害審議会の ての 総合立法 を政府、 「公害に関する基本施策に の検討 国会に提出した。 が 開 始され たが、 その ·-V て 公害行政全般にわたる 時 点 では の 答 申 既 に 二 十 一 昭四 都 「公害対 道 0 府 県 が 策 公害 !基づ 本 対 て

るうえに 和 兀 干 う政策 公害対策 五 お 年の 転 11 換 て 第六十四 基本法案」 公害 が 行 わ 防 止 回 れ は は昭和四十二年五月第五十五回国会に提出され、 た |国会で 極 \otimes 7 「公害対策基本法」 重要である」との 文言が の 部改正が 付 け 加えられ、 が行わ れ その 玉 同 年 民 後、 七 \mathcal{O} 月 産業優 健 康 部 で文 修 先 正 化 か \mathcal{O} 6 的 上 な 成 人 生 \mathcal{O} 立 活 健 L 康 を た 確 が 第 保 昭 義

各 昭 種 和 の 兀 公 + 害 五. が 年 安中、 頻 発 L 黒部 玉 民 等 \mathcal{O} 最 \mathcal{O} 大関 力 K ・ミウ 心事となった。 、ム汚染、 K 口 問 題 \mathcal{O} 表 面 化 東 京牛 込 柳 町 \mathcal{O} 鉛 汚 染、 光 化 学 ス モ ツ ガ

0 転 政 換 府 は 公 害法 同 年 体 七 系 月 末 0 総理 整備に当たることとなった。 大 臣 を本 部 長とする「公害対 策 本 部 を 設 置 政 府 部 内 \mathcal{O} 統 産 業優 先 政 策 か

本 は 昭 和 兀 $\overline{+}$ 五年七月 「公害対策特別委員会」 を設置 公害対策財 源 0 確 保 公 害 防 止 責 任 \mathcal{O} 眀 確 化

6

公害行 政 0 総 合化、 広域公害対策等を重要事項として取り上げ、これの実現を強力に要請 した。

係十 昭 -四法 和 四十五 が 制 定ある 年十 V) 月の第六十四回国会は は改正され、 翌四十六年の第六十五回国会では 「公害国会」とも言われ、「公害対策基本法」をはじめとす 「公害対策のため Ó 玉 \mathcal{O} 財 政 上の 特 る公害関 别

法

悪臭防・

[止法]

などが成立した。

域 防 公害対策として、 止 計 方、 画の策定を行うほ 都道 府 県は 常時 公害関 監視 か、 係 公害防 測 法制の整備に 定 $\overline{\mathcal{O}}$ ネッ 止協· 1 定 ・ワー . 対 の締結義 応し、 ク体 公害の 制 務 0 立 整備等を 一地規制 未然防 図 等につい 止 に重点 一つた。 ※をお ての 公害防 V て、 地 止 条例、 域 基 を整備 準 'n 設 定 また、 地 域公 害

 $(\underline{-})$ 環境対策

質 等を重点事項として要望 の安全対 本会は、 х. 策、 引き続いて公害行財政制 新 幹線、 空港等の Ļ その 結果 騒音、 度の 「公害健康被害補償法」、 充実を要望しつつ、公害による健康被害者の 振 動 対 策、 「自然環境保全法」 振 動 規 *(*) 制 制定 法 」、「自 促 進、 環境ア 救済、 然環境保全法」 セ Ρ ラ メ Ĉ B等化学合成 ン が \vdash 制 \mathcal{O} 定され 制 度化

 (Ξ) 地 盤 沈下対:

 \mathcal{O}

具体

案を提

示することとした。

年中に 毎 年 度総合立 関係省庁と調整が続けられたが、 盤 地下 沈 下対策 水の 法 採取 に関 \mathcal{O} 卓 する総合立法に を総合的に規制し、 期実現を要望するとともに、 うい 各省庁の意見が ては、 地下水の保全と適正利用を図るなどの具体的方策を盛り込んだ対策要綱 昭 昭 和 和 五. 対立 五. + + 车 ŗ か 年 ,ら自 凣 制 月 度化が図られ 民党治水 7に設置 した 治山 なか 海 「水問 岸 0 対策特別委員会が 題 たため、 研究会」 本会は、 に おい 試 その て五十二 案を提示 後

置

(四) 和 五. + 年 度 5 六 + 年

環

境

影

評

影 お 事 策 響 業に係 に 評 . 関 会は て 価 は す うる要望 条 環 る環境保全対策に 例」 昭 境 和 ア ヤス を 五. を 制 + 繰 定 メ ŋ 年 返 Ļ ン + \vdash L 昭 爿 · つ 行 制 度の に V 和六十一年度には二十六団体が条例や要綱等を制定してい ってきたところであ て Ш 崎 確立とその円滑な実施が 市 \mathcal{O} が 閣議了解に基づい 条 例を 制 定 る。 したの 環境 て、 を皮切 影 強 行政 響評 く要請され 指 ŋ 価 導や に に 北 0 個 海 い Ċ 道 別法により 7 る状況を踏まえ、 は、 東 京 昭 都 和 実施され、 兀 十七 た 神 :奈川 年 生活 六 県 が 地 月 続 方 環 \mathcal{O} け 公 境 共 各 保 寸 種 体に 環 公 境 共 対

年 影 響 政 評 府 \mathcal{O} 月の 価 た は め、 昭 法 衆 案 和 議院解 本 五. を第九・ 会は、 十年十二 散 再三に 十四四 に により 月 口 0 審 国会に提出したが、 わ 中 たり、 查未 央公害対策審 乀 司 法 廃案となっ 案 \mathcal{O} 議会の 成立 同法案は、 に た。 0 環境 V て要望 影響 昭和 評価制 を行 五. 十八 0 度の在り方」 たところであ 年の第百回 国会まで継続審議とさ に関する答申を受け る が、 その 後 同 法 案 は 環 同 財 境

界 価 ج 実 施 通 要 産 省 綱 の 反 が 対が 閣 議 決定さ 強く国会に提出されず、 れ 関 係 省庁 が 実施 昭 要領等 和 五十 を 九 定 年 8 八月に て実施 至り、 することに 同 法 案の趣旨を基 な 0 た 本とし た 環

(五) 空 き缶等散 乱 防 止 一対策

ま

た

空き

缶

等

 \mathcal{O}

散

乱

性

廃

棄

物

Ö

使用

済み乾電

池

0)

水

銀

による環境汚染が

大きな問

題と

な

ŋ

空き缶

に

再 資 廃 源化 棄 物 対 策 減 量 に 化 0 手 V て本会 法 \mathcal{O} 開 発等 は 廃 \mathcal{O} 方策を 棄 物 \mathcal{O} 講ずるよう要望し 増大、 多様 化に対 てきた。 処するため 廃 棄 物 処 理 技 術 \mathcal{O} 改 善 廃 棄 物 \mathcal{O} 再 利 用

七月二十日に「空き缶等の散乱防 ト方式による回収を試みるなど空き缶等の散乱防止に努めているところである。 その後毎年、 部の 地方公共団体において、 の要望をしてきたが、 止対策に関する要望」を決議し、 散乱防止に関する条例あるいは要綱等を制定し、それに基づいてデポ 国においては関係省庁による普及啓発活動を行うにとどまって 政府、 国会等関係方面に対し要望したの このため本会は、 昭和五十六年 をは ッ

韶 和 六十二年度~平成 八年

じめ、

同趣旨

た

(六) 「環境基本法

環境基本法」の 制 定

対 環境基本法制定の て行った「地球化時 議 論は、 '代の環境政策のあり方について」 平成三年十二月五日に、 環境庁長官が中央公害対策審議会と自然環境保全審 の諮問を受けての審議 の中から始まった。

庁に けて、 十 五 六 に対し、「環境保全の基本的法制のあり方について」付議され、「環境基本法」の検討が本格化した。 日 指示したことを明らかにするなど、「環境基本法」の必要性が政府部内の共通認識となっていったことを受 の参議院予算委員会において、 地球サミット終了後の同年七月三日、 議会では、 地球環境賢人会議」 まず、 玉 際 環境協力の の開会式の挨拶において、 環境問題についての基本法の必要性を認識する答弁を行 あり方について審議が行わ 中央公害対策審議会企画部会及び自然環境保全審議会自 地球 環境時代にふさわ れ、 当時 の 宮澤総理大臣が、 しい 法 律の 整備 さらに 平成 に うい 然環境部会 四 同 年三月 て関係 年四

このため本会は、

平成四年九月二十九日に、

環境保全における地方団体の

役割の重要性にかんがみ、

環境基

本

計

画

本 法 制 \mathcal{O} 在り方につ V ての 意見」を取りまとめ、 両 審 議会部会長あてに 提 出 L

務 同 意見に 明 確 化 お 3 1 ては、 地 方 の 権限 環境 基本法 強 化と適 制の検討に当たり、 讱 な 財 政 措 置 ④ 基 本 ① 地· 方の 法 \mathcal{O} 自 位 主 置 性 付けと私 0 尊 重 権との ②国民、 調 整 事 業者、 ⑤ 快 適 国及び 環境 施 地 方 地 \mathcal{O}

責

球

環 境 両 保全施 審 議 会は、 策 \mathcal{O} 平 明 成 確 な位置 四 年十 付けとその 月二十日 に、 推 環境庁員 進 6 長官に 環境影響評 対 ì 価制度の法制化等について改善要望を行った。 環境基本法 制のあり方について」答申した。

策 審 同 議 提言を受けた政府 会に 諮 問 た。 その は、 結 平成五年三月八日に環境基本法案要綱をまとめ、 果 即 日諮 問 تلح お ŋ Ó 答申を受け、 同年三月 同 日 1日に内閣総理大臣から中央公害 に 閣 議決定され 第百二十六

案可決により解散 同 国会では、 参議院本会議 Ļ 環境基本法案も廃案となった。 の採決を前にして、 政治改革を争点とした紛 糾 カコ 5 同 年六 月十八 日 に 内 閣 不信

玉

一会に提出された。

そ の後、 月十二日に可決、 同年九月二十四日に、修正部分を取り入れた「環境基本法案」が第百二十 成立 Ļ 平 成五年十一月十九日に 公布 施 **心行され** た。 八回 |国会に 改めて 出され

害対策基本 なお、これと同時に、二十五年以上にわたって公害対策に 法 は 廃 止 され、 「環境基本法」 に引き継が れ た おける基本的な法律として役割を果たしてきた

に 平 いて」 成 六十年 は い 月 かに $\dot{+}$ 应 あ 目 るべ 細 きか Ш 内 諮 閣 問 総 した。 理大臣 は 中 央 環 境 審 議会に . 対 して、 環境 基本 法 に基 づ < 環 境 基 本

同 諮 問を受け Ź 中 央環境審 議 会企画 國政策部 会に お V ては、 同 年 七 月 五. 日に は、 環 境 基 本 計 画 検 討 \mathcal{O} 中 間

画

· まとめ」 を公表するなど、 精力的に審議が進められ、 同年十二月九日に答申を行った。

確化 \otimes が公表された際に 本会は、 「環境基 計画 こうした動向の中で、 の適正な進行管理 画検 は 具体的な数値 間とり 地方公共団体の役割 環境基本 まとめに関する意見書」 目 標 計 計画期 画の作成における実効性の 間 0 明確化、 \mathcal{O} 設定、 他の 地方公共団体に対する適正な財政措置等を内容と 計 画との整合性の確保、 確保を要望するとともに、 平成六年九月二十 計 自に、 画 [の実施 中 蕳 主 取

会長あてに提出

した。 計

本

討

0

中

をとりまとめ、

同

審

議

体 り

 \mathcal{O} 明 ノまと

なった。 参加する 境基本計画推進本部」を設置 0 る社会を構築することを長期的な目標として掲げた上、その実現のため あり方等を定めた が府は、 平 環境基本計画推進関係省庁会議」 成六年十二月十六日に、 「環境基本計画」を閣議決定するとともに、 Ļ また、 同答申に即して、 同月二十七日には、 が設置され、 「循環」「共生」「参 政府一体となって、 環境庁企画 同 目 .調整局長の主催により、 環境庁内に事務次官を本部長とした「環 の施策の大綱、 加 強力に計画を推進していくことと 及び 「国際的 各主体 取 の役割、 組 関係二三省庁が が 政策手段 実現され

平 第 か 閣 成七年六月十三日に、 議決定されるなどの取 本会は、 わらず、 回目の 環 環境基本計画の策定以降、 境基本 必ずし 計 も成果が 画 組みが図られているもの 「国の事業者 0 進 あがっているとは言えない状況にあると指摘されるなど、 渉状況の

点検結果においては、 ・消費者としての環境保 その着実な推進について要望しているところであるが、 *あ*、 平成八年六月二十八日に、 環境基本計画 全に向る けた取組 に基づく取組 の率先実行の 中央環境審議会から 取組みを一 みが き進めら た 8 政府にお \mathcal{O} 層強化してい れ 行 ってい 報告された 動 7 るにも 画 は

<

必

要があっ

が

定

さ

れ

同

計

画

に

基づく

各

種

 \mathcal{O}

対

策

が

推

進され

ることとなった。

地球環境問題

対

平 \mathcal{O} 0 総 + 開 会に 設 成 た。 我 催 圳 元 置 が に 条 さ 球 さらに 提 が 玉 年十二月に 約 れ 環 オ 閣 で 出 た 境 は さ 世 議 ゾ 問 玉 界 れ 題 で 世 玉 平 П 連 が た 層 界 連 に 頭 成 は は 関す 保 制 遺 人間 度的 元年五月に、 環 了解され 護 産 平 環境 境 る国 \mathcal{O} 条 環 ·成 四 改 ع た 糸 境 ع 開 際 革 8 会 年に た。 開 を含め 発に 等が \mathcal{O} 議 的 ウ 発 な 関 なお、 関 議 \mathcal{O} イ を契機 発効するとともに、 係十 環境と開 問] 早 する世界 論 題に 急に ン は 九省庁の大臣等により 同 条約 とし 会議に 行 0 昭 V 発に関する国 動 委員会」 和 て、 ては、 ずべ が 兀 お 採 一十年 昭 V 採択され きことが 和 て、 -代後 各国 \mathcal{O} 昭 五十 報 和 平]連会議 告 るなど 半 \mathcal{O} 五十二年には 年 成二年 首脳 書に 訴 カコ 構 に Ď え 成さ 口 口 始 5 の レベ お 地 ÷ まり、 れ 進 VI 月二 れ 球 ン ル て、 展をみせた。 る K サミット)」 で合意を得る必 地 一十三日に、 持 昭 球 地 砂 条約 続可 和 環 漢化 球 四 境 環境 問 能 + 防 その を開 ワ 題 な 七 保全に 止 開 地 年六月に に 行 シ 要が 対 発 後 催 球 動 す \mathcal{O} 温 関 す 計 \vdash あること 概 昭 ることを決 る 暖 す 画、 関 念 和 スト る関 化 条 心 が 六 防 さら 約 が 明 + ツ 止 係 確 ク 急 行 閣 速 認 に 年 に ーラ 木 僚 議 動 さ 昭 識 \mathcal{O} ル 計 会 L た 高 れ A 和 ム 議 + で る 連

う ととも K 五 するため、 要 な 日 こうした状 iz 請 取 組 は た 4 \mathcal{O} 平 玉 平 現 成三 意 況 連 状 成 識 の 環 中 加 を 年 \mathcal{O} 境 -で本会 踏 喚 年六月三日 八 開 ま 起 月二十七日 さえ、 発会議 は 高 揚 地 12 カ 域 を 例 対する提 図 年 6 か に $\bar{+}$ 6 |る啓 提 は、 出す \mathcal{O} 兀 公発、 日 行 言 玉 ま 動 る に で、 連 技 0 関 重 環 玉 術 葽 す 境 \mathcal{O} \mathcal{O} Ź 性を考 ラ 施 開 開 意 ジ 策並 発 発 見 会 ル 慮 議 普 \mathcal{O} びに予算に関 に IJ Ļ 及 玉 お オ 别 地方公 デ 1 推 報 ジ て 告 進 t 書 体 共 ネ 地 制 す 政 うる要 団 球 イ 府 \mathcal{O} 環 口 体 整 素案に関 で 備 望 境 が 開 果 問 等 催され たすべ 題 総 に に 合的 お する意見」、 · 対 す い き役 た な て、 る地 保 割 全 環 地 境 を 方 対 球 明 平 公 策 環境 開 共 確 成 を に 兀 要 問 発 寸 年二 す 望 体 題 関 る \mathcal{O} す Ī 月 様 る 妆

る国 [連会議 地地 球サミット)」においては、「環境と開発に関するリオ宣言」が採択された。また、二十一 世紀

に 向 けて、 行 動計画 「アジェンダ二十一」 が採択された。

廃され よう要請 同 本会は、 壊を一層促進する措置を講じるよう要望してきた。 総合的な保全対策の推進を要望するとともに、 画においては、 た特定フ 平成五年十二月六日に提出した「『アジェンダ二十一』 口 また、「国の施策並びに予算に関する要望」においては、 ン等については、 国と地方公共団体の間の役割分担を明らかにし、 含有する家電製品等が廃棄され 特に、 オゾン層を破壊するため平成七年末をもって生産 国別行動計 る際の排 必要な支援措置を行っていく旨を盛り込む 引き続き、 出 画 抑 政府素案に対する意見」 制 \mathcal{O} ため、 地球環境 そ \tilde{O} 問 題 口 収、 に対 再 処するた の 中 利

(八) 廃棄物対策

たところであ 対する財政措 0 着実な推 再資源 会は、 機会あるごとに、 化 進 置 法制 減量化手法の開発等の方策を講じるよう、 (D) 拡 充強化等に関する緊急要望」を地方自治確立対策協議会でとりまとめ、 度の 拡 充強化等を要望してきた。 廃棄物 の増大及び多様化に対処するために、 また、 繰り返し要望するとともに、 平成三年九月十八日には、 廃棄物処理技 廃 廃棄物処 術 \mathcal{O} 棄 改善、 要望活動を行 物 理施 処 理 廃 設 棄 施 物 設 整備 ってき 備 0 再 利 画

また、 設された。 省令も整備されて平成四年 こうした状況の中、 特別管理産業廃棄物 さらに、 各主体 平 成三年十月、 -の責務 Ł 制度及び特別管理産業廃棄物管理票制度が導入され、 月四日から施行された。 の強化、 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 廃棄物処理業者や廃棄物処 この改正に より、 理施設等に 廃棄物 が大幅に改正され、 0 廃棄物 減量化 · つ V ての規 処 が 理 法律に位置 セ 制 ン \mathcal{O} タ 強 その 化] 付 \mathcal{O} 罰 制 け 後関係 則 度 6 \mathcal{O} が れ 強 創 政

化 \mathcal{O} 利 用 が を 総 6 合 ħ 的 た。 カコ ま つ た、 計 画 的 亚 成 に 推 年 進 す + Ź 月 た に 施 8 行 \mathcal{O} され 基 本 方 た 針 が 再 生 定 資 8 6 源 れ \mathcal{O} 利 るととも 用 0 促 に 進 に 関 再 ける 生 資 法 源 律 \mathcal{O} 有 効 . 基 利 用 づ き、 \mathcal{O} 促 進 再 生 等 資 \mathcal{O} 措 源

置

が

講

U

5

れ

6 れ な る ケ カコ 深刻 1 なが ス な が 後 課 5 題 を を 絶 廃 たず、 抱える 棄 物 を に め 処 Ś 至 理 0 施 つ て て 設 は、 V \mathcal{O} た 設 最 置 松終処 等 に 関 分 す 場 る \mathcal{O} 紛 残 余 争 容 が 各 量 地 は で多発 逼 迫 Ļ す るなど、 不 法 投 棄 早 を は 急に じ 解 8 決 不 を 適 図 TF. な 6 な 処 け 理 れ が ば な な

Р が 収 係 る С 分 法 Bを含有する廃 \mathcal{O} 般 た 別 廃 に 処分され 収 棄 8 集 物 本 及 に び 0 は た場 再 棄物 商 排 て (は、 合 品 出 化 \mathcal{O} \mathcal{O} 者 そ 処 原 \mathcal{O} \mathcal{O} 促 \mathcal{O} 理 状 責 中 進 任 体 口 等 を明 で大きな 制 復 に \mathcal{O} \mathcal{O} 確に 関する法 整 た 備等 8 割合を占 \mathcal{O} L を新た 方策の た 律 上 で、 な項 速 が \Diamond る容 平 Þ 排 自 か 成 出 七年 器 として な 事 策定、 包 業 六 装 者 月 等 廃 追 に 棄 特 が 加 成 物 拠 L 别 て要望り 管 立 出 \mathcal{O} リサ する 理 Ļ 産 消 業 基 イ し 費 ク てきたところで 廃 金 者 ル 棄 制 物 を が 度 分別 進 管 を \Diamond 理 創 るべ 票制 排 設 ず 出 る < あ 度 など、 市 \mathcal{O} 容 運 町 村 器 用 廃 が 包 強 分 装 1 剜 物

た 産 集 業 廃 事 業者 棄 物 に が 0 再 商 V 7 品 は、 化 をそ そ \mathcal{O} れ ぞ 適 正 れ な \mathcal{O} 処 責 理 任とし を 確 保 7 7 分 担 る た す á 8 新 \mathcal{O} たな 総 合 的 制 度が な 対 策 平 \mathcal{O} あ 成 V) 九 方 年 が 兀 生 月 活 カコ 環 5 境 本 審 格 議 的 会に に ス タ お い 7 審

作 n 議 業を進め ħ 政 府 7 は V るよう た が、 廃 棄 求 物 平 8 問 成 6 題 九 を れ 年二月十八 た。 取 ŋ 巻く 情 日 勢 に、 が 極 廃 8 棄 て深 物 刻で \mathcal{O} 処 理 あることを十分認識 及 び 清 掃 に 関 す る法 L 律 \mathcal{O} 速 改 B か 正 に に 法 0 律 V 案 7 \mathcal{O} 具 \mathcal{O} 体 答 化 申 が 行 向 H b

 \mathcal{O} ため 本会は 同 法 律 0) 改 正 に当 た 0 7 は 排 出 事 業 者 責任 \mathcal{O} 原 則 を徹 底 するとともに、 不 法 投 棄 \mathcal{O} 原 者

平 律 棄 8 九 る が 成 年二 ほ 物 不 0 剪、 管理票制 九年三月二十八日に、 か 最終処分場 部 月二十六日 を改 無資力等の場合に 公費投入がやむを得ないとされる場合には、 度 正する法 等の \mathcal{O} 拡 に、 基準の 充 律 「産業廃棄物の処理に 案」 原 状回 充実強 お 廃棄物の減 が いても迅速か 第百 [復に係る基金制度の創設等を主な内容とする「廃棄物の 化 远 十回 施設 量化、 1国会に 0 の設置手続 リサイク 関する制度改正に関する意見」 円滑に 提出され、 原状 きの ル 第 \mathcal{O} 回 見直 推進、 義的に国が負担すべきなどの意見を取りまとめ 復が行えるよう、 同年六月十日可決、 Ļ 廃棄物処理に 不法投棄対 を関係-産業界 策 関する信 成立し、 0 方面 強 が責務を果たす制 化 頼 \sim 処理及び \mathcal{O} 六月十八 提 た 性と安全性の 8 出した。 Ó 清 特 日 掃 别 公 管 その 度を創 布 に 関 理 向 はする法 上 結 産 れ \mathcal{O} 果 平 設 た 成 7

7 影 月 響評価実施 環境アセス 末現在で四二 **愛綱** メント 団 体 が に が、 制定されて以来、 ついては、 条例又は要綱等により実施しており、 昭 和 五十九年に 着実に実績 「環境影響評価の が積み重ねら その れてきた。また、 実施につい 制度化は全国的な広がりを見せ定着 こ 都道府県におい の 閣 議 決定が 行わわ . ても平 れ して 成 九 環境 (九)

環境ア

セスメン

省庁一体となって調 実情及び自 有するものとなり、 本会は、 主性に十分配 国 の施策並びに予算に関する要望」 平成六年に策定された 査研究を進め、 |慮することを要望してきたが 所要の 見 「環境基本計 直 しを行うとの方針が示され におい 画 て、 当 時 に 環境アセスメント 0 におい 環 境 ても、 問 題 は 内外 時 の適正 \mathcal{O} 間 制 的 度の な推進 空間 実施状況 的 及び い況等に 社 会的 地 方 関 公 に 4世団 広 が 関 ŋ 体 係 \mathcal{O}

これらを受けて、 在り方につい . こ 平 成八年六月二十八日 諮 問 が行われ 同 審 議会では 内 閣総理大臣から中央環境審議会に対して、 関係省庁、 経済団 体等からの意見聴取 「今後 玉 \mathcal{O} 民 環 各 境 界 影 各層 響 評 カ 価

制

度

の

等

 \mathcal{O}

環

境

基

準

達

成

率

は

依然として低

V

水準

に

あるため

水

質保全を図るため

 \mathcal{O}

各

種

対策を総合的

に

推

進

す

ること

 \mathcal{O}

6 般 意 覚 \mathcal{O} 受付等を行 VI なが 5 審 議を進 め 亚 成 九 年二月 7 Ė :に答 申 を 行 った。

さ 提 n 同 た。 出 申 政 に お 同 府 年六 は 1 ては、 月 れを受 九 環境 司 け 決、 影 て法 響評 成立、 案化作業を 価 制 度 六月十三日 0 法 進 制 め、 化 公布され 環 許 境影 認 可 響評 等 価 の 法 反 案」 映 を 早 平 期 成 段 九 階 年三 での 月二十 環 境 配 慮 八 日 等 第 Ó 百 必 闻 要 性 + 口 が 玉 提

(+)有 害 物 質 \mathcal{O} 規 制

日

キ 的 次 潍 イ オ な 改正するなど、 を 設 対策を早急 丰 害 削 定するよう 物 質 ン 減 類 対 \mathcal{O} 策 発 規 生 検 に 制 防 討 .講じるよう要望してい 規 繰 \mathcal{O} 会 制 止等ガ ŋ 拡 充に \mathcal{O} 返 に 強 し イドライン」 お 化 要 つ 望 いてその を図ってきた。 V ī て本会は、 しており、 削 、るが、 を改定した。 減 対 玉 未 また、 策 に 規 厚生省 につい お 制 い \mathcal{O} 近年 物 7 は、 7 質 は 特 が 検 討を行 平 に問 大 環 気汚 境 成 に 題になっているダ 八 . | | | | | | 年 染 11 六月に設置し 水 平 す (質汚) 影響を早 成 九 年 濁 一急に イオキ 月に、 た 土 壌 「ごみ 調 汚染等 平 シン 査 処理施 成二 類に に 年 係 設 る環 に策定した 0 境 に係るダ V 基 境 7 基 準 イオ 総合 を 出

基

(\pm) 鎖 性 水 域 等 \mathcal{O} 水 質 保 全. 対 策

6 整 n 年六月に、 る 閉 備 た 鎖 等 8 性 が 道 \mathcal{O} 水 行 域 府 各 「水質 等 わ 県 種 れ 知 対 \mathcal{O} ることに 事 策 水 汚 質保全 が を 濁 推 指定する生活 防 進 止 するととも 対策 なった。 法 の 0) 推 L 排 進 部 かし 水対 に に が 0 改正され な 策 生 が (重点地: て本 活 , co, 雑 子会は、 排 て、 域 有 水 機 内 対 同 汚 特 \mathcal{O} 策 法 濁 市 に \mathcal{O} 充実 汚 \mathcal{O} \mathcal{O} 町 代 目 村 濁 表 的 は 強 \mathcal{O} に 的 化 著 生 な 生 を L 指 活 活 図 い るよ 標 排 内 排 で 水 湾 水 あ 対 う、 対 る 策 策 湖 \mathcal{O} 繰 С 推 沼 実 Ο 進 1) が施を 計 D 返 都 市 画 l 化学 推 要 河 策 進 望 Ш 定 的 することが 等 酸 てきた \mathcal{O} 素 水 質 要 浄 保 求 化 加 平 全 量 施 設 え 成

を引き続き要望してきた。

交通公害対

(土) る窒 流対策をより一 達 + 成 に大都 交通公害対策 素 するため 月には、 酸 市 化 圏に 物 に 関 0 層促進するとともに、 係 特定地 お \mathcal{O} 都 いて窒 総 玉 合的 に 府県知事が策定する特定地域 お 域 V Ê 素 推 て、 おけ 酸化 進につい 自動 る総 .物による汚染が厳しい状況にある中で、 軍単 て本会は、 量 低公害車の普及促進 \mathcal{O} 体 削 対策、 減等 早急に総合的 に 車 \hat{o} 関 種 する特別 総量削 規 制 に向けた技術開発及び条件整備、 \mathcal{O} な防 強化等 減計 措 置法 画 止対策を講じるよう、 を図り、 自 が承認された。 平成四年六月に、「自 動 車 特定地域外も含め Ń О x 法)」 このため本会は、 繰り返し要望してきたが、 が 制 併 た交通 せて自動 定され、 動車から排 流 車 対 同 平 出され 騒 策 計 成 音 画 五.

(生) スパイクタイヤ対 策

低

減についても一層の充実を図ることを要望しており、

具体的な取

組み

も進められてきた。

物 を

 \mathcal{O}

法 に 律 総合的 スパイクタイヤ対策の推進について本会は、 が な対 制定され、 策を推進するよう要望してきたが、 指定された地域においては、 その使用による粉じんの 救急用自 平 成二年六 動 車等 月、「スパ の 例外を除き、 イクタ 発生等の 1 ヤ粉じ スパ 公害問 1 -クタ λ 題 \mathcal{O} \mathcal{O} 早期 イ 発 生 t 解 の \mathcal{O} 使 防 決 用 を 止 図 が に · 禁止 [るため 関 る

(去) 総合的な環境保 健 施策

れ

名称を「公害健康被 てきたが、 合的な環境保健 昭和 匹 一十九年 害の 施 策の 補 推 償等に 九月に施行された「公害健康被害補償 進につい 関する法律」 て本会は、 に改めるとともに、 特に、 公害による健康被害者の救済 法 著し が、 い 昭 大気汚染の影響による気管支ぜ 和 六十三年三月に改正され 0 た 8 \mathcal{O} 施 策 0 推 ん息等 法 を要望 律 .. の

7

成

寸.

L

た

昭昭

Ś

+

年

同 和

和 四 +

対

策

事 年

業

特 五.

别

措

置

法

的 交 主 が が 交渉 渉 に カコ 行 発 わ 全 よる協 に れ L 決に当 てい より た。 面 的 定書 また、 救 る地域として指 な たっ 済 解 の を 決 ての 締 求 を 水 結が 図 俣 \otimes 内 á 病 る 閣 行 対 活 た 定され 総 策 わ 動 \Diamond K 理 が、 n \mathcal{O} 大臣談話 措 0 7 平 未 11 置 成七 解 7 VI を た 速 は 決 を閣 第 年十二月 É \mathcal{O} 水 カン 俣 種 議決定した。 法 に 病 \mathcal{O} 地 講じ に、 問 認 域 題とな 定 るため \mathcal{O} 当事 を 解 棄 除 者間 0 却 さ て 健 水 \mathcal{O} n 康 V 俣 合意を踏まえて、 たが、 た人 被 病 害予 対 Þ 策に 与 が 防 中 党三党 事 つい -心となっ 業 の て 実 \mathcal{O} 国とし 施 最 0 て損 の 終 等を内容とす 閣 解 て水俣 害賠 議 決 策 了 解 償 \mathcal{O} 受 等を 病 請 ź 問 求 入 行うとと 題 訴 制 れ 度改 \mathcal{O} 訟 最 自 Þ 主 自 正

地 域 改 善 同 和 対 策

兀

政 同 府 七 和 は 年 対 策に 昭 以 来 和 兀 0 + 重 V 要 て 事 は 年 应 項 月 \mathcal{O} 各 に 地 つとし 方 同 寸 和 体 7 対 は 取 策 早 り上 Ż 協 議 カ 会 げ、 b 積 を設 司 極 和 的 置 問 に 題 Ļ 取 に 組 対 み、 同 す 協 る 各 議 会 玉 般 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 中 抜 事 業 間 本 的 報 を 実 な 告 施 E 諸 基 施 L てきて づ 策 \mathcal{O} V 樹立 7 昭 1 るが、 を 和 要望 兀 + 힜 L 本 会 年 てきた。 は \mathcal{O} 第六 昭

和

口 玉 会に 同 和 対 策 事 業 特 别 措 置 法 案」 を提 出 Ļ 同 年 七 月、 + 年 間 \mathcal{O} 時 限 法 韶 和 五. + 四 年 三月 (まで)

れ に 伴 昭 和 兀 + 应 年 度を. 初 年 度とする 同 和 対 策 長期 + 箇 年 計 画 が 策 定 され、 日 和 問 題 解 決 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O}

国の施策が緒につき、本格的な事業予算が計上されることとなった。

で多額の自 来 地 方 己負担を余儀なくされてい 団 体は 同 和対策事業を積極的 る状 況 に推進してきたが、 にあったので、 本会及び地方六団体 国の財政措 置が 不十分なため、 は、 その後毎年度政 事業を実施する上 府に対して

(昭和五十二年~六十一年)

の大幅

な増

額

事業の完全実施を要請

した。

一 地域改善対策特別措置法

る実情 期 が 限 延長について緊急要望を行った。 同 方公共団 特別措 に あ ったため、 置 体 法 は 0 期限切 同 和 本会は地方六団体と共同して、 対策事業特別措置法」 れを翌年に控えた昭和五十二年末に至ってもなお実施 に基づき、 昭和五十二年十二月十六日 各般にわたって同和対策事業を積極的 すべき多くの事 同和対策事 業 《特別措 業が に推 残され 進 置 してきた 法 7 \mathcal{O}

兀 旨 0 た。 月 \mathcal{O} 0 れ 方向であ 申 昭 日 Ĺ に か 合せ 対対 和 5 五. L 新たに 十六年十一月には、 る。」との意見に基づいて同年十一月十三日 政 が行われ、 府は、 「地域改善対策特別措置法」 昭和 このような背景、 五十三年五 各党国会対策委員長会談で、 月の 同 経緯を経て、「同 和 対策協議会 が 五年 間 \mathcal{O} の 和 同 時 同 対策 限立法として施行さ 同 和 対 和 和 事業特別 策事業特 対 対 対策に 策の っい 現 措 別 状に :置法」 ては 措 置 カ れた。 法 新たな法 んが に引き続 の 4 \equiv れ 的 年 ば、 き 措 間 置 O 同 昭 が 期 法 限 和 必 \mathcal{O} 五. 要である 延長を行 延 長 は 年 必

(三) 地 域改善対策特定事業に係 \mathcal{O} 地 域 改善対策特別措置 る国 法 の財政上の特別措置に関する法律 Ŕ 昭 和 六十二年三月三十一日 の 失効前に (地対財 特 おい 法 てなお相

当

量

0

残

事業が

その れ が に 昭 適 ま 切 和 に 六 ま + 行われるように、 放 との要望を行った。 置 年 す + れ ば 月 地 方 玉 公 共 玉 E \mathcal{O} お 寸 体 責 11 ては、 務並びにこれ \mathcal{O} 財 政に多大な 更に啓発活 に伴う必 影 動 響 \mathcal{O} が生じることは必至であるため、 要 充実に努めるとともに、 な 国と 地 方 \mathcal{O} 財 政 措 置 法失効 を 明 確 %後に 本会は に す る法 お 11 地 て 方 的 措 ŧ 六 必 団 置 体 を 要 な事 講 ととも ぜ 業 6

す で 出 あり、 Ź 同 基 和 その 本 対 その 的 策 中 協 認 ため で、 識 議会を改組 É 法 地 域改善 は 的 特 措 して設 别 置 対 に \mathcal{O} 立 0 策 法 V 0 置 され 措 今 て 置 は 日 が必要であろう」と述べ 的 た 「今後とも必要な事業を実 課 地 題等を内容とする「今後に 域 改 善 対 策 協 議 会 は、 てい 施 昭 る して 和 おけ 六 V + くため る地 年 + 域 改善 に は 月 対 に 策 地 何 6 に 域 カコ 改 0 善 \mathcal{O} VI て 財 対 政 策 措 \mathcal{O} \mathcal{O} 意 現 置 見 が 状 必 を に 提 要 関

第百 行 さ 政 八回 れ 府 はこれ 国 会に を受け 提 出 昭 地 和 域 六十二年三月二十七日成立 改 善 [対策特定事業に係る国 Ļ \mathcal{O} 財 昭 双政上の 和六十二年四 特 別措 置 月一 に 関 日 ける法 か 5 [律案] 五. 年 間 **〜**地 \mathcal{O} 時 対 限法として 財 法 を

阳阳 和 六 十 二 年 (平 成 年)

(四) 地 対 財 特 法 部 改 正 法 人 権 擁 護 施 策 推 進 法

妆

7

+ 圳 日 財 まで 特 法 は \mathcal{O} 五. 年 政 間 府 に \mathcal{O} 時 お 限 V 立 法 は 般 L 7 汝 施 策 行 \mathcal{O} さ 円 れ た 滑 が な 移 平 行 成 \mathcal{O} ため 兀 年 度 \mathcal{O} 以 最 降 終 \mathcal{O} ŧ 特 相 当 别 法 程 にと位 度 \mathcal{O} 残 置 付 事 業 け 量 が れ 見 込 平 ま 成 四年三 n な 月 お

6

推 が 必 要な状 況 に あ 0 た。

 \mathcal{O} ため、 本 会は 全国 市長会、 全国 町 村会ととも に 法 期 限 後 \mathcal{O} 必 要な 事 業 \mathcal{O} 推 進 \mathcal{O} た 8 0 財 政 措 置 等 を 明 確

にする法的措置を要望してきた。

切 た特別対策の実施などに留意した上で、 がな措 地 域改善対策協議会は、 置を検討する必要がある。」との意見具申を行った。 平成三年十二月十一日、 平成四年度以降も 政府に 所 早 要の 期の 財 政 (措置を講ずべきであり、 般対策への移行、 真に必要な事業に限定 法的措置 を含め 適

府 改正法案」を平成四年二月十四日第百二十三回国会へ提出、 は これを受けて一 定の事業を一 般対策 へ移行した上で、 五年間 同改正案は三月二十七日可決、 0 有 効 期 限 \mathcal{O} 延 長を行う 成 立 地地 対 財 特 法

決に向けた今後 れ その後、 地域改善対策協議会では、 0 方策の あ り方について審議を行い、 平 成五年七月二十八日に総括部会を設置し、 平成 八年三月二十八日に意見を取りまとめ 同部会は、 同 た報告 和 問 題 書 \mathcal{O} を 早 期 解

会に提出した。

込まれ あ る平 「応するという基本姿勢に立つべき、として今後の重点施策の 報告書では、 た施 成九年三 策 \mathcal{O} これ 実現 月末をもって終了 のため、 までの特別対策は、 法的 措置を含め各般 なお残され おおむねその目的を達成できる状況になったことから、 の措 た課 置に 題に っいい っい 、ては、 て具体的な検討 方向を分野ごとに示した。 その 解決 のため一 0 必 要性を指 般 その上で、 対策に工夫 摘 l 現行法 た を 報 加 \mathcal{O} え 期 つつ 限

て行った。 平成八年五月十七 日 地 域改善対策協議会は、 この総括部会報告を協議会の意見とする旨の具申を政 府 に 対

 \mathcal{O} 本会は、 施策の充実を要望するとともに、 地方公共 寸 体 :の行う事業の 法期限 遂行 このため 後 \mathcal{O} あ ŋ の 方 財 に 源 措 0 V 置 ての早急な検討を要望していたが 啓発活動 の 推 進、 就労対策、 産 業 政 \mathcal{O} 府 振 は 興 協議会 教育

(昭

六

+==

年

度

成

八年

度

問 県

> 委 平

員

都 玉 和

道 際

府 化

 \mathcal{O} 題

地 特

域 别

玉

際

化

施

策

は

海

外

地

方

公

共

寸

体

٤

 \mathcal{O}

姉

妹

提

携

ĸ

代

表される親善交流を中心として展

開

され

た 施 九 7 な 0 終了 め 策 また人 年三月二十八日に 意見具 同 推 事 \mathcal{O} 法 業箇 教育及 \mathcal{O} 進 することなどを主な 規 法 権 申 定 を 案 \mathcal{O} 所等に五 び に が 擁 踏まえ、 啓発に関 護に ょ ŋ 政 一設置さ 府に 関 可 年 決、 蕳 与党 す により ず á \mathcal{O} る施策の れ 施 成 内容とする 財 各党と調 た人権 立 第百三十 策 政 した。 上 0 推 \mathcal{O} 0) 推 特 整 擁 進 進 ī 護 九 に 別措置を 推 て、 口 地 つ 人 進 臨 対 い 審 権 時 て、 財 講じ 侵害 特 部 議 玉 会に 会 玉 法 \mathcal{O} に \mathcal{O} ること、 物 \mathcal{O} \mathcal{O} 場 お 提出され、 責 的 合 務 部 事 V を明 改 業 \mathcal{O} て、 被害 正 の うち、 6 人 法 部 権尊 者 平 か 案」 \mathcal{O} \mathcal{O} 成 に 非 を第 救 八年 物 既 重 Ļ に着 済に関 的 \mathcal{O} 理念に 十二 必要な 音四 事 業に 手 干 済 月十七日 する施策の 関 で平 体 · つ 口 き 五 す 制 玉 成 る国 会 を に 整 年 八 充実 民 可 提 間 年 備 する 決、 度 相 出 \mathcal{O} へのそ 経 末 互. Ļ 成 ため 過 までに \mathcal{O} れぞ 理 立 同 的 措

第六節 地 域 玉 際 化 対策 沖 縄 領 + 間 題 基 地

対策

解 L \mathcal{O}

を深

8

れ

に関

す る 法

案 置

平

成

人

権

擁

護

完

乛

で

き

を は

る基

本

的

事 項

を調

査

審

議することとされた。

地 域 玉 際 化 対 策

社会経済情勢の変化に伴って、 玉 「際化に対応した教育や、 在住 |外国人対策、 国際協力等多岐に わたるよ

うになり、 その 重要性を増してきた。

は 平 成 兀 五. 道 九年三月三十 府 件であ 県 レベ った。 ル の 日現 姉 妹 在、 提 機は、 三九都道府県で一〇五件が締結されてい 昭和三十五年に 初めて結ば れた後、 た。 昭 和 このうち、 五十 年代後半 直近十年間に結ば から急速 に件 数 れ が たもの 伸 び

て財 針」を示し、 玉 際化協会の設立 昭 団法 和六十三年には、 人自治体国 各都道 一等が進め 府県に 際 化協 地域国際化の機運が高まる中、 6 おいては、 会が設立された。 九、 施策は多様化した。 大綱の策定や担当部署の また、 自治省は平成元年 それを支援、 設置、 推進するため、 地 域 地 域国際 \mathcal{O} 中 -核的 交流推 地方公共団 民間国際交流組織で 進 大 綱 \mathcal{O} 体 策 :の共 定に 同 あ 関 組 る する指 織 とし

体 推 国 さらに、 するよう促 際協力推 地 進大綱 域 してきた。 V べ ル の策定に関する指針」 の 国 際 協力に積 極的 に取り を示し、 り組 む傾 地方公共団 向 が見られるようになり、 [体が明確な理念と方針に基づい 自治省 は、 平 7 玉 成 際協 七 年 五 に 施 自 治

に、]際交流 国際化問 のような国際化及び地域国際化施策の進展を背景に、 玉 題特別 際協 力に関す 委員会を設置することを決定した。 ^ る調査 研 究を進 め 今後都道 府 県が 本会は平成五年七月の全国知事会議に 新 たに 取 り組 む べ き対応策を検討することを目 おお て、 地 域 的 \mathcal{O}

め 同 C I Q 特別委員会は (税関 同 出 年十月、 入国管理、 委員長に中川大阪府知事を選出するとともに、 検疫) に関する部会を設置することを決めた。 地方空港の 玉 際 化問 題を検 討 言するた

また、 同 年十二月には、 ①地域! 国際化施策の総合的推進、 ②地方空港のCI Q体制 の 充実等七 項目にわたる 地

沖 和

縄

 \mathcal{O}

本

土

復

帰

本

(昭

匹

十二年

·度 ~

É.

+

年

度

域 É 際 化の 推 進 に関する緊急要望」を決定し、委員長はじめ各知事等により 関係各省に対する実行運

.動を行った。

С

Ι

Q

部

ため 莂 地 方空港 委員会に 運 航 \mathcal{O} に 設 曜 お 置 Ħ V され . や 時 ては、 た 間 C 帯 玉 際 Ι が 制 Q部会は、 便 限されるなどの支障が \mathcal{O} 発着に 平 必 要なC ·成六年二月、 Ι Q ある。 (税関) 部会長に この 出 澄 ような問 入 国管 田 島 理 根 題 県 知事 検 \sim の 疫 対応: を 選 \mathcal{O} 策を検 出 体 制 が 以 討するため + -分整備 後、 課 長 さ 玉 レ れ べ 際 て ル 化 11 \mathcal{O} 問 な 幹 題 い

その つい 幹 事会は、 趣 て検討を行った。 旨 は 平 七 成 口 八年 に わ その後、部会報告を取りまとめて平成七年 度国の施策並 たってCIQ事 びに予算に関する要望」(平七・七・二〇) 務の 法 的性 格や業務内 容、 七 地 月 方 \mathcal{O} 移管の 玉 |際化問 可 能性、 題 に反映された。 特 別委員会に 充実方策 お 当 V 面 て報告を行 \mathcal{O} 対 策等に

事会を設けて具体

的

な検討を

進

しめた。

一 沖縄 ・領土問題

ク 昭 ソン 和 兀 会談 干 12 年 よる 月 共 佐 百 藤 声 総 明 理 に は 沖 ょ :縄 0 て、 0 全面 昭 返還に 和 兀 + 七 0 V 年 て米 に 沖 不国と折 縄 が 返 (還され) 衝 を進 8 ることが てい たが、 合意され 昭 和四十 た 应 年 + 月 0

会は昭 和 匹 干五. 年 七月 沖縄 0 本 土復帰 を 二年 後 に控え、 その経済的社会的 格差を是正 復帰 時 に お

体的な行政 運 営の万全を期し、 行政水準 の向上を図るため最大の努力を払われたい。」と政 府、 国会に要請

を限度として地 六年一月 また、 (「昭和四十六年度国 本会をは 沖 縄 方交付 0 じめ 住民福祉 税 地方六団体は、 \mathcal{O} の施策ならびに予算に関する要望」) の増進と行政水準 特 例措置を講じ、 琉球 政 \mathcal{O} 府 財政援助をすることについて地方六団体が協力する。 速やかな引上げを図るため、 及び沖縄の市町 村に対する国の 交付税の 射 戏戏援助 増 加 問 額のうちか 題 に つい て、 旨 · ら 三 昭 申 百億円 和 兀 +

を満場一致で決定した。

に推 旨 八 事を本会の構成員とする。」ことと「沖縄の本土復帰について」の案件を議決した。 年七月には \mathcal{O} 次 進すること。 いで本会は 沖縄県 の振興対策に 「沖縄県振興開発計画の具体化とこれに基づく事業ならびに財政援助措置を国 また、 昭 和四十七年二月の全国知事会議において「沖縄が五 昭 関する要望」 和 五十年開催予定 を決議っ 0 沖縄] Ļ 国に 国 際海洋博覧会につい 対し要望した。 月十五日本土に復帰するので、 ては開催準 また、 備に万全を期せら 同 一の責任 年七 月及 に お Ű 沖 れたい」 て強力 翌四 縄 県

知

阳阳 和四十二年 度~五十一 年

領 問 題

北方領

土の

復帰

漁

業の安全操

て取り上げ 本会は、 て強力な外交交渉 「わが 昭 和 四十三年度 国 Ō 固 推 有の |進と国民世論 領土である北方領土 から毎年 玉 0 啓発を図るよう」要望してきた。 の施策ならびに予算に関する要望」 (歯 舞、 色丹、 国後、 択捉 \mathcal{O} 四 0) 中で北方領土問 島) の復帰実現のため、 題 を重点事 政 府に 項とし

お

ソ

連

政

府

に

伝

達するよう要

請

た

北 に 方 昭 領土 和 方 兀 領 復 Ŧ 帰 六 主 復 年 \mathcal{O} ため 帰 Ł 対 月 策本 の全国 最 大の 部」 努力を図るよう要望するとともに、 知事会議 を設置、 で することを要望した。 は 「北方領 主 の 復帰 促 進 に 北 方領土復帰対 関する要望」 を決議、 策 を積 極 的 に 政 推進 府 に 対 するため l 目 ŧ 総 府

本会の 要望 t あ 和 四十七年 総理府に 「北方対策 本 部 が

また、 昭 和 兀 + ŋ, Ł 年、 昭 兀 + 八年、 五 兀 月、 + 九 年 \mathcal{O} 北 方 領 主 \mathcal{O} 復帰 実 現の 没置さ 要 望 では れ た 北 方領 土 \mathcal{O} 早 期 復

救 済 措 置 を 追 加 要望 した。

北

方海域

っでの

漁業の安全操

業の

確保とソ連邦

にだ捕され

た漁船

船

長及び

乗組

員

0

精

神

的

経済的

損失に対する

和 五 そ + \mathcal{O} 年以 結 果、 降 は 昭 和五 北 方領土 十年度予算で漁船 一復帰の 実現」 船長及び と 「漁業の安全操業」 乗 組 員 0 救済措置が本会の の二つについて要望を行ってきた 要望のとおり講じられたことから、 昭

を 問 兀 持 + 題 北 ち 方 九 \mathcal{O} 年 解 領 八 決 土 両 の 国 が 月 復 日 0 \mathcal{O} 友好親 日 ソ 帰 間 促 ソ 進 知 \mathcal{O} 真 善、 事 に 会 \hat{o} 0 友好関係 V 議 相 ては、 に 互. 理 お 解 11 昭 て \mathcal{O} \mathcal{O} 発展 ため 全 和四十三年に始まっ 玉 \mathcal{O} ため 知 話 事 L 会は É 合い 不可欠の 北 の 方 た日ソ知事交流 領土ならびに同 層 前 \mathcal{O} 提であることをソ連側 進 展を要望する。」 事業が 地 方の 安全操 実施される機会を通じ 旨 の に 書 業 . 対 面 問 して訴えてきた。 をソ 題に つい 連 側 に て 深 て、 手 渡 昭 領 和 心 土

(昭 和 五. 十二年 度 六 + 年 度

以 後 毎 和 五 年官民合同 十六 年二月七 .で東京で開 日 政 府 催 が L 制 そ 定 L る た 北 北 方 方領 領 \pm 土 σ 返還要求全国大会」 日 (本会もその制定につい に おい て、 て要望してきた)を記念して、 本会は主催 団 体 の一つとして

に 積極的 に参画するとともに、 毎回本会会長が全国 [地方公共団体を代表して意見を表明した。

昭 和六十二年 ·度~平 成 八 年 度

本会は、 昭 和四十六年以降、 ①北方領土の復帰促進 ②北方領土軍事基地の撤去等について要望してきたが

昭 和六十二年 以 降、 この + 年 間 は北方領土をめぐる情 勢の変化が 、みら ń た。

び 択 、捉島が 成三年四 [~]日ソ 月、 間 の領 ゴ ルバチョ 土間 題 フ・ソ連大統領が来日した際の日ソ共同声明の中で、 \mathcal{O} 対象であると明記され 、平和条約締結の準備作業を加速することが確認されたが 歯舞群島、 色丹島、

同

年十二月、

共産主

一義体制

の

ソ連は崩壊し、

新生ロシアが北方領土の

返還交渉の相手国となった。

国後島及

後 確立された。こうして、 成された諸文書及び法と正義 れた「東京宣言」において、 平成五年十月、 ロシア国内では、 5 ほとんど進展がみら エリツイン 急激な政治経済等の改革に伴う諸問題に直面するとともに、 国民 北方四 • れ \mathcal{O} の原則を基礎として解決 ない 多年にわたる念願である北 ロシア大統領が来日、 |島の帰| 状況であった。 属の 問題を「①歴史的・法的事実に立脚し、 北方領土問 Ļ 方領土の返還交渉は大幅な進 ③平和条約を早期に締結する」 題が最大の課題となり、 国境紛争問題等を抱えたことな ② 両 国 展が との 日ロ首脳会談で署名さ 期待され I の 間 明 確な交渉基盤が で合意の たが、 その Ĺ

る二月七日、 側に訴えるとともに、 領土 のような中で本会は、 蔄 題 「北方領土返還要求全国大会」 の 解決が日ソ 本会は、 昭 <u>п</u> 和四十三年に始まった日ソ知事会議 地方六団体、 間の真の友好関係 を開催し、 総務庁等とともに昭和五十六年以降、 \mathcal{O} 発展 北方領土の返還を要求してきた。 のため に不可 (後 の 欠の É 口 前提であることを、 知 事会議) 毎年 以降、 「北方領土の日」に当た 会議 連 \mathcal{O} 開 <u>п</u> 催 シア) 0 たび

から 訪問 実施されたこのビザなし交流を通じて日本国民と北方四 一方で、 を旅券 查証, 領土 問 なしで行うこと」 題 \mathcal{O} 解決に向け、 等を内容とする新し 日 ソ 両 玉 外 相 間 の 島在住口 V 往復書簡 ・枠組み シア人との間で着実に相互 (ビザなし交流) (平三・一〇・一 が策定され 四 により、 理 解 が 平 進 北 成 方領 匹 4 年 度 成 土

昭 和 五十二年 度~六十一 年 度

を上げてきた。

ため 島 周 辺 島 本会は、 海域 竹島 島 は 根 \mathcal{O} 昭 県 領 11 和五十二年七月二十二日、 カコ 等 は 権 我が \dot{O} \mathcal{O} 重要 確 国 立 漁場であ 古 漁 有 業 \mathcal{O} 領土であるが 0 ŋ, 安全操 同 政府 海域に その後、 に対 お 韓 し ける漁業の 玉 が 竹 領土権を主 島 \mathcal{O} 領土 安全操業の 権 張 Ļ \mathcal{O} 要望を続 確 確保を 7 海 と 上 |警察隊を常駐させてい 同 島 図ることが急務となっ 周 辺漁場 に

昭 和 六十二年 度 (平 成 八 年 度

保

 \mathcal{O}

ため

強

力な外交交渉を行うよう」要望

Ļ

f

毎

年

同

趣

旨

 \mathcal{O}

けてきた。

おける安全操

る。

特

に

竹

合意され が 百 海 平 玉 成 里 側 九 \mathcal{O} は この 年 排 領 領 月 他 土 有 的 問 \mathcal{O} 経済 権 題 日 韓首 問 \mathcal{O} 題 水 不 1脳会談 域 存 は先送りされるかたちとなった。 在 0) を主 全面設定方針を固 で、 張 \mathcal{O} L 問 て 題 お が り、 両 平 玉 めたことに端 関係全体に 成 八年二月 には、 悪 を発し、 影響を及ぼさないよう冷静に 政 懸案である竹島 府 が 玉 連 海 洋 領 法 条約 有 権 対 問 処することで 題 \mathcal{O} が 批 再 准 1燃した に . 伴 <u>'</u>خ

昭 和 五十二年 度~六十一年 度

尖閣 諸 島 の 領土権の確立 同 海域の安全確保

度国 要望した。 本会は、 昭 和 \mathcal{O} 施策 五十三年 同 この ならびに予算に関する要望) 年七月二十一日、 ·四月、 件については、 尖閣諸島 政府に対し、 日中両国の外交折衝の結果、 (沖縄県) を行い の日本領海 尖閣諸島 「今後再び領 の領土権 十二海里 \mathcal{O} 同年五月領有権に触れない形で外交的決着がつけら 海侵犯が起こら 内 確立と同 に中 国漁船多数が入り込む .海域の安全に関する要望 ないよう適正な措置を講ずるよう」 事件が 発生したため、 (昭和五十四年

基 地 問 題

れた。

(昭 ·和五十二年度~六十一年度)

返還後の基

地

跡

地

問

題

余に 和 要望を行ってきた。 に 日 っい わたる折 米安全保障条約に基づき全国各地に所在する米軍基地と周辺地域社会との て、本会は、 、ては、 基地 結果、 毎年、 特に返 が 所 在 基 和 す 還 地 る都 五. 後の 周 十四年 辺 道県 対策 基 地跡 -九月合意に達した。 知 \mathcal{O} 事 地 拡 で構 充 玉 有 米軍 成する 地 提 \mathcal{O} 供 渉 地 施 外 元地 設 関係 \mathcal{O} 方 整 主要都 公共団体に対する処分 理 縮 道 小、 県 知 移 事 間 設、 連絡協議会」と大蔵省との三 に 駐留軍 発生するい (譲渡、 従業員対策等 わ 貸付) ゆる基 条件の 地 問 0 11 題

緩 7 に

衝

 \mathcal{O}

昭

る

等

に

V

て進

展

が

あ

った。

(昭 米 和六十二年 軍 人等 $\dot{\mathcal{O}}$ 度~平 教 育 綱 成 八年 紀 粛 度 正

 \mathcal{O}

徹

底

に 及 び、 日 **宗全保** 基地 を抱える都道 障条約」 に基づく米軍基 県 では、 基 地 逦 \mathcal{O} 存在及びそ 提 供 施 設 \mathcal{O} 区 運 用等に は、二五 に伴う諸 都 問 道県、 題 \mathcal{O} た た め、 住 一施設 民 \mathcal{O} 平 生 活 成 環 九 境 \mathcal{O} 整 月 備 現 保

に 題は広範多岐にわたるとともに深刻化してきた。 航空 機 事 故等 に 対 する不安、 夜 間 離 着陸 訓練等に ょ る航 空機 騒 音 被 害 \mathcal{O} 増 大 環 境 汚染 など 基 地 に 起 因

す

る問

全、

地

域振

|興等における渉外対策に努力し

てきた。

のため、 本会は、 毎年① 基地 周 辺 住 民 の安全確保 環境! 保全 対 策 \mathcal{O} 推 進 2 基 地 周 辺 \mathcal{O} 生 活 環 境 \mathcal{O} 整 備 を 図

る各 地 方 に平 種 公共 事 成 業の 七 寸 体 年 拡 \mathcal{O} 九 充 月、 住 民 3 米軍 0 沖 縄 4 ならず、 県で発生した米兵による女子小学生に 基 地 \mathcal{O} 整 理 般 国 縮 小 民に大きな衝 移 設 \mathcal{O} 促 野を与 進 等 に えた。 っ き 対する暴行事 国に 対 し要望してきた。 件 は、 沖縄県 民

米

軍

基

地

を

抱

え

間 \mathcal{O} 再 関 に 本 いする 広 会は 発 が 防 要請」 0 Iŀ. てい 同 \mathcal{O} 年 た を る不信感を払拭するため、 \otimes + 行 った。 月八 軍 人等の教育、 目 この 全国市 件に関して、 長会、 綱紀 粛 全国町 適切な措置を講ずる」 日 正 米 \mathcal{O} 徹 両 村会との三 玉 底と被 政 府 疑 \mathcal{O} 外交折 者 一団体連名で内 \mathcal{O} べ 取 衝 き旨の 扱 0 V 結果、 に 0 閣 米 11 総 軍人等の て 理 被疑者 大 臣、 日 米 \mathcal{O} 教育、 地位 外 起 務 訴 協 大臣等 前 定 綱 \mathcal{O} 紀 を 身 に対 柄 粛 \Diamond \(\cdot\) 引 正 n \mathcal{O} 徹 玉 底 民 事 쑄 件 \mathcal{O}